

# 習志野市

## 後期基本計画

令和 2 年度～令和 7 年度  
(2020 年度～2025 年度)

文教住宅都市憲章制定 50 周年

### 習志野市



市長あいさつ

市長顔写真

## ○習志野市文教住宅都市憲章

昭和45年3月30日議決  
改正 昭和60年3月28日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

### (憲章の目的)

第1条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

### (市民のつとめ)

第2条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第3条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第4条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

### (市長および関係機関のつとめ)

第5条 市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第6条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行なわなければならない。

第7条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまちづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

### (補則)

第8条 この憲章は、公布の日から起算して6ヵ月以内において市長が別に定める日から施行する。

(昭和45年規則第24号で昭和45年9月30日から施行)

第9条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で定める。



# 目 次

## 後期基本計画の策定にあたって

<b>I</b>	<b>後期基本計画の策定</b>	
Ⅰ-1	計画策定の趣旨.....	2
Ⅰ-2	計画の構成と期間.....	3
Ⅰ-3	計画の位置づけ.....	4
Ⅰ-4	計画の考え方.....	5
Ⅰ-5	計画の進捗管理.....	5
<b>II</b>	<b>習志野市の概況</b>	
Ⅱ-1	習志野市の沿革と概況.....	6
Ⅱ-2	人口概況と将来推計.....	9
Ⅱ-3	財政概況.....	20
<b>III</b>	<b>まちづくりについての「市民の声」</b>	
Ⅲ-1	市民意識調査・大学生意識調査結果の概要.....	23
Ⅲ-2	市民意見交換会の概要.....	27
<b>IV</b>	<b>前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題</b>	
Ⅳ-1	前期基本計画の実績と課題.....	31
Ⅳ-2	まち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題.....	36
<b>V</b>	<b>まちづくりの課題</b>	
V-1	市政を取り巻く社会動向.....	40
V-2	本市のこれからのまちづくりの課題.....	45

## 後期基本計画

I	財政計画	
II	後期基本計画で取り組む重点事項	
II-1	後期基本計画におけるまちづくりの重点事項～“新しいひとの流れ”の強化～…	48
II-2	令和7年度までに取り組む重点事項	49
III	後期基本計画	
III-1	施策体系	52
III-2	施策の見方	55
III-3	将来都市像を実現するための3つの目標	57
第1章	支え合い・活気あふれる「健康なまち」	57
第2章	安全・安心「快適なまち」	94
第3章	育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	154
III-4	自立的都市経営の推進	190
IV	まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）	
IV-1	まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（第1期）について	207
IV-2	まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（第2期）について	209
IV-3	SDGs（持続可能な開発目標）の推進	215

## 参考資料

I	策定に係る資料	
I-1	計画策定経過	218
I-2	会議・審議等に係る資料	220
II	基本構想・条例及び宣言等	
II-1	基本構想・条例	228
II-2	宣言	242
II-3	習志野市組織図	243





# 後期基本計画の策定にあたって

I	後期基本計画の策定	
I-1	計画策定の趣旨	2
I-2	計画の構成と期間	3
I-3	計画の位置づけ	4
I-4	計画の考え方	5
I-5	計画の進捗管理	5
II	習志野市の概況	
II-1	習志野市の沿革と概況	6
II-2	人口概況と将来推計	9
II-3	財政概況	20
III	まちづくりについての「市民の声」	
III-1	市民意識調査・大学生意識調査結果の概要	23
III-2	市民意見交換会の概要	27
IV	前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題	
IV-1	前期基本計画の実績と課題	31
IV-2	まち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題	36
V	まちづくりの課題	
V-1	市政を取り巻く社会動向	40
V-2	本市のこれからのまちづくりの課題	45

# I 後期基本計画の策定

## I-1 計画策定の趣旨

習志野市では、市政施行60周年を迎えた平成26(2014)年、本市の今後12年間にわたる長期的な市政指針である「習志野市基本構想」をスタートしました。基本構想では、本市の目指すべき姿として「将来都市像」を掲げるとともに、将来都市像を実現するための取り組みとして、「3つの目標」及び、さらに事業の円滑な推進・実施を図るため、自立的都市経営の推進として「3つの重点プロジェクト」を設定しました。

### 将来都市像 未来のために～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野



また、この基本構想の策定とともに、具体的な施策を表す計画として、平成26（2014）年度から令和元（2019）年度の6年間を計画期間とする「前期基本計画」を策定し、さらには施策を実現するための3年間ごとの事業計画を示す「前期第1次実施計画」及び「前期第2次実施計画」を策定しました。

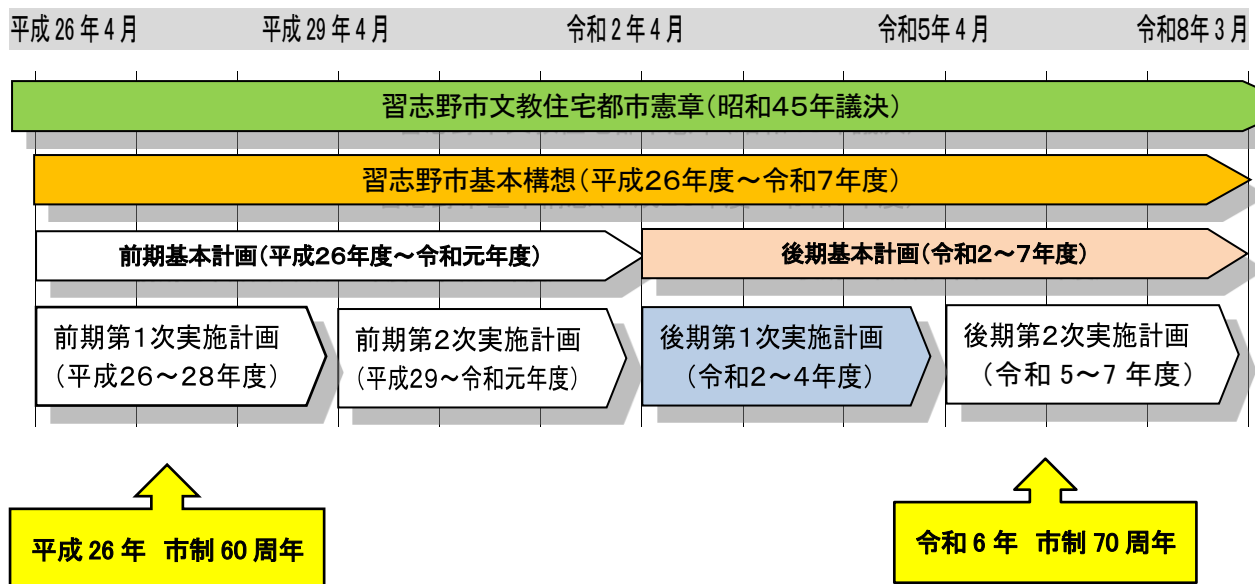
そして、平成27（2015）年10月には、我が国が直面する人口減少社会において、本市もまたその課題を克服し、将来にわたり、自立的な都市経営を推進するため、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの5年間を計画期間とする「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定するとともに、その具体的な実施事業を示す「第1次アクションプラン」及び「第2次アクションプラン」を策定しました。

このたび、令和元年度の到来を見据え、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間を計画期間とする「習志野市後期基本計画」を策定しました。

## I-2 計画の構成と期間

本市の計画体系は、まちづくりの基本理念である「文教住宅都市憲章」を頂点として、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

現在の基本構想は、平成26（2014）年度から令和7（2025）年度までの12年間を計画期間とし、前期基本計画は平成26（2014）年度から令和元（2019）年度、後期基本計画は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度の各6年間を計画期間としています。また、社会経済情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応するため、前期、後期のそれぞれ3年間ごとに実施計画を策定しています。



## I-3 計画の位置づけ

後期基本計画は、文教住宅都市憲章、基本構想に基づく計画であり、本市が所管する行政計画の最上位に位置付けられるものです。各分野における個別計画は、本計画に示された施策との整合性に配慮し、策定しています。

		個別計画	
第1章	第1節 (医療・福祉)	健康なまち習志野計画 光り輝く高齢者未来計画 2018 第5期障がい者基本計画 第4期障がい福祉計画	第2期地域福祉計画 国民健康保険データヘルス計画 第1期障がい児福祉計画
	第2節 (産業・シティセールス)	産業振興計画 人・農地プラン 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	創業支援等事業計画 農業振興地域整備計画 シティセールスコンセプトBOOK
第2章	第1節 (危機管理・安全安心)	危機管理指針 国民保護計画 防災行政無線デジタル化整備計画 消防施設の整備方針 消防車両等整備計画 安全で安心なまちづくり基本計画	地域防災計画 緊急事態対処計画 救急業務高度化推進計画 市民主導型救急救命講習実施計画 自転車交通環境整備計画
	第2節 (都市整備・ガス・水道)	都市マスタープラン 市営住宅等長寿命化計画(改定版) パリアフリー移動等円滑化特定事業計画 ガス事業経営戦略 下水道事業計画	住生活基本計画 橋梁長寿命化修繕計画 歩道橋長寿命化修繕計画 水道事業経営戦略 下水道事業経営戦略
	第3節 (自然環境・生活環境)	環境基本計画 緑の基本計画 芝園清掃工場長寿命化計画 し尿処理施設将来計画 生活環境保全計画	地球温暖化対策実行計画 一般廃棄物処理基本計画 クリーンセンター個別施設長寿命化計画 災害廃棄物処理計画
第3章	第1節 (子育て支援)	子ども・子育て支援事業計画(第2期)	こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画(第3期計画)
	第2節 (学校教育)	教育振興基本計画 学校施設再生計画 第2期計画	特別支援学級・通級指導教室整備計画
	第3節 (社会教育)	子どもの読書活動推進計画 スポーツ振興計画	生涯学習施設改修整備計画 文化振興計画
	第4節 (男女共同・平和)	第3次男女共同参画基本計画	
重点プロジェクト (公共施設再生・財政健全化・協働型社会)		公共施設等総合管理計画 第二次経営改革大綱 電子自治体推進指針 人材育成基本方針 市民協働基本方針	<b>第2次公共施設再生計画</b> 第二次経営改革大綱実行計画 電子自治体推進計画 人材育成基本方針実行計画 定員管理計画

文教住宅都市憲章(昭和45年度)

基本構想(平成26年度～令和7年度)

後期基本計画(令和2年度～令和7年度)  
後期第1次・第2次実施計画(3年ごと)

## I-4 計画の考え方

後期基本計画は、次の考え方に基づくものとします。

- ①習志野市基本構想で掲げた将来都市像の実現を目指し、引き続き、3つの目標及び3つの重点プロジェクトに基づく施策を示します。
- ②実効性のある計画とするため、成果指標を定め、達成状況の可視化を図ります。
- ③まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく地方版総合戦略として位置付けられる「まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」と一体的な計画とします。
- ④国際社会全体の開発目標として定められたSDGs※<sup>1</sup>（持続可能な開発目標）の推進を踏まえた計画とします。
- ⑤本市を取り巻く社会経済情勢の的確な把握に努め、2040年問題など、少子高齢化のさらなる進展等、計画期間の先を見据えた計画とします。

## I-5 計画の進捗管理

### （1）成果指標と実施計画

基本構想や基本計画で示した3つの目標の達成に向けた取り組みを進め、将来都市像を実現するためには、具体的な成果指標を掲げて、一つ一つの事業を着実に実行していくことが必要です。本計画は、より実効性のある計画とするため、目標の達成度を測る成果指標を施策ごとに設定し、各施策に基づく具体的な事業は、3年間ごとの「実施計画」に位置付けます。

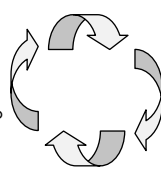
成果指標を掲げることにより、目標を達成した施策は新たな目標を設定して、さらなる進展を目指し、目標を達成しなかった施策は、見直しを行います。

このように、社会経済情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応し、目標を達成するための適切な手法やコストを選択しつつ、常にその時節に合った事業を展開することで、目標の達成、すなわち基本構想の実現を目指します。

### （2）計画の進捗管理

計画の進捗管理に際しては、PDCAサイクルに従い、成果指標の達成度及び事業の進捗度を検証し、成果指標を実現するための事業やコストの見直しを図る行政評価を用います。

また、長期計画の策定にかかる調査審議機関である「長期計画審議会」に毎年結果を報告し、意見を聴取するとともに、結果を公表していきます。

P（プラン：計画策定） D（ドゥ：計画実施） C（チェック：達成評価） A（アクション：改善）	<ul style="list-style-type: none"><li>• どのような事業を展開するのか。</li><li>• 事業は着実に実行できたか。</li><li>• 事業を実施して、成果指標が達成できたか。</li><li>• 事業の改善点は何か。</li></ul>	
--	---	---

<sup>1</sup>平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された”持続可能な開発目標”。「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、令和12(2030)年を期限とする17の目標と169のターゲットで構成されている。

## II

# 習志野市の概況

## II-1 習志野市の沿革と概況

### (1) 習志野市の沿革【～軍郷から文教住宅都市へ～】

本市は、昭和 29(1954)年 8 月 1 日、津田沼町を母体に、千葉県内で 16 番目に市制を施行し、人口 30,204 人、面積 17.66 km<sup>2</sup>を有する都市として誕生しました。

本市は、それまで軍郷として知られてきましたが、戦後、旧軍用地の転用が進み、大学等の教育施設や商工業施設、住宅街が形成され、文教住宅都市への転換が図られました。

その後、昭和 40 年代から 50 年代(1965 年から 1984 年)にかけては、我が国の高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、JR 総武線の複々線化、2 度の公有水面埋立による市域の拡大やそれらに伴う住宅団地開発が行われる中、学校・幼稚園や社会福祉施設等の公共施設の整備を実施する等、教育・福祉及び文化の振興や住環境の保全等に力を注ぐとともに、昭和 45(1970)年 3 月 30 日には、「習志野市文教住宅都市憲章」を制定しました。

昭和 60(1985)年代以降は、JR 京葉線の開業等によって、急速に市街化が進展し、住宅都市として発展する中で、都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤に重点を置いた整備を進め、さらには習志野緑地の整備、谷津干潟のラムサール条約※<sup>2</sup>への登録をはじめとする都市基盤の充実、環境の保全等に努めてきました。



<sup>2</sup> 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とした国際条約。イランのラムサールにおいて、1971年に締結された。湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系として捉え、幅広く保全・再生を呼びかけている。

## （２）土地利用状況【～小さいながら高効率で居住環境の良好なまち～】

本市は、市域面積 20.97 ㎢と県内自治体で、4 番目に小さな面積となっています。

昭和 30(1955)年代後半より、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきた中で、現在、本市は全域を都市計画区域に指定しており、市街化区域は 18.62 ㎢で市域の 88.8%、市街化調整区域は 2.35 ㎢で市域の 11.2%を占めています。

## （３）地理的特性【～交通網が発達し利便性に優れたまち～】

### ① 都市に係る状況

本市は、東京湾に面した千葉県北西部に位置し、千葉市・船橋市・八千代市に隣接していません。

面積 20.97 ㎢、常住人口 173,111 人、人口密度 8255.2 人/㎢であり、千葉県内で 3 番目に高い人口密度となっています（平成 31 年 1 月 1 日現在）。

東部から中部地区にかけては、騎兵旅団司令部があった大久保地区を中心に、明治から昭和にかけて発展し、人口が集中した地域でありました。戦後の軍解体に伴って生まれた、広大な跡地は大学や工業系企業等の敷地として活用されています。

中部地区には、最も古くから集落がある鷺沼・鷺沼台・藤崎地区をはじめ、JR 総武線や京成線等の主要交通機関が集中する津田沼地区があり、昭和 30(1955)年代まで海岸線があった国道 14 号沿いを南端に、本市の中核を担ってきた地域でもあります。

西部地区には、ラムサール条約に登録されている谷津干潟があります。また、東京湾岸は国道 14 号以南の埋立地域で構成されており、中でも JR 京葉線以南である芝園、茜浜地区は、居住エリアとの明確な分断のための土地利用がなされており、工業・流通エリアとして、本市の産業地域となっています。

### ② 交通に係る状況

本市は、主要交通である鉄道が市内中心部を横断し、5 路線 7 駅が設置され、市内各地域も約 2 km圏内に駅が存在し、鉄道へのアクセスは大変優れています。

また、京葉道路・東関東自動車道の高速度道路、国道 14 号・国道 357 号の国道等、数多くの道路が設置され、充実した交通網が形成されています。近年は、谷津船橋インターチェンジが平成 25(2013)年に完成し、周辺地域は混雑緩和とともに利便性が向上しています。

この充実した交通網により、都心まで約 30 分、成田空港まで約 40 分と交通至便な地域となっています。

### ③ 地形に係る状況

本市の海拔平均は 18m であり、台地、段丘斜面、谷戸地、海岸平野と、変化のある自然地形が形成されています。北部には下総台地、かつて旧海岸線があった国道 14 号沿いには海岸段

## Ⅱ 習志野市の概況

### Ⅱ－1 習志野市の沿革と概況

丘の名残があるものの、全体としては、南部の現海岸線に向けて、緩やかな傾斜をなしています。



## Ⅱ-2 人口概況と将来推計

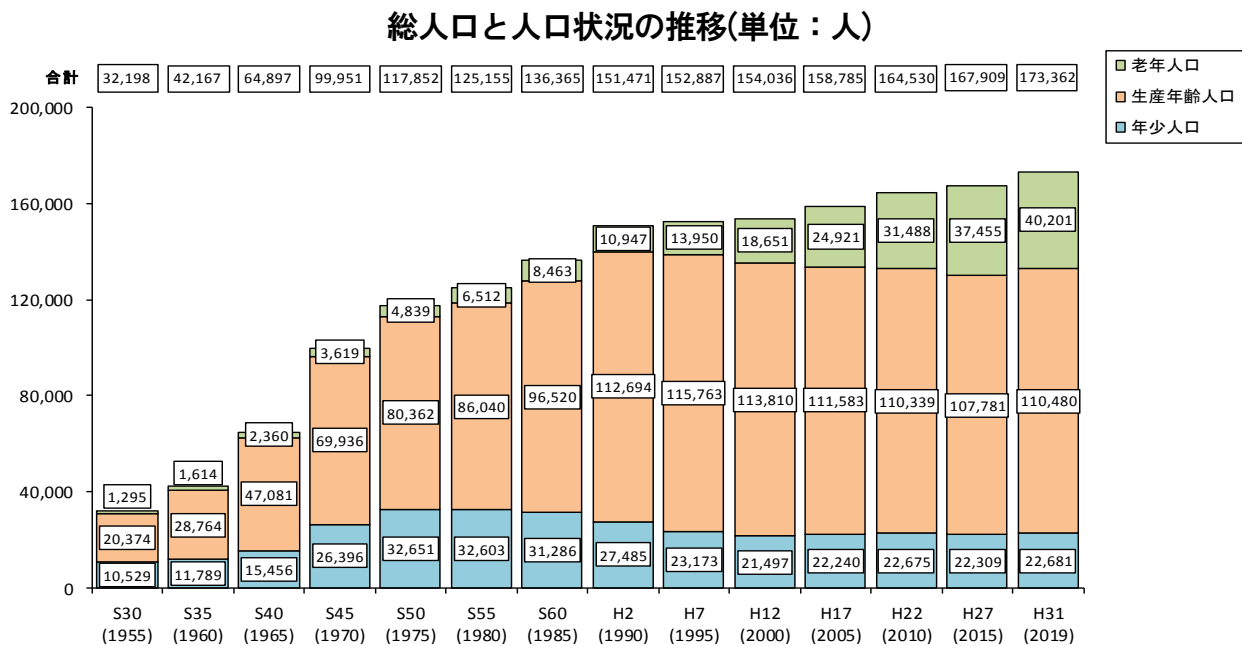
### (1) 人口概況【～開発による人口増加 少子高齢化の確実な進行～】

#### 1) 総人口の推移

昭和 29 (1954) 年 8 月 1 日に人口 30,204 人で市制を施行して以来、高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、JR 総武線の複々線化、2 度の公有水面埋立による市域の拡大やそれらに伴う住宅団地開発が行われる中で、本市は、教育・福祉及び文化の振興や住環境の保全等に力を注ぐ、文教住宅都市として発展してきました。

平成 31 (2019) 年 3 月末現在の住民基本台帳人口は、173,362 人に達しており、市制施行後 65 年で 5.7 倍の増加となっています。平成 22 (2010) 年から平成 31 (2019) 年までの 10 年間では、約 9,000 人、5.4 ポイントの増となっており、特に、土地区画整理事業<sup>3</sup>※により、平成 25 (2013) 年にまちびらきをした奏の杜地区は、約 8,000 人の増となっています。

このほか、東習志野地区の工場跡地における大規模開発や、一部土地区画整理事業が実施された谷津地区の増加も、人口増加に大きく影響しています。



※ 不詳者が含まれるため、文・表中の合計が一致しない場合があります。

※ H31(2019)のみ 3 月末現在住民基本台帳人口 資料：習志野市「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

<sup>3</sup> 土地区画整理法によって、都市計画区域内の土地について、道路、公園等の公共施設の整備・改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。

## ２）年齢３区分別人口の推移

年齢３区分別人口の５年毎の推移を見てみると、生産年齢人口（１５歳以上 ６５歳未満）は、市制施行以来、急激な増加を続け、平成７年に 115,763 人、人口構成比は、75.7%に達してピークを迎えた後、減少に転じました。その後、土地区画整理事業の実施等、開発による人口流入もあり、直近の平成 31（2019）年 3 月末の住民基本台帳人口では、110,480 人と若干増加していますが、人口構成比は、64.2%に低下しています。

年少人口（15 歳未満）は、団塊ジュニア世代の誕生により、昭和 50（1975）年には、32,651 人と 3 万人を超え、人口構成比も 27.7%とピークを迎えました。その後 10 年間は、3 万人台を維持していましたが、以降は減少傾向が続き、平成 2（1990）年には、人口構成比が 20%を下回りました。平成 17（2005）年には、30 年ぶりに微増に転じ、平成 31（2019）年 3 月末では、22,681 人と、ここ 10 数年間は 2 万 2 千人台を維持していますが、人口構成比は 13.1%に低下しています。

一方、老年人口（65 歳以上）は、一貫して増加を続け、平成 17（2005）年には、2 万人を超え、人口構成比も 15.7%に達し、年少人口を上回りました。平成 22（2010）年には、3 万人超、平成 31（2019）年 3 月末には、40,201 人と 4 万人を超え、人口構成比も 23.3%に達して、過去最高値を更新しています。

平成 31（2019）年 4 月 1 日の本市の人口状況(単位：人)

区分		総数	男性	女性	
人 口	住民基本台帳人口	173,362	86,365	86,997	
	老年人口 (65 歳以上)	後期高齢者(75 歳以上)	20,466	8,463	12,003
		前期高齢者(65～74 歳)	19,735	9,194	10,541
		高齢者総数	40,201	17,657	22,544
	生産年齢人口(15～64 歳)	110,480	57,155	53,325	
年少人口(0～14 歳)	22,681	11,553	11,128		

資料：習志野市住民基本台帳

### 3) コミュニティ別人口の推移

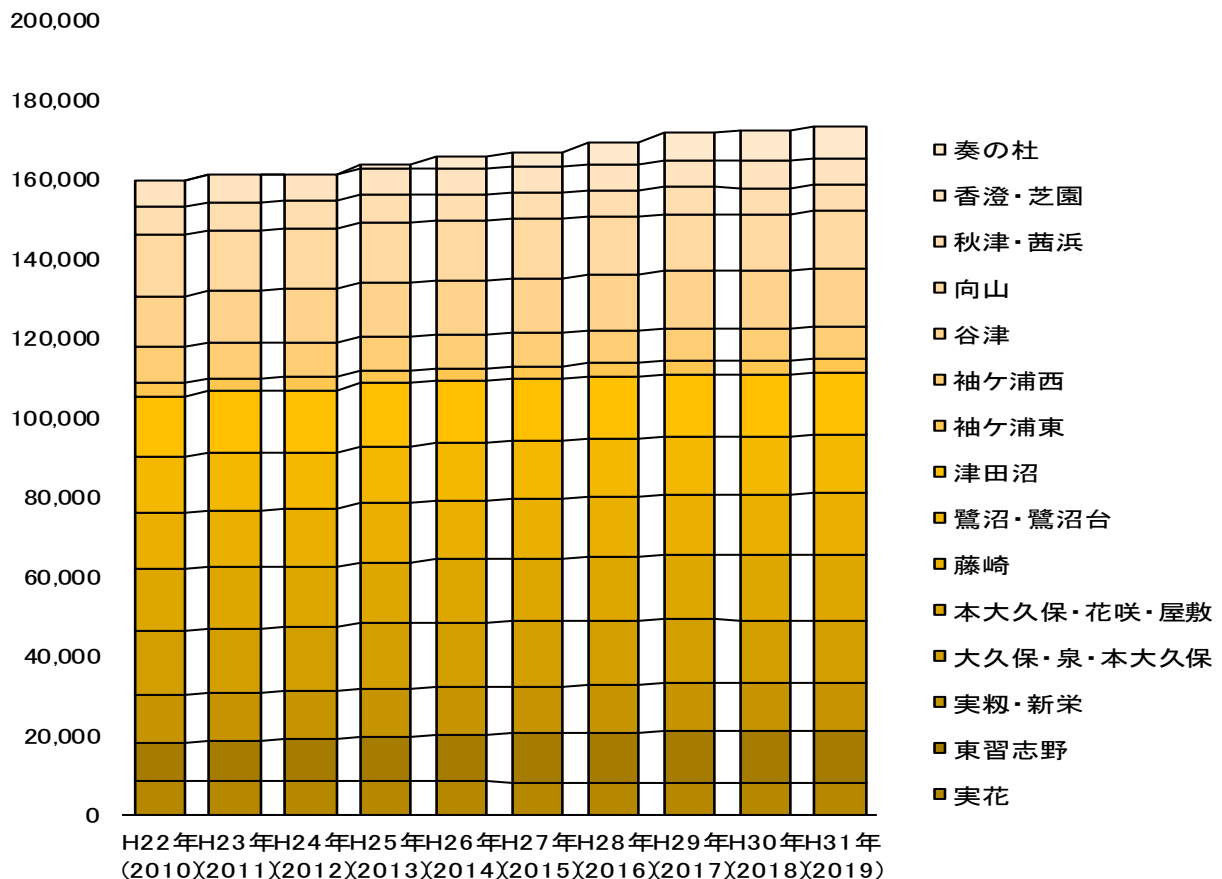
直近 10 年間の人口推移をコミュニティ別でみると、人口が増加している主な地区は、奏の杜、東習志野、谷津、藤崎、鷺沼・鷺沼台、本大久保・花咲・屋敷の各地区です。

最も人口が増加している地区は、奏の杜地区で、平成 25 (2013) 年のまちびらきからの 7 年間で、約 8,000 人の増となっており、次いで、東習志野地区が 10 年前に比べて約 4,000 人、43.3%の増、谷津地区が約 1,600 人、12.8%の増と続いています。これらは、いずれも大規模開発による大型集合住宅の建設が影響しています。この他、藤崎、鷺沼・鷺沼台地区は、戸建てを中心とした宅地分譲や、40 戸程度の集合住宅が複数建設されたことなどにより、本大久保・花咲・屋敷地区は、大規模から中規模の集合住宅建設や、まとまった宅地分譲などの開発が影響しています。

一方、減少している主な地区は、袖ヶ浦西、秋津・茜浜、実花、向山地区で、10 年間で 9.3%から 5.5%の減少となっており、最も減少率が大きい地区は、袖ヶ浦西地区となっています。

減少の要因は主に 2 点であり、1 点目は、国家公務員宿舎等の廃止により、跡地の利活用が現時点で未実施、若しくは保育所や介護老人施設となったことによる人口減であり、実花、向山地区が該当します。2 点目は、集合住宅が多く、かつ高齢化率も高い地域においては、世帯員の減少により、人口減となっていると推察するものであり、袖ヶ浦西、秋津・茜浜地区が該当します。

コミュニティ別人口の推移(単位：人)



## Ⅱ 習志野市の概況

### Ⅱ－２ 人口概況と将来推計

※ 奏の杜地区はコミュニティ別では谷津地区に含まれますが、開発による急激な人口増加がみられるため、分けて表示、分析をしています。

## (2) 将来推計【～少子超高齢社会の進展とその先の人口減少～】

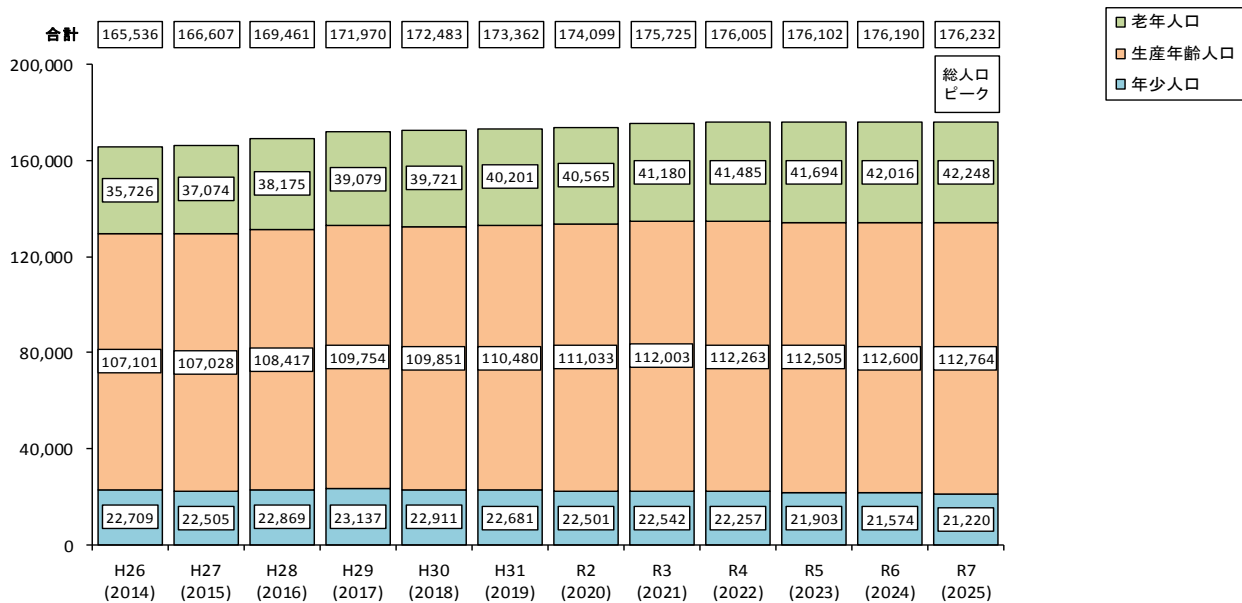
### 1) 将来推計の総論

令和元年度の人口推計において、本市の総人口は、現在の基本構想計画期間最終年である令和7(2025)年の176,232人をピークとして増加していきますが、その後は、緩やかな人口減少が始まる見込みです。

また、人口構成を見れば、年少人口は平成26(2014)年の13.7%から、令和7(2025)年には1.7ポイント減の12.0%となり、生産年齢人口は64.7%から、実数は増加するものの0.7ポイント減の64.0%となります。一方で、老年人口は21.6%から、2.4ポイント増の24.0%となっており、少子高齢化がさらに進んでいく見込みです。

引き続き、少子高齢化が進展することによる老年人口の増加、特に後期高齢者の急増は、社会保障費の増加等を生じ、行財政運営の大きな課題となります。さらに、次期基本構想の計画期間における人口減少の始まりと生産年齢人口の減少を見据えた対応も求められます。

総人口と人口状況の推移(単位：人)



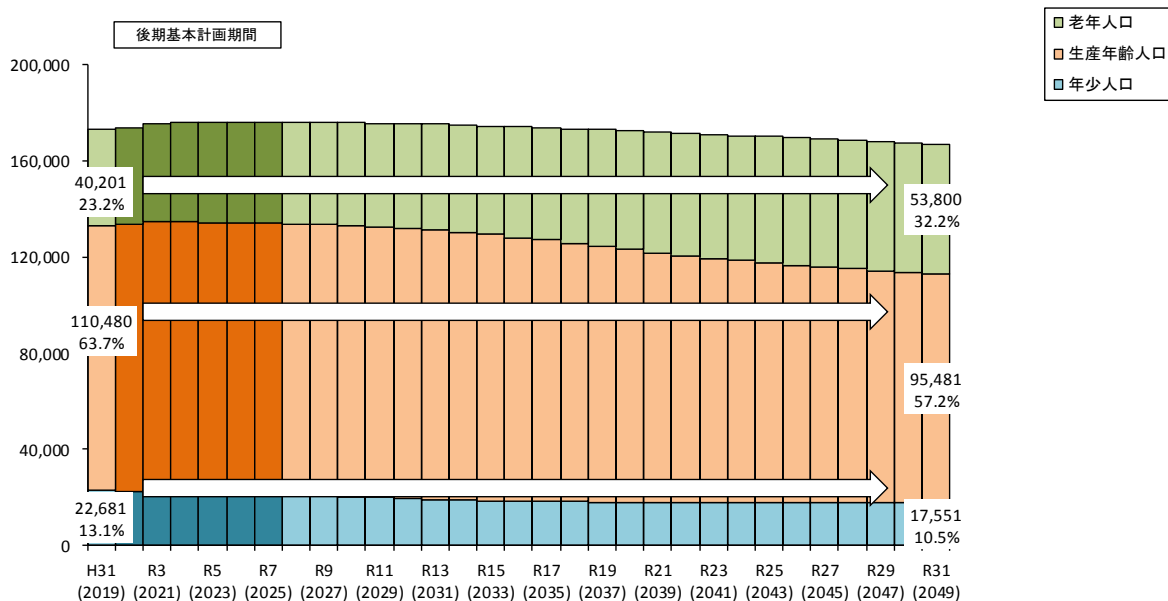
※ 小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※ 基準日は各年4月1日。

資料：習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年6月)

Ⅱ 習志野市の概況  
Ⅱ－２ 人口概況と将来推計

年齢区分別人口の推移(単位：人)



※ 基準日は各年 4 月 1 日

※ 小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

資料：習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年 6 月)

基本構想最終年(令和 7 (2025) 年 4 月 1 日)の本市の人口推計状況(単位：人)

区分		総数	男性	女性	
推 計 人 口	総人口	176,232	86,906	89,326	
	老年人口 (65 歳以上)	後期高齢者(75 歳以上)	25,236	10,160	15,076
		前期高齢者(65～74 歳)	17,012	8,214	8,798
		高齢者総数	42,248	18,374	23,874
	生産年齢人口(15～64 歳)	112,764	57,781	54,983	
	年少人口(0～14 歳)	21,220	10,751	10,469	

※男女別内訳については、按分により算出

資料：習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年 6 月)

## 2) 団塊の世代の移行による後期高齢者の急増

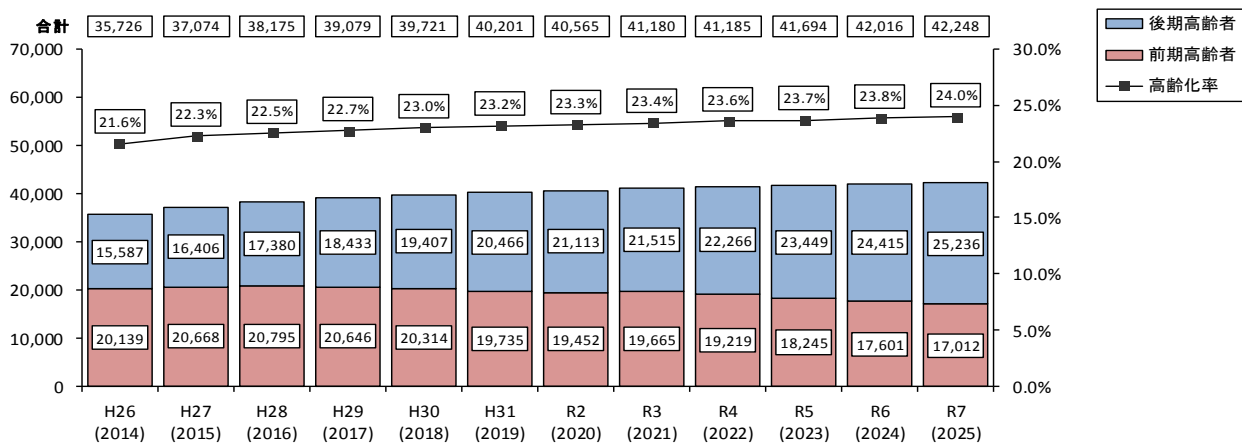
老年人口は、計画期間終了時の令和7(2025)年度には42,248人と、平成31(2019)年3月末対比で約2千人、5.1ポイント増、人口全体に占める割合は、24.0%に至ると予測しています。

超高齢社会の進展により、老年人口が増加し続けていく中、平成31(2019)年には、後期高齢者人口(75歳以上)が前期高齢者人口(65~75歳未満)を上回っており、さらに、後期基本計画の計画期間内においては、いわゆる“団塊の世代”※<sup>4</sup>の市民が、令和4(2022)年から令和6(2024)年にかけて、75歳以上となり、後期高齢者層に移行します。

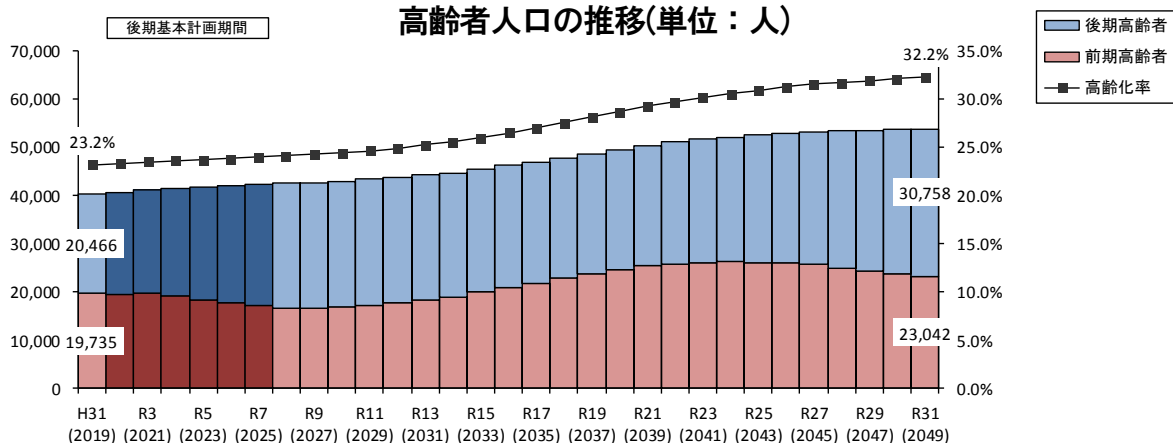
後期高齢者人口は、令和7(2025)年度には25,236人となり、平成31(2019)年3月末対比で約4,800人増と、23.3ポイント急増し、人口全体に占める割合も14.3%にのぼると予想しています。

少子高齢化が益々進展することにより、生産年齢人口は減少し、税収が減となる一方で、少子化対策の拡大が必要となるとともに、高齢化に伴う福祉サービスや医療に多額の財源が必要となります。特に、後期高齢者の増大は、医療・介護ニーズを高め、扶助費※<sup>5</sup>の急伸をもたらします。こうした中で、超高齢社会への対応は、引き続いての強化が必要であり、老後の不安を安心に変えるための様々な取り組み・支援も急務となります。

令和7(2025)年までの高齢者人口動向(単位：人)



高齢者人口の推移(単位：人)



※ 小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

4 一般的に、昭和24(1947)～昭和26(1949)年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた約680万人を呼ぶ。大きな人口層を形成し、日本経済を先導してきた世代と言われている。

5 社会保障制度の一環として、児童・高齢者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費。生活保護の費用や児童手当、医療費助成などが該当する。

Ⅱ 習志野市の概況  
Ⅱ－２ 人口概況と将来推計

※ 基準日は各年４月１日。

資料：習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年６月)



### 3) 少子化による生産年齢人口の減少とその先の人口減少のはじまり

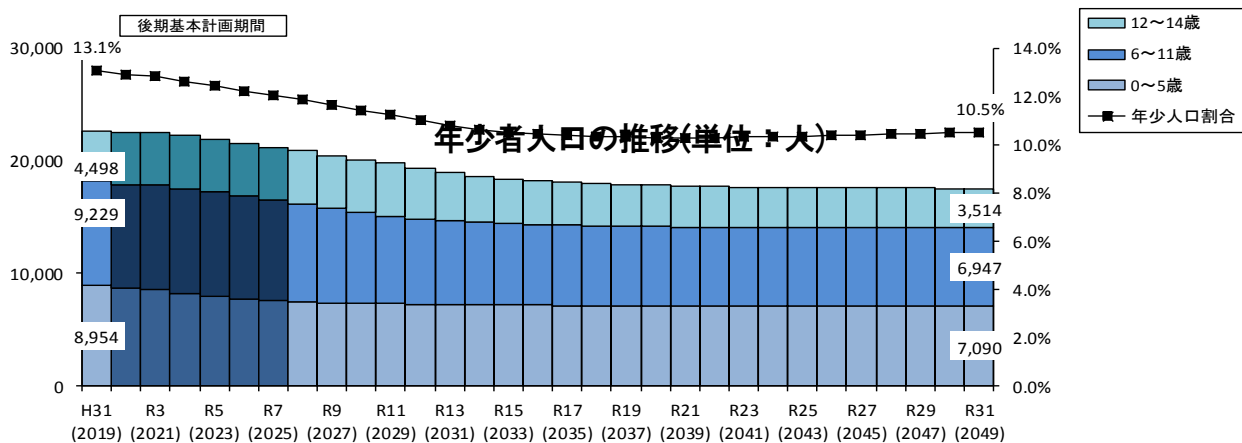
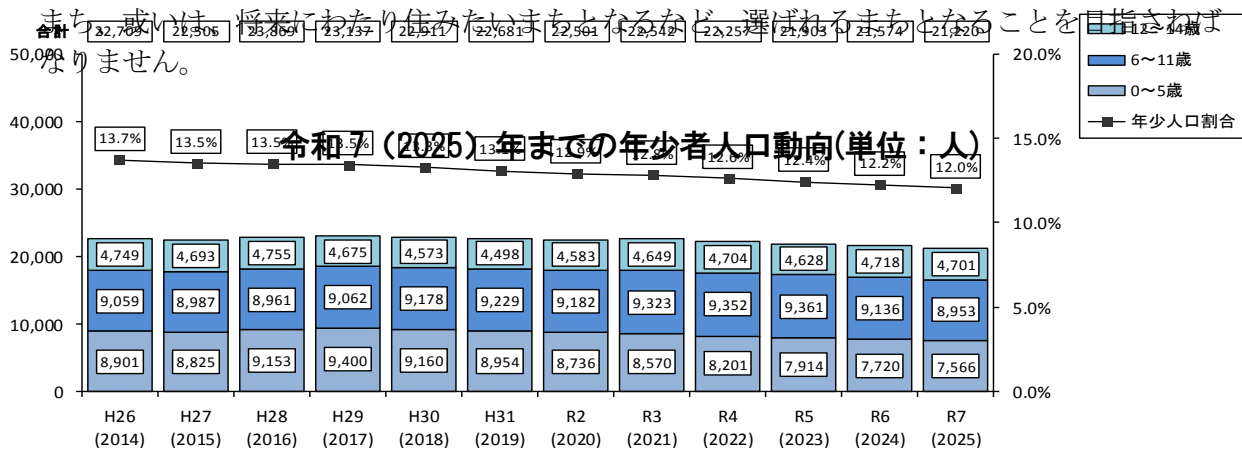
計画期間終了時の令和7(2025)年の生産年齢人口は、112,764人、平成31(2019)年3月末対比で、約2,300人、2.1ポイント増、人口全体に占める割合は、64.0%と予測しています。その後、令和9(2027)年には、113,011人に達してピークを迎え、その後、減少に転ずる見込みです。

年少人口は、令和7(2025)年には21,220人、平成31(2019)年3月末対比で、約1,500人、6.4ポイント減、人口全体に占める割合は、12.0%と予測しており、令和2(2020)年以降、一貫して減少する見込みです。

中長期的に見ると、少子化は生産年齢人口の減少につながっていくため、税負担能力の低下、引いては、自主財源比率の低下につながる可能性があり、さらには、消費の減退、地域経済の衰退に結びつき、法人税の担税力の縮小へとつながることが予測されます。加えて、本市の総人口は、今後、令和7(2025)年をピークとして、その後は緩やかに人口減少に向かうと見込まれます。

このような人口推計を踏まえれば、少子化、その先の人口減少への対応として、子育て支援環境・支援策を充実させるとともに、教育環境の再整備・更なる充実を図り、安心して産み育てられ、未来をひらく教育を受けることができるまちづくりへの取り組みが、引き続き、一層重要となります。

さらに、社会保障を支える生産年齢人口層を維持・増加させていくための、魅力ある暮らしができるまち、また、市内に大学が立地・隣接する特性を生かして学生が卒業後も住み続けるまち、若い世代が未来にわたり住みたいまちとなるなど、選ばれるまちとなることを目指さなければなりません。



Ⅱ 習志野市の概況  
Ⅱ－２ 人口概況と将来推計

※ 小数点第一位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※ 基準日は各年４月１日

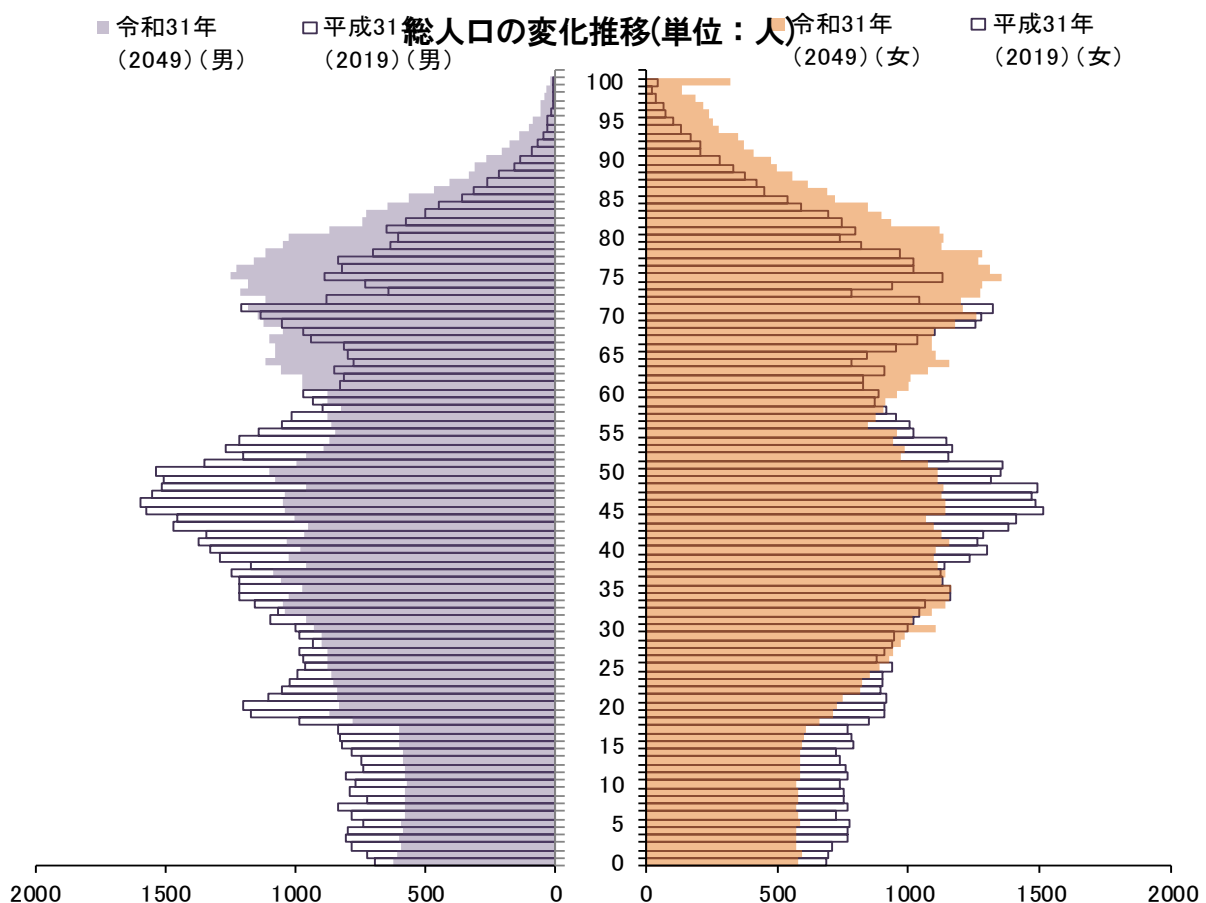
資料：習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年６月)

#### 4) 長期的な将来のすがた ～ 人口規模の縮小と団塊ジュニア世代の後期高齢者層への移行

現在の基本構想計画期間最終年である令和 7(2025)年以降を見据えると、老年人口は、一貫して増加を続け、令和 21(2039)年度には5万人を超え、令和 31 (2049) 年度には、53,800 人に達すると予測しています。平成 31(2019)年3月末対比では、約1万3千600人増、33.8ポイント増加し、人口全体に占める割合は、32.2%に及ぶと予測しています。

後期高齢者人口は、令和 10(2028)年には、約2万6千人に達し、人口全体に占める割合は14.9%となり、その後は微減傾向となりますが、令和 20(2038)年には、再び上昇に転じると予測しています。2040年代半ば以降は、“団塊ジュニア世代”※<sup>6</sup>が後期高齢者層に入ることもあり、令和 31 (2049) 年度には、約3万800人に達し、平成 31(2019)年対比で約1万300人、50.3ポイントの増、人口全体に占める割合も、令和 31(2049)年からは、18%台に及ぶと予測しています。

後期基本計画策定においては、長期的な将来の姿も捉えた上で、持続可能な行財政運営を見据える必要があります。



資料:習志野市「習志野市人口推計結果 報告書」(令和元年6月)

<sup>6</sup> 昭和 46 (1971) ～昭和 49 (1974) 年に出生した世代を指す。大きな人口層である団塊の世代の概ね子どもにあたる世代であり、本市においても最大の人口層となっている。

## II-3 財政概況

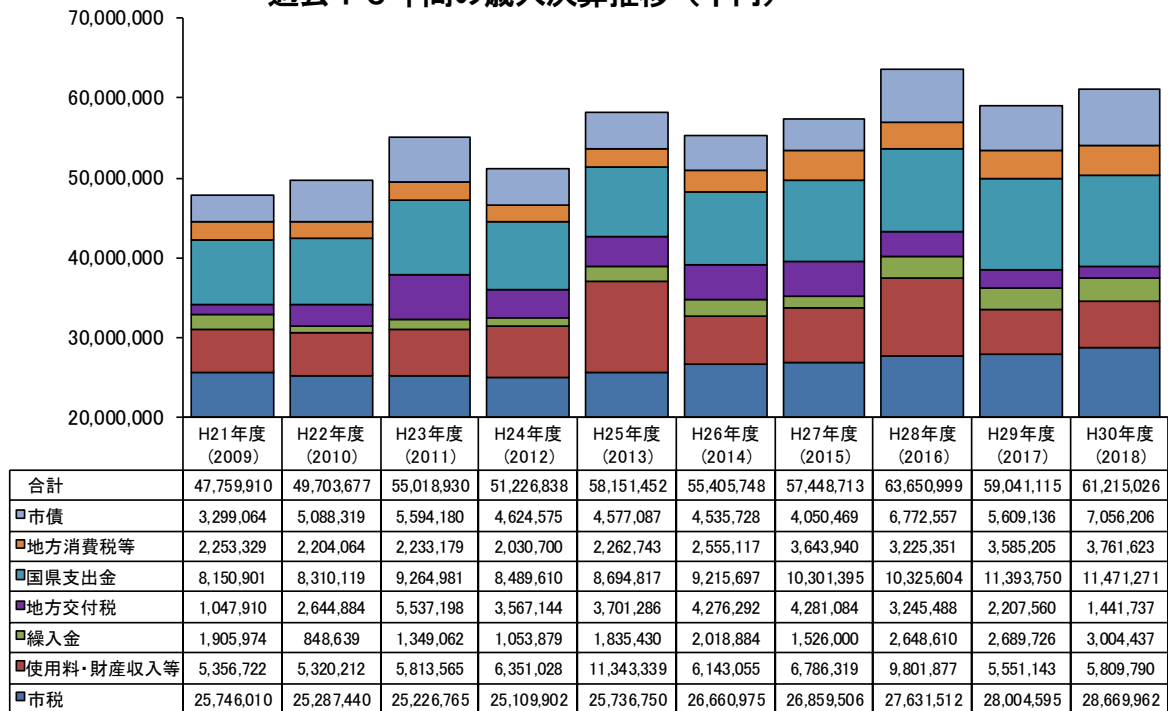
### (1) 歳入状況の推移

過去10年間の本市の歳入状況の推移をみると、市税は平成20(2008)年秋の世界的経済情勢の悪化により、平成21(2009)年度から減少傾向に転じ、平成25(2013)年度からは再び増加に転じました。平成30(2018)年度は、景気回復及び転入による居住者増加に伴う納税義務者数増加などによる市民税の増、評価替えに伴う地価の上昇や既存事業者による償却資産<sup>7</sup>の設備投資の増加による固定資産税の増などにより、平成29(2017)年度と比較して約6億7千万円の増額となりました。

地方消費税等が平成27(2015)年度に大幅に増加したのは、消費税の税率改定影響額が通年ベースで収入されたことにより、地方消費税交付金<sup>8</sup>が増加したことによるものです。国県支出金が平成27(2015)年度に増加したのは、地域における消費喚起等を目的とした地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が設けられたことなどにより増加しました。平成29(2017)年度は、待機児童対策に係る保育所等整備交付金や臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業費補助金などにより増加しました。平成30(2018)年度は、給食センター建替事業交付金や千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金などにより増加しました。

地方交付税は、平成23(2011)年度に震災復興特別交付税<sup>9</sup>が創設され、大幅に増加しましたが、平成30(2018)年度は、新庁舎建設工事や災害復旧事業の終息に伴い、震災復興特別交付税は減となりました。また近年は、市税収入が増加しているため、基準財政需要額<sup>10</sup>に対する財源不足額が減少し、その結果、普通交付税も減少傾向になっています。使用料・財産収入等が平成25年度、平成28(2016)年度に大幅に増加したのは、それぞれ仲よし幼稚園跡地、第二斎場用地の売却による不動産売払収入の増によるものです。

過去10年間の歳入決算推移(千円)



資料:平成30年度普通会計決算状況

<sup>7</sup> 事業のために使用する物で、かつ、土地や家屋以外で構築物、機械や器具、船舶や航空機、工具などの資産のことを指す。これらには固定資産税の一種である「償却資産税」がかかる。減価償却が済んだ償却資産も申告・課税の対象となる。

<sup>8</sup> 地方消費税として課税される県民税の一部が、人口の割合等に応じて県から市に交付される交付金。

<sup>9</sup> 東日本大震災による被災団体等に対して、災害復旧事業の地方負担分や市税の減収分などについて補てんするために、国の平成23(2011)年度第3次補正予算において創設された交付税。

<sup>10</sup> 普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源(行政経費に充てられる財源のうち国庫補助金や使用料などの特定財源を除いた財源)の額

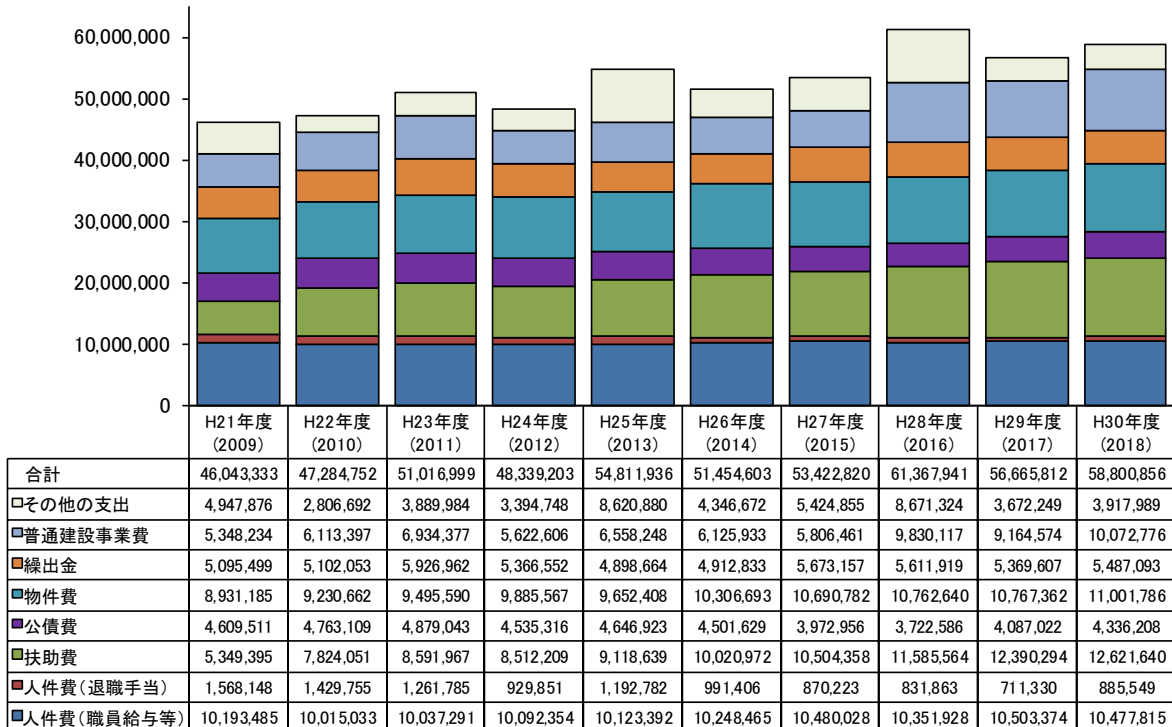
## (2) 歳出状況の推移

過去10年間の歳出状況の推移をみると、人件費（退職手当と職員給与等の合計）は、ほぼ横ばいの推移となっています。

扶助費は年々増加しています。平成30（2018）年度は、待機児童対策により民間認可保育所等が増加したことから、民間認可保育所運営費助成事業、小規模保育事業運営費助成事業などが増加しました。また、障がい者支援として障害者総合支援法に基づく給付事業、児童福祉法に基づく給付事業が利用者数の増により増加しました。物件費※<sup>11</sup>は業務の外部化、民間委託化による委託料の増などにより年々増加しています。平成30（2018）年度は、新給食センターの開業準備に係る委託業務などにより増加となりました。普通建設事業は、その年に行う工事等によって大きな増減がありますが、近年、公共施設再生の取り組みにより増加傾向にあります。平成30（2018）年度は、新庁舎建設工事が完了した一方、給食センター建替事業、大久保地区公共施設再生事業、（仮称）大久保こども園整備事業などにより全体としては増加となりました。

その他の支出も年度によって増減が大きくなっています。平成21（2009）年度は定額給付金の取り組みによるもの、平成25（2013）年度、平成28（2016）年度は、それぞれ仲よし幼稚園跡地、第二斎場用地の売却による不動産売却収入を公共施設等再生整備基金等に積み立てた特殊要因により増加しています。

過去10年間の歳出決算推移（千円）



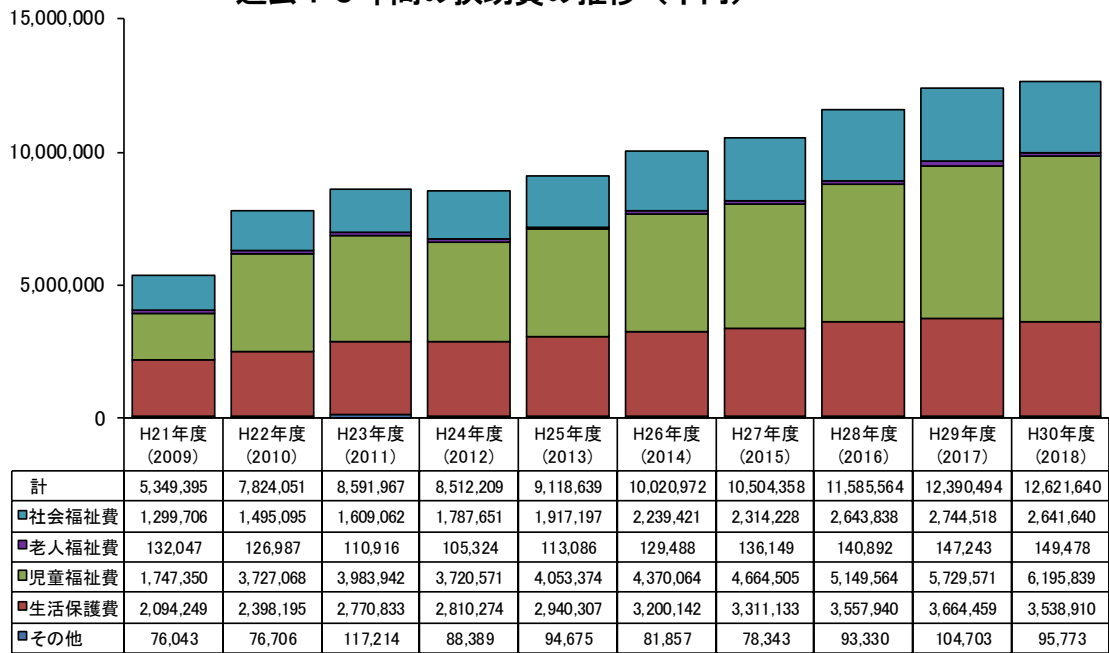
資料：平成30年度普通会計決算状況

<sup>11</sup> 旅費、消耗品費、委託料など、他の性質に属さない消費的な経費。

Ⅱ 習志野市の概況  
Ⅱ－3 財政概況

義務的経費※<sup>12</sup>の中で増加が著しいのが扶助費です。生活保護費は年々増加していましたが、平成30(2018)年度は被保護者数の減により減少に転じました。児童福祉費は、平成22(2010)年度に子ども手当の創設により、大幅に増加しました。また近年、待機児童対策として受け皿となる施設の整備を進めているため、民間認可保育所等への運営費助成が大幅に増加しています。社会福祉費も国の経済対策による臨時福祉給付金等の給付や障害者総合支援法に基づく給付事業の増加などにより、増加傾向が続いています。

過去10年間の扶助費の推移(千円)



資料:平成30年度普通会計決算状況

<sup>12</sup> 人件費、扶助費、公債費。支出が義務的で任意に削減することができない経費。

Ⅲ

まちづくりについての「市民の声」

Ⅲ-1 市民意識調査・大学生意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、市民及び大学生の生活の現状、行政に対する要望、意識等を的確に把握・分析し、その結果を今後のまちづくりに反映させるとともに、「習志野市後期基本計画」の策定に向けた基礎資料を作成することを目的として実施しました。

<調査方法>

〔市民意識調査〕 調査期間：平成30(2018)年10月29日～11月12日(15日間)

- ・調査票は郵送送付、郵送回収並びにインターネット回答を可能としました。
- ・送付先は、住民基本台帳からの無作為抽出により選出しました。

〔大学生意識調査〕 調査期間：平成30(2018)年11月～12月

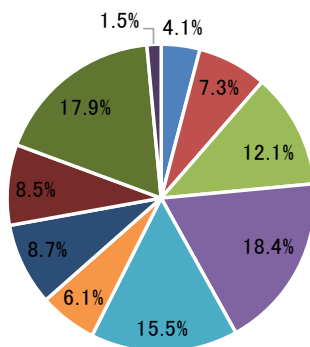
- ・各大学(東邦大学、千葉工業大学、日本大学生産工学部)を通じて調査票(各大学500票)の配布、回収を行いました。

<回収状況>

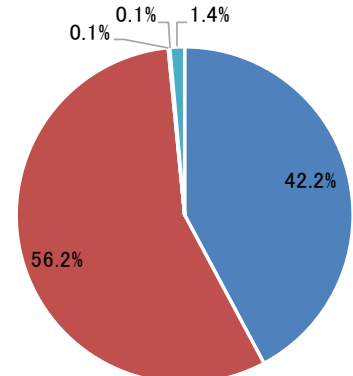
調査名		配布数	回答者	回収数		回収率	前回(H27)
1	市民意識調査 (郵送回収分)	5,000票	市内在住者	2,224票	2,489票	49.8%	38.5%
2	市民意識調査 (インターネット回収分)		市内在住者	265票			
3	大学生意識調査	1,500票	在学生	959票		63.9%	84.2%

<市民意識調査回答者の基本属性分布>

年齢別構成



性別構成



■ 15～19歳 ■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳  
■ 60～64歳 ■ 65～69歳 ■ 70～74歳 ■ 75歳以上 ■ 無回答

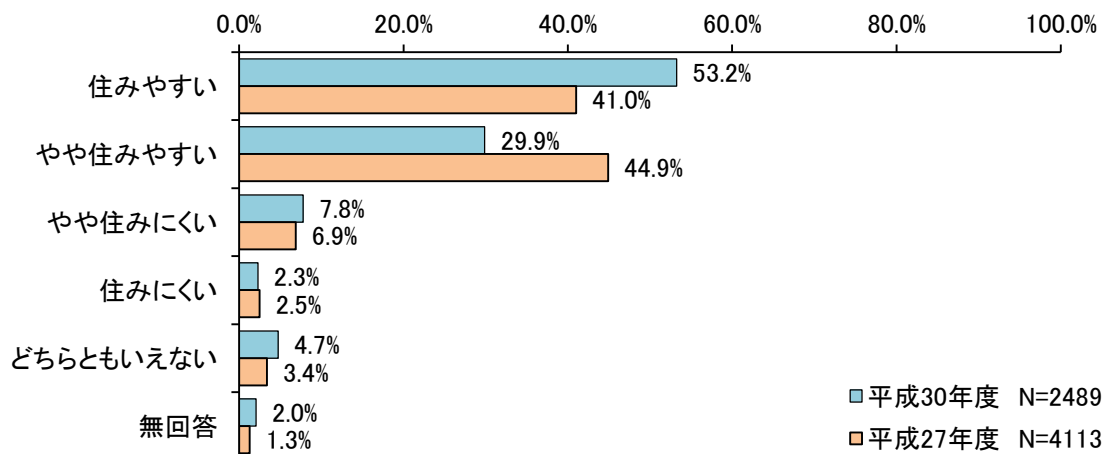
■ 男性 ■ 女性 ■ 男性女性以外の性 ■ わからない ■ 無回答

## (2) 市民意識調査結果の概要

### 1) 住みよさと定住意向について

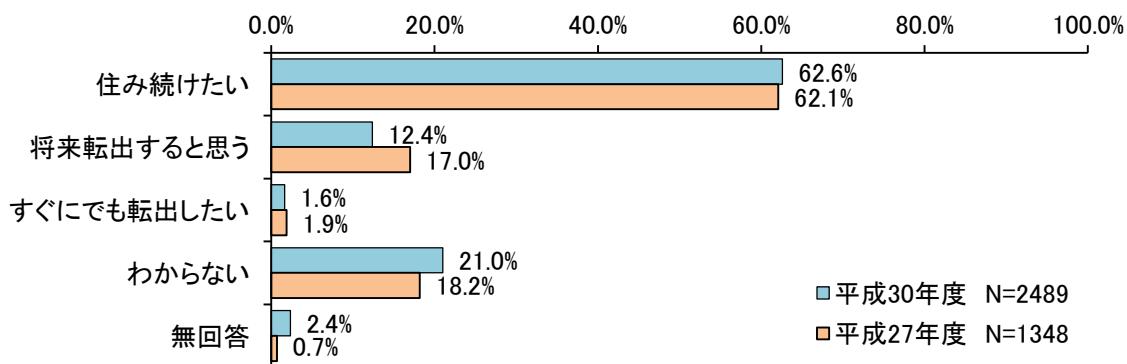
#### あなたが現在お住まいの場所は、住みやすいと感じますか。(1つだけに○)

前回調査と比較すると、「住みやすい」が 12.2 ポイント増加した一方、「やや（前回まあ）住みやすい」が 15 ポイント減少しています。



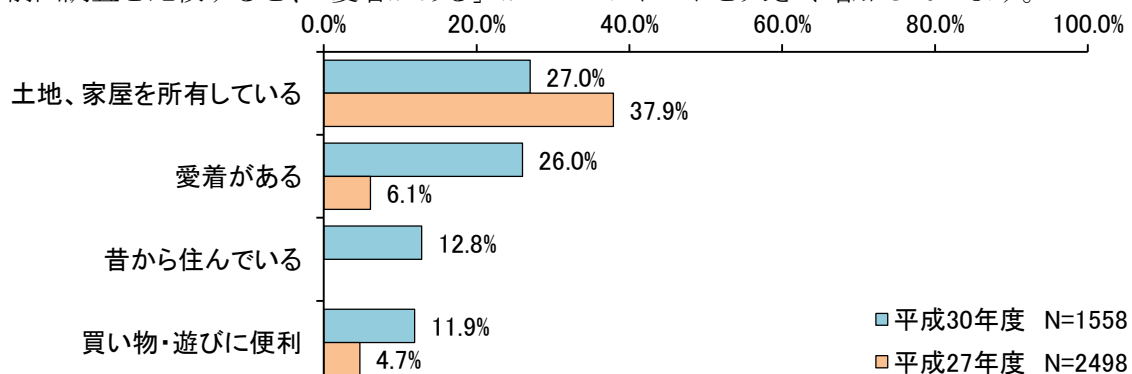
#### あなたは、今後も現在お住まいの場所に住み続けたいと思いますか。(1つだけに○)

「住み続けたい」が最も多く 62.6%、次いで「わからない」が 21.0%、「将来転出すると思う」が 12.4%となっています。



#### 住み続けたいと思う理由は何ですか。(1つだけに○) ※上位4位まで

前回調査と比較すると、「愛着がある」が 19.9 ポイントと大きく増加しています。

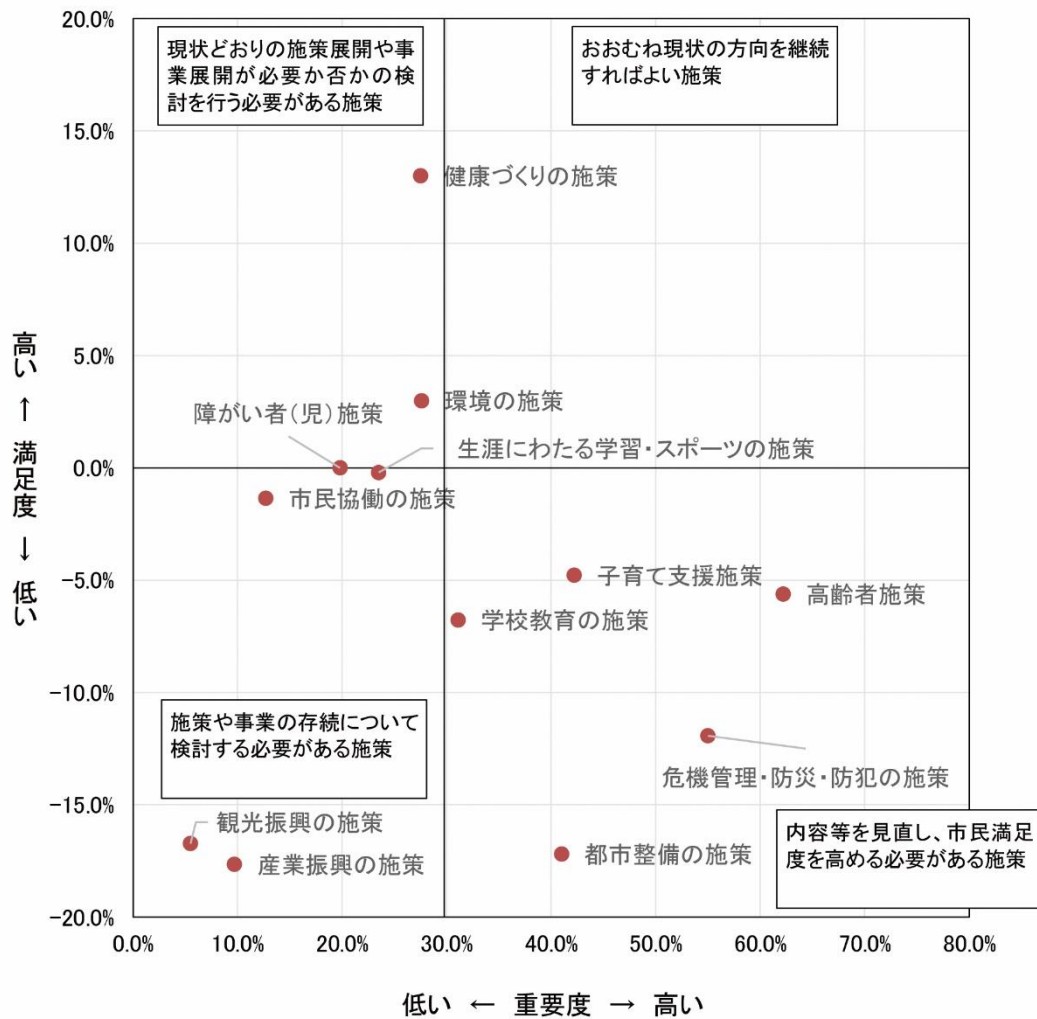




## 2) 施策の重要度と満足度

施策に対する重要度と満足度についての問いに対する結果を散布図で示しました。  
 このことから、各施策の課題解決の方向性を確認しました。

### 【全 体】



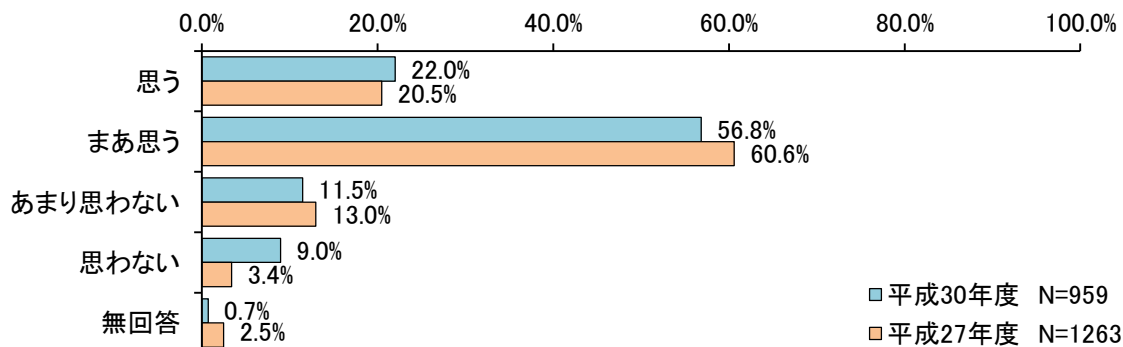
【満足度：低 重要度：高】 ※内容を見直し、市民満足度を高める必要がある施策

重要度は高いものの満足度が低い施策は、「高齢者施策」「危機管理・防災・防犯の施策」「子育て支援施策」「都市整備の施策」「学校教育の施策」の5分野となります。

### (3) 大学生意識調査結果の概要

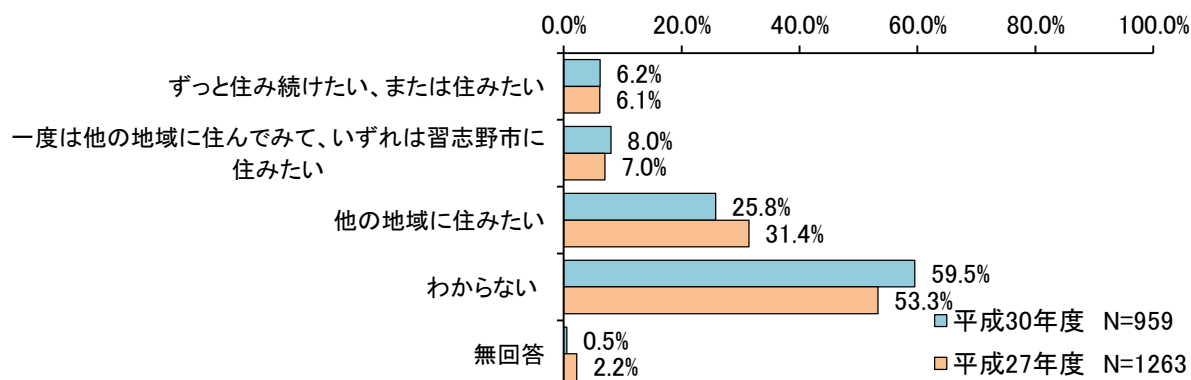
#### 習志野市は大学生活を送るうえで、過ごしやすいまちだと思いませんか。(1つだけに○)

習志野市は大学生活を送るうえで、過ごしやすいまちだと思う人(「思う」+「まあ思う」)は78.8%となっています。



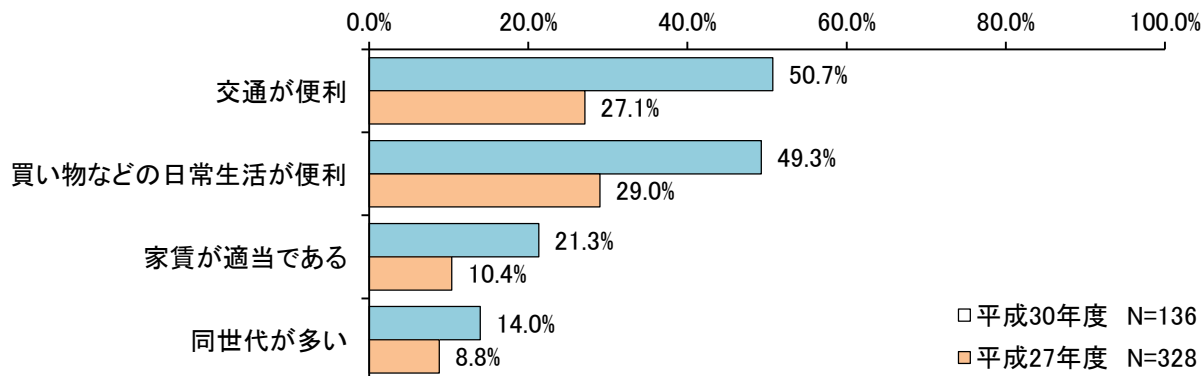
#### 習志野市に住みたい・住み続けたいと思いませんか。(1つだけに○)

「ずっと住み続けたい」が6.2%、「一度は他の地域に住んでみて、いずれは習志野市に住みたい」が8.0%、「他の地域に住みたい」が25.8%となっています。



#### 習志野市に住み続けたい理由(上位4位)

「交通が便利」が50.7%と最も高く、次いで「買い物などの日常生活が便利」49.3%、「家賃が適当である」が21.3%となっています。



## Ⅲ－２ 市民意見交換会の概要

各地域の市民から「習志野市らしさ」や「より豊かな」まちを継承していく上で必要なことなど、計画策定に向けた意見を直接伺い、展開していく施策等に反映することを目的に実施しました。

### 【テーマ】

習志野市の未来をみんなで考えてみませんか～後期基本計画策定に向けた市民意見交換会～

### 【日時・会場】

第1回：令和元(2019)年6月1日(土) 午前9時30分～11時50分 実籾CH3、4

第2回：令和元(2019)年6月9日(日) 午後1時30分～4時 市庁舎GF会議室

### 【ファシリテーター(全体進行役)】

習志野市公有資産活用まちづくりアドバイザー 菊池広人氏

(東北学院大学地域共生推進機構特任准教授、NPO法人 いわてNPO-NET サポート事務局長)

### 【参加者】

合計23人(第1回 11人、第2回 12人) ※うち、無作為抽出対象者：12人

### 【意見交換会の流れ】

#### <セッション1>

- ・行政及びファシリテーターから、後期基本計画の策定に向けた背景等を概説
- ・グループごとの話し合いの前提として、市担当者が資料に基づき、施策を説明
- ・施策に関するグループ内での話し合い、意見交換
- ・担当者からの説明を聞いた上で、グループの各個人がその施策に対する点数をつけ、その理由について意見交換
- ・各テーマについて、これまでの情報提供や上記の話し合いを受けて、習志野市の未来に向けて、「A」か「B」の2案(前提：どちらも正しいが選択が必要)を選択し、グループ内で意見交換

#### <セッション2>

- ・「習志野らしさ」や「習志野らしさを生かしつつ、自分らしく暮らすために、やってみたいこと、楽しみたいこと、関わりたいこと」などについて“子育て”、“高齢者”、“環境”(以上第1回)、“教育”、“都市整備”、“危機管理・防災・防犯”(以上第2回)をキーワードに自由に話し合い、意見交換



## 当日の主な意見から

### 【セッション1】

～ テーマ 「公共施設再生」 「行政の情報発信」 「ごみの受益者負担」 ～

- ・廃止される施設の利用者や周辺住民に対する配慮も必要であり、移動手段の検討や、人口増加策、民間との連携などの対策をしっかりとしないといけないが、その点が不足しているのではないか。
- ・人口減少が進む中で、公共施設の総量を減らすことはやむを得ないとも思う。
- ・『減らす』というより『効率的な都市経営の実現』や『無駄をなくしていく、そのために民間ノウハウを活用する』という結果が施設の削減なのではないか。
- ・受益者負担もある程度必要。何もかも無料は、ちょっといかがなものか。タダなら使おう、がないとは言えない。少くから負担しても。
- ・このこと（公共施設再生）を理解してもらうための行政からの情報発信がまだまだ足りない。
- ・情報をどうすれば受け取れるのか。でも、私たち自身も聞きにいけない面がある。
- ・もっと市民、巻き込んでいいと思います。広報活動大事
- ・減少幅が少なくなっているとはいえ、ごみの量は減少しているのだから（受益者負担は）不要。
- ・（ごみの）減量のための分別等、個人のマナーに頼るのは限界がある。最終処分を他の町にお願いしていることなどを考えても、受益者負担はやむを得ない。
- ・受益者負担の前にもっと啓発努力が必要。まだまだ足りない。



【セッション2：習志野市らしさについて 大切にすべきこと、残すべきこと】

～ テーマ 子育て、高齢者、環境、教育、都市整備、危機管理・防災・防犯 ～

子ども・子育て

音楽のまち、ならしの 好きでもキライでも教育ではなく、そこにあるものとして 音楽 → ツキ抜けてほしい 音楽の取り組み 音楽教育 音楽（心が豊か）
公立らしからぬ教育への投資（音楽、スポーツ） スポーツクラブ
素朴な子ども多い → らしさ 子どもたちが自由に大きくなること
自然との関わり 外でのあそび 自由に安全にあそぶことができる 地域子ども会
食を通じた地域と歴史の理解（あやほまれ、ならしのソーセージとか）
親の後ろ姿 “つ” のつく年齢までに（1つ～9つ）“もったいない”、“ありがとう”を教える

高齢者 ゆたかに年齢を重ねる

尊敬 今まで習志野を引っ張ってきた方が、安全で安心できるまち 高齢者に対して種々を考えて下さる
サークル活動／地域のつながり 生涯学習、活動 町内会への積極的参加
受身になる高齢でなく貢献できる高齢 経験を活かした活躍
自分の足で行きたい所に行かれる（交通） 健康教育 てんとうむし体操
市からの放送（迷子）

環境（生活・自然）

ほどよさ ちょうどいい感じをたもって
谷津干潟（自然、生きもの、なりたち とか）
自然環境、安全、防犯 自然を残す 町全体が自然であることを残したい
ハミングロード 春の桜が見られる 大きめの公園
市で花の種、苗を配布しているのは大変良いこと
家庭農園（本格的な） 住む近くに畑もある 畑など自然環境
川が無い、林が無い、森が無い 習志野 与えられるものではない 皆で創り上げていくもの
資源（ガス、水道） 習志野独自のブランド 水、ソーセージなど ソーセージおいしい…
交通の便 電車の便 買い物しやすい（千葉市が多いけど）
町内会が元気（しらかば町会） 学生が多い 公共サービスを平等に

教育

教育の質・レベル 子どもたちが元気な所なので小中学校は残してほしい。
多様性の教育、自分ごと化 identity communication 住んでるまち Nature について考える
音楽の街、文教都市 質、レベル、スポーツ、干潟、etc. スポーツ、音楽はなんてステキなの。
文武両道、リサイクル 習志野文化ホール残してほしい。
スポ少一体力低下が心配。音楽No.1でなくていい。皆が経験できることが大事。
歴史的なもの（谷津干潟、貝塚…） 歴史史跡、干潟や貝塚等への課外授業、歴史のある史跡、 公民館、図書館 文教都市だという触れ込みの割には図書館がいまいちではないかと思った。 学生が勉強できるような大きな図書館があってほしい。サンプル施設が少ないのもよい。
習志野の歴史 名前の由来「習志野」のブランドを大事にしたい。 大学、有名な人
学校の中に保育園があること

**都市整備**

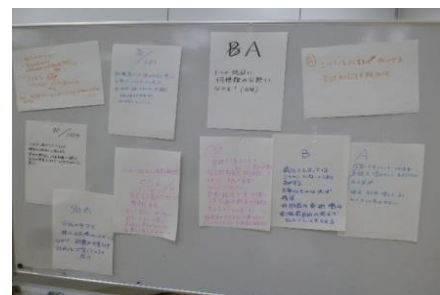
公園・遊歩道・マラソン道路はそのまま維持してほしい。 公園・交通が便利なこと まちのかたち 公共施設 景観、広い公園、緑、人とのつながり 谷津干潟残してほしい。
コミュニティバスの運行、クリーンセンター、リサイクルプラザ 藤崎付近の道路が危ない
JR津田沼の商業施設だけは衰退してほしくない。(京成付近は衰退している)
複合化施設、コンパクトでもいい。効率よく動ける。
自然がたくさんあるので四季折々楽しめるのが嬉しい。旧鴉田家もいいです。旧住宅とかの保存 にも習志野の良さを感じる。住民の便利さもあると思う。自然・便利・環境など 歴史
どことも合併しないでほしい。千葉市習志野区は×。

**危機管理・防災・防犯**

防犯パトロール、子供の安全・自己防衛方法 通学路の見守りとかもよくやったださるので、 安心しています。市内でも地域差あると思うが、安全・安心への意識は高いと思う。事件がない 行方不明者のマイク放送は続けてほしい。 帰宅放送を知らせること
自助・共助・公助の推進、人が街にかかわる事(町会やボランティア etc.)
3世代 communication の形態 どの世代の人ともつながれる。
安全・安心 まちの防災活動 ◎優しい人が育つ事 災害対策
埋立地→地震等→液状化対策

**【参加した感想・発見したこと】**

- ・習志野はみんな、ちょうどいいと思っている
- ・これからは公共+差別化+ビジネス視点で
- ・習志野市でもお金のかかることがたくさんあることを再認識しましたが、将来の子や孫のためにも、それこそ、安全・安心な生活が送れたらと思います
- ・それぞれの世代と環境で、習志野市に対する思いはちがう
- ・色々な人のやりたいことを満足するのは大変だと感じました
- ・小さい習志野 コンパクトにぎゅっつつめこめ！！
- ・子供たちの“ふるさと”になる場所、子供たちが大好きなふるさとになってほしい
- ・住みやすいと市民は思っている。今があるので、「面白いね」が生まれる事を期待します。
- ・面白い事や笑顔には人が集まると思います
- ・多くの人に知られ、満足度の高い市になってほしい
- ・愛着と人口増加をどうつなげるかが、一つのカギになると思う
- ・習志野市に住みたいと思わせるものをつくるのが重要だと思う



IV

前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題

IV-1 前期基本計画の実績と課題

(1) 事業実施状況

前期基本計画の具体的事業である前期第1次実施計画では、221事業、前期第2次実施計画では、211事業に取り組みました。前期第2次実施計画における平成30(2018)年度の各事業の進捗状況は、「事業が完了」が90.9%、「事業を実施中」が6.1%、「事業の着手段階にある」が0.5%、「事業の検討段階にある」が2.0%となっており、約9割が事業を完了しました。

<前期第2次実施計画の事業実施状況(平成30年度)> 重点プロジェクトを除く

	事業数	事業が完了	事業が実施過程	事業が着手状態	事業が検討段階	未着手又は廃止	進捗率
第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」	50	48	1	0	1	0	98.0%
第2章 安全・安心「快適なまち」	63	49	11	0	3	0	92.1%
第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	84	82	0	1	0	1	98.2%
計	197	179	12	1	4	1	96.2%

(2) 指標の達成状況

前期第1次実施計画では、32の施策に対し、33の指標を設定し、施策の達成状況の確認を行いました。前期第2次実施計画では、前期第1次実施計画における課題を踏まえ、20の指標の見直しを行い、39の指標を設定しました。

前期第2次実施計画における指標の達成状況は、「目標値を達成した」が15、「目標値は未達成だが進捗」が14、「基準値を下回った」が8つ、「実績値を測れなかった」が2つとなっており、約4割弱が目標値を達成しました。「目標値は未達成だが進捗」を合わせると、約7割の施策が進捗した結果となりました。

<前期第2次実施計画の指標の達成状況(平成30年度)>

	目標値を達成	目標値は未達成だが進捗	基準値を下回った	実績値を測れなかった	計
第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」	2	2	2	2	8
第2章 安全・安心「快適なまち」	9	5	6	0	20
第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	4	7	0	0	11
計	15	14	8	2	39

### (3) 主な実績

基本構想・前期基本計画及び実施計画の展開における主な実績は、以下のとおりです。

#### 第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

習志野版ネウボラ※<sup>13</sup>の構築、習志野健康マイレージ開始、こども健康大学の実施、小中学校へのフッ化物洗口事業の導入、産後ケア・産後サポート事業の実施、光り輝く高齢者未来計画 2015 及び同 2018 の策定、特別養護老人ホーム整備（2 か所）、受動喫煙防止の取り組み、第二斎場の誘致、傾聴ボランティア養成講座、シニアサポーター養成講座の実施、習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想・特定事業計画の策定、「(通称) 習志野市心が通うまちづくり条例」の制定、第4期習志野市障がい者基本計画の策定、障がい者グループホーム整備、生活保護支援対策事業の実施、生活困窮者自立支援事業の実施、国民健康保険データヘルス計画策定、人・農地プラン策定、産業振興計画の策定、ふるさとハローワークの移転（サンロード津田沼内）など。

#### 第2章 安全・安心「快適なまち」

防災行政無線のデジタル化、中央消防署谷津奏の杜出張所の建設、消防本部庁舎建設に向けた取り組み、普通救命講習受講率日本一を目指す実施計画策定、住宅用火災警報器の設置促進、津田沼地区等の道路照明灯のLED化、自転車走行環境整備計画の策定、スクエアード・ストリート自転車交通安全教育の実施、消費生活相談窓口の強化（開庁日、相談員の増）、市街化調整区域土地利用意向調査の実施、JR津田沼駅周辺地域まちづくり検討方針の策定、住生活基本計画の策定、親元近居住宅取得促進事業の開始、木造住宅の耐震改修費用の補助、東習志野・実籾地域バスの本格運行、習志野市公共下水道ストックマネジメント計画の策定、習志野市公共下水道総合地震対策計画策定、第1給水場の更新、第4給水場建設、地球温暖化対策実行計画の策定、芝園清掃工場延命化対策の実施など。

#### 第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

市立幼稚園・保育所の私立化、民間認可保育所の誘致（18 か所）及び運営費の補助、保育定員の確保（1,200 人の定員確保）、大久保こども園及び新習志野こども園の整備、こどもセンター（鷲沼）のリニューアル、きらっ子ルームやつの委託及び運営面積の拡大、子ども医療費助成の拡大、子育て支援コンシェルジュの設置、ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用料半額助成、放課後児童会の児童受入れの拡大及び公設民営化の実施（2 児童会）、学校司書及び教育相談員の増員、小中学校へのタブレット端末の導入、第二中学校体育館全面改築工事完了、谷津小学校全面改築工事着手、学校給食センター開設、市立幼稚園及び全小中学校の普通教室へのエアコン整備、小中学校のトイレ改修、視覚障がい者情報ネットワークを活用した録音図書を提供、習志野高等学校グラウンドの人工芝の整備、大久保地区公共施設再生事業による生涯学習複合施設の整備や東部体育館の大規模改修、習志野文化ホールを中心とした「音楽のまち習志野」の名にふさわしい市民

<sup>13</sup> フィンランドにおける妊娠・出産・子育てを継続して支援する仕組み。「ネウボラ」はフィンランド語で「アドバイスの場所」を意味し、妊娠から育児まで、保健師による切れ目ない支援を行う相談所。



の音楽活動の支援、第2次男女共同参画基本計画（改訂版）の策定、女性の生き方相談の相談回数の拡大、性の多様性に関する理解促進の取り組み、姉妹都市提携30周年記念による受け入れ及び派遣、市ホームページのスマートフォン対応構築、戦後70年記念事業の開催など。

### 重点プロジェクト

第一次経営改革大綱及び実行計画の推進（文書管理システムの導入、窓口業務の一部委託実施、申告時の業務委託の拡大、保育所調理業務の民間委託化、公民館への民間活力の導入、市立幼稚園・保育所の私立化、ふるさと納税寄附者への返礼品開始等）、**証明書のコンビニ交付導入、施設保全情報システムの導入**、公共施設再生計画の推進（市庁舎建設、大久保地区公共施設再生、谷津小学校全面改築工事、第二中学校体育館全面改築工事、学校給食センター開設、袖ヶ浦西・東習志野小学校及び第四中学校大規模改修工事、小中学校トイレ改修工事等）、市民協働基本方針に基づく市民協働のまちづくりの推進など。

## （４）後期基本計画策定に際しての課題

基本構想・前期基本計画及び実施計画の展開を踏まえ、後期基本計画策定に際しては、次の事項を課題として捉えます。

（◎は、前期基本計画の進捗において、特に新たな課題として捉えている項目）

### 第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

- ・妊娠期からの切れ目のない支援による子育てに対する負担や不安の軽減と子育て世代の仲間づくり
- ◎地域包括ケアシステム※<sup>14</sup>の深化・推進
- ◎単身高齢世帯・高齢者のみの世帯の増加への対応
  - ・地域の見守り支援体制の強化
- ◎在宅医療・介護連携の推進
- ◎フレイル（虚弱）予防の取り組み
  - ・認知症対応
  - ・高齢者の就労支援
  - ・家族等の介護負担の軽減
  - ・介護サービス需要の増大への対応
  - ・指定相談事業所が中心となる相談体制の強化とネットワークの構築
  - ・差別解消法の理念に伴うサービスの向上と環境整備
- ◎発達支援の充実（民間保育施設の増加に対する巡回相談対応、個別支援計画に基づく早期からの継続的な支援体制の強化）
  - ・貧困対策
  - ・生産者の高齢化や後継者不足に対する新たな担い手の確保や労働力不足を補う省力化機

14 高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援サービスの5つを一体化して提供するシステムのこと。

IV 前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題  
IV-1 前期基本計画の実績と課題

械等の導入支援

- ・起業・スタートアップ支援

## 第2章 安全・安心「快適なまち」

- ・未結成町会や新たに建設される共同住宅等の自主防災組織設立に向けた支援と働きかけ
- ◎高齢者による事故増加に伴う高齢者を対象とした交通安全の取り組みの推進
  - ・救急体制の充実に向けた応急手当普及啓発のさらなる推進
  - ・若年者への消費者被害の未然防止のための消費者教育の推進
  - ・高齢者に対する地域の見守りを含めた消費者トラブルの防止体制の整備
  - ・景観計画の策定に向けた景観に対する専門性の向上
- ◎鷺沼市街化調整区域における土地区画整理事業実施に向けた支援
  - ・非木造住宅、共同住宅、特定建築物の耐震化率向上に向けた支援の検討
  - ・鉄道駅及びその周辺地区や主要な生活施設等の利便性の向上（交通アクセスの確保）
- ◎ガス小売全面自由化に伴う既存顧客の維持と新規顧客拡大への取り組み
  - ・環境負荷の低減のため、ごみの減量化や再利用率の向上に向けた施策の検討
  - ・谷津干潟保全のためのアオサ対策等、環境省と連携した取り組みの推進
- ◎JR 津田沼駅周辺地域における拠点性の向上

## 第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

- ◎保育所の待機児童解消に向けた取り組み（幼児教育・保育の無償化に伴う保育ニーズの高まりへの対応等）
  - ・放課後児童会の待機児童対策（児童会の増設等）
- ◎虐待予防・早期発見と対策、防止（子ども家庭総合支援拠点設置のための体制整備等）
  - ・市内バランスを考慮した地域子育て支援拠点事業の整備
  - ・不登校や学力不振の児童生徒に対する指導援助の充実
  - ・ICT教育の推進
  - ・児童増加対応
- ◎文化振興計画の策定
  - ・スポーツを通じた健康増進
- ◎男性向け相談の検討
- ◎性の多様性に関する理解促進のための啓発の推進
  - ・在住外国人の住みやすさの向上と多文化共生支援の取り組み
  - ・「広報習志野」等、市政情報の提供手法の検討
  - ・戦争体験者が減少する中での平和の尊さを学ぶ取り組みの継承

## IV-2 まち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題

### (1) 数値目標及び重要業績評価指数（KPI）の達成状況

平成27（2015）年10月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、4つの基本目標に対し、12の数値目標、具体的な施策ごとに、151の重要業績評価指標（KPI）を設定し、施策の達成状況を確認しました。

総合戦略の具体的な事業である、第2次アクションプランにおける平成30（2018）年度の達成状況は、12の数値目標のうち「目標値を達成」は5つ、「目標値は未達成だが進捗」が1つ、「基準値を下回った」が6つであり、約4割の目標を達成し、「目標値は未達成だが進捗」を加えると、5割が進捗した結果となりました。また、具体的な施策に対する151のKPIのうち、「目標値を達成」は55、「目標値は未達成だが進捗」が44、「基準値を下回った」が27、「事業完了」が2となっており、4割弱の目標を達成しました。なお、「目標値は未達成だが進捗」「事業完了」を含めると、6割強が進捗した結果となっています。

＜第2次アクションプランの達成状況（平成30年度）＞

		目標値を達成	目標値は未達成だが進捗	基準値を下回った	事業完了	実績値を測れなかった	計
基本目標1	数値目標	1	0	2	0	0	3
	KPI	21	23	13	0	2	59
基本目標2	数値目標	1	0	2	0	0	3
	KPI	12	11	3	2	8	36
基本目標3	数値目標	2	1	0	0	0	3
	KPI	8	6	4	0	1	19
基本目標4	数値目標	1	0	2	0	0	3
	KPI	14	4	7	0	12	37

### (2) 主な実績

まち・ひと・しごと創生総合戦略、第1次・第2次アクションプランの主な実績は、以下のとおりです。

#### 基本目標1

##### 「安心して産み育てること、未来をひらく教育を受けることができるまちづくり」

乳幼児専用プレーパークの開設、ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用料半額助成、孫育てハンドブックの作成、産後ケア事業の開始、習志野版ネウボラの取り組み、予防接種スケジュール携帯サイトサービスの開始、子育て支援コンシェルジュの設置、子育て専用サイト「きらっ子ナビ」による情報提供、貸出用授乳テント等の整備・貸出、保育所・こども園・幼稚園の緊急情報一斉メール配信システムの導入、民間認可保育

所への賃借料助成、「ほめて伸ばす子育てトレーニング講座」の実施、ワーク・ライフ・バランスに関する協働型プログラム評価事業の実施、いじめ・不登校の未然防止、解消のための組織の設置と関係機関との連携、小中学校のトイレ改修の実施など。

## **基本目標2**

### **「魅力あるくらしのできる習志野へ」新しいひとの流れ“をつくるまちづくり”**

大久保地区公共施設再生事業（集約施設民間跡地活用）の取り組み、「広報習志野」の市内大学への配布、市ホームページリニューアル、PR動画「ドレミファナラシド♪」作成とダンス創作、PRポスターの作成と周知、シティセールスコンセプトBOOKの作成、ブランドメッセージ及びブランドロゴマークの作成、PR動画「レッツゴー習志野オフィシャルMV」及び習志野高校吹奏楽部DVDの作成、乳幼児専用プレーパークの開設、親元近居住宅取得促進事業の実施、袖ヶ浦団地活性化の取り組み、NARASHI-NOTE（ナラシノオト）の作成など。

## **基本目標3**

### **「しごとをつくり、“働きたい”をかなえるまちづくり”**

学生と市内企業の雇用促進と就職拡大等に関する協定の締結、合同企業説明会の開催、市内企業販路拡大等支援事業、創業支援等事業計画の策定、産官学プラットフォーム事業の実施、インターネットサイト「習志野グローバルものづくりガイド」による市内企業の情報発信、中小企業診断士等による市内企業の巡回相談の実施、「ふるさとハローワーク」の設置と周知、「生活支援サービスの担い手養成研修」の開始など。

## **基本目標4**

### **「未来に対する地域をつくり、支え合い・つながりで安心なくらしを守るまちづくり”**

UR都市機構と連携した市内大規模団地活性化に向けた情報共有・連携、袖ヶ浦団地活性化の取り組み、大久保地区公共施設再生事業、JR津田沼駅周辺地域まちづくり検討、広報まちかど特派員による習志野の魅力発信、「広報習志野」が読めるスマートフォンアプリ「マチイロ」の開始、地域密着型会員制交流サイト「マチマチ」の開始、認知症サポーター養成の取り組み、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの整備、転倒予防体操推進員養成講座の開催及び推進員の増、高齢者相談員の増、戦後70年記念事業の実施、近隣市連絡会議出席等による公共サービス研究など。

### (3) 後期基本計画策定に際しての課題

まち・ひと・しごと創生総合戦略、第1次・第2次アクションプランの展開を踏まえ、後期基本計画策定に際しては、次の課題を捉えます。(◎は、第1次、第2次アクションプランの進捗において、特に新たな課題として捉えている項目)

#### 基本目標1

「安心して産み育てること、未来をひらく教育を受けることができるまちづくり」

- ・妊娠・出産・育児における切れ目ない支援
- ・予防接種アプリの周知徹底及び接種間隔間違いの削減
- ・子育て支援に関する情報の充実
- ・一時預かりファミリー・サポート・センター（ファミサポる～む）の充実、強化
- ・子どもの発達段階に応じた家庭教育の重要性を学ぶ機会の提供と保護者支援
- ・保育所の待機児童解消に向けた取り組み
- ・放課後児童会の待機児童対策（児童会の増設等）
- ・いじめ防止・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの継続
- ・市内事業者実態調査を踏まえたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の継続

#### 基本目標2

「魅力あるくらしのできる習志野へ”新しいひとの流れ”をつくるまちづくり」

- ・市内居住学生が「ずっと住みたい、住み続けたい、いずれはまた習志野市に住みたい」と感じる手法のさらなる研究
- ・市への愛着醸成及び定住促進に向けた効果的かつ戦略的なシティセールスの推進
- ・学生の地域活動への参画促進のための仕組みづくり
- ・大学との連携による市民の学習機会の提供
- ・袖ヶ浦団地活性化の取り組みの推進
- ・大学や事業者との連携による若い世代の市内定着の取り組み（市内企業説明会等）
- ◎ J R 津田沼駅周辺地域の都市再開発方針の策定（拠点性の向上）
- ◎ 鷺沼市街化調整区域における土地区画整理事業実施に向けた支援

#### 基本目標3

「しごとをつくり、“働きたい”をかなえるまちづくり」

- ・関係機関と広く連携した、無業者や求職者に対する多角的な就労支援
- ・市内企業の雇用促進と就職機会の拡大のための習志野商工会議所、3大学との連携強化
- ・市内企業の活性化のための「習志野グローバルものづくりガイド」の周知強化
- ・「ふるさとハローワークならしの」の周知、利用促進
- ・障がい者就労施設発注促進のための取組の推進
- ・介護人材の育成・確保に向けた市認定ヘルパー養成講座等の開催
- ・習志野商工会議所等との連携による市内での創業支援

#### 基本目標4

##### 「未来に対する地域をつくり、支え合い・つながりで安心なくらしを守るまちづくり」

- ・ 第2次公共施設再生計画の推進
- ・ 袖ヶ浦・秋津・香澄等高齢化が進む住宅団地等に係る取り組み
- ・ 自主防災組織の重要性の周知、結成の働きかけの推進
- ◎ ひまわり発達相談センターの利用増加に伴う相談及び指導體制の整備
- ・ 転倒予防体操推進員や認知症キャラバン・メイト等、介護予防に関わるボランティア育成の推進
- ・ 広報まちかど特派員による習志野市の魅力発信
- ・ 広域連携・交流による観光の推進
- ・ 自治体や官民の枠を超えた連携の検討（専門人材の活用、業務の共同化、公共施設整備を含む都市機能の役割分担等に係る先進自治体の事例研究及び近隣自治体との意見交換の実施）

## V

# まちづくりの課題

## V-1 市政を取り巻く社会動向

### 1 人口減少・少子高齢化

我が国の総人口は、既に減少局面に入っており、平成 20（2008）年をピークに減少し始めています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 29 年推計）では、令和 22（2040）年頃には、毎年 90 万人程度減少することが見込まれており、団塊世代（1947 年～49 年生まれ）が生まれた頃は、年間 260 万人以上、団塊ジュニア世代（1971 年～74 年生まれ）の頃には 200 万人以上あった出生数は、平成 29（2017）年には 94 万人まで減少し、令和 52（2040）年には 74 万人程度になることが見込まれています。また、高齢化は、三大都市圏を中心に急速に進行し、団塊ジュニア世代がすべて高齢者になる令和 24（2042）年には、高齢化率は 36.1%とピークを迎える見込みとなっています。

そこで、国は、本格的な人口減少と少子高齢化を迎える 2040 年頃の自治体が抱える行政課題を想定し整理した上で、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討するため、「自治体戦略 2040 構想研究会（総務省）」を平成 29（2017）年に立ち上げました。

本研究会では、労働力、中でも若年労働者の絶対量が不足する中、新たな自治体行政の基本的な考え方として、①スマート自治体への転換、②公共私による暮らしの維持、③圏域マネジメントと 2 層制の柔軟化、④東京圏のプラットフォームの 4 つを挙げています。

具体的には、自治体間の業務プロセスの共通化や ICT の活用を前提とした自治体行政の展開、単なるサービスの提供（サービスプロバイダー）から、公共私相互間の協力関係を構築する自治体（プラットフォームビルダー）への転換、東京圏における自治体間の連携をより進化させ、圏域全体で負担を分かち合い、利害調整を伴う合意形成を構築する仕組みづくり（東京圏のプラットフォーム）等が必要であるとしています。

現在、国では、少子高齢化や人口減少への対応、東京圏への人口の一極集中是正のため、地方創生の取り組みが進められており、本市においても、持続可能な自治体経営を進める上で、大きな課題となっています。



## 2 地方創生

地方創生は、世界に先駆けて日本が直面する人口減少・少子高齢化という課題について、政府一体となって取り組み、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、平成 26 年（2014）年 9 月に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、その取り組みが行われることとなりました。

その後、同年 11 月の「まち・ひと・しごと創生法」の公布後、12 月には、2060 年に 1 億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下、「長期ビジョン」）が策定されました。さらに、「長期ビジョン」の下で、5 か年の目標や施策の基本的な方向及び具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」）を策定しました。

このような経過を背景として、地方創生に関する交付金の創設とともに、都道府県、市町村においては、「まち・ひと・しごと創生法」第 9 条、第 10 条により「地方人口ビジョン」並びに「地方版総合戦略」が策定され、様々な施策等が取り組まれています。なお、本市においては、平成 27（2015）年 10 月に「習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。

その後、国は、令和元（2019）年 6 月 21 日に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」を閣議決定し、同年 12 月に「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。なお、地方においても引き続き、地方創生の充実・強化に向け、現行の「総合戦略」の検証等を踏まえ、次期「総合戦略」を策定するよう求めています。

## 3 地域共生社会

これまでの国の社会保障制度は、社会の様々な変化が生じる過程において、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに制度の充実が図られてきました。しかし、昨今では、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られるなど、「縦割り」で整備された公的支援の下での対応が困難な状況が浮き彫りになっています。

また、高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、地域のつながりの弱まりが懸念されています。高齢化や生涯未婚率の上昇により、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加し、家庭の機能低下が懸念されるとともに、会社への帰属意識が低下し、職場での人間関係も希薄化する傾向にあり、「つながり」の弱まりを背景に、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの課題が表面化しています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造や人々の暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指すものです。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」では、地方創生推進における施策として、「地域共生社会の実現」を掲げ、その具体的取組として「地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化」等に取り組むこととしています。

- V まちづくりの課題
- V-1 市政を取り巻く社会動向

## 4 SDGs(持続可能な開発目標)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された SDG s (持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、令和 12 (2030) 年を期限とする 17 の目標と 169 のターゲットで構成されたものです。

これまで、国は、経済・社会・環境に関わる新たな価値創出をめざす取り組みとして、環境未来都市構想を推進してきましたが、その取り組みは、SDG s の理念と共通する点が多く、自治体が SDG s を導入し取り組むことは、持続可能な発展をもたらす、ひいては、国全体の地方創生につながるものと捉えられました。この結果、地方創生の推進において、SDG s の主流化を図るという展開に至っています。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」では、SDG s 推進のためには、地方公共団体の取り組みが重要と捉え、具体的取組として、「地方公共団体における SDG s の普及促進活動の展開」「地方公共団体による地方創生 SDG s 達成のためのモデル事例の形成」等が掲げられています。

### <17の目標>

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 5 ソサエティ 5.0

ソサエティ 1.0 (狩猟社会)、ソサエティ 2.0 (農耕社会)、ソサエティ 3.0 (工業社会)、ソサエティ 4.0 (情報社会) に続く、新たな社会を示す言葉です。ソサエティ 5.0 では、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出します。また、ICT 人工知能 (AI) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットなどの技術で課題が克服されます。

このように経済の発展と社会的課題の解決を両立させ、一人ひとりが快適で質の高い生活を

V まちづくりの課題  
V-1 市政を取り巻く社会動向

送ることのできる社会を目指していくものです。

## V-2 本市のこれからのまちづくりの課題

今後も引き続き、将来都市像の実現に向けてまちづくりを進めていく上では、前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の展開を踏まえつつ、市政を取り巻く社会動向を捉えた上で、次の課題解決に取り組んで行かなくてはなりません。

### 1 少子超高齢社会の進展とその先の人口減少への対応

令和元年度の人口推計において、本市は、令和 7（2025）年に総人口のピークを迎え、その後は人口減少が始まる大きな転換期を迎えようとしています。また、高齢化率は、平成 31（2019）年 3 月現在の 23.2%から、令和 13（2031）年には 25%、令和 23（2041）年度には 30%を超える見込みで、超高齢社会は益々進展する見込みです。さらに、生産年齢人口は、令和 9（2027）年にピークを迎えた後、減少に転じ、年少人口は継続して減少していくため、今後、少子高齢化が一層進んでいくと考えます。

高齢化に伴う必要な対応を図る上では、福祉サービスや医療に多額の財源が必要になり、特に後期高齢者の増大により、医療・介護ニーズが高まることを見込まれます。さらに、少子化対策についても重要度が一層高まることから、これらに係る経費の急速な増加が予測されます。

少子超高齢社会の進展は、その対応に伴う社会保障関係費の増大が見込まれるとともに、生産年齢人口の減少による税収の減少が懸念され、その対応も求められます。

### 2 公共施設の老朽化と維持管理・更新の投資の増大への対応

本市の公共施設は、建築後 30 年以上経過している施設が約 8 割に達し、インフラ・プラントなどを含めて老朽化が、顕著になっています。

これらの施設等は、行政サービスとしての便益を与える一方で、その保有には、維持管理費を要し、保有量によってはその負担が過大となります。

さらに、今後も確実に進む老朽化への対応に伴う更新にかかる投資も大きな負担となっています。今後も引き続き、公共施設等総合管理計画を着実に進めなければなりません。

### 3 持続可能な財政運営と公共私への補完

税収の減少や社会保障費の増大、さらに公共施設等の更新投資や維持管理費負担増などを見据え、持続可能な行財政運営の確立が不可欠です。

市内においては、人的資源を効率的・効果的に業務に配分すべく、既存の業務の見直しを図り、住民団体・NPO・企業等多様な主体との連携協力による公共私への補完も見据える必要があります。

# 後期基本計画

I	財政計画	
II	後期基本計画で取り組む重点事項	
II-1	後期基本計画におけるまちづくりの重点事項～“新しいひとの流れ”の強化～	48
II-2	令和7年度までに取り組む重点事項	49
III	後期基本計画	
III-1	施策体系	52
III-2	施策の見方	55
III-3	将来都市像を実現するための3つの目標	57
第1章	支え合い・活気あふれる「健康なまち」	50
第1節	「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」	51
第2節	「にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興」	72
第2章	安全・安心「快適なまち」	87
第1節	「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」	88
第2節	「暮らしを支える都市基盤の整備」	106
第3節	「自然と調和する環境づくりの推進」	129
第3章	育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	154
第1節	「子どもが健やかに育つ環境の整備」	148
第2節	「未来をひらく教育の推進」	153
第3節	「生涯にわたる学びの推進」	164
第4節	「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」	173
III-4	自立的都市経営の推進	190
IV	まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）	
IV-1	まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（第1期）について	207
IV-2	まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（第2期）について	209
IV-3	SDGs（持続可能な開発目標）の推進	215

# 財政計画

II

## 後期基本計画で取り組む重点事項

II-1

### 後期基本計画におけるまちづくりの重点事項～“新しいひとの流れ”の強化～

令和6（2024）年に市制施行70周年を迎える本市は、現時点の人口推計において、少子高齢化のさらなる進行のみならず、令和7（2025）年に総人口のピークを迎え、その後は人口減少が始まる大きな転換期を迎えようとしています。

自立的都市経営を推進しつつ、魅力あるまちづくりを進めていく上では、人口増減及び年齢別人口構成の今後の推計を踏まえ、地域社会と行財政の変化を予測し、バックキャスティング※<sup>15</sup>により、対策を検討し、戦略的に実施していく必要があります。

さらに、本市の将来の姿を長期的な視点からも見据える中では、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本視点のひとつに掲げた、「人口減少問題への複眼的な取り組み～人口減少に対する抑制策と適応策の推進～」に向けた取り組みが一層重要となります。

このうち、本計画の計画期間最終年度である、令和7（2025）年度までの6年間においては、現在の人口増加の状況をできるだけ維持し、その後の減少幅を最小限にとどめるべく

“人口減少抑制策”に最も重点的に取り組んでいく必要があります。

後期基本計画の展開に際しては、

**『魅力あるくらしのできる習志野へ“新しいひとの流れ”づくりの強化』**

を戦略のイメージとして掲げ、以下の重点事項に取り組みます。

<sup>15</sup> 未来のある時点に目標となるありたい姿・あるべき姿を規定し、そこから振り返ってその実現のために、現在今為すべきことを考える思考法。



## Ⅱ－２ 令和７年度までに取り組む重点事項

### (１) 将来を見据えた都市空間の整備

鷺沼市街化調整区域※<sup>16</sup>は、幕張本郷駅に近接し、約43haの面積を有しています。本区域は、農業振興地域に指定され、主に農地としての利用がなされていましたが、局所的な住宅開発が進展するなど、これまでの営農環境に変化が生じているところです。

また、まちづくりにおける鷺沼地区の課題として、生活を支えるサービス施設などの都市機能の不足や、必要となる都市基盤の整備が挙げられます。

このような中、令和元年度には、地権者による「土地区画整理組合設立準備会」が結成され、本区域の将来の土地利用について検討が始まりました。

本市では、鷺沼市街化調整区域のまちづくりを促進するため、農業施策との調整を図りながら、土地区画整理事業への支援や、地域の特性に応じた都市計画の規制・誘導などに取り組み、都市拠点と公共交通によりネットワークが構築された、時代の変化に適応した持続可能な「新市街地」の創出を目指します。

J R津田沼駅周辺地域は、J R津田沼駅及び新京成新津田沼駅の2駅が利用可能な交通利便性の高い地域であり、奏の杜のまちびらき等により、約8千人規模の新しいまちが誕生するなど、居住環境の整備が進展する一方で、既存商業施設等の老朽化や回遊機能の確保、「モノ」から「コト」への消費者動向の変化への対応など、拠点機能の更新が課題となっています。

J R津田沼駅周辺地域が本市の中心拠点として相応しい、魅力ある「本市の表玄関」として発展していくためには、民間活力の導入を図りながら、既存の都市施設を段階的に更新し、時代の変化や多様なニーズに適応すべく、都市機能を拡充するまちづくりが求められます。また、駅周辺の交通渋滞を緩和できる都市施設整備の推進や、誰もが歩きたくなる、安全で快適な歩行空間を確保することも重要です。

そこで、J R津田沼駅周辺地域の拠点機能のさらなる向上を目指し、都市再開発の方針を明らかにするとともに、民間開発の適切な誘導を図るため、土地区画整理事業や再開発事業等の様々なまちづくり事業への支援を進めていきます。併せて、回遊性の向上に資する、歩きたくなるまちの実現に向けて、民間事業者と協働しながら、都市施設の改良に取り組んでいきます。

他方、集合住宅が多く、かつ高齢化率も高い地域では、世帯員の減少による人口減少が進んでいます。特に、袖ヶ浦団地、秋津及び香澄地区の集合住宅では、顕著な傾向となっています。

こうした中で、袖ヶ浦団地の賃貸住宅の一部においては、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）による「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」に基づいた、“子どもから高齢者まで”誰もが安心して住める地域の実現に向けた団地再生事業（建替え）が予定されています。新たな居住環境の整備がなされることにより、さまざまな世代の居住が図られ、まちの活性化とともに世代間の交流が生まれ、地域における支え合いへとつながることを期待する中で、本市は、UR都市機構と調整、連携を図っていきます。さらに、この地域の活性化が、同様の状況にある他地区のモデルケースとなるよう、その成果を波及させていくことを目指します。

<sup>16</sup> 都市計画法に基づく都市計画のうち、自然環境や農業などを保全するために市街化を抑制すべき区域のこと。

さらに、近年の気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化から市民の生命・財産を守るため、防災・減災対策を推進するとともに、でき得る限りの被害の軽減と経済社会の迅速な回復を目指すべく、国土強靱化地域計画を策定し、インフラをはじめとした適切な事前防災対策に取り組みます。

## （２）魅力あるくらしづくりの推進と地域共生社会の実現

生産年齢人口を維持・増加させていくために、魅力あるくらし、多様なライフスタイルが実現できるまちづくりに取り組みます。待機児童対策とともに、学校施設の老朽化対策や ICT 環境整備、多様な教員研修により「わかる・できる」授業を展開するなど、子育て世代に訴求するべく、安心できる保育とより高水準な教育の実現を目指し、子育て・教育環境を一層充実させます。

また、市内には、市立習志野高等学校をはじめとした4つの高等学校、地域の重要な知的資源である3つの大学が立地・隣接しており、本市は、卒業後も住み続けたいまち、将来にわたり住みたいまちとなる可能性を有しています。若い世代にとって愛着のある魅力的なまち、かつ、居住地として選ばれるまちの実現は、その可能性をより一層高めるものです。大きな活力を与えてくれる生徒・学生に、地域とのコミュニケーションの機会、地域課題の解決などの活動の場を提供しつつ、“習志野”に対する親しみ、愛着の醸成を図る中で、将来にわたる定着・定住の促進を目指します。

こうした取り組みをはじめ、行政は、市民自らが地域の活性化を考え、活動する中で、行政の“公”、NPOや地縁組織等共同体の“共”、事業者やコミュニティビジネスなどの“私”、3者による“公共私”相互間の協力関係を構築し、活動への必要な支援や環境整備を行うプラットフォーム・ビルダー※<sup>17</sup>としての役割を目指します。

それらの取り組みの一例として、PFI※<sup>18</sup>事業により、令和元（2019）年11月にオープンした生涯学習複合施設は、民間事業者のノウハウを活用し、魅力あるサービスが提供され、多様な世代が利用し、出会い、交わることで繋がりを生み出す場となることを目指します。また、PFI 事業の中で民間事業者が実施するフューチャーセンターでは、さまざまな方が集い、未来志向で話し合うことにより、地域の課題解決や自らがやりたいことを実現することで、習志野市の魅力が一層拡がり、人と人がさまざまなアイデアでつながる中で、新しい人の流れを生み出していきます。さらに、施設に配置されるプレイリーダーは、市民ボランティアと共に、子どもの居場所づくり事業を行います。

この他、本市は、現在、そして将来にわたるまちのイメージとして“あしたのハーモニーが響くまち習志野市”を掲げています。住みよさや暮らしやすさ、楽しく心地よい空間など、住みたい、住み続けたいまちとして選ばれるための明確なメッセージを積極的かつ効果的に発信するべく、シティセールスの推進を図るとともに、習志野市を知り、愛着・誇りを持って地域

<sup>17</sup> 基盤・土台を整備するもの。総務省の有識者研究会である自治体戦略 2040 構想研究会による、第一次報告書（平成 30（2018）年 3 月）の基本的考えにおいて『自治体は単なる「サービス・プロバイダー」から、公・共・私協力し合う場を設定する「プラットフォーム・ビルダー」への転換が求められる』としている。

<sup>18</sup> プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

に貢献していただくことに繋げていく、シビックプライド※<sup>19</sup>の醸成を図ります。

なお、直近の市民意識調査においては、定住を促進するための必要な要素として、「超高齢社会への対応」が最も多く挙げられています。高齢化のさらなる進展が予測される中で、高齢者の皆さんがいきいきと活躍し、まちの活気を創生する存在として、可能な限り住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らせるよう、様々な場面で全市的な対応を図っていくことが、継続的に求められています。これらについても、誰もが自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築などの取り組みを進めます。

その上で、地域の住民や多様な主体が支え合い、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と創り上げることにより、少子高齢化や世帯構造の変化、将来の人口減少などに起因する、個人や世帯に基づく課題の複合化への対応を図ります。

---

<sup>19</sup> 「都市に対する市民の誇り」の意味で、「郷土愛」にも似ているが、「この都市を良い場所にするために自分自身が関わっている」という当事者意識が含有されているもの。

Ⅲ

後期基本計画

Ⅲ－１ 施策体系

章	節	項	号	担当課	
1 支え合い・活気あふれる「健康なまち」	1. 誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実	1. 健康づくりの充実	1	健康なまちづくりの推進	健康支援課
			2	生活習慣病予防の充実	健康支援課
			3	母子保健活動の充実	健康支援課
			4	医療・感染症予防体制の充実	健康支援課
		2. 地域福祉の推進	1	地域福祉活動への支援	社会福祉課
			2	包括的な支援体制の構築	健康福祉政策課
		3. 高齢者支援の推進	1	高齢者の生きがい対策と社会参加の促進	高齢者支援課
			2	介護予防の推進	高齢者支援課
			3	高齢者支援体制の充実	高齢者支援課・社会福祉課
			4	介護サービス等の充実	高齢者支援課・介護保険課
		4. 障がい者（児）支援の推進	1	障がいのある人への理解の促進	障がい福祉課
			2	暮らしを支えるサービスの充実	障がい福祉課
			3	就労等を通じた社会参加の促進	障がい福祉課
			4	社会資源の充実	障がい福祉課・都市計画課・街路整備課
		5. 社会保障の充実	1	生活保護等による自立支援の推進	生活相談課
			2	国民健康保険の健全な運営	国保年金課
	2. にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興	1. 産業の振興	1	経営の安定化	産業振興課
			2	商業の振興と商店街の活性化	産業振興課
			3	地域に根差した産業の育成と操業環境等の保持	産業振興課
			4	都市農業の振興	産業振興課
			5	観光の振興	産業振興課
		2. 新しい産業の創造	1	創業支援の強化と創業機運の醸成	産業振興課
			2	産学民官連携の推進による新産業・新技術の創出	産業振興課
		3. 働きやすい環境づくり	1	就労・雇用の促進と労働環境の整備	産業振興課
			2	労働者への支援	産業振興課
		4. まちの魅力の創出	1	広報広聴機能の充実	広報課・市民広聴課
2			シティセールスの推進	広報課	

2 安全・安心「快適なまち」	1. ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進	1. 防災・危機管理の推進	1	防災・危機管理意識の啓発	危機管理課
			2	地域防災力の向上	危機管理課
			3	国民保護施策の充実	危機管理課
			4	新型インフルエンザ対応能力の強化	健康支援課
			5	その他緊急事態への即応性の保持	危機管理課
		2. 消防・救急体制の向上	1	消防力の強化	総務課・警防課・指令課
			2	救急体制の充実	警防課
			3	火災予防の推進	予防課
		3. 防犯・交通安全の推進	1	犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進	防犯安全課
			2	交通安全運動・教育の推進	防犯安全課
			3	生活道路を含めた交通安全施設の整備	道路課・街路整備課
		4. 消費生活の向上	1	安心して消費生活相談のできる体制づくり	市民広聴課(消費生活センター)
	2		消費者関係団体等との連携	市民広聴課(消費生活センター)	
	3		自立した消費者になるための消費者教育の推進	市民広聴課(消費生活センター)	
	2. 暮らしを支える都市基盤の整備	1. 市街地整備の推進	1	住宅地における良好な環境保全	都市計画課・街路整備課
			2	新市街地の整備	都市政策課・区画整理課
			3	駅周辺の整備による賑わいの創出	都市政策課・都市再生課
		2. 住宅施策の充実	1	住宅施策の充実	住宅課
			2	耐震化等への対応	建築指導課
			3	公営住宅の維持管理	住宅課
			4	分譲マンションの再生	住宅課
		3. 道路交通施策の推進	1	幹線道路網の整備	都市計画課・街路整備課・道路課
			2	生活道路網の整備	都市計画課・街路整備課・道路課
			3	道路・橋梁の維持管理の徹底	街路整備課・道路課
			4	公共交通空白・不便地区等の解消	都市政策課
		4. ガス・水道・下水道事業の充実	1	施設の維持管理	(企)ガス水道供給課
			2	ガス管・水道管の計画的な更新	(企)ガス水道建設課
			3	水の安定供給	(企)ガス水道供給課
			4	市営ガスの利用促進	(企)営業企画室
			5	公共下水道の整備	(企)下水道課・津田沼浄化センター
6			公共下水道の改築・耐震	(企)下水道課・津田沼浄化センター	
7			下水道経営の強化	(企)下水道課・津田沼浄化センター	
3. 自然と調和する環境づくりの推進		1. 地球温暖化対策の推進	1	温室効果ガス排出の抑制	環境政策課
			2	省エネルギーの推進と啓発	環境政策課
		2. 自然環境の保全・活用	1	自然環境の保全・活用	公園緑地課
	2		谷津干潟の保全・活用	環境政策課	
	3. 公園・緑地整備の推進	1	公園の整備・維持管理	公園緑地課	
		2	貴重な緑地の保全・創造	公園緑地課	
		3	ハミングロード再整備の推進	公園緑地課	
	4. 廃棄物等適正処理の推進	1	循環型社会の形成	クリーン推進課	
		2	廃棄物の適正処理及び処分	クリーン推進課	
		3	し尿の適正処理及び処分	クリーン推進課	
	5. 環境保全の推進	1	環境教育の推進と環境学習の促進	クリーン推進課・公園緑地課	
		2	生活環境の保全(公害防止対策)	環境政策課	
		3	都市環境の美化と保全	クリーン推進課・業務課 環境政策課	

Ⅲ 後期基本計画  
Ⅲ-1 施策体系

3 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	1. 子どもが健やかに育つ環境の整備	1. 子育て・子育ての支援	1	習志野の子育ち・子育て支援の拠点づくり	こども政策課
			2	多様な保育サービスの充実	こども政策課・こども保育課・子育て支援課・児童育成課
			3	地域との協働による子育て支援	こども保育課・子育て支援課
			4	子どもを守り・支える取り組みの推進	子育て支援課・ひまわり発達相談センター
	2. 未来をひらく教育の推進	1. 幼児教育の向上	1	幼児教育の充実	こども保育課
			2	家庭教育の推進	こども保育課
		2. 学校教育の向上	1	信頼を築く習志野教育の進展	指導課・総合教育センター
			2	子どもの生きる力を育む教育の充実	指導課・学校教育課 総合教育センター
			3	子どもを未来につなげる教育の展開	指導課・総合教育センター 学校教育課
	4	魅力ある市立高校づくり	習志野高校		
	5	教育施設等の整備・再生	教育総務課・学校教育課・総合教育センター・習志野高校		
	3. 生涯にわたる学びの推進	1. 社会教育の推進	1	生涯学習推進のまち習志野の推進	社会教育課・公民館・図書館
			2	芸術・文化活動の振興	社会教育課・公民館
			3	文化財の保存・活用	社会教育課
			4	社会教育施設の再編・整備	資産管理課・社会教育課
			5	青少年健全育成の推進	社会教育課・富士吉田青年の家・青少年センター
		2. 生涯スポーツの推進	1	「する・みる・支える」スポーツの推進	生涯スポーツ課
			2	健康・体力を育むスポーツ施設の整備	生涯スポーツ課
	4. 互いを認め合い尊重し合う社会の推進	1. 誰もがその人らしく活躍できる社会の実現	1	男女共同参画の意識づくり	男女共同参画センター
			2	配偶者・パートナー間の暴力(DV)の防止と対応	男女共同参画センター
3			ワーク・ライフ・バランス※ <sup>20</sup> の推進	男女共同参画センター	
2. 交流の推進		1	姉妹都市交流の推進	協働政策課	
		2	多文化共生への対応	協働政策課	
3. 平和啓発の促進		1	平和啓発の促進	協働政策課	
重点プロジェクト1		公共施設の再生		資産管理課	
重点プロジェクト2		財政健全化		財政課	
重点プロジェクト3		協働型社会の構築		協働政策課	

<sup>20</sup> 仕事と生活の調和。「仕事」と育児や介護、趣味や学習、教養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

## Ⅲ-2 施策の見方

### 第1節「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」

#### 第1項 健康づくりの充実

市民が健全な生活を送るためには、健康を気遣える環境の整備が重要となります。市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択・実践し、主体的に楽しく健康づくりができるよう環境の整備に取り組みます。

また、市民自らが健康の維持増進に取り組むための環境整備を、市民・事業者と共同して進めていきます。

「健康づくりの推進」は、「習志野市からだ・心・こころの健康づくり推進計画」で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むこととして、令和2年度から令和7年度までの6年間で進めます。

**SDGsのアイコン：**  
この施策に該当するSDGsの目標のアイコンを掲載しています。



**施策の概要：**  
この施策で本市が取り組む概要を記載しています。

#### 6年後の目指す姿

市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者が連携し、健康づくりの推進に努めるとともに、相互に連携及び協力し、誰もが安心して幸せな生活ができる健康なまちとなつていきます。

**6年後の目指す姿：**  
計画の終了時である6年後に、この施策が目指している姿を記載しています。

#### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7年度)
健康寿命 (平均自立期間)	男 (65歳) : 18.88年 女 (65歳) : 22.09年 (H30年度)	H30年度末より延伸

**施策の成果を表す指標：**  
各施策の成果を測るための指標を設定しています。

#### 関連する個別計画

計画名	計画期間
健康なまち習志野計画	令和2 (2020) 年度～令和7 (2025) 年度

**関連する個別計画：**  
この施策に関連する個別計画を記載しています。

**施策の展開：**  
課題を解決し、6年後の目指すべき姿を実現するための具体的な取組を号ごとに記載しています。

## 施策の展開

### 第1号 健康なまちづくりの推進

### 健康支援課

#### ＜現状と課題＞

少子高齢化の進展や社会、経済情勢が変化していること、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされる健康寿命の延伸、健康格差の縮小が求められています。さらに、医療費の増加は、本市のみならず、我が国全体の課題と言えます。

**担当課：**  
取り組んでいる担当課名を記載しています。

こうした問題・課題に対応するためには、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策のさらなる充実が必要です。

また、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、主体的に行動する地域社会を創造し、健康やかで充実した生活を送るための社会環境づくりを推進し、本市におけるこれまでの取り組みを発展させ、健康なまちづくりで幸せな生活ができる健康なまちづくりを実現します。

**現状と課題：**  
この取り組みに関連する国・県や社会動向や本市のこれまでの取り組み、6年後の目指すべき姿を実現するために解決すべき課題を記載しています。

#### ＜取組内容＞

自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるプロセスであるヘルスプロモーション※の考え方にに基づき、市民一人ひとりが持つ健康観は多様であることを理解しながら、従来の「個人の責任、意識、努力」に加え、健康づくりの推進に市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者が連携して取り組むことにより、「健康なまちづくりのための社会環境づくり」に取り組めます。

**取組内容：**  
前述の課題解決のために、本市が6年間で取り組む内容を記載しています。

また、引き続き、適度な運動による健康増進や、喫煙や飲酒の節制、歯と口腔の健康づくり等の健康行動の習慣化を推進します。

歯と口腔の健康は、全身の健康につながることから、永久歯のむし歯予防を目的とした小中学校でのフッ化物洗口をはじめとする歯と口腔の健康づくりに取り組めます。

平成31(2019)年1月に施行した「習志野市受動喫煙の防止に関する条例」に基づき、受動喫煙のない健康なまちづくりを推進します。

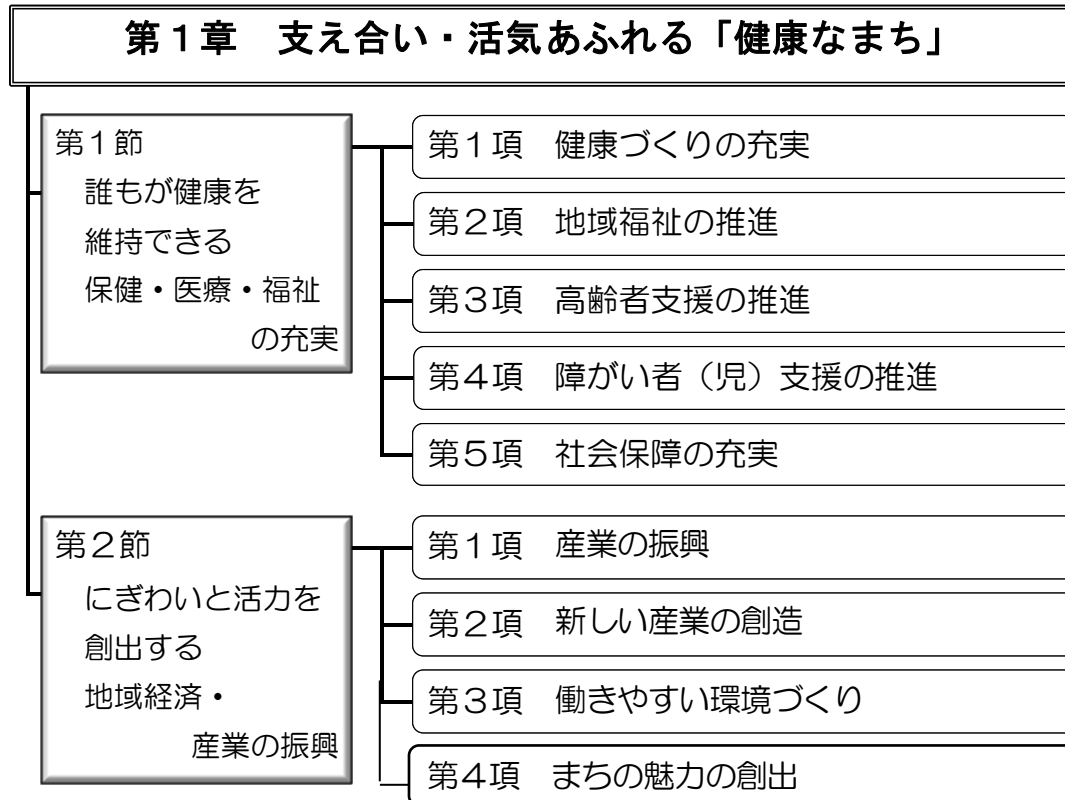
#### 主な事業

**主な事業：**  
上記の取組内容を実現するために実施する主な事業を記載しています。



### III-3 将来都市像を実現するための3つの目標

## 第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」



**第1節 「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」**

**第1項 健康づくりの充実**

市民が健全な生活を送るためには、健康を気遣える環境の整備が重要となります。市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択・実践し、主体的に楽しく健康づくりができるよう環境の整備に取り組みます。



また、市民自らが健康の維持増進に取り組むための環境整備を、市民・事業者と共同して進めていきます。

「健康づくりの推進」は、「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」（平成 24（2012）年度制定 通称：習志野市健康なまちづくり条例）に基づき、行政のあらゆる分野において推進します。

**6年後の目指す姿**

市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者がそれぞれの責務を踏まえ、健康なまちづくりの推進に努めるとともに、相互に連携及び協働し、全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちとなっている。

**施策の成果を表す指標**

指標名	基準値	目標値（R7年度）
健康寿命（平均自立期間）	男（65歳）：18.88年 女（65歳）：22.09年 （H30年度）	H30年度末より延伸

**関連する個別計画**

計画名	計画期間
健康なまち習志野計画	令和2（2020）年度～令和7（2025）年度

## 施 策 の 展 開

### 第1号 健康なまちづくりの推進

健康支援課

#### 〈現状と課題〉

少子高齢化の進展や社会、経済情勢が変化していく中で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされる健康寿命の延伸や、都市基盤・雇用環境等を要因とした健康格差の縮小が求められています。さらに、医療保険制度や介護保険制度を健全に運営することは、本市のみならず、我が国全体の課題と言えます。

こうした問題・課題に対応するためには、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策のさらなる充実が必要です。

また、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、主体的に行動する地域社会を創造し、健やかで充実した生活を送るための社会環境を整備する健康なまちづくりが求められており、本市におけるこれまでの取り組みを発展させ、全ての市民が、生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりを推進していく必要があります。

#### 〈取組内容〉

自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるプロセスであるヘルスプロモーション※<sup>21</sup>の考え方にに基づき、市民一人ひとりが持つ健康観は多様であることを理解しながら、従来の「個人の責任、意識、努力に基づく健康づくり」に加え、新たに、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者が連携及び協働による「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」に取り組みます。

また、引き続き、適度な運動による健康づくりの観点から、手軽な運動であるウォーキング等の健康行動の習慣化を推進します。

歯と口腔の健康は、全身の健康につながることから、永久歯のむし歯予防を目的とした小中学校でのフッ化物洗口をはじめとする歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

平成31(2019)年1月に施行した「習志野市受動喫煙の防止に関する条例」に基づき、受動喫煙のない健康なまちづくりを推進します。

主な事業	健康なまちづくり推進事業 地域自殺対策強化事業	歯科保健事業 受動喫煙対策事業
------	----------------------------	--------------------

<sup>21</sup> 世界保健機関（WHO）が提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし改善できるようにするプロセス。

## 第2号 生活習慣病予防の充実

## 健康支援課

### 《現状と課題》

平均寿命が延びる一方で、基本的な生活習慣の乱れや喫煙、飲酒等の習慣の積み重ねから起こるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の生活習慣病が増加傾向にあり、その対策が課題となっています。

生活習慣病の対策については、市民一人ひとりが健康的な生活を自ら選択し実践できるよう、広報紙・ホームページやまちづくり出前講座、まちづくり会議等での健康教育を通して啓発しています。

また、「健康日本21（第二次）」中間報告（平成30年9月）で課題としている「健康無関心層も含めた予防・健康づくり」への取り組みとしては、小中学校と連携して、保健師等による健康教育を授業に導入し、家族単位的生活習慣病予防を推進しています。

### 《取組内容》

健康診査やがん検診については、引き続き、国の動向や市民の受診行動やニーズを注視し、関係機関との連携の下、受診しやすい体制や環境整備に取り組むとともに、未受診者への効果的な受診勧奨（コールリコール）に取り組んでいきます。

早期発見・重症化予防を推進するために、生活習慣病のリスクのある人への個別の対応のみならず、広く一般市民へ向けて、がん検診や健康診査の受診の必要性や生活習慣病についての正しい情報の提供に取り組めます。

また、引き続き、小中学校への生活習慣病予防健康教育に取り組み、児童・生徒に対しては、こどもの頃からの健康的な生活習慣の確立を図るとともに、健康への無関心世代の多い40～50歳代の保護者に対しては、子どもを介した生活習慣の見直しの機会の提供に取り組めます。

主な事業	成人保健活動事業	がん検診等事業	特定健康診査事業
------	----------	---------	----------

### 第3号 母子保健活動の充実

### 健康支援課

#### 《現状と課題》

近年の少子化、核家族化の進展による家庭力の低下や地域のつながりの希薄化など、子育て環境を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する負担や不安、孤立感の高まり等が懸念される状況にあります。

妊娠・出産は、母体の身体的な変化、親になるという家族役割の変化など、人生の大きなライフイベントのひとつです。また、働く女性にとっては、産休取得に伴う社会的役割の変化や休職に伴う収入減などの経済的な負担も加わり、精神的にも不安定になる可能性があります。

このような中、発育発達に課題がある事例や、虐待が疑われる事例も増加しているため、子どもの発育発達に対する支援や保護者の育児不安を軽減し、虐待を未然に防ぐ取り組みが必要です。

#### 《取組内容》

妊娠・出産・育児を行う保護者に対し、地区担当保健師が、妊娠期から子育て期まで一貫して切れ目なく支援を行う「習志野版ネウボラ」を展開します。

保健師または助産師は、母子健康手帳交付の際に、すべての対象者に面接を実施するとともに、特に支援が必要な場合は、子育て支援や福祉の関係課と連携して支援体制を整えます。さらに、地区担当保健師が、発育・発達・養育面を中心とした支援プランの作成、経過の把握、評価をし、継続して支援を行います。その際、保護者の健康づくりや生活習慣の改善等も併せて支援を行います。

ママ・パパになるための学級、新生児期の産後うつスクリーニング※<sup>22</sup>の実施、乳児家庭全戸訪問事業、健康相談や、妊婦・乳児一般健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査など、母子保健活動全体をとおして、健康の保持・増進に向けた望ましい生活・食習慣の情報提供、つどいの場などの子育て支援サービスの情報提供を行い、疾病予防や育児不安の軽減に努めます。

主な事業	母子保健活動事業（利用者支援事業母子保健型・乳児家庭全戸訪問事業） 母子健康診査事業
------	---

<sup>22</sup> 対象となる集団に対して実施する共通検査によって、目標疾患の罹患を疑われる対象者あるいは発症が予測される対象者をその集団の中から選別することをいう。対象集団は通常、疾患の自覚がないかまたは疾患があっても症状が軽微で気がついていなかったり、潜伏期である対象者が含まれている可能性を持つ集団となる。

## 第4号 医療・感染症予防体制の充実

## 健康支援課

### 《現状と課題》

医療体制については、千葉県保健医療計画に基づき、かかりつけ医や初期治療の一次診療、検査や入院・手術等の重篤な人への二次診療、特殊科目や先進的医療、救命が必要な重篤な人への三次診療という機能別に整備されています。地域の限りある医療資源を効率的に活用するためには、かかりつけ医を持ち、日中に受診する等が必要であることを説明するとともに、その周知に努めました。しかしながら、軽症者の大病院への受診は年々増加する傾向にあり、さらなる周知に努める必要があります。

また、東日本大震災をはじめとした近年の大災害の教訓を基に、災害時の医療体制について関係機関と連携し、災害時医療救護活動マニュアルを改訂しました。

感染症対策については、予防接種が重要であることから、接種率の維持・向上に取り組んでいます。近年、予防接種の種類が増えたことにより、接種時期の計画管理が困難になってきています。子どもの予防接種は、特に乳児期に接種時期が集中するため、保護者が正しい接種間隔、望ましい年齢で自ら計画的に接種できるよう支援する必要があります。

### 《取組内容》

医療体制については、習志野市医師会等と連携・協力を図るとともに、市民に対しては、限りある医療資源を有効に活用できるよう、かかりつけ医の必要性等について、より一層の理解の促進と周知に努めます。

災害時の医療体制については、マニュアルに基づき訓練を行い、関係機関との連携を強化するとともに、市民への周知徹底を図ります。

また、予防接種については、市民に対し、効果及び副反応の適切な情報提供を行い、安全かつ効果的に実施するとともに、予防接種のスケジュール管理ソフトを活用する等の周知に努めます。

主な事業	予防接種事業	救急医療対策事業費
	休日急病歯科診療所管理運営費	災害医療事業費

## 第2項 地域福祉の推進

地域福祉を推進するためには、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者が、お互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む必要があります。



市民、社会福祉団体、事業者、市などが連携し、安心して自立した生活ができる取り組みを進めていきます。

### 6年後の目指す姿

市民、社会福祉団体、事業者、市などの連携のもと、誰もが安心して自立した生活を送ることに繋がるよう、地域ごとに置かれた交流の場が活発に利用され、住民相互の間に気軽に相談し合える「顔が見える」関係性が生まれている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7 年度)
「ふれあい・いきいきサロン」及び「地域サロン」の設置数	44 か所 (H30 年 12 月 1 日現在)	74 か所
ボランティア登録者数	1,696 名 (H30 年 4 月 1 日現在)	2,296 名
「相談や助けを必要とする近所、地域の人に、あなたができる支援はありますか」の問いに「ない」と答えた人の割合	26.1% (H30 市民意識調査)	13.0%

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	令和 2 (2020) 年度～令和 7 (2025) 年度

## 施 策 の 展 開

### 第1号 地域福祉活動への支援

社会福祉課

#### 〈現状と課題〉

近年、急速な少子高齢化の進行や核家族化等により地域の関係性が希薄化したこと、さらには雇用・就労形態の多様化といった様々な変化を受け、福祉ニーズの増大と多様化が顕著となっています。

このような状況下において、行政サービスのみのニーズへの対応は困難であり、特に民生委員、人権擁護委員、保護司等、いわゆる制度ボランティアとして地域で活動する個人の方々の力が強く求められています。

また、従来から、地域福祉活動を推進する中心的立場である社会福祉協議会は、行政、関係機関、民間事業者と制度ボランティア等の個人の力を融合し、地域社会全体の取り組みを進める役割を担っており、さらに重要なものとなってきます。「ふれあい・いきいきサロン」「地域サロン」等、現在、社会福祉協議会が実施している地域内の関係性づくりに向けた取り組みをさらに推進することが必要となります。

#### 〈取組内容〉

福祉ニーズの増大と多様化とともに、新たに認識されてきた困難な事案に対しては、行政による制度的な支援だけでなく、様々な主体がその解決に向け、働きあうことが必要です。さらにこれらを補完するものとして、民生委員等の制度ボランティアによる平時の見守り等のゆるやかな支援も、重要な役割を担っています。

このような制度ボランティアの活動に際して、行政は、各地域ボランティアと連携をとりながら支援を行います。

また、社会福祉協議会が市内全16支部で実施している「ふれあい・いきいきサロン」と、地域住民が取り組んでいる交流の場「地域サロン」の実施規模、拠点数を拡大します。これらの取り組みにより、各地域内の結びつきの強化を図り、地域へ参加する機会の提供を通じて、地域福祉活動の担い手の確保につなげていきます。

主な事業	社会福祉協議会補助事業（ふれあい・いきいきサロン事業、地域サロン事業、ボランティア活動推進事業）
------	--



## 第2号 包括的な支援体制の構築

## 健康福祉政策課

### 《現状と課題》

相談・窓口等の公的支援は、対象者別・機能別に整備していますが、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複合化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるなど、複合的な支援を必要とする事態が生じています。

平成30(2018)年4月に施行された改正社会福祉法により、市は、地域共生社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりや各分野にまたがる複合的な課題を受け止める相談支援等、福祉サービスを必要とする住民とその世帯が抱える地域生活の課題の解決に資する「包括的な支援体制」の整備に努めることとなりました。

本市においても、地域住民や社会福祉協議会を中心とする福祉関係団体等が、相互に協力して、地域生活課題が解決できる支援を包括的に提供できる体制を整備していく必要があります。

### 《取組内容》

社会福祉協議会を中心とする福祉関係団体等と連携し、包括的な支援体制を整備していきます。また、地域住民等自らが、他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備を進めていきます。

主な事業	包括的相談支援事業
------	-----------

### 第3項 高齢者支援の推進

介護が必要な状態となっても住み慣れた場所で生活できるよう、地域包括ケアシステム（「医療・介護・住まい・予防・生活支援」を一体的に提供するシステム）の実現に向けて、専門職の連携や、地域住民を含む幅広い担い手の協力等によって、「高齢者支援」を推進します。



高齢者の社会促進と生きがいの充実を図るために、老人クラブの活性化や地域の方々との交流の場づくり、働く意欲のある高齢者に対し、就業促進に努めます。

また、要介護状態にならないよう、知識や生活習慣づくりの方法について、地域活動の中で呼びかけを行い、健やかな高齢期を送るための生活習慣づくりを支援していきます。

こうした取り組みを通して、市民同士が支え合う地域活動を展開する仕組みを作り、高齢者の健康維持や生きがいづくりの推進を継続していきます。

### 6年後の目指す姿

地域で声を掛け合い、必要な支援を協力して提供するとともに介護予防に取り組み、地域を支える一員として参加することのできる高齢者が増加している。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値（R7年度）
第1号被保険者に対する要介護認定の割合	15.5% (H30年度)	21.4%以下
介護予防に資する住民運営の通いの場の数	80か所 (H30年度)	100か所

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
光輝く高齢者未来計画 2018 ＜高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画＞	平成30（2018）年度～令和2（2020）年度

## 施策の展開

### 第1号 高齢者の生きがい対策と社会参加の促進

高齢者支援課

#### 〈現状と課題〉

高齢者が世代を超えて地域の人々と交流し、社会の重要な一員として生きがいをもって活躍するため、社会参加の促進や地域で活躍できる場の創出に取り組んできました。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識・技能を地域社会で活かすことができる就労の場として、シルバー人材センターへの支援を行ってきました。

しかし、元気な高齢者が増加している一方で、地域での関わりが希薄となり、高齢者が孤立化する傾向が問題となっており、人とのつながりや生きがいをもって地域で活躍できる場が求められています。

#### 〈取組内容〉

明るく活気に満ちた高齢社会を実現していくために、老人クラブの会員増加と活性化、高齢者ふれあい元気事業の充実等、高齢者が参加しやすく生きがいを持てる環境を整えます。

そのほか、働く意欲のある高齢者の能力を活かす、シルバー人材センターの会員増加と就労先の確保・開拓を支援します。

主な事業	高齢者ふれあい元気事業　あじさいクラブ活動事業 シルバー人材センター補助事業
------	---

## 第2号 介護予防の推進

## 健康支援課・高齢者支援課

### 《現状と課題》

高齢になっても住み慣れたまちで、健康でいきいきとした生活が送れるよう、運動、栄養、口腔、認知機能低下の予防等の知識の伝達や実践をするための支援に取り組んできました。

超高齢社会となった今、市民一人ひとりが健康で自立した日常生活を送ることができる健康寿命※<sup>23</sup>の延伸が求められています。

介護予防の推進については、その人の持つ能力に応じて、効果的かつ効率的な取り組みができるよう、本人だけでなく、地域づくりなど、本人を取り巻く環境も含めた支援や支えあい等の仕組みづくりが必要とされています。

### 《取組内容》

65歳前後となると、地域で生活する時間が増えてきます。元気なうちから介護予防に取り組むことが健康寿命を延ばすことにつながることから、身近な地域で参加できる生活習慣病予防も含めた介護予防に取り組める体制づくりを進めます。

介護予防教室の開催や、市の保健師等による「まちづくり出前講座」、「歯科医師による「健康講座」、リハビリテーション職による「介護予防講座」の実施により、健やかな高齢期を送るための介護予防の取り組みが実践できる市民を増やしていきます。

また、住民運営の通いの場を充実するため、転倒予防体操や介護予防を目的とした高齢者の交流の場を提供する団体の活動に対する補助事業により、住民同士が支え合う地域づくりに取り組んでいきます。

主な事業	介護予防普及啓発事業（健康教育・健康相談、歯科医師による健康講座、通所型介護予防教室、シニアの食場 <sup>しよくば</sup> 、転倒予防体操等） 地域リハビリテーション活動支援事業 地域介護予防活動支援事業（活動団体に対する補助金等）
------	--

<sup>23</sup> 健康上の問題がなく「日常生活に制限のない期間」のこと。国の「健康日本21」においても、平均寿命の増加分を上回る増加が目標とされている。

### 第3号 高齢者支援体制の充実

### 健康支援課・高齢者支援課・社会福祉課

#### 《現状と課題》

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者を支える担い手の養成や地域での支え合いの仕組みづくりを住民の方々等と共に進めています。

また、認知症の方を支えるまちづくりを目指し、認知症サポーター養成講座を実施しています。

併せて、成年後見制度※<sup>24</sup>の利用を進めるため、相談支援を充実するとともに、市民後見人の活躍に向けて、成年後見センターを常設で開設しました。

今後も、単身高齢者世帯の増加や高齢者が地域において孤立する傾向や認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者虐待の未然防止や早期発見等の推進のための普及啓発、生活を支える地域の支援体制を充実させていくことが求められています。

加えて、人口減少・高齢化がもたらす地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下により、終活に対するニーズが高まることが予想されます。

#### 《取組内容》

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民や民生委員児童委員・高齢者相談員等の制度ボランティア、支援活動団体等が協力し支援する体制づくりを推進します。

また、高齢者相談センターを中心とした、地域住民や訪問系事業者の協力による高齢者見守りネットワークを充実していきます。

認知症高齢者とその家族を支えていくため、就学中の若い世代や、高齢者と関わりのある企業等へも認知症の理解の輪を広め、併せて高齢者が地域で尊厳ある生活を送ることができるよう、虐待の未然防止や早期発見、成年後見制度の利用促進等を進めていきます。

さらに、単身世帯等の理由により、御自身が亡くなった後の手続き等に不安を抱える高齢者が、少しでも安心した暮らしを送ることができるようにするための施策を企業や関係機関と連携、協力して実施するなど、高齢者が在宅生活を送る上で、生活全般にわたり、総合的に支援します。

主な事業	認知症サポーター養成事業 介護予防把握事業（高齢者見守りネットワーク） 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター配置等） 市民後見推進事業（成年後見センター運営等）
------	--

<sup>24</sup> 認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、財産侵害や人間としての尊厳が損なわれないよう、後見人等が、本人の法律面や生活面で支援する民法の制度。

## 第4号 介護サービス等の充実

## 介護保険課・高齢者支援課

### 《現状と課題》

平成12(2000)年度にはじまった介護保険制度は、令和元(2019)年度には20年目を迎え、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして定着してきました。

しかし、高齢化は進展を続け、令和7(2025)年以降、介護サービス等の需要は増大すると予測され、それに伴う介護給付費等も増加し、介護保険料の上昇が避けられないと見込まれています。

高齢者が支援や介護を要する状態になったとしても、住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを続けられるために「地域包括ケアシステム」のさらなる体制整備が必要です。

### 《取組内容》

介護給付費と介護保険料のバランス、高齢化人口等を考慮して、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス※<sup>25</sup>の基盤整備を進めます。

また、要介護状態の重度化を防ぎ、介護を必要とする高齢者の増加と介護保険料の上昇を抑制するため、引き続き、介護サービスの充実に努めます。

併せて、要支援者等が自立した日常生活を送り続けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を様々な形態で提供できるよう取り組みます。

さらに、要介護認定及び関係機関との連携による介護給付の適正化を推進し、利用者に対する適切な介護サービスの確保と介護サービス事業者の適正な請求を促進することで、介護保険制度の適正な運営を図ります。

加えて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能とするため、関係機関と連携して「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

主な事業	地域密着型介護サービス給付費	介護給付費等費用適正化事業
	介護予防・生活支援サービス事業費負担事業	
	介護予防・生活支援サービス事業費補助事業	
	在宅医療・介護連携事業	

<sup>25</sup> 介護が必要となっても誰もが住み慣れた地域で生活を続けられるよう、「地域ケア」や「認知症ケア」を推進する観点から、地域の特性に応じて提供される介護サービス。利用者は原則として事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行う。

## 第4項 障がい者（児）支援の推進

障がいのある人が、地域で安心感と自己肯定感を持って自分らしく暮らしていくために、必要な施策を様々な視点から推進していきます。



障がいのある人の生活を直接支援する重要なサービスとなる「障害福祉サービス」については、障がいのある人のニーズに応えるため、既存の制度に捉われることなく、地域の特性に応じたサービスを検討し、提供できる体制を整えていきます。

また、市民の「障がい」や「障がいのある人」に対する理解を深めるとともに、差別の解消など、障がいのある人の権利擁護を推進していきます。

### 6年後の目指す姿

障がいのある人への就労支援や相談支援体制の整備といった自立に向けた支援の充実、市民の「障がい」に対する正しい理解と障がいのある人への差別解消などの権利擁護の推進、そして、障がいのある人が、生涯を通して適切な支援を得るための障害福祉サービスの提供体制や社会資源の充実を図ることにより、障がいのある人もない人も、すべての市民が、互いに人格と個性を尊重し合い、支え合いながら生きる共生社会の実現が図られている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値（R7年度）
障がい者差別解消法の認知率	34.6%（H30年度）	50%
コミュニケーションツール設置店舗数（ステッカー貼付店舗）	25店舗（H30年度）	50店舗

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
第4期障がい者基本計画	平成30(2018)年度～令和5(2023)年度
第5期障がい福祉計画	平成30(2018)年度～令和2(2020)年度
第1期障がい児福祉計画	平成30(2018)年度～令和2(2020)年度

## 施策の展開

### 第1号 障がいのある人への理解の促進

### 障がい福祉課

#### ＜現状と課題＞

共生社会の実現のためには、その基礎として「障がい」や「障がいのある人」への理解が欠かせません。そのためには、「障がい」や「障がいのある人」を知り、接して理解する機会が必要です。また、障がいのある人も社会の一構成員として、自ら情報発信し、積極的に社会に参加していく必要があります。

平成26（2014）年1月、日本は「障害者権利条約」を批准し、国内では虐待・雇用・差別などに関する法整備も行われました。本市では、障がいのある人の情報の取得や利用を保障し、コミュニケーションを図るための言語（手話を含む）や様々な手段の普及と理解の促進を目指して、平成28（2016）年4月に「習志野市心が通うまちづくり条例」を施行しました。

障がい者への権利擁護について法制度が整う中で、共生社会の実現に向けて、行政、当事者、地域のネットワークが連携した効果的な取り組みが求められています。

#### ＜取組内容＞

障がいや障がいのある人を知り、理解する機会となるイベントや手話奉仕員養成講座、職員向け対応研修の実施等を通して、市民、職員等に対し、広く障がいや障がいのある人への理解を深めていきます。

また、障がい者団体との交流や活動支援を通してニーズを把握するとともに、障がいのある人が積極的に社会参加できる環境を整えます。

地域のネットワーク機関である地域共生協議会の活動のさらなる充実に向けた支援を通して、障がいのある人の権利擁護について、効果的な取り組みを実施していきます。

主な事業	地域生活支援事業（障がい者啓発イベント、手話奉仕員養成講座） 手話及び情報・コミュニケーション推進事業（「心が通うまちづくり条例」の啓発イベント）
------	--



## 第2号 暮らしを支えるサービスの充実

## 障がい福祉課

### 《現状と課題》

第4期障がい者基本計画策定に伴うアンケート調査では、在宅や施設で適切な支援を受けながら生活するニーズが高いという結果となっており、他制度との連携を視野に入れたサービスを提供する必要があります。

障害福祉サービスや地域生活支援事業は、障がいのある人の自立した生活をサポートする上で欠かせないものであり、より利用しやすいサービスの充実を図る必要があります。

また、平成27（2015）年4月から障害福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画の作成が必須となり、その作成にあたる相談支援事業所の数は、年々増加傾向にあります。今後具体的な支援の充実を図る上では、その重要性が高まっています。

福祉とそれ以外の分野の情報共有や協力の推進、関係団体や事業所との連携などを図りながら、相談者に応じた専門性の高い人生設計を見据えた相談体制の構築が必要となっています。

### 《取組内容》

在宅や施設で適切な支援を受けるにあたり、不可欠となる障害福祉サービスについては、より利用しやすいサービスの提供を図るとともに、日常生活に密着した非常に重要なサービスである地域生活支援事業に係るサービスについては、さらに周知を図り、利用の促進を図る必要があります。既存の制度に捉われることなく、地域の特性に応じたサービスを検討し、提供できる体制の検討及び整備を推進していきます。

また、障がいのある人について理解を広めるとともに、個々に合った相談支援の実施など、本人が必要なサービスを利用しながら地域で安心して暮らしていけるよう、市や相談支援事業所を始めとした関係機関が連携した支援を実施していきます。

併せて、発達に課題のある子どもと保護者への支援については、各関係機関とひまわり発達相談センター・あじさい療育支援センターが連携して相談支援を推進していきます。

主な事業	地域生活支援事業（相談支援）
------	----------------

### 第3号 就労等を通じた社会参加の促進

### 障がい福祉課

#### 《現状と課題》

障がいのある方々の中には、就労意欲があってもなかなか就労に至らない方、就職しても環境になじめずに離職してしまう方がいるため、その対応が求められます。また、障がいのある方への就労支援は、その制度や実施機関が多岐にわたる中で、関係機関との継続的な連携強化も必要です。

また、障害者就労施設等は障がいのある方の「働く場」として重要な役割を担っており、これらの施設の受注の機会の増大を図ることで、障がいのある方の自立を促進することが必要です。

#### 《取組内容》

就労についての意識醸成を図るため、障がいのある方の就業体験の場や働くことに関する情報提供を強化します。就労支援に際しては、個々の障がいに合った多様な働き方が可能となるように、ハローワーク等の関係機関との連携強化や職業訓練の機会の充実を図ります。また、就職後の支援として、企業における障がいへの理解の促進や障がい特性に配慮した就業環境の整備による職場定着の促進を図ります。

障害者就労施設等の受注増大のため、庁内各部署が物品や役務を調達する際に、障害者就労施設等へ発注することを推進します。

障がいのある方の余暇活動における社会参加の機会の増大を図ります。

主な事業	障がい福祉課事務費（障害者就労施設等からの調達推進） 地域生活支援事業（就労支援、障がい者スポーツ大会）
------	---

## 第4号 社会資源の充実

## 障がい福祉課・街路整備課・都市計画課

### 《現状と課題》

誰もが安全で安心な生活を送るためには、社会環境において、バリアフリー※<sup>26</sup>やユニバーサルデザイン※<sup>27</sup>によるハード面の整備は欠かせません。

また、ソフト面では地域で様々な活動をされている市民の方々やボランティア、市民活動団体等の取り組みが、より障がいのある人への充実した支援につながるよう、様々な連携や協働が必要です。

また、災害時において障がいのある人が不安や混乱に陥ることのないよう、発災時の必要な支援の確保を目的に導入した、障がい者用「災害時支援・みまもり」スカーフをはじめ、適切な配慮に基づいて対応ができる仕組みづくりや、体制の整備を図ることが必要です。

### 《取組内容》

障がいのある人に配慮した設備についての情報提供や、障がいに配慮した設備の設置についての働きかけを行います。

また、習志野市障がい者地域共生協議会・社会資源開発改善部会との連携によるインフォーマルサービス※<sup>28</sup>等の地域資源に対するニーズの把握と掘りおこしを行います。

加えて、総合防災訓練に合わせた障がいの特性に応じた訓練の実施の検討と、障がいのある人の訓練への参加の促進を図ります。

公共施設整備にあたっては、バリアフリー円滑化基本構想及び特定事業計画に基づき、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

主な事業	地域生活支援事業（社会資源の充実） 障がい者自立生活支援事業（身体障がい者相談員、知的障がい者相談員）	バリアフリー対策事業
------	--	------------

<sup>26</sup> 年齢、性別、職業、障がいの有無などに関わらず、誰もが自由に行動できるよう、社会生活における様々な障がいをなくそうという考え方。

<sup>27</sup> 障害の有無に関係なく、すべての人が社会生活を送る上で障壁となるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないことが必要であり、施設や製品等について、障壁が生じないよう、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。

<sup>28</sup> 公的機関や専門職による制度に基づいたサービス以外の支援のことで、家族や近隣住民、知人やボランティアなどが提供する支援活動のこと。

## 第5項 社会保障の充実

市民一人ひとりが日本国憲法に定められている健康で文化的な生活を送るためには、社会保障制度の充実が重要です。生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援制度の活用を図り、生活保護に至る前の段階で、自立相談支援事業を中心に様々な支援を行うことにより、自立の促進を図るとともに、事業の拡大も視野に入れた研究を進めます。



また、生活保護を受けなくては生活ができない場合、生活保護法に基づき、速やかな保護の決定に努めます。

国民健康保険については、平成30（2018）年3月に策定した「国民健康保険データヘルス計画」に基づき、増大する保険給付費の抑制に努めるとともに、国の制度改正等に基づき、適切な運営を図ります。

## 6年後の目指す姿

市民一人ひとりが、それぞれの状況の中で自立した生活を送り、自己実現を目指せるための支援体制が整っている。

被保険者の主体的な健康づくりを支え守る社会環境を実現し、被保険者個人のQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）が確保されている。

## 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値（R7年度）
生活困窮者自立支援事業にて、就労開始した者	52.38% (H30年度)	57.1%
国保収支比率	101.13% (平成30年度決算)	100%
就労による生活保護廃止件数	17件（H30年度）	19件

## 関連する個別計画

計画名	計画期間
国民健康保険データヘルス計画	平成30(2018)年度～令和5(2023)年度

## 施 策 の 展 開

### 第1号 生活保護等による自立支援の推進

生活相談課

#### 〈現状と課題〉

本市では、生活保護法に基づき、社会的・経済的自立を推進するため、各種給付の実施、就労支援、健康管理支援等に取り組んできました。

一方で、生活保護を受給する人が抱える問題は多様化し、問題の解決も困難であることから、社会的・経済的自立に繋がり難いケースもあります。併せて、高齢者世帯が増加している状況から、生活保護受給者数は横ばい状態ではあるものの、依然として高い水準にあります。

平成27（2015）年度からは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活相談支援センター「らいふあっぷ習志野」を設置し、これまで支援が行き届かなかった「制度の狭間」におかれた生活困窮者等に対して、生活相談支援や就労支援、こどもの学習支援等の各種事業の実施により、生活保護を受けることなく、自立した社会生活が送れるよう、生活困窮者自立支援事業による包括的な支援を進めています。

#### 〈取組内容〉

生活保護行政については、個々の生活保護受給者の状況に合った自立支援の充実を図り、生活保護を受けることなく、社会的・経済的自立が可能となるよう、就労意欲の喚起を図りながら、各支援事業によるさらなる自立支援を推進します。

生活困窮者自立支援事業については、周知はもとより、個別具体的な対応を進めることにより、一般就労希望者のうち、就労を開始した者の割合の増加を目指します。また、こどもの学習・生活支援事業の実施により、貧困の連鎖を防止します。なお、こどもの学習・生活支援事業は、教員志望の大学生の協力を得ることは、本市における人材育成の一端を担うことにつながるものであり、ひいては本市の教育に携わる人材となりうる可能性を秘めています。

さらに、現在実施していない就労準備支援事業についても、継続して研究していきます。

主な事業	生活保護支援対策事業	生活困窮者自立支援事業
------	------------	-------------

## 第2号 国民健康保険の健全な運営

## 国保年金課

### 《現状と課題》

国民健康保険制度の現状と課題としては、現在、全国的に無職者・非正規雇用労働者等の低所得者の加入者が多い上、加入者の年齢構成が高いこと、1人当たりの医療費が高くなっていること等により、運営が厳しい状況に置かれています。このようなことから、平成30(2018)年度から、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営について中心的な役割を担い、安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等を行っています。

一方、市町村は、資格管理・保険給付の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになりました。

これらの傾向を踏まえ、本市では、「国民健康保険データヘルス計画」に基づき、保健事業の実施に取り組み、医療費の抑制につなげることが課題となっています。

### 《取組内容》

効果的な受診勧奨（コールリコール）を実施する等により、特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率の向上を図ります。また、被保険者それぞれの健康課題に応じた個別保健事業を実施し、医療費の抑制につなげていきます。

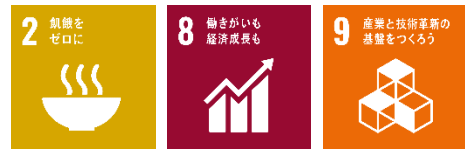
また、国民健康保険制度を理解していただくため、国民健康保険制度の仕組み、医療給付や保険料についてなど、趣旨普及活動に努めます。

主な事業	国民健康保険趣旨普及事業
------	--------------

**第2節 「にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興」**

**第1項 産業の振興**

急激に変化する社会環境の中、市内事業者が将来にわたって事業を継続できるよう、経営基盤の強化や経営革新、資金繰りの円滑化などにより、経営の安定化を支援します。



商業に関しては、ICT※<sup>29</sup>の進歩やキャッシュレス決済※<sup>30</sup>など、時代の変化や多様化する消費者ニーズに対応できるよう支援するとともに、個店や商店街、大型店だけでなく、大学や地域住民、市民活動団体などが連携し、地域一体となって、新たな魅力や活力を創出する取り組みを推進します。

工業に関しては、現在市内で操業している企業の転出を防ぐとともに、新たな企業が進出しやすいよう、良好な操業環境の保持に努めます。

農業に関しては、効率的かつ持続性のある農業経営の確立を推進し、身近な消費者である地域住民との協働により、幅広く都市農業を推進します。

また、魅力的なまちづくりを進めることで、「住んでよし」から「訪れてよし」のまちづくりを目指すとともに、友好都市や近隣市との交流を継続して推進します。

**6年後の目指す姿**

多くの人々にとって働き、暮らしたいと思える環境の構築を進める中、人手不足や事業承継など、時代によって変化する経営課題の解決に向けた支援体制が整備されている。

**施策の成果を表す指標**

指標名	基準値	目標値 (R7 年度)
市内事業所数	4,270 事業所 (H26 経済センサス)	4,270 事業所

**関連する個別計画**

計画名	計画期間
産業振興計画	令和2 (2020) 年度～令和7 (2025) 年度

<sup>29</sup> 情報 (information) や通信 (communication) に関する技術 (technology) の総称。

<sup>30</sup> クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法。

## 施策の展開

### 第1号 経営の安定化

### 産業振興課

#### 〈現状と課題〉

中小企業が安定して資金を調達することができるよう、金融機関及び千葉県信用保証協会と連携して、中小企業資金融資制度に取り組んでいます。

また、安定経営の支援や経営革新の推進のため、市内唯一の経済団体である習志野商工会議所と連携し、事業支援を行いました。

しかしながら、社会情勢の変化により、金融機関における貸付金利が低利化する中で、制度融資の優位性は失われつつあり、貸付け件数・金額ともに大きく減少しています。

また、働き手不足や、経営者の高齢化に伴う事業承継、キャッシュレス決済の導入など、時代とともに企業が抱える経営課題も変化していくことから、時代の要請に応じた支援を展開することが求められます。

#### 〈取組内容〉

中小企業の経営支援として、安定した資金調達環境を維持し、資金繰りの円滑化を図るため、時代の要請に応じた融資制度の構築や、習志野商工会議所と連携した経営基盤の強化、安定経営の支援に取り組めます。

また、社会環境が変化し、中小企業が直面する経営課題が多様化する中で、産業競争力強化法等の関係法令に基づき、人材確保や販路開拓、設備投資、事業承継などについて、関係機関と協力しながら支援を展開し、将来にわたって事業を継続できる環境づくりに取り組めます。

主な事業	中小企業振興事業
------	----------



## 第2号 商業の振興と商店街の活性化

## 産業振興課

### 《現状と課題》

商業の振興と商店街の活性化を図るため、中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄、商店街と大型店が一体となったまちづくりといった連携の推進や、個店の魅力向上、経営の安定化支援等に取り組んできました。

しかしながら、地域商業は、デフレの慢性化、価格競争、多様な店舗形態の登場等により、厳しい競争下にあります。

また、消費者の生活や消費スタイルの変化、多様化への対応とともに、後継者の育成、共同施設・設備の老朽化、さらに、商店街の地域消費の場、交流の場としての機能低下への対応が課題となっています。

### 《取組内容》

中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄を図る中で、回遊性やブランド性を持ち合わせた魅力ある商業集積づくりを推進します。

地域経営の視点を持ち、個店・商店街・大型店等が一体となってまちづくりに取り組めるよう、組織力の強化や新たな連携の推進に取り組みます。

消費者の生活や消費スタイルの変化、多様化へ対応できるよう、サービス機能や商品構成の向上等、時代に対応した商業の振興に取り組みます。

主な事業	商工会議所補助事業 商業活性化事業 商店街共同施設管理事業
------	----------------------------------

### 第3号 地域に根差した産業育成と操業環境等の保持

産業振興課

#### 《現状と課題》

地域に根差した産業の育成を図るため、付加価値が高いものづくりのできる優良な市内企業の育成、産学民官連携による産業基盤の強化や新技術・新製品開発等の支援を行いました。

また、工場集積の場として、交通アクセスの改善や住工混在解消等、良好な操業環境の保持に取り組んできました。

しかしながら、デフレの慢性化、企業間や国際競争の激化、後継者不足等により経営環境は厳しい状況にある中、経営や技術の継承、新技術・新製品開発等への支援が求められています。

それらに加え、企業の転出による産業の空洞化や住工混在も危惧されます。

#### 《取組内容》

市内企業の優れた技術や製品の情報発信、マッチングによる新たな市場や取引関係の創出の支援策に取り組むとともに、経営体質の改善強化と経営体質の改善と経営の安定化を支援します。

産学民官連携による産業基盤の強化や技術開発力の向上、新技術・新製品の開発を支援するほか、市内で操業している企業の転出を防ぎ、流通経路や地区計画の導入を含めた良好な操業環境の保持に努めます。

また、補助制度や優遇制度を活用しつつ、国、県、関係団体と連携しながら、将来にわたって市内で操業できる環境づくりの推進に取り組みます。

主な事業	商工会議所補助事業	工業活性化事業	産学官連携事業
------	-----------	---------	---------

## 第4号 都市農業の振興

## 産業振興課

### 《現状と課題》

都市農業の振興を図るためには、営農継続が可能な環境の構築が必要であり、そのためには農業経営の安定と農業後継者の確保・育成が課題となっています。

本市では農業生産活動への支援を行い、農業従事者の生産意欲の向上を目的に都市農業支援事業に取り組んできました。

また、農業従事者の高齢化や担い手の不足に対応するため、新たな認定農業者の確保や農業後継者及び新規就農者の育成など、担い手の育成に向けて取り組んできました。

経営規模の拡大に意欲的な地域の中心的経営体への農地の集積のため、農地の利用集積化を促進してきました。

さらに、市産市消※<sup>31</sup>の推進と他の産地の生産物との差別化を図り、ブランド化を推進することで生産者の所得の向上に取り組んできました。

引き続き、農業経営の安定化や農業後継者の確保・育成に資する取り組みが求められています。

### 《取組内容》

都市農業振興のため、新規就農者や、安定した農業経営を目指す認定農業者等の担い手の確保・育成に向け、新規就農者の経営安定化と就農後の定着や、園芸用施設や省力化機械の導入に対する支援を行います。

さらに、良好な農地を効率的に利用する手段として、農地所有者による市民農園の開設促進や農用地利用集積制度を周知します。

市産市消の推進とブランド化を達成するため、食育活動の一環としての習志野産にんじんの活用、農業体験学習、農業祭など各種イベントにおける地元農産物の供給支援、地元農産物の販売促進に係る取り組みの支援を行います。

主な事業	都市農業支援事業	農業振興地域整備計画改定事業
------	----------	----------------

<sup>31</sup> 市内で生産したものを市内で消費すること。

## 第5号 観光の振興

## 産業振興課

### 《現状と課題》

本市の観光を振興するため、「ぶらっと習志野観光ガイドブック」や「ふるさと産品手帖」等の観光振興ツールを活用した本市のPR、千葉ベイエリア観光連盟やちばプロモーション協議会の加盟を通じた近隣地域との広域的な観光振興事業、習志野市ふるさと産品業者会への支援、友好都市との交流等を行ってきました。

また、ご当地キャラクター「ナラシド♪」による、各種行事やイベント等への参加により、賑わいの創出、本市のさらなるPRを行いました。

本市は、特に広域から多くの来訪者を集客する観光資源が豊富でないことから、観光を振興するためには様々な主体による関わりが必要であるため、市民等も含め、全市的に連携・協力して取り組む必要があります。

併せて、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした、訪日外国人旅行者等への対応が求められます。

### 《取組内容》

地域の中で培われてきた、「商い・住まい（暮らし）・学び・集い」等、様々な暮らしのすべてが本市の観光資源であると捉え、まちづくりの先に観光を見据えた取り組みを推進します。

本市における観光まちづくりを推進していくために、地域資源を活用したイベント等により、本市の魅力を市内外にアピールするとともに、ご当地キャラクター「ナラシド♪」や「ぶらっと習志野観光ガイドブック」等の観光ツールを活用し、本市のPRを行います。

また、千葉ベイエリア観光連盟やちばプロモーション協議会の加盟を通じた近隣地域との観光振興を行うとともに、習志野市ふるさと産品業者会への支援や友好都市との交流を継続します。

併せて、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等により、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者等の受入施策について、近隣市と連携して対応していきます。

主な事業	観光振興事業	イメージキャラクターPR・活用事業
------	--------	-------------------

## 第2項 新しい産業の創造

市内における創業を促進するため、習志野商工会議所等と連携し、創業に関する相談業務やセミナーの開催等に取り組むほか、制度融資などによる資金面での支援により、創業希望者を多角的にサポートします。



また、長期的な視点から、創業に無関心な層や若年層に対するアプローチを進め、創業機運の醸成を図ります。

さらに、産学民官連携事業の拡充・強化を図り、新技術や新製品の開発、新たな事業分野への取り組みを支援します。そのほか、市内企業の優れた技術や製品の情報発信、マッチングによる新たな市場や取引関係創出の支援に取り組めます。

併せて、商業・工業・農業等の地域産業支援の連携を促進し、相乗効果による新たな製品や商品、サービス等の創出に取り組み、「新しい産業の創造」を推進します。

## 6年後の目指す姿

経済団体や金融機関、学校など、さまざまな関係者との連携により、創業支援、創出支援等を行い、地域活性化を推進するための体制構築が行われている。

## 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7 年度)
市内設立法人数 (3年度平均)	239 件 (H28~H30 年度平均)	299 件 (R5~R7 年度平均)

## 関連する個別計画

計画名	計画期間
産業振興計画	令和2(2020)年度~令和7(2025)年度
創業支援等事業計画	令和2(2020)年度~令和4(2022)年度

## 施策の展開

### 第1号 創業支援の強化と創業機運の醸成

産業振興課

#### 〈現状と課題〉

産業競争力強化法に基づき、創業支援等事業計画を策定するとともに、習志野商工会議所と連携し、関係機関の協力を得ながら、特定創業支援事業として、「ならしの創業塾」（創業・起業塾）を実施しました。

また、創業に関するワンストップ相談窓口の設置や、創業支援資金・独立開業資金の融資などの支援も行ってきました。

しかしながら、市内における創業は活発とは言えません。近隣自治体と比較しても、支援が手厚いとは言い難い状況であることから、創業希望者に対するソフト・ハード両面にわたる支援体制の構築が必要であるとともに、創業に興味・関心が無い人や若年層に対する意識啓発に取り組んでいく必要があります。

#### 〈取組内容〉

令和元年度末に創業支援事業計画の計画期間が終了となることから、新たな計画の策定作業を進めるとともに、国や県の動きに合わせて創業しやすい環境整備を進め、空き店舗の活用やコワーキングスペース※<sup>32</sup>の設置など、創業希望者に効果的な支援を提供することにより、市内における新たな企業、ビジネスの創出を支援します。

地域に創業意識を根付かせるためには、環境整備だけでなく、創業に関心を持つ人を着実に増やしていくことが重要となることから、長期的な視点で創業機運を醸成すべく、創業に無関心な層及び若年層に対する取り組みを強化し、関係機関と幅広く連携しながら、施策を展開します。

主な事業	創業支援事業
------	--------

<sup>32</sup> コワーキングとは、事務所スペース、会議室、打合せスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルを指す。独立して働きつつも価値観を共有する参加者同士のグループ内で社交や懇親が図れる働き方であり、コスト削減や利便性等のメリットのみならず、他の分野の人たちと刺激し合い、仕事上での相乗効果が期待できるといった面を持つ。

## 第2号 産学民官連携の推進による新産業・新技術の創出

## 産業振興課

### 《現状と課題》

本市の潜在的な資源である大学や市民等を最大限に活用する環境を整えるため、産学民官の人的連携を基軸としたネットワークによる地域情報拠点（プラットフォーム）を置き、産学交流の事業を行い、本市の産業の活性化を図りました。

事業の展開にあたっては、習志野商工会議所と連携し、各種支援策に取り組んできました。

しかし、新技術や新製品の開発等の競争が激しくなっている一方で、開発には多額の事業費や時間が掛かるため、参入できない中小企業もあり、また、結果がすぐに出ない場合もあることから、幅広い中長期的な事業展開や支援策等が必要です。

### 《取組内容》

本市の産業振興の基本理念である産学民官連携を基本に、中長期的な支援と産学民官連携事業の拡充・強化を図りAI※<sup>33</sup>、IoT※<sup>34</sup>、ロボティクス※<sup>35</sup>等の新技術の活用や、市内企業の新技術・新製品の開発など、新たな分野への取り組みを支援します。

また、優れた技術や製品の情報発信、マッチングによる新たな市場や取引関係の創出支援に取り組めます。さらに、商業・工業・農業・観光等の地域産業資源の連携を促し、相乗効果による新たな製品や商品、サービス等の創出に取り組めます。

主な事業	産学官連携事業	商工会議所補助事業
------	---------	-----------

<sup>33</sup> 人工知能。

<sup>34</sup> Internet of Things の略で、日本語では「モノのインターネット」と訳される情報通信技術の概念を指す。IoT は従来、主にパソコンやサーバー、プリンターなどの IT 関連機器が接続していたインターネットに、それ以外のさまざまな機器や装置をつなげる技術。

<sup>35</sup> ロボット工学（英語：robotics）。ロボットに関する技術を研究する学問。

### 第3項 働きやすい環境づくり

人々が生活をする上で、仕事は大きなウェイトを占めます。地域の活性化にあたっては、働きたい人が仕事に就ける環境はもちろん、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが不可欠です。



また、人々が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず、誰もが意欲と能力を發揮し活躍することは、持続可能な社会の実現にもつながります。

現在、そうした社会の実現に向け、従来の日本的な働き方の見直しが社会的潮流となる中で、官民一体となった取り組みが求められています。

本市では、市民や事業者、それぞれが理解を深め、一人ひとりが自らのライフステージやライフスタイルに合った働き方ができるよう、国や県、習志野商工会議所等の関係機関と連携しながら、取り組みを推進します。

### 6年後の目指す姿

働きたい人は働くことができ、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた多様な働き方が受け入れられる社会環境が整備されている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値（R7年度）
完全失業者数に対する「ふるさとハローワークならしの」を通じた就職件数の割合	11.9% (H27年国勢調査ベース)	14.5% (R2年国勢調査ベース)

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
産業振興計画	令和2（2020）年度～令和7（2025）年度



## 施 策 の 展 開

### 第1号 就労・雇用の促進と労働環境の整備

産業振興課

#### 〈現状と課題〉

平成27（2015）年1月、国と共同で、ハローワーク船橋の出先機関となる「ふるさとハローワークならしの」を開設しました。平成29（2017）年10月には、利便性向上を目的として京成津田沼駅前のサンロード津田沼内に移転し、就業（就職）支援拠点として、多くの市民に活用されています。

また、近隣自治体や千葉県ジョブサポートセンター、ハローワーク船橋等の関係機関と連携しながら、就職活動を支援するセミナーや就職面接会等を開催しました。

しかし、引き続き厳しい雇用情勢が続く中で、女性活躍促進法、ニッポン一億総活躍プランなどが打ち出され、平成31（2019）年4月からは、働き方改革関連法が順次施行されるなど、より一層の雇用対策が望まれています。

今後は、雇用・就業機会の拡大を図るとともに、求職者と企業とのマッチングを進めること、また、「働き方改革の推進」、「長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現」、「公正な待遇の確保」、「健康経営の推進」などの取り組みを進め、労働環境を整備、向上させることが重要と考えられます。

#### 〈取組内容〉

国や県、近隣自治体、習志野商工会議所などの関係機関と連携・協力しながら、求職者のスキルアップ、「ふるさとハローワークならしの」における相談体制の充実、企業とのマッチング等、雇用・就業を支援するとともに、各事業所の労働環境が向上するよう取り組みを進めます。

また、働きたい人すべてが効率的な働き方で多様な場で柔軟に働くことができる社会の実現のため、市民及び事業者に労働に関する法令、ルールが理解され、遵守されるよう、各種媒体を活用し、周知・啓発に努めます。

主な事業	雇用環境整備事業
------	----------

## 第2号 労働者への支援

産業振興課

### 《現状と課題》

労働者の安定した生活を支えるため、中小企業退職金共済の掛金に対し、補助金を交付したほか、中央労働金庫への預託を行うことにより、労働者の生活資金貸付の円滑化を図りました。

また、労働講演会の開催や、広報習志野・市ホームページ等の媒体を通じて、働き方改革や最低賃金など労働行政に係る情報の発信に努め、労働者・事業者に対する周知・啓発に取り組みました。

また、大久保地区公共施設再生事業に伴い、平成30（2018）年8月末を以て勤労会館を閉館しました。

今後、労働者への支援が後退することのないよう、新たなアプローチを検討する必要があります。

### 《取組内容》

労働者が安定した生活を送るためには、事業者の協力が不可欠であることから、事業者が取り組みやすい環境や仕組みを整備し、その時々々の社会状況に応じた取り組みを進めます。

また、習志野商工会議所や習志野市商店会連合会等、多くの事業者が加盟している組織と連携して、各種施策の周知、講演会の開催など、労働者と事業者双方の理解を深めるための啓発に取り組みます。

さらに、ワーク・ライフ・バランスと生産性向上が両立できるよう、ICT技術の活用など、これからの時代に合った効果的な手法を調査・検討します。

主な事業	雇用環境整備事業
------	----------

## 第4項 まちの魅力の創出

現在、本市の人口は増加していますが、令和7（2025）年をピークに減少に転じると予測されています。今後、人口減少と少子高齢化が進展する中で、本市が持続的に発展していくためには、これまで取り組んできたまちづくりのさらなる向上による定住促進だけでなく、さらに一歩進んで、これまで築かれてきた“まちの魅力”を検証し、あるいは新たな魅力を創出し、効果的に発信することによって、都市としてのブランド化＝“習志野ブランド”の確立を図る必要があります。

そのために重要となるのが、情報発信力の強化です。情報化が進展する社会において、あふれる情報の中に埋没しない、確かな発信力が必要です。

将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～」を目指し、住みたい、住み続けたいまちとして、習志野に愛着を持つ人、次代を担う人をさらに呼び込み、育むための取り組みを進めていきます。

## 6年後の目指す姿

本市の魅力を外内に向け、戦略的かつ効果的に情報発信を行うことで、市のイメージアップと本市への愛着醸成、定住促進が図られている。

## 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値（R7年度）
市ホームページアクセス数 （トップページ）	714,360件 （H30年度）	820,575件
市ホームページアクセス数 （全ページ）	7,492,745件 （H30年度）	10,899,540件
定住意向 （『住み続けたい』と思う人の割合）	62.6% （H30市民意識調査）	65.4%

## 関連する個別計画

計画名	計画期間
シティセールスコンセプトBOOK	令和2（2020）年度～令和7（2025）年度

## 施策の展開

### 第1号 広報広聴機能の充実

### 広報課・市民広聴課

#### 〈現状と課題〉

価値観や市民ニーズの多様化、施策の「選択と集中」を余儀なくされる厳しい財政状況など、市政を取り巻く環境は大きく変化しています。市民の信頼や理解を得ながら市政運営を進めるとともに、市民との相互理解と協働を進めるために、広報広聴活動の果たす役割が重要になっています。

市民が接する情報量が飛躍的に増加する中で、市の施策の目的や課題などを確実に伝達し、市民に対して十分な説明責任を果たしていくためには、各種媒体の効果的な運用や市政に関心の薄い若い世代にも焦点を当てた情報発信を工夫していく必要があります。

広聴においては、市民の声を市政に反映するため市に対する意見・要望等を受け止め、所管課へ繋ぎ速やかな対応を行っています。しかしながら、その中で、市が立ち入ることのできない民民問題に係る相談・要望等も多く寄せられており、どこまで解決を支援できるか、対応の難しさが課題となっています。

#### 〈取組内容〉

あらゆる世代に的確に情報を提供していくために、様々な媒体を効果的・複合的に活用して、市政に対する市民の理解を促進します。

特に、SNS※<sup>36</sup>の急速な普及を見据えて、それぞれの媒体特性を考慮しながら、わかりやすい情報発信を行います。

また今後は、行政からの一方的な情報提供・発信だけではなく、市民・各種団体との協働・コミュニケーションを意識した広報広聴活動の展開が求められています。

広聴においては、今後も市民の声を的確に受け止め、迅速丁寧な対応をさらに推進します。また、いわゆる民民の問題に関する相談・要望等についても、問題解決へ向けた支援として、適切な助言等ができるように努めます。

主な事業	広報習志野発行事業	ホームページ運営・管理事業
------	-----------	---------------

<sup>36</sup> ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介して人間関係を構築できる Web サービスの総称。個人と個人とを結ぶことを目的とした社会的なネットワークのこと。

## 第2号 シティセールスの推進

広報課

### 〈現状と課題〉

都市間競争の激化が予想される中で、市内外の多くの人を惹きつけることで地域の持続的な活性化を図っていかねばなりません。

シティセールス※<sup>37</sup>は、単なる宣伝・PRの枠を超えた総合的な取り組みであり、全庁をあげて推進していく必要があります。

若者や子育て世代の増加、定着・定住を促進するためには、単に「住む」ということだけでなく、「歩きたくなるまちづくり」のような豊かな「暮らし」に繋がる付加価値を高めていくことが重要であり、本市の地域資源を活かした“習志野ブランド”の確立が求められています。

インターネット上で流通する情報量の増加に伴い、口コミによる推奨の影響力は増しており、今暮らしている市民の満足度の向上は、シティセールスの重要な要素となっています。

また、シティセールスは行政だけの取り組みではなく、シティセールスの担い手を増やすという意味においても、まちに対する市民の誇り（シビックプライド）を醸成していくことが重要です。

### 〈取組内容〉

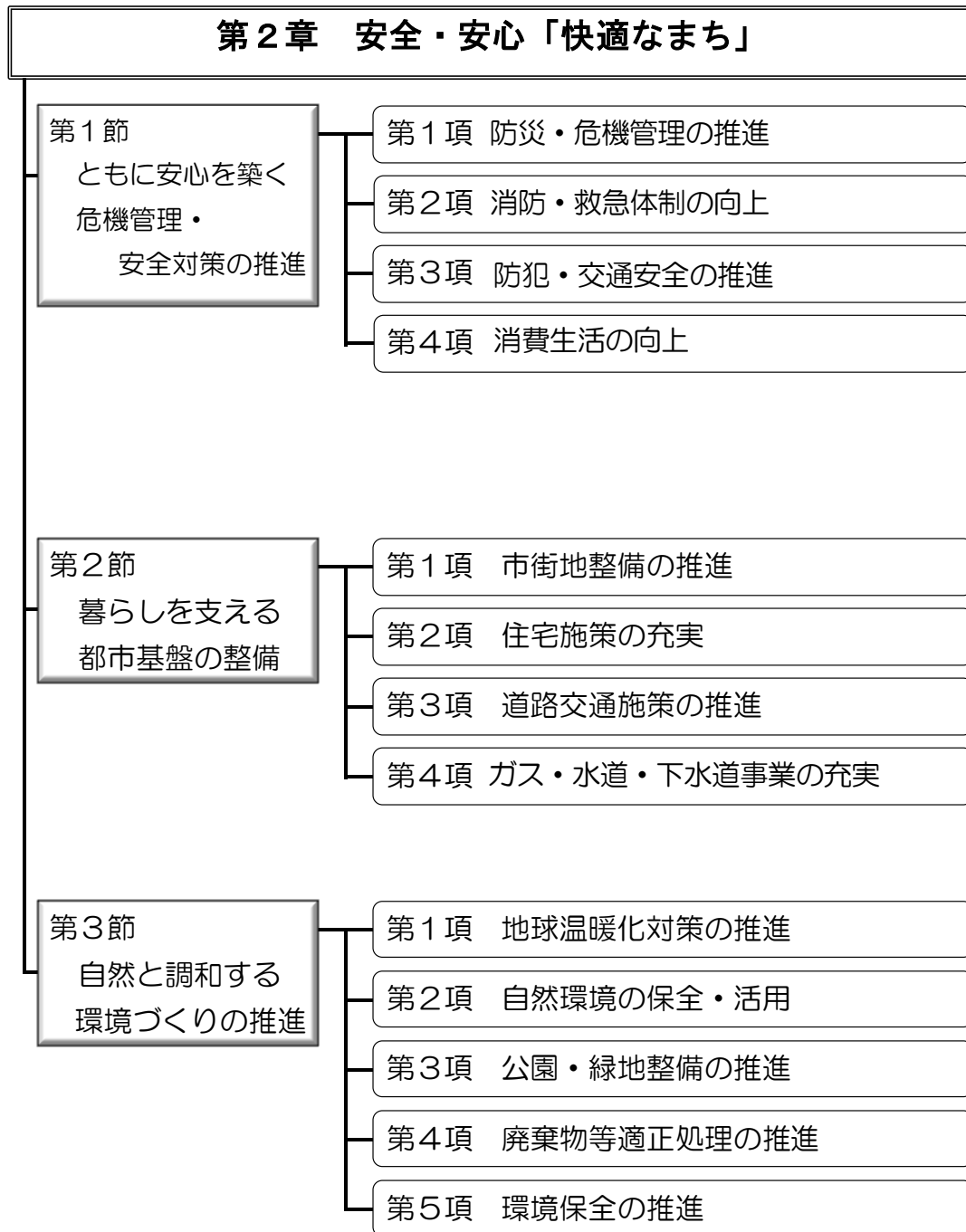
習志野ブランドを確立するために、子育て・保育・教育環境の充実や交通利便性、低廉なガス料金や美味しい水道水（モンドセレクション金賞を受賞したボトルドウォーター）、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟、スポーツや音楽で活躍する習志野高校など、本市が有する地域資源の魅力を発信していきます。併せて、小中高の音楽教育をはじめとする本市の盛んな音楽活動や老若男女が取り組むスポーツ活動、防犯・環境の面でグレードの高いまちであることなど、“選ばれるまち”である各種の要素を、様々な手法で訴求していきます。

ブランドメッセージ「あしたのハーモニーが響くまち 習志野市」の浸透を図りながら、愛着醸成と定住促進の2つの方向性で効果的に情報発信を行い、“習志野ブランド”を確立するとともにシビックプライドを醸成し、住みたい、住み続けたいまちとして選ばれ続けられるよう取り組みを進めます。

主な事業	まちの魅力発信事業
------	-----------

<sup>37</sup> 都市や地域売り込み。地域の認知度・イメージを向上させ、ヒト、モノ、カネを呼び込み、地域の力を高める活動。単に宣伝・販促活動を指すのではなく、その中には地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれており、意味する領域は広い。

## 第2章 安全・安心「快適なまち」



## 第1節 「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」

### 第1項 防災・危機管理の推進

本市は、「災害」「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」「新型インフルエンザ等の感染症」「事件等の緊急事態」の4種類の危機から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するとともに、行政運営への支障を最小限に抑制することを目的に、発生を未然に防止するとともに、発生に備えることとしています。



危機の発生後は、被害等の軽減を図り危機を收拾し、市民生活を平常に回復させるために市の有する全ての機能を十分に発揮し、国、県、他自治体や関係機関と相互に連携・協力し、危機に係わる対策を総合的に推進する必要があります。

なお、ここでいう危機とは、「災害」「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」「新型インフルエンザ等の感染症」「事件等の緊急事態」の4種類としています。

### 6年後の目指す姿

危機の発生時の対処に努めており、万が一の緊急事態が生じても、市民の生命・身体及び財産の安全が確保され、行政運営への支障を最小限にとどめることができる状態となっている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7年度)
自主防災組織の組織率	61.0% (H30年度)	65.0%
防災行政無線屋外拡声子局のデジタル化局数	25局 (H30年度)	49局

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
危機管理指針	平成26(2014)年度～
地域防災計画	平成25(2013)年度修正～
国民保護計画	平成19(2007)年度～
緊急事態対処計画	平成26(2014)年度～
防災行政無線デジタル化整備計画	平成27(2015)年度～令和3(2021)年度

## 施 策 の 展 開

### 第1号 防災・危機管理意識の啓発

危機管理課

#### ＜現状と課題＞

災害や武力攻撃事態等の危機に対し市民の安全・安心を守ることは市の責務である一方、自らの安全や財産を守り、また地域で互いに助け合い支え合うことは市民の責務です。

市民と市が協力し合うことにより、危機に対応することができます。このため、市民と市、また事業所や関係機関がそれぞれの役割を分担しながら、一体となった防災対策を推進するため、より一層の防災・危機管理意識の啓発が必要です。

#### ＜取組内容＞

災害・武力攻撃事態等による被害を最小限とするためには、市民が「自らの身の安全」と「まちを守る」という防災の基本を習得し、市・市民・関係機関がそれぞれの役割を明確に意識し連携して対応することが重要です。

そのため、市や関係機関が行う「公助」の体制強化はもとより、自主防災組織の活動支援や訓練の実施等、あらゆる機会を捉え意識の啓発を図り、各個人やそれぞれの自主防災組織等が「自助」「共助」の活動を自主的に取り組めるよう支援します。

主な事業	危機管理推進事業
------	----------



## 第2号 地域防災力の向上

## 危機管理課

### 《現状と課題》

東日本大震災では、本市は大きな被害を受けました。その際、地域防災計画は、関係機関に十分に周知されておらず、計画の実効性などの多くの課題が浮かび上がりました。

このような災害における教訓や国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画の修正を踏まえ、地域防災計画の修正を毎年行いつつ、防災対策の強化を進めているところです。

また、大雨、暴風等による土砂災害、高潮などのリスクが高まり、令和元年度には、これまでに経験したことのない想定を上回る台風災害が、短期間に連続して発生し、本市においても多くの被害が確認されました。これにより、既存の風水害対策において、多くの見直しが必要となっています。

今後、さらなる地域防災力の向上を図るためには、地域防災計画に基づき、各種訓練を実施するとともに、情報伝達手段の充実や自主防災組織の拡充等、ソフトとハードの両面を強化することが必要です。この際、災害の初動対応のみならず、長期的対応（業務継続）も視野に入れた能力向上が必要です。

### 《取組内容》

地域防災計画をより「具体的かつ実効性のあるもの」とするため、過去の震災及び風水害対応で課題となった点について、各種訓練成果や最新災害情報等を踏まえ、避難所をはじめとした防災体制について再検討し、修正します。さらに、地域防災計画をより実効性のあるものとするために作成した各種マニュアルに基づき、訓練を行い、検証することで、災害対応力を高めます。

併せて、災害時における情報伝達手段として重要となる防災行政無線のデジタル化等、さらなる拡充強化に努めるほか、外国人等の要配慮者に対する災害情報の伝達体制を構築するとともに、災害用備蓄品を見直し、充実を図ります。

また、発災直後は、地域住民が協力し、安否確認・救出救護等の自主的な災害対応を行うことで被害の拡大を防ぐことから、自主防災組織の新規設立を促すとともに、平常時における活動支援を行います。

主な事業	自主防災組織事業 災害対策事業	防災行政無線事業 総合防災訓練事業
------	--------------------	----------------------

### 第3号 国民保護施策の充実

危機管理課

#### 《現状と課題》

武力攻撃事態（例：弾道ミサイル攻撃）や緊急処理事態（例：大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破）が生じた場合、市は住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有します。国民保護計画においては、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に基づき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを定めています。

過去に日本に向けて繰り返し弾道ミサイルが発射された経緯があること、東京 2020 オリンピック・パラリンピックが開催されることなどから、万が一、武力攻撃事態等が生じた場合は、本市が行う役割を確認し、実施体制を整備する必要があります。

#### 《取組内容》

国民保護計画を国の「国民の保護に関する基本指針」や地域防災計画と整合を図るとともに、各種訓練の成果を反映させ、より実効性を持たせるよう変更していきます。

また、武力攻撃事態等の発生に備えるため、関係機関との連携を強化することに加え、市民に対して、国民保護施策について周知を図ります。

さらに、本市の国民保護訓練は、国や県との合同開催等の機会を捉えた中で実施しつつ、市民の理解を得られるよう努めます。

主な事業	国民保護計画推進事業
------	------------

## 第4号 新型インフルエンザ対応能力の強化

健康支援課・危機管理課

### 《現状と課題》

危機管理対策の一つとして、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画及び庁内業務継続計画マニュアルを策定し、庁内の体制強化に取り組んできました。

また、独自に情報提供マニュアルを作成することにより、関係機関・行政ボランティア、関係する市民団体の協力のもと、市民に広く正しい情報が提供できるよう努めました。

今後は、市のもう一つの役割である「パンデミックワクチン※<sup>38</sup>の住民接種」を行うためのマニュアル作成を進める必要があります。作成に向けて、習志野市医師会との協議においては、本市の現状に即した実践的なマニュアルの作成が求められています。

これらの対策を進めるためには、必要な物品・薬品の備蓄に努め、状況により物品の入れ替えなどを計画的に進める必要があります。

### 《取組内容》

新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策行動計画及びマニュアルを策定し、国・県・市が一丸となった対策を推進します。さらに、市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割を十分果たし、市民の生命と健康を守り、市民生活への影響が最小限となるよう、体制整備を進めます。

毎年、計画・マニュアルに基づく訓練を実施した後は、結果に従い、業務継続計画やマニュアルの見直しを実施します。また、訓練等で必要な機材も含め、備蓄・物品の管理に努めます。

住民接種マニュアルについては、習志野市医師会との協議を重ね、実施可能な方法かつわかりやすいものを作成していきます。

主な事業	新型インフルエンザ等感染症対策事業
------	-------------------

<sup>38</sup> 感染症の世界的流行（パンデミック）に対する予防接種剤（ワクチン）。

## 第5号 その他緊急事態への即応性の保持

危機管理課

### 《現状と課題》

事件等の緊急事態が発生した際、危機管理監が危機を総合的に判断して危機レベルを決定し、所管部長等と連携し対処にあたることとしています。

その際、所管部局からは、市長や危機管理監に確実に必要な報告を行い、事態の収拾を図るべく、職員（特に情報管理責任者である所管課長）が通常業務の範囲内（危機レベル1相当）である場合も含め、緊急事態が発生した場合に何をすべきか認識しておくことが重要です。

### 《取組内容》

緊急事態が発生した際は、被害等の軽減を図り事態を収拾し、その後、市民生活を平常に回復させることが重要です。

緊急事態が発生した際の所管部局における円滑な事態対応能力の向上を目指し、緊急事態対処計画において情報管理責任者として定める所管課長のスキルアップを目的とした研修等を実施するとともに、同種事態発生の未然防止を図るため、発生した事態に関する情報を庁内で共有します。

主な事業	危機管理推進事業
------	----------

## 第2項 消防・救急体制の向上

市民の生命財産を守るため消防・救急体制の向上が求められます。

消防施設の整備方針に基づく消防庁舎の建替え及び消防車両の更新等を計画どおり推進するとともに、令和2年度から開始される消防指令センターの共同化に対応した消防体制の構築を図ります。

救急体制の充実においては、隊員の知識技術向上のため、継続的な研修を実施するほか、多くの救える命を救うためには、市民による応急処置が不可欠なことから、幅広く市民が救命講習を受講できるようさらなる工夫を図ります。

火災予防の推進については、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度を整え、市民を火災から守るとともに、住宅火災による死傷者を減らすため、住宅用火災警報器の設置率向上及び火災予防広報活動をより一層推進します。



### 6年後の目指す姿

消防庁舎の建替え及び消防車両の計画的な更新により、消防力が向上している。併せて、市民主導型救命講習が定着し、市民の救命に対する意識が高まるほか、火災予防施策により、市民の防火意識が向上し、火災による被害が軽減されている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7年度)
市民主導型救命講習指導率	40% (H30年度)	70%以上
住宅用火災警報器設置率	85% (H30年度)	90%以上

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
消防施設の整備方針	平成28(2016)年度～令和6(2024)年度
消防車両等整備計画	令和元(2019)年度～令和18(2036)年度
救急業務高度化推進計画	令和2(2020)年度～令和7(2025)年度
市民主導型救命講習実施計画	令和2(2020)年度～令和7(2025)年度

## 施 策 の 展 開

### 第1号 消防力の強化

消防総務課・警防課・指令課

#### 〈現状と課題〉

市民意識調査の結果では、消防・救急体制の整備・充実、市民からさらなる体制の充実が求められています。さらに、近年発生している地震等の自然災害を踏まえ、老朽化している消防施設が、災害時の消防活動拠点として十分な役割を担えるよう、施設の建替えを順次実施していく必要があります。

消防車両の更新については、消防力を維持するために必要であることから、本市消防体制に即した消防車両が配置されるよう、計画に合わせて更新する必要があります。

消防水利は、災害発生時に円滑な消防活動を遂行するため、整備・維持管理が重要です。

また、令和2（2020）年度から開始される指令業務の共同化に伴い、消防組織体制を再構築し、消防力の強化を図る必要があります。

#### 〈取組内容〉

消防施設の整備方針に基づく消防庁舎の建替えを着実に実施するとともに、今後の各出張所の建替えや大規模修繕を進めます。

消防団詰所の建替えについては、常備消防施設の建替え等を踏まえつつ実施します。

消防車両の更新については、老朽化による消防力の低下を招かないよう、計画に沿って実施します。

消防水利は新たな整備を目指すとともに、補修を着実にを行い、維持管理に努めます。

指令業務の共同化による、災害対応力の向上を図ります。

主な事業	新消防庁舎建設工事費	消防車両整備事業	消防水利整備事業
------	------------	----------	----------

## 第2号 救急体制の充実

警防課

### 《現状と課題》

本市の救急出場件数は、年々増加するとともに、現場に到着するまでや病院に収容するまでの平均所要時間は延伸傾向にあります。

また、救急搬送は、高齢化社会の進展等とともに救急需要の増大が見込まれる中、救急業務を安定的かつ持続的に提供していかなければなりません。

さらに、救命率の向上のためには、救急隊が到着するまでの市民による応急手当、救急隊による適切な処置と適切な医療機関への搬送、医療機関での高度医療、すなわち、市民、行政、医療機関が一体となった「救命の輪」が必要不可欠です。

今後は、救急体制のさらなる充実を図るため、救急車両や資機材の更新整備及び救急救命士を含む救急隊員の養成と合わせ、救急隊員の高度化を図るため、救急隊員の教育等を行う指導救命士による指導體制の一層の強化が必要です。さらに、近年においては、外国人に対する救急体制の検討が必要となっています。

### 《取組内容》

救急体制の充実を図るため、引き続き、救急高度化推進計画に基づき、救急救命士及び救急隊員を養成し、高度な知識や技術を習得するため、各種研修へ派遣します。

また、小学生から大人まで生涯教育として行っている普通救命講習等を通し、救急業務の課題である救命率の向上、救急車の適正利用等の啓発活動を継続して実施します。

さらに、市民の応急手当に対する意識をより向上させるため、市民が主体となって指導する「市民主導型救命講習実施計画」を策定し、市民団体等とのさらなる協働を進め、市民による救命講習を目指します。

主な事業	救急活動事業費	救急隊員研修事業	応急手当普及啓発推進事業
------	---------	----------	--------------

### 第3号 火災予防の推進

予防課

#### 《現状と課題》

火災予防の推進においては、火災被害の軽減を目的として、重大な消防法令違反のある建物を公表し、利用者自らがその建物の危険性を判断できる「違反対象物公表制度」を令和2（2020）年度から施行します。今後は、市民や建物関係者に対して、制度内容の周知が必要となります。

また、住宅用火災警報器の設置を促進するため、広報活動を継続的に実施していますが、設置が義務化されてから10年以上が経過し、経年劣化により火災時に有効に作動しない機器が存在することが懸念されます。

#### 《取組内容》

違反対象物公表制度については、施行前からホームページや広報紙等で制度の内容、開始時期について周知します。

また、建物に重大な消防法令違反があった場合には、建物関係者に対し、建物名称などがホームページ等により公表される旨を立入検査の際に周知します。

住宅用火災警報器の設置については、消防署で主催する「消防ふれあい広場」における広報活動や、大規模店舗等の人が多く集まる場所に啓発ポスターを掲示することにより周知を図り、古くなった機器の点検方法や交換等の維持管理についても積極的に周知を行います。

主な事業	火災予防推進事業
------	----------



### 第3項 防犯・交通安全の推進

防犯施策の推進については、平成27(2015)年度に策定した「安全で安心なまちづくり基本計画」に基づき、市、市民、事業者等で連携強化を図り、地域ぐるみの防犯体制を充実させるとともに、市民一人ひとりの防犯意識の向上に取り組めます。



交通安全の推進については、習志野警察署、習志野交通安全協会と連携し、市内小・中学校、幼稚園、保育所等で交通安全教室を引き続き実施するとともに、スケアード・ストレイト自転車交通安全教育※<sup>39</sup>を中学校在学中の3年間に一度は体験できるよう実施することとしています。子どもを対象とした交通安全教室の実施を維持しつつ、高齢者向けの交通安全教室の実施回数を増やすことで、交通安全に対する意識を高め、交通事故防止に努めます。

交通安全対策については、安全で快適な自転車通行環境の創出を図るため、自転車通行帯など自転車通行空間の整備を進め、自転車通行ネットワークの形成を図ります。

また、道路照明灯については、環境面に配慮し、引き続き、市内の道路や駅前広場等の照明機器のLED化※<sup>40</sup>を進めます。

### 6年後の目指す姿

地域ぐるみの防犯体制が充実し、市民一人ひとりの防犯意識も向上して、安全・安心なまちになっている。

自転車通行空間の整備や生活道路における交通安全対策により、安全・安心な道路環境が形成されている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7年度)
人口1万人当たり 市内刑法犯認知総件数	86.6件 (H30年)	80.9件以下
交通安全教室の実施回数	56回 (H30年度)	56回 (現状値以上とする)
自転車通行区間の整備延長	0km (H30年度)	15km

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
安全で安心なまちづくり基本計画	平成27(2015)年度～令和7(2025)年度
自転車交通環境整備計画	令和元(2019)年度～令和16(2034)年度

<sup>39</sup> 自転車のルール違反等が起因して発生する交通事故をスタントマンが再現する自転車安全教育。

<sup>40</sup> LED照明とは発光ダイオード(LED)を使用した従来の蛍光灯や白熱灯に代わる次世代型の照明器具のことで、低消費電力で長寿命という特徴がある。

本市では、蛍光灯タイプの防犯灯と同等、若しくはそれ以上の性能を持ちながらも電気料金、維持管理に優れるLED防犯灯を採用し、市内に設置されていた防犯灯(20W 蛍光灯等約8,000灯)全てのLED化が完了済。

## 施策の展開

### 第1号 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

防犯安全課

#### 〈現状と課題〉

安全で安心なまちづくり基本計画に基づき、各施策に取り組んだ結果、犯罪発生件数が、平成27（2015）年、平成30（2018）年対比で、約18%が減少するなどの一定の成果を得られています。今後、社会構造や住民意識の変化により、地域の人々の結びつきがより希薄になると考えられるため、今まで以上に、「自分のことは自分で守る」という防犯に対する意識を強く持つことが重要です。

また、市民の生命や身体、財産を保護し、安全で安心して暮らすことのできる生活環境を確保するため、平成27（2015）年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等の問題に対する基本的な取り組みの方向性や具体的施策を示すものとして、平成28（2016）年度に「空家等対策計画」を策定しました。

今後は、本計画の着実な進捗管理をするとともに、相談に対するより専門的な機関との連携体制の構築等に努めます。

#### 〈取組内容〉

安全で安心なまちづくり基本計画に基づき、「自らを守る意識の高揚」、「情報発信と情報共有のさらなる推進」、「協働による地域防犯活動の推進」、「犯罪防止に重点を置いた都市環境整備」の4点を基本的な考え方として、市、市民、事業者が連携して、各施策に取り組みます。

空家等対策については、「空家等対策計画」に基づき、市内の空家等の所有者等に対し、適正な管理を促すとともに、所有者等の意向を確認した中で、使用可能な空家等やその跡地については、関係機関と連携し、地域資源としての利活用の手法を検討します。

主な事業	犯罪のない安全で安心なまちづくり事業 防犯灯事業 空家等対策事業
------	--

## 第2号 交通安全運動・教育の推進

## 防犯安全課

### 《現状と課題》

習志野警察署、習志野交通安全協会と連携し、市内中学校、小学校、幼稚園、保育所等で交通安全教室を毎年実施しています。交通安全の知識が少ないと思われる児童や、行動範囲が広がる中学生に、交通安全の重要性を意識付けしています。

平成27（2015）年度より、市内の市立中学校にて、スケアード・ストレイト自転車交通安全教育を実施しており、中学校に在学中の3年の間に一度は体験できるよう計画しています。

交通安全の重要性を啓発することで、市民の安全意識を高め、交通事故の防止に寄与することが求められます。

### 《取組内容》

市内中学校、小学校、幼稚園、保育所等での交通安全教室を継続して実施することで、交通安全啓発を行います。また、自転車に関する交通事故が多発していることから、スケアード・ストレイト自転車交通安全教育についても、中学校在学中に一度は体験できるよう継続して実施していきます。

高齢者による交通事故が増加していることから、体力、注意力、判断力が減少しがちな高齢者を対象とした交通安全教室についても、さらなる充実を図ります。

主な事業	交通安全推進事業
------	----------

### 第3号 生活道路を含めた交通安全施設の整備

街路整備課・道路課

#### 《現状と課題》

近年の通学路における死傷事故の増加や歩行者と自転車の事故の急増によって、市民の交通安全に対する関心が高まり、交通安全対策の要望内容が多様化し、かつ具体性のあるものが増加しています。

交通安全の推進として、袖ヶ浦東地区では、地域内全ての車の最高速度を時速30キロメートルに規制する「ゾーン30」の指定を受けたため、速度規制に併せ、路面標示や交通安全施設の設置を行い、交通事故の抑制及び防止に努めました。

また、市内各所においては、防護柵や道路反射鏡等の設置を進めるとともに、警察署と連携を図り、路面標示や信号機のサイクル変更等、交通安全対策に努めています。

道路照明灯等は、これまでLED化の推進に努めてきましたが、駅前広場等に設置されている特殊なデザイン灯のLED化に向けた検討が必要となっています。

#### 《取組内容》

既存道路の交通安全対策では、通学路の安全点検も踏まえ、人と車の通行区分を視覚的に分離する等、歩行空間の計画的な整備を進め、歩行者の安全確保に努めます。

また、地域住民と警察署の意見が合致して、速度規制区域が設定される「ゾーン30」においては、警察署との連携により、適正な交通安全施設の設置を図ります。

自転車の通行環境では、近年、環境や健康面から手軽な移動手段として自転車利用が増加する反面、歩行者と自転車の事故が急増していることから、自転車交通環境整備計画に基づき、自転車通行空間の整備を進め、自転車通行ネットワークの形成を図ります。

道路照明灯のLED化については、未実施箇所となる駅前広場等の照明施設のLED化への更新や新規に照明灯を設置する際には、LED照明灯を積極的に導入します。

主な事業	交通安全施設整備事業 交通安全施設維持管理事業
------	-------------------------

## 第4項 消費生活の向上

消費者が安全で安心な消費者生活を送るためには、消費者被害の未然防止、商品や役務に関する正確な情報の提供、消費者の自立支援としての消費者教育、迅速な被害の救済等が重要です。



近年、消費者問題が多発し、また深刻化していることから、消費者が安心して相談でき、消費者教育や情報発信の拠点として、消費生活センター機能の充実と強化を図ります。

また、悪質業者による不当な取引などを県や警察等に被害情報の提供を行い、被害拡大を防ぐほか、多重債務問題については、弁護士など専門機関につなげ、早期の解決を支援します。

民法改正に伴い、成年年齢の引き下げによる消費者問題の低年齢化も考慮し、自立した消費者を育成するため、すべての年齢層を対象に情報提供を行い、生涯を通じて様々な場で消費者教育を受ける機会を提供します。

## 6年後の目指す姿

市民が自ら考え、自ら行動する自立した消費者が増え、市民生活が安全で豊かになり、消費者被害が減少している。

## 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7年度)
消費生活相談あつせん解決割合	87.8% (H30年度)	95%以上
まちづくり出前講座実施件数	7件 (H30年度)	16件以上

## 施策の展開

### 第1号 安心して消費生活相談のできる体制づくり

### 消費生活センター

#### 〈現状と課題〉

近年の高度情報化・国際化・規制緩和等のめまぐるしい社会情勢の変化により、消費者問題が多様化・深刻化している中、市民の消費生活の安定と向上を図るため、国の「地方消費者行政活性化交付金」を活用し、消費者が身近に相談できる場としての消費生活センターの開設日を拡大するなど機能の強化を図り、また、消費生活相談員の資質の向上、市民に対する消費者啓発など、消費者被害の防止及び消費者の自立の支援に努めました。

消費者相談における高齢者の割合が年々増加しており、消費者被害の未然防止、迅速な被害救済のためには、安心して相談できる地域に根差した消費生活センターの機能の充実を図る必要があります。

#### 〈取組内容〉

市民が消費トラブルに陥った時、相談先がわからない等の不安を解消するため、消費生活センターの業務や相談窓口の周知徹底を継続して行います。また、商品サービスの情報や契約知識を発信し、消費者に対する注意喚起や消費者教育を行い、安全・安心な地域の消費生活を支える取り組みを行います。

複雑化・多様化する消費者問題を解決するために、相談業務にあたる相談員のさらなる資質向上を目的とした研修への参加を支援し、早期解決に向けた事業者へのあっせん業務を実施し、消費生活相談体制の充実・強化を図ります。併せて、専門機関と連携を密にし、適切な情報提供、情報共有を行い、相談者が納得する解決に取り組めます。

相談情報は、引き続き、全国消費生活情報ネットワークシステムのデータベースに登録し、情報発信を行うとともに、全国のトラブル情報を共有することで、二次被害の防止や社会的な問題の解決につなげていきます。

主な事業	消費生活相談事業
------	----------

## 第2号 消費者関係団体等との連携

## 消費生活センター

### 《現状と課題》

様々な機会を捉え、市民や消費者関係団体等と連携した消費者教育啓発活動を進め、消費生活の向上のために役立つ知識や、社会情勢に沿った情報等を発信する場として、消費生活展を開催しています。

また、環境問題や食の安全など、多発する消費者問題を皆で考えることを目的として、消費者団体とともに専門的知識を有する講師を招き、消費生活に関する講座等を開催しました。

しかしながら、高齢者を狙った悪質商法や架空請求は後を絶たず、また、若年層へのマルチ商法※<sup>41</sup>などの被害の未然防止に対応した学習機会や教育は重要であることから、消費者関係団体や、町会・自治会等の地域、学校関係とも連携した活動が求められます。

### 《取組内容》

消費者に身近な消費者団体・事業者等と市が連携して、消費者が必要な情報や苦情・要望の把握に努め、消費者と事業者の情報力の格差を解消し、相互理解をすることにより、消費生活の向上を図ります。

また、消費生活センターを拠点として、地域において消費者問題の専門として活動している消費者団体・事業者等が相互に連携・協働できる場を提供します。

さらに、消費者団体・事業者・学校等による消費者教育を支援するため、様々な機会、場所に相談員を派遣する出前講座等を実施し、消費者教育の担い手となる人材の育成等について連携を図ります。

主な事業	消費生活展開催事業	消費生活相談事業
------	-----------	----------

<sup>41</sup> 加入者が他の者を次々と組織に加入させることにより、販売組織を拡大させていく販売方法。ねずみ講に類似し、特定商取引法により規制される。

### 第3号 自立した消費者になるための消費者教育の推進

消費生活センター

#### 《現状と課題》

消費生活の安定と向上を図るため、的確な知識や情報の提供等により、消費者の自己防衛意識を高め、被害の防止に努めてきました。

しかしながら、複雑化・多様化し変化を続ける経済社会環境の中で、自立した消費者になるための消費者教育は、契約や取引、商品の安全等に関する知識の習得だけでなく、法律・金融・環境面における自らの責任や判断能力を培うことが不可欠であり、幼少期から高齢期までの長期にわたって教育を行うことが必要となってきました。

さらには、民法改正に伴い、令和4年（2022）年には、成年年齢が18歳となることから、契約トラブルの低年齢化も懸念されます。

消費者が理解することが難しい情報があふれる中、知らないことを知る機会として消費者教育・啓発事業を行い、相談の掘り起こしを行うことが求められています。

#### 《取組内容》

高度情報化社会の進展により、インターネット・出会い系サイト・インターネット通販・オンラインゲーム・SNS等の消費者被害が増加傾向にあるため、被害防止のための情報提供は、すべての年齢層に必要になります。

市内大学においては、引き続き、若年層への消費者トラブルなど情報提供や出前講座による消費生活の被害防止に努めます。さらには成年年齢が18歳となることから、18歳未満への啓発活動として、中学校・高校への講座を開催し、消費者被害の情報提供・消費者教育に取り組みます。

被害の多い高齢者についても、増加している架空請求や訪問トラブルなどに対応するため、多種多様なメニューを揃えた出前講座を引き続き開催します。

自立した消費者を育成するために、地域において積極的に消費者問題に取り組むことが必要であり、消費生活センターを消費者教育の担い手を育成する場として位置づけます。

主な事業	消費生活相談事業
------	----------



## 第2節 「暮らしを支える都市基盤の整備」

### 第1項 市街地整備の推進

人口減少社会にも対応した持続可能なまちの形成を目指し、都市マスタープラン等の上位計画に基づき、生活サービス機能や居住が集積する拠点の強化と、拠点間を結ぶネットワークの構築による市街地整備を推進します。



既成市街地においては、生活道路や公園等を適切に管理することにより、防災性の高い快適で良好な住環境の維持・向上を図ります。また、地区ごとの特徴ある街並みや環境をきめ細かく保全するため、地区計画制度等の活用を促進します。

景観については、本市の景観特性を改めて把握するとともに、潤いのある豊かな生活環境の保全・創出を図るため、景観計画の策定を検討するなど、次世代に誇れる景観形成に向けた取り組みを進めます。

市街化調整区域については、まちづくりにおける役割や機能を整理し、地域の特性にふさわしい良好な環境の整備・保全を図れるよう、地権者とともに、一体的・総合的な都市基盤整備に向けた取り組みを進めます。

J R津田沼駅周辺地域については、広域拠点として、利便性の高い商業・業務・サービス・文化及び居住等を備えた、魅力ある中心市街地の形成を図ります。

### 6年後の目指す姿

人口減少社会に対応した拠点とネットワークの形成に関する計画が策定され、その実現に向けた市街地の再開発及び新市街地の整備等の事業が進められている。

J R津田沼駅周辺地域においては、民間活力の導入等により、老朽化した都市基盤施設、商業施設等の更新・整備が進展し、広域拠点に相応しいまちづくりが進められている。

都市的土地利用転換の機運の高い鷺沼地区の市街化調整区域は、地権者の意向を踏まえ、土地区画整理事業などにより、計画的かつ秩序ある土地利用が進められている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7 年度)
J R津田沼駅周辺地域の人口密度	16,300 (人/k㎡) (R1 年度)	17,900 (人/k㎡)

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
都市マスタープラン	平成 27 (2015) 年度～令和 16 (2034) 年度

## 施策の展開

### 第1号 住宅地における良好な環境保全

都市計画課・街路整備課

#### 〈現状と課題〉

人口減少・超高齢化社会の到来が予想されている中、駅周辺等の拠点に生活サービス施設や居住を集積し、都市の安全性・利便性・快適性を備えた、歩いて暮らせるまちづくりの形成を進めていく必要があります。

また、年齢・性別・国籍・障がいの有無等に関わらず、その人らしい豊かな生活が送れるよう、バリアフリー対策を継続的に取り組むことが重要です。

市民生活の基盤となる住宅地では、景観に配慮された良好な住環境の保全を図るため、生活道路等の交通機能の確保や、憩いの場や緑地として利用される公園等のオープンスペースの適切な配置が求められます。

#### 〈取組内容〉

人口減少社会に対応した、持続可能なまちづくりを進めていくため、医療・福祉・商業等の都市機能の配置や、人口の分布等のまちの現況を分析し、駅周辺等の拠点に必要な都市機能や居住を誘導するための計画の策定を進めます。

誰もが住みよいと思うまちにするために、バリアフリー移動等円滑化基本構想及び特定事業計画に基づき、誰もが利用しやすい公共施設の整備を推進します。

良好な住環境の保全を図るため、適正な交通機能を確保するための生活道路の維持・管理を行うとともに、憩いの場となる公園等のオープンスペースについては、利用状況等を鑑みながら、適切な管理に取り組んでいきます。

また、地域ごとの街並みや環境をきめ細かく保全していくため、地区計画制度等の活用を促進していくとともに、景観計画※<sup>42</sup>の策定検討を行うなど、次世代に誇れる景観形成に向けた取り組みを進めていきます。

主な事業	都市計画課事務費（立地適正化計画策定事業） バリアフリー対策事業
------	-------------------------------------

<sup>42</sup> 景観法の制定〔2004年(平成16年)12月施行〕に基づき、景観行政団体(政令指定都市や中核都市、都道府県など)が、良好な景観の保全・形成を図るために定めた計画をいう。

## 第2号 新市街地の整備

都市政策課・区画整理課

### 《現状と課題》

市街化調整区域の土地利用については、農地所有者等に対するアンケート調査を基に、土地利用転換の機運の高まりがみられる地区において、意見交換及び勉強会を開催してきました。

その結果、将来の土地利用について、地権者の方々から様々な考え方が示され、新市街地の整備等への土地利用の転換にあたっては、都市的土地利用の実現性や地権者等の土地利用意向を踏まえた検討が必要となっています。

また、新市街地の整備については、時代の変化に適切に対応しながら、地域の特性を生かした総合的かつ計画的な土地利用を図ることが求められており、農業施策と調整を図りながら、当該地区に求められる都市機能の立地・誘導に向けた土地区画整理事業の活用など、多角的に検討を進めていく必要があります。

### 《取組内容》

市街化調整区域では、地権者の高齢化等に伴う土地利用形態の変化や地域内の局所的な開発が見られることから、それぞれの地域の特性や周辺環境等に留意した計画的かつ秩序ある土地利用を図ることができるよう、地権者とともに将来のあるべき姿を検討します。

その上で、土地利用転換の機運の高まりがみられる地区においては、新市街地の整備に向けた技術的な支援を行います。

特に都市的土地利用転換の機運の高い鷺沼地区に関しては、土地区画整理事業の事業化に向けた支援を行い、農業施策との調整を図った上で市街化区域への編入を目指します。

新市街地として整備した奏の杜地区では、まち育ての時期を迎えています。住民や土地所有者を主体としたエリアマネジメント組織※<sup>43</sup>との連携のもと、奏の杜まちづくり・まち育てガイドラインも活用し、防犯・景観・環境に配慮したグレードの高いまちづくりを促進します。

主な事業	(仮称) 鷺沼地区土地区画整理事業
------	-------------------

<sup>43</sup> 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組をする組織。任意組織としてまちづくり協議会、NPO 法人、一般社団法人、株式会社等がある。

### 第3号 駅周辺の整備による賑わいの創出

都市政策課・都市再生課

#### 《現状と課題》

J R津田沼駅周辺地域では、老朽化した施設の更新や都市機能の拡充、一部の地区における低未利用地の活用等が課題となっています。また、駅周辺の交通渋滞への対策や、都市の回遊性にも配慮した、安全な歩行者空間を確保することも重要です。

今後は、時代の変化や多様なライフスタイルに適応した都市機能の更新・拡充を図るとともに、広域拠点として相応しい、魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

地域拠点である市内各駅周辺は、魅力ある中心市街地の形成や、安全で利便性の高い駅前空間の創出等を目指し、必要な都市機能を誘導していくことが期待されています。

#### 《取組内容》

J R津田沼駅周辺地域については、民間事業者による開発を適切に誘導し、本市の表玄関として相応しい土地利用の高度化を図ります。また、都市機能の更新や拡充に併せて、駅周辺の交通渋滞の緩和や誰もが歩きたくなる歩行空間の確保など、まちづくりの課題解消に向けた取り組みを進めることにより、魅力ある中心拠点の形成を推進します。

市内各駅周辺については、さらなる商業・業務等施設の充実や良好な住宅地の保全・創出が図られるよう、民間活力を誘導しながら、拠点性の高いまちづくりを促進します。また、円滑な交通流動や利用者の安全性・利便性の向上、にぎわいのある駅前空間の創造を目指し、必要な都市機能が適切に配置されるよう、生活サービス施設等の誘導を進めていきます。

主な事業	都市再生事業（J R津田沼駅周辺地域における再開発の検討）
------	-------------------------------

## 第2項 住宅施策の充実

住生活をより豊かなものとするためには、福祉・環境・防災分野など市民生活に深く関わる施策と連携した総合的な住宅施策の展開が必要であり、平成27（2015）年3月にその指針となる「住生活基本計画」を策定しました。



市営住宅については、予防保全的な維持管理を図り、長寿命化による更新コストの削減や事業量の平準化を目的として策定した「市営住宅等長寿命化計画」（平成24（2012）年度～令和3（2021）年度）に基づき、計画的な活用・維持管理に努めてきたところですが、平成28（2016）年8月に国土交通省において、「公営住宅等長寿命化計画策定指針」の改定がなされたことから、これに沿った計画へと見直しを行い、平成31（2019）年3月に「市営住宅等長寿命化計画（改定）」（令和元（2019）年度～令和10（2028）年度）を策定しました。

分譲マンションについては、建物の老朽化や居住者の高齢化、管理組合が抱える課題等を整理・把握し、再生に向けた適切な支援の検討を行います。

また、公共施設再生計画との整合性を図りつつ、市営住宅の長寿命化に向けて、将来像を見出し、多角的な視点による中長期的な見通しを検討します。

その他、近年の地震の多発による建築物の被害状況を鑑み、引き続き、耐震化を支援する施策を推進すると共に、的確な建築行政により、安全を確保するための整備を促進します。

### 6年後の目指す姿

住宅の耐震化の促進等により、誰もが快適で安心して住み続けられる住まいが整っている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値（R7年度）
市営住宅の入居率 （政策空家を除く）	94.6% （H30年度）	100%

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
住生活基本計画	平成27（2015）年度～令和7（2025）年度
市営住宅等長寿命化計画（改定版）	令和元（2019）年度～令和10（2028）年度

## 施 策 の 展 開

### 第1号 住宅施策の充実

住宅課

#### 〈現状と課題〉

国では、住生活基本法が制定され、住生活基本計画の下で、それまでの住宅供給の確保を主眼においた政策から、国民の住生活の質の向上への政策転換が進められています。

本市においては、少子高齢化社会のさらなる進展への対応として、市民の住生活の「質」の向上が求められており、住宅政策の目標や施策を具体的に示し、実施していくために、その指針となる計画を策定し、地域の特性や実情に合わせた本市独自の住生活の実現が求められています。

今後、少子高齢化のさらなる進展や、空家の増加、世帯構成や住まい方に対するニーズの変化など、将来的な人口減少を見据えた住宅施策が必要です。

また、高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅確保に特に配慮を要する世帯の安定した居住の確保が重要となっており、公営住宅に加えて、民間賃貸住宅に入居しやすい支援体制の構築が必要となっています。

#### 〈取組内容〉

平成27(2015)年3月に策定した「住生活基本計画」に基づき、福祉・環境・防災・防犯分野等といった市民生活に深く関わる施策分野と連携し、住宅施策を総合的かつ計画的に推進します。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、「住生活基本計画」の見直しも検討します。

住まいに関わる情報の提供や相談業務の充実を図り、空き家等への対策、環境や省エネルギーに配慮した住宅の普及促進、住宅のバリアフリー化の促進等により、安心して住み続けられる良質な住宅づくりと適正な維持管理及び再生促進に取り組みます。特に、高齢者や子育て世帯等の居住ニーズに対応するため、ソフト・ハードの両面からの住まいづくりを検討します。

また、住宅の確保が困難な高齢者・障がい者・子育て世帯等に対する住宅セーフティネット※<sup>44</sup>制度の普及に取り組みます。

主な事業	住生活基本計画策定事業	市営住宅維持管理事業
	民間賃貸住宅入居支援事業	親元近居住宅取得促進事業

<sup>44</sup> 住宅市場の中で自力で住宅を確保することが困難な方が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような仕組み。

## 第2号 耐震化等への対応

## 建築指導課

### 《現状と課題》

地震による被害を最小限にとどめて安全を確保することを目的に、旧耐震基準※<sup>45</sup>の木造住宅を対象に、無料耐震診断会を開催し、耐震診断費及び耐震改修費の補助金交付制度を設けています。木造住宅の所有者等も年々高齢化しており、ご自宅へ無料で出張して耐震診断を実施する等、様々な機会を通じて誰もが生命及び財産の保護のため耐震化を実施できるよう、建築関連団体と連携を図り、支援策等について情報提供や普及啓発を実施しています。

国は、「建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき社会全体の国家的な緊急課題である」としており、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の中で、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和2（2020）年までに少なくとも95%にすることを目標とし、令和7（2025）年までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に掲げています。

旧耐震基準の建築物等の早急な耐震化を促進するため、今後の取り組みについて検討が必要です。

また、地震により被災した民間建築物には、アスベスト含有建材※<sup>46</sup>が使用されている可能性があること等から、災害時の安全確保のため、事前に既存建築物の実態を的確に把握することが必要です。

### 《取組内容》

建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資するため策定した、「耐震改修促進計画」に基づき、引き続き、木造住宅に対する耐震化のための支援を実施します。さらに住宅の所有者等に対し、戸別訪問等の方法による直接的な耐震化の啓発や市内の大学との連携事業等により、目標耐震化率を達成するべく、必要な施策を推進します。

さらに、耐震化等に関する国や県の動向を注視した事業検討に努め、旧耐震基準の非木造住宅、共同住宅、特定建築物に対しても、耐震化率向上に向けた支援を検討します。

また、将来にわたり安心安全なまちであることを持続させるため、平時より、既存建築物に関するデータベースを整備し、的確な建築行政の遂行を推進します。

その他、地震に対する危険コンクリートブロック塀等の安全性の向上を図るための支援策を講じ、災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

主な事業	木造住宅耐震化促進事業 危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助事業
------	--

<sup>45</sup> 建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56（1981）年5月31日までの建築確認において適用されていた基準をいう。

<sup>46</sup> 天然に存在する繊維状鉱物である石綿を含有する建材。主に吹付け材、保温材、成形板等に使用され、飛散性の高さにより、レベル1からレベル3に区分される。

### 第3号 公営住宅の維持管理

住宅課

#### 《現状と課題》

市営住宅6団地24棟566戸のうち、最も古い住棟は昭和35（1960）年に建築しており、既に58年が経過しています。また、最も新しい住棟についても平成14（2002）年の建築から16年が経過し、建替え、改修を検討する時期が到来しています。

7棟は大規模改修を実施し、耐用年数を80年としましたが、最も古い泉団地1号棟の残る耐用年数は22年となっています。

17棟は大規模改修を実施しないことから、耐用年数を法定の70年としており、最も古い泉団地5号棟は、残る耐用年数が17年となっています。

長寿命化のための維持管理計画期間の最終年度となる令和10（2028）年までには、残る耐用年数が10年を切る住棟が生じることから、中長期の市営住宅のあり方を見据えた建替えの検討を行う必要があります。

#### 《取組内容》

市営住宅等長寿命化計画（改定）に基づき、市営住宅の長寿命化に向けて、ストック※<sup>47</sup>の状況及び日常的な維持管理の方針・長寿命化及びライフサイクルコスト※<sup>48</sup>の縮減や効率的、効果的な建替え、全面改修、個別改修、修繕等に取り組んでまいります。

また、本計画期間内に建替えに着手するための市営住宅全体の整備方針を検討します。

主な事業	市営住宅維持管理事業	市営住宅等長寿命化計画改定事業
------	------------	-----------------

<sup>47</sup> ここでは、住宅政策などの観点から、既存の住宅のこと。

<sup>48</sup> 建物や設備を取得するために必要な費用だけでなく、計画、開発、量産、運用・維持、取り壊し・廃棄に至る過程に必要な総経費のこと。訳語として生涯費用ともよばれ、英語の頭文字からLCCと略す。



## 第4号 分譲マンションの再生

住宅課

### 《現状と課題》

本市では、マンションが居住形態の一つとして定着している一方、草創期に建設されたマンションにおいては、大規模改修や建替えへの検討が必要となってきました。

これまでも、定期的に市内マンションの実態調査を行うことで、市内マンションの現状把握に努めてきました。

多様な居住者が混在する分譲マンションについては、日々の維持管理や計画的な修繕等、管理の適正化・再生の円滑化等に重点的に取り組む必要があることから、今後も管理組合への支援をより一層充実させることが求められています。

### 《取組内容》

分譲マンションの管理組合の適切な運営及びマンション管理の支援のため、セミナーの開催やマンション管理士派遣による相談支援を行い、管理不全の予防・防止等に努めます。

また、分譲マンションの管理組合が抱える様々なニーズや課題等を整理・把握するため、引き続き、マンション実態調査（アンケート）を行い、経年の高い分譲マンションについては、建替えの促進等、適切な支援を検討します。

主な事業	マンション施策事業
------	-----------

### 第3項 道路交通施策の推進

幹線道路※<sup>49</sup>については、防災面や安全で活力ある持続可能なまちづくりを推進する観点から、引き続き、効率的・効果的な整備を推進します。

都市計画道路※<sup>50</sup>については、具体的な整備の見通しが立っていない路線・区間が存在することから、交通需要等の変化に合わせた都市計画の見直しを実施します。

市単独計画道路についても、都市計画道路と同様に計画の必要性や事業の実現性等の問題点を抽出し、計画の見直しを実施します。

生活道路については、バリアフリー化や改修・改良を進め、すべての市民にやさしいまちづくりを推進します。

道路・橋梁等については、修繕及び耐震化を進め、安全で安心な道路環境を確保します。また、コスト削減や事業費の平準化等による効率的な維持管理や長寿命化を進め、既存ストックの有効活用を図ります。

公共交通空白・不便地区等の解消については、主要な生活施設等への利便性の向上を図るものとし、まちづくりとの整合性を図りながら、必要に応じて対策を実施します。



### 6年後の目指す姿

広域幹線道路※<sup>51</sup>及び幹線道路である都市計画道路の各路線について整備を推進したことにより、市内の道路ネットワークの拡充が図られている。

道路・橋梁等の整備ならびに適正な維持管理等を進めることで、安全で安心な道路環境が確保されている。

コミュニティバス運行事業者や公共交通事業者と連携しながら、地域公共交通網の確保・維持が図られている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7 年度)
橋梁修繕完了率	13.0% (3/23 橋) (H30 年度)	21.7% (5/23 橋)

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
橋梁長寿命化修繕計画	平成 29 (2017) 年度～
歩道橋長寿命化修繕計画	平成 30 (2018) 年度～
バリアフリー移動等円滑化特定事業計画	平成 27 (2015) 年度～令和 7 (2025) 年度

<sup>49</sup> 全国あるいは地域・都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。高速自動車国道・一般国道・主要地方道・一般都道府県道など。

<sup>50</sup> 円滑な交通や災害時の避難路としての目的を持った、都市計画法によって決定された市の骨格となる道路。

<sup>51</sup> 全国的、地域的あるいは都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通常、広幅員・高規格の道路であることが多い。

## 施策の展開

### 第1号 幹線道路網の整備

都市計画課・街路整備課・道路課

#### 〈現状と課題〉

広域幹線道路として、千葉県が事業主体となる都市計画道路3・3・3号線、3・3・1号線、千葉都市計画道路3・3・15号線外2線及び本市が事業主体となる3・4・4号線の整備を進めました。

また、幹線道路としては、本市が事業主体となる3・4・11号線及びJR津田沼駅南口土地区画整理組合が事業主体となる3・4・8号線、3・4・19号線の整備を進めました。

しかしながら、一部の路線については、事業施行期間が長期化し、整備効果発現の遅れが懸念されています。また、整備未着手の都市計画道路については、計画決定から50年以上が経過し、具体的な整備時期の見通しが立っていない路線も存在することから、都市計画道路の必要性を路線ごとに検証する見直し作業を進めています。

#### 〈取組内容〉

引き続き、本市の交流軸となる3・3・3号線をはじめとする各路線の整備を進めます。さらに、JR津田沼駅南口周辺地域においては、国道296号とのネットワークを構築するべく、都市計画道路3・4・8号線の未整備区間の事業に着手します。

3・4・11号線については、大久保地区生涯学習複合施設への主要なアクセス経路となることから、引き続き、事業区間の整備を行います。

また、経済社会情勢の変化に伴う交通需要の推移等を踏まえた都市計画道路の見直しを実施し、必要に応じて都市計画の変更を行います。

主な事業	都市計画道路整備事業
------	------------

## 第2号 生活道路網の整備

都市計画課・街路整備課・道路課

### 《現状と課題》

市内には、十分な歩行空間が確保されていない道路や幅員※<sup>52</sup>の狭い道路があり、安全で円滑な通行が困難な状況である他、消防車両や救急車両等の進入も困難な道路が多く存在します。

今後は、急速に進む高齢化や震災時における避難等も見据え、高齢者や障がいのある人等にも配慮した道路整備を行い、安全かつ快適な道路環境を確保していくことが課題となります。

生活道路としての機能を有する市単独計画道路は、本市が都市計画道路を優先的に整備していることや、整備費の財源を市単独で確保する必要があることから、整備を進めることが困難な状況となっています。

### 《取組内容》

生活道路網の整備においては、道路の安全性の向上を図るとともに、災害時の避難路や緊急車両の進入路の確保等、防災面の機能についても十分に配慮した整備を行います。

高齢者や障がいのある人を含めた誰もが安全に移動できる環境を確保するため、歩道の段差解消等によるバリアフリー化を進めます。

また、自動車、自転車、歩行者の円滑な通行及び安全を確保するため、道路の改修・改良を推進します。

市単独計画道路については、経済社会情勢の変化に伴う交通需要の推移等を考慮した上で計画の必要性や事業の実現性等の問題点を抽出し、市単独計画道路の見直しを実施します。

主な事業	道路改良事業	バリアフリー対策事業
------	--------	------------

<sup>52</sup> 道路などの横の長さ。

### 第3号 道路・橋梁の維持管理の徹底

街路整備課・道路課

#### 《現状と課題》

道路・橋梁等のインフラ施設※<sup>53</sup>は、全体的に老朽化が進行しており、これら施設の対応としては、道路の機能を保持するため、舗装の劣化や損傷部分の補修を行い、橋梁等については、「近接目視点検」※<sup>54</sup>により、劣化や損傷個所の把握に努め、劣化の著しい橋梁から順次、修繕を実施してきました。

しかしながら、架設から30年以上経過している橋梁が17橋（全体の7割）あり、橋梁長寿命化修繕計画や歩道橋長寿命化修繕計画に基づく修繕及び耐震化対策等に、継続的に取り組む必要があります。

#### 《取組内容》

道路・橋梁等の計画的かつ継続的な維持管理により、すべての人に対し、安全・安心な道路環境を確保します。

橋梁等については、平成29（2017）年度に改訂した橋梁長寿命化修繕計画や平成30（2018）年度に策定した歩道橋長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化対策の推進とともに耐震化対策にも取り組めます。

また、道路舗装については、令和元（2019）年度に修繕計画を策定し、中長期的な視点でコスト縮減や事業費の平準化等により効率的な維持補修に努めるとともに、老朽化した案内標識などは、更新時に合わせ、外国人にも配慮した多言語化に努めます。

主な事業	道路維持補修事業	橋りょう対策事業
------	----------	----------

<sup>53</sup> インフラストラクチャー【infrastructure】の略。経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。道路・橋りょう・ダム・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・公園・病院などの公共の福祉にかかわる施設。

<sup>54</sup> 橋りょうやトンネルなどの土木構造物の点検法の一つ。足場や高所作業車を利用して、触診や打音検査ができる距離まで近づき、施設の損傷状態や変状を詳細に調べること。

## 第4号 公共交通空白・不便地区等の解消

都市政策課

### 《現状と課題》

公共交通空白・不便地区等の解消を図るため、コミュニティバス※<sup>55</sup>検討委員会を組織して研究・検討を進め、市内3ルートで実証運行を行いました。その結果、一定の目標を達成した京成津田沼駅ルート・京成大久保駅ルートを本格運行へ移行しました。

コミュニティバス導入後も、市内には、独自の件について、基準による公共交通空白・不便地区等が存在しており、新たな地域公共交通の導入等、地域の実情に即した対策の必要性が高まったため、地域公共交通計画に基づき、東習志野・実籾地区においてワンボックス車両を使用した乗合交通の実証運行を行いました。その結果、平成28(2016)年4月から本格運行に移行しています。

このことにより、コミュニティバスによる公共交通空白・不便地区等の対策は一定の成果が表われているものの、高齢化の進展に伴う地域公共交通への多様なニーズは、今後も増加傾向が見込まれます。一方で、生産年齢人口の減少から、モビリティ※<sup>56</sup>を支える担い手不足が問題となる社会構造への変化が懸念されています。

今後は、多様なニーズに対応するため、特に移動が困難な住民の移動環境の確保に努めるとともに、事業者の事業継続性を考慮するなど、持続可能な地域公共交通網の確保・維持が課題となります。

### 《取組内容》

高齢者や障がいのある人等の交通弱者をはじめとするすべての市民を対象に、鉄道駅及びその周辺地区や主要な生活施設等、移動利便性向上を図るため、公共施設等の再編後の交通ネットワークの再検証など、まちづくりとの整合を図りながら、地域の多様なニーズに合わせた対策を検討します。

また、コミュニティバスの利用者増に向けた一層の周知やサービスの充実について、バス事業者と連携を図り、効率的な運行に努めます。

主な事業	公共交通政策事業（コミュニティバス補助金）
------	-----------------------

<sup>55</sup> 地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバス。

<sup>56</sup> 移動性、機動性、動きやすさ、流動性。交通分野では、人が社会的活動のために交通（空間的移動）をする能力を指す。一般に個人の身体能力や交通手段を利用する社会的・経済的能力、交通環境によって左右される。

## 第4項 ガス・水道・下水道事業の充実

### 【ガス・水道】

将来にわたり持続可能なガス及び水道の事業経営に資するため、ガス・水道の安定供給を図ります。このために、ガス事業経営戦略及び水道事業経営戦略に基づき、効果的で効率的な施設整備を推進し、計画的な施設の点検・運転管理並びにガス管・水道管の更新に努めます。また、取水井戸の適切な運転管理や点検、水質検査を継続的に実施します。

ガス事業においては、ガスの小売全面自由化、原料価格の大幅な変動など、厳しい経営環境の中、最小の経費で最大の効果を挙げ、低廉な料金で最大のサービスを提供することを基本とし、お客様サービスの一環として、より多くのイベントや施設見学会に取り組みます。

### 【下水道】

公共下水道の汚水整備※<sup>57</sup>については、未普及地区の整備を進めます。

雨水整備※<sup>58</sup>については、特に浸水被害の発生が予想される区域について、幹線下水道の整備を推進し、浸水被害の軽減に努めます。

公共下水道の改築・耐震対策では、**下水道**ストックマネジメント計画※<sup>59</sup>に基づき、点検・調査・修繕・改築を実施し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図るとともに、**下水道**総合地震対策計画に基づき、耐震性能不足と診断された下水道管渠（かんきょ）※<sup>60</sup>について、耐震補強工事を実施していきます。

下水道経営の強化については、「**下水道事業**経営戦略」を策定し、それに基づく経営を行うことで経営基盤の強化を図ります。



## 6年後の目指す姿

【ガス・水道管】ガス、水道管更新・耐震化計画に基づき、導管網※<sup>61</sup>の構築及び整備を推進し、災害時における供給停止範囲が縮小されている。

【施設の維持管理／水の安定供給】計画的な施設の点検・運転管理により、安全に保たれた状態、取水井戸も適切に管理され、水質も良好な状態となっている。

【市営ガスの利用促進】低廉なガス料金を維持しながら、ガスフェスタ、料理教室等様々なイベントや施設見学会が取り組まれ、お客様に支持されている。

【下水道】公共下水道の経営基盤の強化を図り、安全・安心で持続可能な下水道経営が行われている。

<sup>57</sup> 生活雑排水（トイレ、台所、風呂や洗濯の排水など）を海などに浄化して放流するための施設整備。

<sup>58</sup> 自然現象で生じる雨を海などに放流するための施設整備。

<sup>59</sup> スtockマネジメントとは、機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系。ここでは、下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理や改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理すること。

<sup>60</sup> ここでは、土中に埋められた下水や雨水の管のこと。

<sup>61</sup> ここでは、各家庭にガスを供給する管のこと。

第2章 安全・安心「快適なまち」  
 第2節 「暮らしを支える都市基盤の整備」  
 第4項 ガス・水道・下水道事業の充実

**施策の成果を表す指標**

指標名	基準値	目標値 (R7 年度)
ガス・水道施設の修繕実施率	100% (H30 年度)	100%
ガス・水道管の耐震化	ガス管 : 91.1% 水道管 : 41.7% (H30 年度)	ガス管 : 96.8% 水道管 : 48.4%
各種イベントにおいて集客した人の割合	88% (H30 年度)	100%
下水道事業における経常収支比率	105% (H30 年度)	105% (現状値以上とする)

**関連する個別計画**

計画名	計画期間
ガス事業経営戦略	令和 2 (2020) 年度～令和 11 (2029) 年度
水道事業経営戦略	令和 2 (2020) 年度～令和 11 (2029) 年度
下水道事業経営戦略	令和 2 (2020) 年度～令和 11 (2029) 年度
下水道ストックマネジメント計画	平成 30 (2018) 年度～令和 4 (2022) 年度
下水道総合地震対策計画	平成 27 (2015) 年度～令和 6 (2024) 年度



## 施策の展開

### 第1号 施設の維持管理

ガス水道供給課

#### 〈現状と課題〉

ガス・水道の安定供給を目的として、計画的に修繕と点検等を行い、施設の長寿命化を計画的に推進するとともに、耐震性の向上を図り、安定供給を推進してきました。

ガスでは、適正圧力による供給のために、地区整圧器※<sup>62</sup>の新設工事などを行ってきました。上水道では、令和元（2019）年度までに第1給水場の浄水池や送水ポンプ等の更新工事と、（仮称）第4給水場の建設に取り組みました。

今後も、ガス・水道販売量の減少等の厳しい経営環境が予想される中、安全・安定供給を継続するために改善すべき施設整備を最優先に位置づけ、災害時対策等について、長期的な視点に立った整備を進める必要があります。

#### 〈取組内容〉

快適な生活環境創造のために、ガス・水道の低廉な料金を維持しつつ、計画的な供給施設の整備を推進し、安定供給を図ります。

第1給水場の更新工事及び（仮称）第4給水場の建設工事終了後の、さらなる安定供給に努めます。

また、景気の後退やライフスタイルの変化等による、ガス・水道の販売量の減少を踏まえ、ガス・水道施設の適切な整備計画を策定し、ガス・水道施設の維持管理に努めます。

主な事業	ガス・水道施設維持管理事業
------	---------------

<sup>62</sup> お客様に供給するガス圧力を正常に保持するための調節弁

## 第2号 ガス管・水道管の計画的な更新

## ガス水道建設課

### 《現状と課題》

ガス・水道は生命維持に必要な重要なライフラインであることから、安全で安定した供給の確保に努めています。そのため、経年管対策※<sup>63</sup>やガス漏えい、水道漏水した管の改善を実施してきました。

近年、自然災害が峻烈（しゅんれつ）かつ頻繁になっていることや、被災地では社会生活の維持継続や早期復旧に対するお客様ニーズが高まっていることを踏まえ、本市が被災した場合においても安定した供給を継続できるよう、ガス、水道施設の耐震化向上に努めなければなりません。

一方、低廉な料金水準を継続していくためには、効果的、効率的に耐震化を図れるよう、施設の整備には優先順位を明確に示した上で、ガス管・水道管更新・耐震化事業を推進する必要があります。

### 《取組内容》

ガス管、水道管を自然腐食や、地盤変動に追従できる耐震管※<sup>64</sup>で更新することにより、耐震化を推進します。更新には多額の費用を要することから、経済的に更新できるよう、施設の長寿命化及び事業費の平準化を図ります。

更新にあたっては、災害時の生命維持活動に必要な管路※<sup>65</sup>について、優先的に耐震化を図ります。

被災または事故が発生した場合に影響が大きい管路においても、優先して耐震化を図り、供給停止範囲の縮小に努めます。また、供給停止に及んだ際も、早期復旧を考慮した導管網のブロック化を検討します。

主な事業	ガス管更新耐震化事業・水道管更新耐震化事業
------	-----------------------

<sup>63</sup> 年数の経ったガス管を耐震性の高い本管・支管に更新すること。

<sup>64</sup> 耐震性の高い管。

<sup>65</sup> 流体が流れる管。

### 第3号 水の安定供給

### ガス水道供給課

#### 《現状と課題》

水道水の安定供給を目的とし、取水（井戸）及び浄水並びに配水施設適切な運転管理、計画的な維持管理により、安定供給を促進してきました。

また、経年劣化した配水池※<sup>66</sup>や耐用年数を経過した設備の更新を目的に、第1給水場の更新、（仮称）第4給水場の建設工事を行い、安定給水の基盤が強化されました。

今後も、販売量減少等の厳しい経営環境が予想される中、安全・安定供給を継続するために、優先すべき施設の位置付けや更新、並びに修繕計画を、水道事業全体のバランスを勘案した上で、策定する必要があります。

#### 《取組内容》

今後も、取水及び浄水並びに配水施設に対する運転管理の向上や定期的な巡視点検等を実施し、地下水源の保護、効率的な施設運用を推進します。

蛇口をひねれば、いつでも安全な水が必要なだけ使えることを第一の使命として、事業に取り組んできました。近年、水道水の安全性に対する関心が高まってきていることから、引き続き、計画的に水質検査を実施し、安全・安心な水道水の安定供給の強化に努めます。

また、災害時にも強い水道を目指すために維持管理体制を強化していきます。

主な事業	取水井戸運転管理・点検事業
------	---------------

<sup>66</sup> 配水量の時間変動を調整するために、一時蓄えておく池。

## 第4号 市営ガスの利用促進

営業企画室

### 《現状と課題》

近年、景気の先行きの不透明感に加え、東日本大震災を契機に省エネ・省CO<sub>2</sub>※<sup>67</sup>意識の高まりにより、販売量が減少傾向にあります。また、国によるエネルギー施策の一環として、平成29（2017）年4月より、お客様がガス会社を自由に選択することができる、都市ガスの小売全面自由化※<sup>68</sup>が実施されました。

このため、低廉な料金水準を維持しつつ、お客様が今後も企業局のガスを選択していただけるよう、既存のお客様の離脱防止と新規顧客の確保への取り組みが課題となっています。

### 《取組内容》

販売量拡大への取り組みとして、低廉な料金水準を維持しつつ、お客様が今後も企業局のガスを選択していただけるよう、ガスフェスタ、料理教室等様々なイベントや施設見学会を行い、新規顧客の確保と既存のお客様の離脱防止に取り組めます。

また、本市では、家庭における地球温暖化の防止並びにエネルギー利用の効率化・最適化を図るために、都市ガスから電気とお湯を作る家庭用燃料電池※<sup>69</sup>「エネファーム」を設置した方に対し、設置費の一部を補助していることから、お客様への周知並びに提案営業に取り組めます。

主な事業	需要開発事業
------	--------

<sup>67</sup> 省エネ：エネルギーの使用量を低減し、化石燃料の消費を低減すること。エネルギーを節約すること。

省CO<sub>2</sub>：エネルギーを使用する事によって発生するCO<sub>2</sub>を削減すること。

<sup>68</sup> 平成28（2016）年4月より電力小売の全面自由化が始まり、平成29（2017）年4月には、都市ガスについても同じく小売全面自由化が始まり、家庭や商店も含む全ての消費者が、事業者や料金メニューを自由に選択できるようになったこと。

<sup>69</sup> 都市ガス・LPガス・灯油などから、改質器を用いて燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電するシステム。発電時に発生する廃熱を給湯に利用する。

## 第5号 公共下水道の整備

## 下水道課・津田沼浄化センター

### 《現状と課題》

汚水整備については、津田沼・印旛・高瀬処理区の未普及地区解消のため整備を推進するとともに、津田沼浄化センターの高度処理導入等により、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ってきました。汚水整備は、これまで市街化区域において整備を推進してきましたが、今後は、市街化調整区域の既存住宅地の整備を図る必要があります。

また、雨水整備については、近年の局地的な集中豪雨や都市化による雨水流出量の増加により、浸水被害のリスクが高まっています。これまで、浸水被害が多発していた谷津地区においては、千葉県との共同事業によりポンプゲート※<sup>70</sup>等を設置し、浸水対策を図りました。また、鷺沼台4丁目地区については、警報機の設置やマンホールポンプ等の設置により、応急的な対策を図ってきましたが、抜本的な対策として、幹線下水道の整備を図る必要があります。

### 《取組内容》

汚水整備については、津田沼・印旛・高瀬処理区の市街化区域の未普及地区において、継続して整備を進めるとともに、実籾本郷地区等の市街化調整区域内の既存住宅地へ整備区域を拡大し、未普及地区の解消を図ります。

雨水整備については、津田沼処理区の合流区域の整備を継続して推進し、特に鷺沼台4丁目地区の浸水被害の軽減を目的に、鷺沼放流幹線の整備を実施します。併せて、低地部や道路冠水等が生じる地区について対策を検討するとともに、開発行為等において雨水貯留槽や浸透ます等の設置を指導し、官民が役割を分担して雨水の流出抑制を行うことで、浸水被害の軽減に努めます。

主な事業	管路建設事業
------	--------

<sup>70</sup> ポンプとゲートを一体化し、自然排水路中に設置することで、省コストでコンパクトな排水設備。

## 第6号 公共下水道の改築・耐震

下水道課・津田沼浄化センター

### 《現状と課題》

本市では、昭和41(1966)年から下水道事業に着手しており、一部の施設では老朽化が進み、下水道施設に起因した道路陥没や下水道管の詰まりによる機能障害が近年発生しています。

このようなことから、施設の適正な維持管理や耐震化の重要性は高まっており、老朽化の著しい津田沼浄化センターや秋津汚水中継ポンプ場及び下水道管渠の一部施設について、改築更新及び耐震化に取り組んでいます。

また、東日本大震災による被災の経験から得られた教訓をもとに、下水道総合地震対策計画を策定したほか、長期的な改築シナリオの検討や改築等を実施するため、下水道ストックマネジメント計画を策定しました。

### 《取組内容》

耐震対策については、下水道総合地震対策計画に基づき、重要な幹線等の耐震性能診断を継続して行うとともに、耐震性能不足と診断された下水道管渠について、順次、耐震補強工事を実施します。

また、老朽化対策については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路施設・処理場・ポンプ場それぞれの点検・調査・修繕・改築を実施するとともに、施設情報を蓄積することで計画の精度向上を図り、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ります。

主な事業	管路改良事業、処理場改良事業
------	----------------

## 第7号 下水道経営の強化

### 下水道課・津田沼浄化センター

#### 《現状と課題》

本市の下水道事業は、普及率向上、老朽化対策の推進を図る上で「雨水公費・汚水私費」の原則のもと、中長期的視点に立って安定的な経営を確保する必要があることから、平成31(2019)年4月1日より、地方公営企業法※<sup>71</sup>を適用し、企業局と組織統合を図りました。

地方公営企業は、経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営することが求められており、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、安全・安心で持続可能な下水道事業の運営を行っていくことが必要です。

#### 《取組内容》

公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していきます。

また、公共下水道の持続的な運営の可能性を確保するため、広域化・共同化について検討していきます。

主な事業	下水道事業
------	-------

<sup>71</sup> 地方公共団体が、公共の福祉増進のために経営する企業のうち、病院、水道、工業用水道、自動車運送、鉄道、電気、ガスに関わる事業について適用する法律。

### 第3節 「自然と調和する環境づくりの推進」

#### 第1項 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策では、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量を削減するため、省エネルギーに取り組み、再生可能エネルギーの利用及び設備等導入について、積極的に推進します。



また、市民・事業者向けの省エネルギー機器等に関する情報や国・県の補助制度等について、広報紙やホームページ等を活用して周知するとともに、省エネルギー機器の普及啓発に努めます。

さらに、公共施設等における市営ガス利用の促進を図るとともに、市営ガスを利用したガスコージェネレーションシステム※<sup>72</sup>の導入を積極的に推進します。

加えて、再生可能エネルギー※<sup>73</sup>導入についての施策を検討し、再生可能エネルギーに関する情報や補助制度等について、広報紙やホームページ等を活用して周知します。

以上、国・県の施策を踏まえながら、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協力・連携することで、地域レベルでの「地球温暖化対策」を推進します。

#### 6年後の目指す姿

引き続き、省エネルギーに取り組み、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協力・連携することで、地域レベルでの「地球温暖化対策」が推進されている。

#### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7 年度)
市役所各部局の温室効果ガス総排出量の合計	58,119 t -CO <sub>2</sub> (H29 年度)	54,080 t -CO <sub>2</sub>

#### 関連する個別計画

計画名	計画期間
環境基本計画	平成 19 (2007) 年度～令和 2 (2020) 年度
次期環境基本計画	令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度
地球温暖化対策実行計画	令和元 (2019) 年度～令和 12 (2030) 年度

<sup>72</sup> ガスを使って発電するのと同時に、廃熱を使って給湯や空調、蒸気などの形で有効に利用するシステム。

<sup>73</sup> 太陽光や風力、地熱等、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの。



## 施策の展開

### 第1号 温室効果ガス排出の抑制

環境政策課

#### 〈現状と課題〉

本市の地球温暖化対策として、新たに「地球温暖化対策ガイドライン」を策定しました。温室効果ガス※<sup>74</sup>削減につながる省エネ活動を、生活スタイルごとに小学生編、家庭編、事業者編に分け、日常の生活や業務において活用する手引きとなっています。このガイドラインを市民に広く普及していくための活動が必要となります。

また、市自らの事務事業に係る地球温暖化対策を推進するため、令和元（2019）年度～令和12（2030）年度を期間とした「地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この実行計画における目標達成のため、公共施設の設備の高効率化や部分消灯、残業時間の削減等を推進していく必要があります。

#### 〈取組内容〉

「地球温暖化対策ガイドライン」を広く活用していただくよう、ホームページや広報に掲載することに加え、環境フェアなどの各イベントで積極的に周知し、省エネ活動の普及に努めます。

併せて、一事業所として「市」は「地球温暖化対策実行計画」の目標達成を目指し、クールビズ・ウォームビズ、昼休みの消灯等を継続して行うなど、地球温暖化防止のための施策に取り組むと共に、再生可能エネルギーの利用により、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

主な事業	地球温暖化対策事業
------	-----------

<sup>74</sup> 地表から放射された赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす気体の総称で、増加すると地球温暖化を引き起こす。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が削減の対象となっている。

## 第2号 省エネルギーの推進と啓発

## 環境政策課

### 《現状と課題》

国は、地球温暖化対策として、太陽光・太陽熱・風力・バイオマス※<sup>75</sup>・地熱など、再生可能エネルギーの導入・普及を推進しています。

本市では国の政策を受け、一般住宅への省エネルギー設備の普及を促進するため、太陽光発電システム※<sup>76</sup>、定置用リチウムイオン蓄電システム※<sup>77</sup>、家庭用燃料電池（エネファーム）などの設置費の一部を補助しています。

また、地球温暖化などの環境問題に関する市民への周知が課題であることから、多くの市民に考えていただく機会の確保が必要です。

### 《取組内容》

地球温暖化対策として、一般住宅への省エネルギーの導入を促進するため、国・県の補助制度等を活用し、市民ニーズや社会経済情勢を踏まえ、省エネルギー設備等の設置に対する補助を引き続き行います。併せて、再生可能エネルギーに関する情報や国・県の補助制度等について、広報紙やホームページ等で広く周知し、利用促進に努めます。

省エネルギーの推進として、本市では、夏季はクールビズ、スーパークールビズを実施し、職員が暑さをしのぎやすい服装で勤務し、冬季はウォームビズを実施し、寒さをしのぎやすい服装で勤務し、空調設備を適度に保つよう努めるとともに、公共施設へのLED照明や高効率型照明の設置など、省エネルギー機器等の導入を推進します。さらに、空調設備を適度に保つよう努めます。

また、多くの市民へ啓発するため、地元企業との協働イベントや市の施設等でのパネル展示など、引き続き、地球温暖化防止などや節電等の環境問題について考える機会の提供に取り組みます。

主な事業	地球温暖化対策事業	住宅用省エネルギー設備普及促進事業
------	-----------	-------------------

<sup>75</sup> 木くずや間伐材、その他廃棄物等、エネルギー利用ができる程度にまとまった生物起源による資源のこと。

<sup>76</sup> 住宅の屋上などに太陽電池を設置して、太陽の光エネルギーを電気エネルギーに変換する仕組み。

<sup>77</sup> 太陽光発電システム用の蓄電池のこと。

## 第2項 自然環境の保全・活用

都市の貴重な自然環境として、市内各所に点在する大切な緑や里山※<sup>78</sup>を保護・保全します。



また、自然保護地区・都市環境保全地区を維持するため、自然・都市環境の保護・保全に対する理解・協力等について、所有者への働きかけを行います。

併せて、貴重な自然を身近に感じて親しむことができる場として活用できるように努めます。

谷津干潟を所管している環境省が実施する保全の取り組みについて、地元市として全面的に協力し、干潟の保全・活用に努めます。増えすぎて腐敗したアオサ※<sup>79</sup>の悪臭対策については、環境省と協力して対策に努めます。

また、環境学習・干潟体験等の各種イベントや定例活動及び、ボランティア事業の充実を図ります。

国内のラムサール条約登録湿地※<sup>80</sup>を有する自治体間で構成するラムサール条約登録湿地関係市町村会議への参加や、オーストラリア ブリスベン市との湿地交流等、湿地の保全・活用に向け、国内外の自治体と情報交換や連携を図ります。

### 6年後の目指す姿

都市環境保全地区及び自然保護地区として指定している地域の保全に対する協力が、継続的に行われている。

谷津干潟については、環境省への協力や国内外との情報共有を継続させ、保全・活用に繋げている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7 年度)
自然保護地区等の指定面積	1.03ha (自然保護地区) 5.43ha (都市環境保全地区) (R1 年度)	1.03ha (自然保護地区) 5.43ha (都市環境保全地区)

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
環境基本計画	平成 19 (2007) 年度～令和 2 (2020) 年度
次期環境基本計画	令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度
緑の基本計画	平成 26 (2014) 年度～令和 7 (2025) 年度

<sup>78</sup> 市街地等の近くにあつて、人々の生活と結びついた山や森林のこと。

<sup>79</sup> 各地の海岸に生育する緑色をした大きさ 10～30cm の膜状の海藻で、日本に広く分布する。生育条件がそろくと短期間のうちに大繁殖し、緑潮 (グリーンタイド) となる。近年では、谷津干潟で大繁殖し、底生生物や腐敗臭による近隣住民への影響が発生している。

<sup>80</sup> 国際条約であるラムサール条約に規定された国際的な基準に従って登録された湿地。谷津干潟は 1993 年に登録された。

## 施 策 の 展 開

### 第1号 自然環境の保全・活用

公園緑地課

#### 〈現状と課題〉

市内に残る貴重な自然環境の保護・保全に努めるため、自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、自然保護地区※<sup>81</sup>や都市環境保全地区※<sup>82</sup>を指定し、身近な樹林地の保全に所有者とともに取り組んできました。自然保護地区及び都市環境保全地区の確保をするために土地所有者への助成金交付など行っています。

しかしながら、樹林地が私有地のため、適切な管理がなされていないことが課題となっています。

#### 〈取組内容〉

自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき指定した、自然保護地区・都市環境保全地区を次世代に継承していくため、その土地所有者に自然環境の保護や保全の理解、協力の働きかけを行います。

緑の基本計画の緑地の配置方針により、保全配慮地区※<sup>83</sup>・緑化重点地区※<sup>84</sup>の計画に基づく、緑地の保全事業を推進し、自然とのふれあいやレクリエーションを楽しめる場、災害時の避難場所として活用します。

また、樹林地の適切な管理については、所有者との連携を図ります。

主な事業	公園維持管理事業
------	----------

<sup>81</sup> 習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例で定義している、樹林、草地、水面等の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため保護することが必要な地区。

<sup>82</sup> 習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例で定義している、市街地又はその周辺の樹林の所在する地域であって、良好な都市環境を保持するために必要な地区。

<sup>83</sup> 自然の風景などの景観や生態系の保全、市民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から、緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区について設定し、地区内の詳しい緑地保全の方針を明らかにするもの。

<sup>84</sup> 緑化重点地区は、緑化の重点的な推進を図るべき地区について設定し、地区内の詳しい緑化の方針を明らかにするもの。

## 第2号 谷津干潟の保全・活用

## 環境政策課

### 《現状と課題》

環境省が実施する谷津干潟の保全の取り組みがより効果的なものとなるよう、協力・支援に努めています。

また、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議を介し、国内の市町村間と情報共有を図るとともに、湿地提携協定を締結しているオーストラリア ブリスベン市との交流を通じて、鳥類の保護及び湿地の保全について互いに協力しています。

増えすぎて腐敗したアオサの悪臭については、環境省と引き続き協議を行い、その対応に取り組んでいく必要があります。

### 《取組内容》

環境省が開催するイベント・報告会・検討会等に参加するとともに、地元市として支援・協力を努めます。また、各年に一度開催されるラムサール条約登録湿地関係市町村会議において、他市町村と湿地の保全やワイズユース※について情報共有を図り、谷津干潟の保全・活用に繋がるよう取り組みます。

鳥類の保護や湿地の保全は国際的な課題であることから、オーストラリア ブリスベン市との交流を通じて国外の情報を収集し、ワイズユース※<sup>85</sup>の幅が広がるよう取り組みます。

また、従来から行っている増えすぎたアオサや漂着したごみなどの除去活動については、平成30（2018）年度からは、環境省との共催により取り組んでおり、今後も継続して実施します。

主な事業	谷津干潟保全事業
------	----------

<sup>85</sup> 約すると「賢明な利用」。ラムサール条約で提唱された考え方であり、湿地の生態系を維持しつつ、人類の利益のために湿地を持続的に利用すること。

### 第3項 公園・緑地整備の推進

緑の基本計画に基づく公園・緑地の整備と併せ、公園維持管理について市民参加の取り組みを進めることにより、緑に対する愛着や親しみの提供を推進します。



また、市民と連携・協力しながら、緑豊かな都市環境を保全し、次世代に継承します。

さらに、公共施設等の敷地内緑化及び事業者等と緑化協定の締結を進めていくとともに、地域花壇、街路樹やハミングロード※<sup>86</sup>の整備等を実施することで、快適な都市環境を創出し、市民の憩いや活動の場となる「公園・緑地の整備」を推進します。

### 6年後の目指す姿

一部の公園については、民間活力を導入し、本市の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上が図られている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7年度)
市民一人当たりの都市公園の敷地面積	6.90 m <sup>2</sup> /人 (R1年度)	10.0 m <sup>2</sup> /人

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
環境基本計画	平成 19 (2007) 年度～令和 2 (2020) 年度
次期環境基本計画	令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度
緑の基本計画	平成 26 (2014) 年度～令和 7 (2025) 年度

<sup>86</sup> 八千代市・千葉市境にあたる習志野市の最北東部から、市のほぼ中央部を縦貫し、海まで続く延べ 11.67km に及ぶ習志野市の幹線緑道。

## 施策の展開

### 第1号 公園の整備・維持管理

### 公園緑地課

#### 〈現状と課題〉

都市公園<sup>87</sup>や緑地は、緑の基本計画に基づき、順次整備を進めています。また、様々なレクリエーションや憩いの場として快適に利用できるように、事業者による維持管理だけでなく、子ども会や町会等の協力による公園管理や、地域花いっぱい花壇づくり事業に取り組んでいます。

しかしながら、新たな公園整備や、町会等による公園の維持管理の継続が課題となっています。

#### 〈取組内容〉

快適な都市環境を創出し、市民の憩いや活動の場となる公園や緑地の整備の推進を図るため、緑の基本計画に基づいた公園・緑地等の整備を順次計画的に進めるとともに、公共施設や民有地の緑地等を含めた緑豊かなまちづくりを推進します。

また、公園や緑地を安全・安心に利用できるよう、良好な維持管理に努めるとともに、都市公園内にある公共建築物4施設（秋津公園・香澄公園・谷津バラ園の管理棟・谷津干潟自然観察センター）については、計画的に修繕を行います。地域の公園や緑に対する愛着や親しみを持ってもらえるよう、今後も継続的に市民参加による公園等の維持管理や花壇づくり等を行い、緑を支える市民活動の推進に努めます。

都市公園における管理運営については、様々な民間活力の導入方法について検討を行います。

また、公園施設の長寿命化計画については、遊具に関しては令和元（2019）年度に、遊具以外の公園施設で大規模な修繕計画を必要とするものに関しては、定期的な点検により、劣化状況を把握した上で策定します。なお、緑道橋（7橋）については、主要道路及び河川を跨ぐ施設もあることから、統廃合も含めた検討を行います。

主な事業	公園維持管理事業 習志野緑地維持管理事業 谷津公園再生整備事業（調査委託費）
------	---

<sup>87</sup> 都市計画法に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地、又は都市計画区域内において設置する公園若しくは緑地で、国や地方公共団体が設置するもの。（国立公園や国定公園等は含まない）。

## 第2号 貴重な緑地の保全・創造

## 公園緑地課

### 《現状と課題》

本市では、これまでの市内に残る自然環境の保護・保全に努めるとともに公園・緑地等の整備に取り組み、緑のまちづくりに一定の成果をあげてきました。

緑地は、市民の良好な生活環境を形成する役割を担いつつ、自然環境・景観の向上を図る重要な施設であることから、これまで保全や整備を進めてきました。

また、公共施設のほか、住宅地・事業所・工場の緑化を図るため、事業者や市民に敷地内緑化・屋上緑化・壁面緑化の整備や保全を働きかけながら協力を求めてきました。

しかしながら、事業所や工場等の緑化については、完了検査後のその後の緑化状況を把握できていないことが課題となっています。

### 《取組内容》

今後も、市街地の進展に伴う緑の減少や都市防災の観点から、緑の保全・整備をより一層進めていくため、緑の基本計画で定めた公共施設や住宅地・事業所・工場等の緑化施策を推進し、緑豊かな都市環境の形成・保全に努めます。

また、事業所や工場等の緑化の現状の把握に努めます。

主な事業	公園維持管理事業
------	----------



### 第3号 ハミングロード再整備の推進

### 公園緑地課

#### 《現状と課題》

本市では、市民のかけがえのない財産であるハミングロードの再生を図るため、市民との協働により、「ハミングロード再生実施プラン」を策定し、各地区の再整備を順次計画的に進めることを目指してきました。

しかしながら、現状では、当初の計画通りには進捗せず、未整備区域が残っており、今後の整備が課題となっています。

#### 《取組内容》

ハミングロードは、緑の基本計画の中で、緑の骨格を形成する市民交流の軸として位置付けていることから、地域性のある並木の形成や歩きやすい路面の整備等、優れた歩行空間の整備を実施します。

また、市民の憩いの場・交流や健康増進の場として、さらに魅力的な緑の軸の形成を図るため、引き続き、未整備地区の整備を進めます。

さらに、緑道としての連続性を確保するため、未整備区間の整備を行うほか、現在のハミングロードの終点部を埋立地区の最西部まで延伸し、市民がより海辺に親しめるよう整備を進めます。

主な事業	公園維持管理事業	ハミングロード再整備事業
------	----------	--------------

#### 第4項 廃棄物等適正処理の推進

循環型社会の実現のため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再生利用（Recycle リサイクル）の3Rを推進し、ごみの減量化を進めるとともに、分別の徹底による再生利用率の向上や積極的な啓発による排出ルールの徹底に取り組みます。



粗大ごみや資源物等の破砕・選別を行う前処理施設※<sup>88</sup>の老朽化対策として、必要な整備を行うとともに、長寿命化計画に基づいた整備や維持管理を行い、施設の延命化を図ります。

そして、老朽化対策が完了した清掃工場は、引き続き、長寿命化計画に基づいた整備を行い、延命化を図ります。

また、さらなるごみの減量や再資源化に努めることで、清掃工場への負担を軽減し、最終処分量を減少させることで、環境負荷の低減を図ります。

し尿処理では、将来のし尿や浄化槽汚泥処理量を見据えるとともに、災害時にも継続的に処理が行えるよう、効率的かつ安定的なし尿や浄化槽汚泥の処理に取り組みます。

以上のように、生活によって排出される「廃棄物等の適正な処理」を推進し、環境維持に努めます。

#### 6年後の目指す姿

ごみに関する市民の意識が向上し、分別の徹底等によりごみの減量化が図られるとともに、ごみ処理施設の適切な維持管理により、安定的なごみの処理が行われている。

#### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値（R7年度）
1人1日あたりのごみ総排出量	881g（H30年度）	排出量の減量

#### 関連する個別計画

計画名	計画期間
環境基本計画	平成19（2007）年度～令和2（2020）年度
次期環境基本計画	令和3（2021）年度～令和7（2025）年度
一般廃棄物処理基本計画	平成24（2012）年度～令和3（2021）年度
芝園清掃工場長寿命化計画	平成25（2013）年度～2031年度
クリーンセンター個別施設長寿命化計画	令和元（2019）年度～（策定中）
し尿処理施設将来計画	平成25（2013）年度～令和3（2021）年度
災害廃棄物処理計画	令和元（2019）年度～（策定中）

<sup>88</sup> 燃えないごみ、資源ごみ等の回収後、資源になるもの、熔融処理するものに分別し、資源になるものは圧縮梱包する施設。

## 施 策 の 展 開

### 第1号 循環型社会の形成

### クリーン推進課

#### 〈現状と課題〉

ごみ減量とリサイクルの推進を図るため、発生抑制・再使用・再生利用の3Rを推進し、再生品の提供、リサイクル体験教室や清掃工場・リサイクルプラザの見学会等による市民への啓発を行ってきました。

また、平成24(2012)年度に改訂を行った一般廃棄物処理基本計画において、再生利用率の向上やごみの減量化に有効な各種施策を掲げ、「家庭ごみの収集処理において受益者負担を求めること」について、先進自治体の事例や制度導入による効果等の調査・研究を行うとともに、「古紙の分別の徹底」については、雑がみの分別を推進する等の取り組みを進めてきました。

そのほか、本市のごみの現状や、ごみの分別及び排出ルール of 徹底等に関する周知・啓発を行ってきました。

今後は、循環型社会の形成と推進に向け、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法に基づいた、環境負荷の少ないごみ処理体系の構築を目指すとともに、令和4(2022)年度に策定予定である次期一般廃棄物処理基本計画において、今後の本市の清掃行政の方向性を示すことが求められています。

#### 〈取組内容〉

循環型社会の実現のため、発生抑制・再使用・再生利用の3Rを推進し、ごみの減量化を進めるとともに、市民・事業者・市が一体となって、分別の徹底による再生利用率の向上や、積極的な啓発による排出ルールの徹底に取り組みます。

特に、ごみの減量化に向けた取り組みとして、一般廃棄物処理基本計画に掲げる、「家庭ごみの収集処理において受益者負担を求めること」をはじめとした、各種施策の導入を見据えた調査・研究をさらに進めていきます。

また、次期一般廃棄物処理基本計画の策定では、さらなる循環型社会の実現を目指し、今後の本市の清掃行政の方向性を示していきます。

主な事業	3R推進事業
------	--------

## 第2号 廃棄物の適正処理及び処分

## クリーン推進課

### 《現状と課題》

廃棄物の適正な処理及び処分を行うため、安定的な収集や処理・処分に努めてきました。

芝園清掃工場では、燃えるごみや前処理施設での中間処理で発生する残渣（ざんさ）※<sup>89</sup>等を熔融処理する過程で生成されるスラグ・メタル※<sup>90</sup>の再資源化を行い、前処理施設では、燃えないごみ・粗大ごみ・資源物等の破碎・選別等を行って、資源化できるごみの再生利用に取り組んできました。

しかしながら、芝園清掃工場は、平成14（2002）年の稼働開始から18年、前処理施設は、平成8（1996）年の稼働開始から24年経過するなど、処理施設の老朽化が進んできたことから、芝園清掃工場においては、芝園清掃工場長寿命化計画に基づく老朽化対策事業や、延命化対策事業を行ってきました。

今後、前処理施設についても同様に、個別施設長寿命化計画に基づく老朽化及び、延命化に向けた対策が課題となっています。

### 《取組内容》

廃棄物の適正な処理及び処分を行うため、個別施設長寿命化計画に基づき、前処理施設においては必要な整備・維持管理等を行い、老朽化対策と延命化を図るとともに、旧清掃工場の解体や新たな工場の建設等も含めた処理施設の将来的なあり方について、検討を進めていきます。

また、さらなるごみの減量や再資源化に努めることで、清掃工場への負担を軽減するとともに、最終処分量を減少させることで、環境負荷の低減を図ります。

そのほか、ごみ集積所等への不法投棄対策や、ルールに従ったごみ排出については、引き続き、多言語による周知も含めて各種媒体を通じた啓発に取り組む等、適正な処理ができる環境を構築します。

主な事業	3R推進事業	芝園清掃工場運営費
------	--------	-----------

<sup>89</sup> 前処理施設に搬入された燃えないごみや資源物を破碎・選別し、再資源化可能な金属等を取り除いた残り。

<sup>90</sup> 可燃ごみ等の廃棄物を高温で熔融処理する過程で生成された砂状のものをスラグ、金属粒をメタルという。

### 第3号 し尿の適正処理及び処分

### クリーン推進課

#### 《現状と課題》

し尿や浄化槽汚泥の処理量が減少傾向にあること、また、茜浜衛生処理場の老朽化を踏まえ、平成24（2012）年度に策定した、し尿処理施設将来計画の中で、各種処理方法を検討した結果、平成27（2015）年度から、暫定的に市川市に処理及び処分を委託し、茜浜衛生処理場を廃止しています。

しかしながら、災害時には、仮設トイレの設置により、平常時を上回る量のし尿の処理が必要になるなど、非常事態発生時に安定的な処理が行えないことも想定されること等から、様々なリスクも考慮した将来的な体制の構築が課題となっています。

#### 《取組内容》

し尿や浄化槽汚泥の処理量は、年々減少傾向にあるため、将来のし尿や浄化槽汚泥処理量を見据えながら、引き続き、適正な処理及び処分を行います。また、災害時等におけるリスク等も考慮し、下水道処理施設の活用を視野に入れた前処理施設の建設や、施設の広域化について調査・研究を進めるなど、さらなる効率的かつ安定的なし尿や浄化槽汚泥の処理ができる体制の構築に努めます。

主な事業	し尿及び浄化槽汚泥処理事業	し尿収集委託事業
------	---------------	----------

## 第5項 環境保全の推進

地域環境への意識を持った人材を育成及び活用するため、谷津干潟自然観察センターにおける環境学習や谷津干潟体験の充実を図ります。

併せて、谷津干潟自然観察センターや芝園清掃工場・リサイクルプラザでの環境教育を支援します。

また、大気や水等の汚染は改善傾向にありますが、国・県の動向を注視しながら、有害物質への対応強化を図り、定期的な調査や規制・指導を継続します。

そのほか、環境に対するマナーアップ運動等の強化を図り、地域との協働により、まちの美観を守り、きれいなまちづくりを推進する体制を構築します。

以上のように、環境教育を通して、市民とともに「環境の保全」を推進します。



## 6年後の目指す姿

環境学習を通じて、谷津干潟に親しみを持つ市民を一人でも多く増やすとともに、谷津干潟自然観察センターや芝園清掃工場・リサイクルプラザでの環境教育の支援が取り組まれている。

併せて、環境美化の意識が高まるとともにマナーのある行動がなされ、良好なまちの景観が保たれている。

## 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7年度)
ごみゼロ運動参加人数	25,616人(H30年度)	27,400人
谷津干潟自然観察センター年間来館者数	55,158人(H30年度)	58,000人

## 関連する個別計画

計画名	計画期間
環境基本計画	平成19(2007)年度～令和2(2020)年度
次期環境基本計画	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度
生活環境保全計画	平成21(2009)年度～令和2(2020)年度
次期生活環境保全計画	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

## 施策の展開

### 第1号 環境教育の推進と環境学習の促進

クリーン推進課・環境政策課

#### 〈現状と課題〉

環境教育の推進や環境学習の促進を図るため、市内全小学4年生を対象に、環境学習の場である谷津干潟自然観察センターでの環境教育の支援を行うとともに、芝園清掃工場とリサイクルプラザの見学を受け入れています。

#### 〈取組内容〉

交流の場である谷津干潟自然観察センターにおいては、ボランティア事業の推進や自然案内人入門の講座の実施をはじめ、地域の環境への意識を持った人材の育成及び活用に取り組めます。

また、小学4年生に対する、同観察センター、芝園清掃工場及びリサイクルプラザの施設案内並びにごみの分別、処理や3Rの推進に向けた取り組みについての学習を継続し、環境への理解、配慮を深める学習を支援します。

主な事業	きれいなまちづくり推進事業
------	---------------

## 第2号 生活環境の保全

## 環境政策課

### 《現状と課題》

公害のない生活環境を確保し、健康で安心して暮らしていける社会の実現のため、環境汚染物質の定期的な環境調査の継続と市条例に基づく事業者への規制・指導を行い、公害発生の未然防止に努めてきました。

大気や水質等については、おおむね改善傾向が見られますが、トリクロロエチレン※<sup>91</sup>等の地下水汚染物質は、依然として環境基準を超過しており、また、事業活動だけでなく、人の活動に伴う騒音や悪臭についても、苦情が多く寄せられています。今後も環境汚染状況の把握を継続するとともに、新たに公害となりうる分野についても、速やかに対応することが求められます。

### 《取組内容》

大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン※<sup>92</sup>類等の調査監視により環境状況を把握し、条例に基づく事業者への規制・指導を継続することで、公害の未然防止を図ります。

また、地下水汚染の状況を調査し、汚染原因物質を解明するとともに、原因者に汚染物質の除去を指導し、地下水の保全を図っていきます。

今後も引き続き、国・県等の動向を注視しながら、新たな知見や規制についての情報共有を図り、定期的な調査や規制・指導を行っていきます。

主な事業	環境調査事業	地下水汚染対策事業
------	--------	-----------

<sup>91</sup> 有機塩素系溶剤のひとつ。無色でクロロホルム臭があり、不燃性で有毒。ドライクリーニングや半導体工場での洗浄に用いられるが、地下水を汚染するため使用が規制される。

<sup>92</sup> 毒性が強く分解されにくい化合物で、皮膚や内臓に障害を起し、催奇形性・発癌性があるものも少なくない。ごみ焼却の灰、製紙の汚泥、自動車の排ガスなどに含まれ、環境汚染を引き起こす。



### 第3号 都市環境の美化と保全

### クリーン推進課・業務課・環境政策課

#### 《現状と課題》

都市環境の美化と保全のため、市内各駅での「歩きたばこ・ポイ捨て防止キャンペーン」等による啓発や、町会等による全市一斉ごみゼロ運動を行いました。

また、空地の所有者または管理者に対し指導を行い、看板等屋外広告物については、条例等に基づき、必要な規制を行いました。

きれいなまちづくりを推進するには、より一層、啓発活動を行っていくことが求められます。

#### 《取組内容》

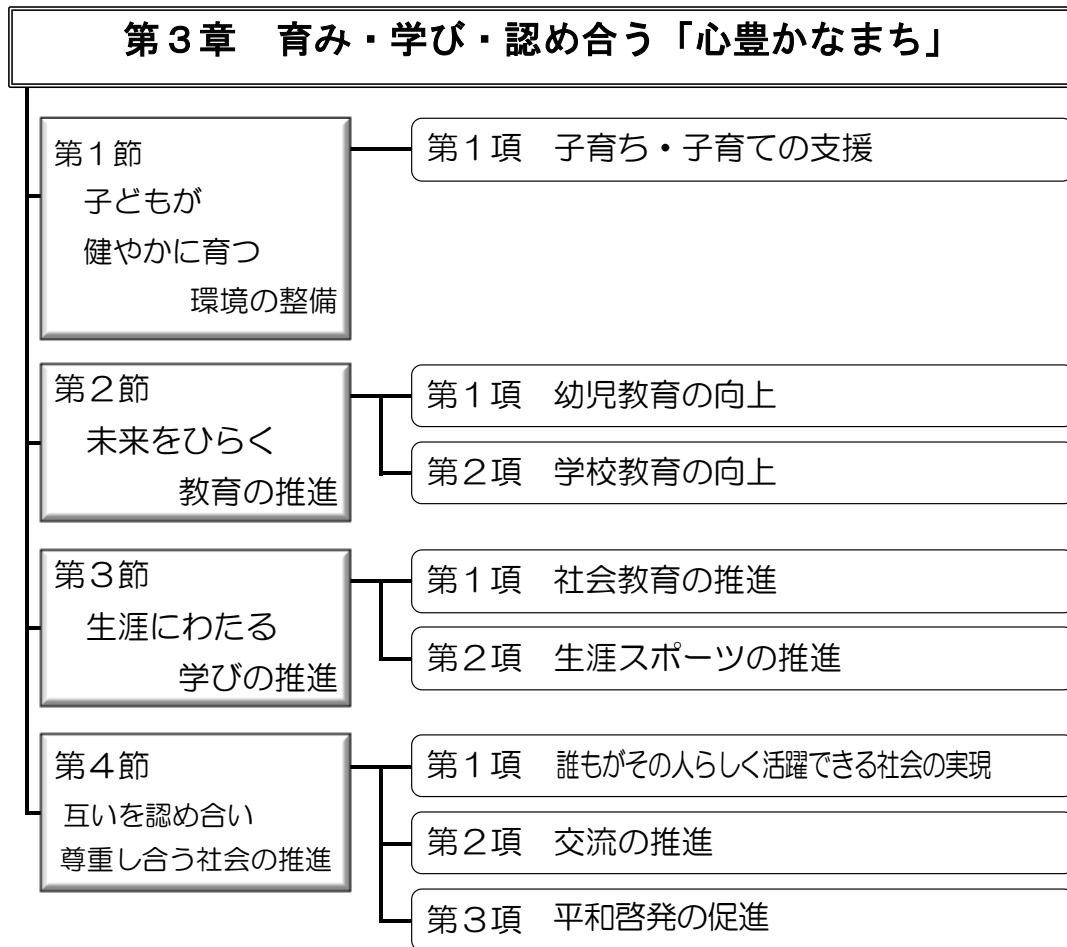
歩きたばこ・ポイ捨てや空き缶等の投棄、違反ごみ出し、飼い犬及び飼い猫のふんの放置に対し、マナーアップ運動等の啓発活動の強化を図っていくとともに、環境美化推進員を中心として地域と協働し、きれいなまちづくりを推進する体制の構築に努めます。

また、空地に繁茂した雑草等が、火災または犯罪の発生の原因にもなることから、所有者または管理者にさらなる理解をいただき、安全・安心なまちづくりを目指します。

さらに、良好な景観を形成するため、看板等屋外広告物について、条例等に基づき必要な規制を行います。

主な事業	きれいなまちづくり推進事業
------	---------------

# 第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」



## 第1節 「子どもが健やかに育つ環境の整備」

### 第1項 子育て・子育ての支援

近年、家庭や地域の子育て力の低下や地域のつながりの希薄化が懸念される中、こども園などの地域子育て支援拠点の活用促進や地域による子育て支援を推進し、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る体制を整え、安心して子育てができる「子育て・子育て支援」に取り組みます。



こども園では、質の高い乳幼児期の保育と教育の一体的提供・保育の量的拡大・家庭における養育支援の充実を図ります。

子育てと仕事の両立支援については、保護者が安心して働き続けることができるよう、保育所やこども園、放課後児童会の整備を行い、待機児童の解消及び質の高い保育の維持向上に取り組むとともに、多様な保育サービスを提供します。また、子育て家庭が孤立することのないよう、在宅家庭を中心とした子育て中の親子が、気軽につどい、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるような場の提供・支援の充実を図ります。さらに、障がいや虐待、貧困など特に支援が必要な子ども・家庭に対して、個々に応じた適切な支援を図ります。

### 6年後の目指す姿

すべての子育て家庭が、気軽に相互交流や不安・悩みの相談ができ、地域全体に見守られながら安心して子育てができる体制が整えられている。併せて、それぞれの家庭の状況に応じた多様な保育環境を整えることで、安心して働き続け、子育てができる社会が実現している。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7年度)
待機児童数【保育所等】	89人 (H31年4月1日現在)	0人 (R7年4月1日現在)
待機児童数【放課後児童会】	89人 (R1年5月1日現在)	0人 (R7年5月1日現在)
地域子育て支援拠点（こどもセンター・きらっ子ルーム）利用者の満足度指数	96.8% (H30年度)	97%以上
ひまわり発達相談センターを利用して心配事が軽減した人の割合	52% (H30年度)	84%以上

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画 第2期	令和2（2020）年度～令和6（2024）年度
こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画	令和2（2020）年度～令和7（2025）年度

## 施策の展開

### 第1号 習志野の子育て・子育て支援の拠点づくり

こども政策課

#### 〈現状と課題〉

これまで本市が行ってきた教育と保育の一元化に加え、子育て支援を重層的・包括的に実施するため、「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」に基づき、地域の子育て・子育て支援の拠点となる市立こども園を中学校区を単位に7か所整備することとし、これまでに5か所を整備してきました。地域バランスのとれた公平な支援を実現するため、残る2地域についても、こども園を整備する必要があります。

また、保育需要の急激な増加に対応するため、子どもを安心して育てられる環境の整備として、施設整備の継続的な実施などにより、保育定員の拡大を図る必要があります。

さらに、子育て家庭の孤立化等による虐待の増加等、顕在化・深刻化する事象に対する子育て家庭への支援が課題となっています。

#### 〈取組内容〉

「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」に基づき、既存市立幼稚園・保育所の民営化も含めた再編を図ります。

また、拡大する保育需要への対応や充実した子育て支援事業として、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実に取り組み、待機児童の解消を図ります。

市立こども園については、残る2つの中学校区にも整備し、こどもセンターを併設する中で、地域の子育て・子育て支援拠点として、さらなる充実を図り、関係機関や施設間で連携して、子育てや保育が地域の中で安心して行われる環境を整備します。

主な事業	(仮称) 向山こども園整備事業 保育所私立化事業	(仮称) 藤崎こども園整備事業 地域子ども・子育て支援事業
------	-----------------------------	----------------------------------

**第2号 多様な保育サービスの充実 こども政策課・こども保育課・子育て支援課・児童育成課**

**《現状と課題》**

市立保育所・こども園のうち5か所で一時保育、すべての市立幼稚園・こども園で預かり保育を実施しています。また、市立幼稚園・保育所の私立化や新たな施設の誘致などにより、一時保育及び、夜8時までの延長保育対応施設の拡充を図り、保育ニーズの多様化に柔軟に対応できるようにしました。

放課後児童会については、児童の良好な保育環境を整備するため、大規模化した放課後児童会の分割や民間委託化などにより、多様なニーズに柔軟に対応できるようにしました。しかしながら、施設数を継続的に増やしても待機児童が発生している状況にあり、今後の需要見込みに応じた施設整備が課題となっています。

また、病児・病後児保育については、2か所の病院内で実施しています。

**《取組内容》**

今後も需要に応じた多様な保育サービスの充実を図るため、こども園整備や市立保育所の私立化の推進により、一時保育・預かり保育等の充実を図ります。放課後児童会においても施設整備や民間委託化などを図り、待機児童の解消に取り組みます。

また、特に支援を必要とする子どもへの対応など、保育士・放課後児童支援員への研修の充実等に取り組み、質の向上を図ります。

主な事業	民間認可保育所施設整備事業 小規模保育事業運営費助成事業 放課後児童会施設整備事業	民間認可保育所運営費助成事業 認定こども園運営費助成事業 病児・病後児保育事業
------	---	---

### 第3号 地域との協働による子育て支援

### こども保育課・子育て支援課

#### 《現状と課題》

地域における子育て支援の拠点として、こどもセンター5か所・きらっ子ルーム2か所を設置し、地域の子育て支援を推進しています。身近な場所で、子どもが安心して遊び、子育てに関する相談や、教育・保育施設などの利用に関する総合相談に対応できる、子育て支援コンシェルジュを各施設及び庁舎に配置しました。支援の充実と継続性を図るため、コンシェルジュの質の向上と、コンシェルジュ間や各施設との連携強化が求められます。

また、地域における多様なネットワークの活用による子育て支援の充実を図るため、援助ができる人と援助を受けたい人をファミリー・サポート・センターでつなぎ、育児支援をはじめ、家事支援、ショートステイ、一時預かりを実施しています。しかしながら、援助ができる人として登録する提供会員の減少が課題となっており、支援活動を円滑に行うため、さらなる周知によって会員数の拡大を図る必要があります。

#### 《取組内容》

子育て中の親子が気軽につどい、相談・交流できる場として、こども園の整備に合わせてこどもセンターを設置するとともに、きらっ子ルームは、利用状況や地域バランスを考慮しつつ、そのあり方を検討します。

また、子育て支援コンシェルジュの連携を強化するとともに、研修の充実を図り、質の向上に努めます。

主な事業	こどもセンター運営事業　つどいの広場運営事業 幼稚園親子ふれあい事業（子育てふれあい広場） 利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ） ファミリー・サポート・センター事業
------	--

**第4号 子どもを守り・支える取り組みの推進**      **子育て支援課・ひまわり発達相談センター**

**《現状と課題》**

子育て支援相談室では、子どもとその家庭、妊産婦等を対象とした相談、児童虐待の未然防止・早期発見、対応の充実・強化を図りました。虐待の通報件数は年々増加し、深刻な事例が増大する中で、さらなる体制の充実が必要となります。

また、子どもがいる家庭でのDV（家庭内暴力）による一時避難等、緊急性が求められる事案については、今後も適正に対応する必要があります。

成長や発達に不安・課題のある子どもとその家庭に対し、ひまわり発達相談センターや、教育・保育施設等で連携し、切れ目のない支援を行いました。増加・多様化する相談等のニーズに対し、適切に対応する体制を整える必要があります。

ひとり親家庭に対しては、医療費等の助成や就労による自立の促進、相談等による支援を行いました。

また、0歳児から中学校3年生までの子どもの医療費等に対する保険診療自己負担額の一部または全部を助成しました。

**《取組内容》**

子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う相談体制の強化を図るため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、これまでの虐待の未然防止・早期発見・対応等に加え、複雑多様化する問題に対応するため、教育・保育施設等の職員も含めた研修体制を整え、家庭児童相談の充実・強化を図ります。

特に支援を要する子どもに、より早い段階での支援を行います。多様な相談内容に対して、教育・保育施設等との連携を図り、一人ひとりの子どもとその家庭にとって、より良い支援となるよう、相談・指導研修体制等を強化します。

ひとり親家庭の支援については医療費等の助成、自立支援給付金の支給、ひとり親家庭自立支援員による生活全般や就労等の相談及び情報提供を行い、生活の安定を図るとともに、関係部局・施設との連携強化により、個々に応じた支援を引き続き行います。

子どもの医療費等に対する助成については、国・県等の動向を注視しながら、継続的・安定的な制度として実施し、子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

主な事業	子ども家庭総合支援拠点運営事業 子どもの医療費等助成事業	ひまわり発達相談センター運営費 ひとり親家庭等医療費等助成事業
------	---------------------------------	------------------------------------

## 第2節「未来をひらく教育の推進」

### 第1項 幼児教育の向上

幼児教育のニーズが多様化している中で、生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性を伸ばし、豊かな心と元気な体を育む保育・教育課程の編成に今後も引き続き努めます。

また、子どもの健全な育成のため、基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発し、未就学の子どもを持つ家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

さらに、幼児期の保育と教育の充実を目指して、職員研修や園内研究、所内研修の計画的な実施や計画訪問による指導・助言により、職員の資質向上を図り、「幼児教育の向上」を図ります。



### 6年後の目指す姿

目まぐるしく変化する社会の中で、たくましく生き抜く力を育む幼児教育を推進する幼稚園・こども園・保育所となっている。併せて、基本的な生活習慣の確立など、生きる力の基礎につながる経験等が、家庭や地域で生かされている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7 年度)
幼稚園・こども園・保育所に行くことが楽しいと感じる幼児の割合	80.7% (H30 年度)	85%以上
朝食を食べる児童の割合	96.9% (H30 年度)	97%以上

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画 第2期	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
教育振興基本計画	令和2(2020)年度～令和7(2025)年度



## 施策の展開

### 第1号 幼児教育の充実

### こども保育課

#### 〈現状と課題〉

子どもを取り巻く環境が目まぐるしい変化の中で、家庭・地域社会と幼稚園・こども園・保育所が総合的に幼児教育を提供する必要性が求められています。また、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の育成ができるように、さらなる保育・教育の質の向上が必要です。

これらの課題をふまえ、幼児の主体的な活動となる遊びを中心とした生活を通して、一人ひとりの発達の特性に応じた総合的な指導を展開し、幼児理解に基づいた計画的な環境構成と教諭・保育士の役割を明確にした援助を探求していきます。また、豊かな生活体験の充実により豊かな表現力や感性・思考力・言語能力を育み、発達や学びの連続性をふまえた幼児教育から小学校教育への円滑な接続を推進するとともに、教員の指導力の向上が求められています。

#### 〈取組内容〉

生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性を伸ばし、豊かな心と元気な体を育む教育・保育課程の編成を推進します。また、教育内容の充実を図るため、幼保の枠を超えた「就学前保育一元カリキュラム」※<sup>93</sup>に基づく教育と保育を推進するとともに、教育・保育の資質向上のための、私立の施設も含めた研修体制の整備充実に努めます。さらに、幼児期の教育・保育を小学校教育に円滑に接続できるよう交流や連携を積極的に図るとともに、幼児が安全・安心に過ごせるよう安全教育の充実を推進します。

特別な支援を必要とする子どもとその保護者の支援については、連続的・継続的に個々の発達を促すことができるよう、関係機関との連携を図り個別支援計画を作成するとともに、合理的配慮の提供を図るほか、職員の研修体制を整えます。

主な事業	幼稚園教育推進事業 保育所運営費	幼稚園運営保育費 こども園運営費
------	---------------------	---------------------

<sup>93</sup> 習志野市の全ての就学前の子ども達が、人権を尊重され、豊かな生活を享受し、健全な人間形成の基礎を培うことを目指して、本市の保育所・幼稚園・こども園において、幼保の枠を超えて、新しい時代の保育、子育て支援及び運営を創造するにあたっての方向性や基本的視点を示す指針。

## 第2号 家庭教育の推進

こども保育課・子育て支援課

### 《現状と課題》

基本的な生活習慣や生活能力、自立心や規範意識の確立、早寝早起き朝ごはん運動を中心とした食育の推進等、生きる力の基礎につながる教育を家庭との連携を図りながら推進しました。

家庭や地域での生活で本来経験すべきことや身につけるべきことを十分に体験できることが、その後の子どもの育ちに大きく影響しています。

しかしながら、近年、家族のつながりの希薄化・核家族化・家庭の子育て力の低下等が見受けられています。

また、子どもの発達や発育に対する不安などから孤立感が生じ、虐待につながる恐れもあることから、家庭力向上への取り組みは本市の大きな課題となっています。

### 《取組内容》

子どもの発達や発育に対する知識、子どもへの理解等についての学習機会を設定する等、積極的な家庭力の向上に努めます。

また、子どもの健全な育成のため、基本的な生活習慣を確立し、食育の推進に努め、幼稚園・こども園・保育所における子育てふれあい広場・施設開放・所庭開放、こどもセンター・きらっ子ルームの利用を通して、基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発し、未就学の子どもを持つ家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

主な事業	こども保育課事務費（食育の推進） 幼稚園親子ふれあい支援事業（子育てふれあい広場） こどもセンター運営事業　つどいの広場運営事業
------	--

## 第2項 学校教育の向上

教育振興基本計画における「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」の基本目標の下、学校教育においては、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力という知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てるための教育を実践してきました。今後も、情熱あふれる教育により、夢ある学びに繋がるよう「小さな都市（まち）の大きな教育」を充実・発展させていきます。



社会状況の大きな変化により、学校教育に求められているものは、さらに高度で複雑になってきています。学校教育の直接の担い手となる教職員に対し、研修や学校訪問での指導・支援を実施することで資質・指導力を向上させ、「確かな学力」の保障、「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進を支えています。

児童生徒に対しては、全国学力・学習状況調査や習志野市学力調査、及び体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果を活用し、学力向上、体力向上に繋がる適切な指導を行っていくとともに、「主体的・対話的で深い学び」「わかる・できる授業」の実現に向け、読書活動やICTを活用した教育の充実を図る他、国際社会を生きる資質・能力を培うため、外国語教育・国際教育を充実します。また、鹿野山少年自然の家や富士吉田青年の家での宿泊学習などの体験活動を大切に、道徳性や社会性の育成を図ります。

いじめ・不登校の未然防止・解消に向けての取り組みとして、家庭・地域・関係機関との連携による組織的な対応をさらに充実させていきます。

また、特別支援教育を必要とする児童生徒に対し、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、多くの教員が広く知識を得て、指導力を向上させることができるよう取り組みを行っていきます。

市立高校である習志野高校においては、生徒・保護者のニーズに対応した多様な学校教育が実践できるよう、文武両道の実現を目指していきます。

この他、学校施設をはじめとした教育施設の計画的な改修等を行い、教育環境を整備し、教育活動の充実と教育の質の向上に取り組めます。

## 6年後の目指す姿

社会の変化に主体的に対応できる確かな学力を身に付け、学ぶことが将来への夢の実現に繋がるものであると実感できる「習志野教育」を展開し、子どもたちがよりよい教育環境の中で、豊かな人間性と優れた創造性を育む学校教育を受けることができている。

## 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7年度)
全国学力・学習状況調査結果の習志野市と全国平均正答率の比較	(小6) 国語 66% (+2.2) 算数 69% (+2.4) (中3) 国語 75% (+2.2) 数学 60% (+0.2)	全国比 +5.0

第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

第2節 「未来をひらく教育の推進」

第2項 学校教育の向上

	(R1 年度) ※カッコ内は全国比	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校5年男子 26.5ポイント (全国 9.6ポイント) (全国との差+16.9ポイント)</li> <li>・小学校5年女子 53.5ポイント (全国 21.9ポイント) (全国との差+31.6ポイント)</li> <li>・中学校2年男子 24.6ポイント (全国 6.2ポイント) (全国との差+18.4ポイント)</li> <li>・中学校2年女子 73.6ポイント (全国 53.3ポイント) (全国との差+20.3ポイント) (H30 年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校5年男子 全国との差+20ポイント</li> <li>・小学校5年女子 53.5ポイントを上回る</li> <li>・中学校2年男子 全国との差+20ポイント</li> <li>・中学校2年女子 73.6ポイントを上回る</li> </ul>

**関連する個別計画**

計画名	計画期間
教育振興基本計画	令和2(2020)年度～令和7(2025)年度
子どもの読書活動推進計画	令和元(2019)年度～
特別支援学級・通級指導教室整備計画	令和元(2019)年度～令和3(2021)年度
学校施設再生計画(第2期計画)	令和2(2020)年度～令和7(2025)年度

## 施 策 の 展 開

### 第1号 信頼を築く習志野教育の進展

### 指導課・総合教育センター

#### 〈現状と課題〉

いじめ・不登校の未然防止、解消について、本市では、「けんか」や「ふざけ合い」もいじめと捉えて対応しており、国の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、いじめの認知件数は増加傾向にあります。学校では、いじめに至る状況を早期に察知することや、いじめアンケート等を活用していじめを把握するなど、早期の対応とその解決に努めています。しかし、いじめを誰にも相談していない児童生徒の割合は、国や県の値より高いという現状があり、課題となっています。

また、不登校、登校しぶりの児童生徒や、欠席日数が年間30日未満の児童生徒の割合は、本市においても増加傾向にあり、その状況や要因は多様化しています。特に、小学校ではここ数年、顕著に増加しています。発達段階に応じた理解と組織的な対応を充実させるとともに、家庭・地域・関係機関とさらに連携しながら、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図ることが必要です。

特別支援教育を必要とする児童生徒が増加している中、障がいを持った児童生徒に対し、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かな支援が求められています。そのため、特別支援教育の一層の充実に向け、特別支援教育担当者の専門性の向上、通常学級担任への特別支援教育に関する理解の推進など、全ての教員が広く知識を得るとともに、指導力を向上させることが課題となっています。

社会状況の大きな変化により、学校教育に求められているものは、さらに高度で複雑になってきています。このことから、教職員の資質・指導力の向上に向け、学校教育の担い手である児童生徒の教育に直接係わる教職員は、より深い専門性と、教育に対する責任感、自らを律し努力できる意欲をこれまで以上に持つ必要があります。

#### 〈取組内容〉

いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みとして、年間3回実施する「いじめアンケート」を活用し、いじめを早期に発見するとともに、組織的な早期対応を徹底します。また、「いじめ問題対策連絡協議会」や「いじめ問題対策委員会」を開催し、関係する団体との連携を図り、いじめの未然防止策や解決策について協議し、その成果を学校に還流します。

また、生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を推進し、児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解に努め、自己実現を図れるよう授業改善を図るとともに、教師と児童生徒や児童生徒同士の共感的人間関係を基盤に、児童一人ひとりが自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある授業を実現します。

特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みとして、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な支援がさらに図られるよう、校内支援体制の整備や関係機関と連携協力した体制整備に一層努めます。また、多くの教員が専門的な知識を持ち、適切な指導・支援が行えるように研修会を実施し、資質向上に努めます。

第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

第2節 「未来をひらく教育の推進」

第2項 学校教育の向上

教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みとして、これまでの教職経験や職務に応じた研修を実施し、職務に真摯に向い、確かな指導力を持ち、自らも主体的に学ぶ教職員を育成します。

主な事業	児童・生徒教育相談員推進事業 特別支援教育推進事業	いじめ問題対策事業
------	------------------------------	-----------

## 第2号 子どもの生きる力を育む教育の充実

指導課・総合教育センター・学校教育課

### 《現状と課題》

子どもの生きる力を育む教育の充実を図るため、「確かな学力」の保障、「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進」を掲げ、取り組んでいます。

「確かな学力」の育成については、全国学力・学習状況調査や習志野市学力調査における、市内小学校及び中学校の児童生徒の学力は、小学校（国語・算数）、中学校（国語・数学・英語）とも、全国平均の正答率を上回っています。しかしながら、経年変化を見ると、その上回り幅は少しずつ小さくなってきており、正答率の分布図が二極化していることから、苦手意識を持っている児童生徒の底上げが課題となっています。

「豊かな心」の育成については、「鹿野山少年自然の家」・「富士吉田青年の家」を活用した宿泊学習の展開や、芸術・文化に触れること、多様な人と交流すること、先人の偉業を知ることなど、教育活動全体を通じた道徳教育により、子どもが感動する体験活動を大切にし、道徳性や社会性の育成を図りました。

「健やかな体」の育成については、一人ひとりの課題に応じた体育学習のさらなる充実を図るとともに、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた計画的・効果的な体力向上に関する取り組みを推進し、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力の基礎を育む必要があります。

また、「食に関する授業」の実施及び「早寝早起き朝ごはん」の推進により、児童生徒が健全な食習慣と基本的な生活習慣を身につけられるよう取り組んできました。しかしながら、夜型の生活習慣から脱却できない児童生徒は少なくない状況にあります。

### 《取組内容》

「確かな学力」の保障に向けて、教員の授業力向上に努めるとともに、各学校が取り組む研究を広く公開し、小・中学校の研究成果を市内全体で共有することなどにより、授業力を高め、児童生徒の学びに向かう力の涵養を図ります。併せて、学力調査結果の経年変化等の分析を通し、各学校の日々の学習活動に直結する具体的な指導改善の推進に努めます。

「豊かな心」の醸成に向けては、引き続き、豊かな体験活動を通して、道徳性や社会性を育成する心の教育に取り組めます。

さらに、「健やかな体」を育む上では、児童生徒の体力や運動能力の向上を目指して、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、体育・保健体育の授業改善を進めるとともに、学校行事、業間体育、運動部活動等における身体を動かす機会の充実を図ります。

また、学校における食に関する指導を充実させ、児童生徒が望ましい食習慣を身につけられるよう、学級担任、教科担任、養護教諭と栄養教諭、栄養職員が連携して、より効果的な食育の推進を図るとともに、地域の方々との交流を図り、学校・家庭・地域が連携した食育を進めていきます。

主な事業	学力向上推進事業	特色ある学校づくり推進事業	校外活動事業
	学校体育推進事業	富士吉田自然体験学習推進事業	

	鹿野山セカンドスクール事業 保健体育事務費	児童・生徒・教職員健康管理費
--	--------------------------	----------------

**第3号 子どもを未来につなげる教育の展開 指導課・総合教育センター・学校教育課**

**＜現状と課題＞**

平成29(2017)年度改訂の学習指導要領に基づいた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、授業改善を進めるとともに、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする読書活動の充実を図る必要があります。

また、小学校での職場見学、中学校での職場体験の実施によるキャリア教育を推進する他、国際社会を生きる資質・能力を培う教育として、英語指導助手を活用し、外国語教育・国際教育を学ぶ環境を整え、充実を図っています。外国語教育においては、「聞く力」「読む力」「話す力」「書く力」を中心としたコミュニケーションを図る資質・能力育成の一層の充実と小・中学校の連携が課題となっています。

その他、安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育として、地震などに対する災害安全や、通学時や放課後の交通安全についての教育を引き続き推進していく必要があります。

**＜取組内容＞**

学校図書館・学校司書の積極的な活用を行い、学校図書館が持つ3つの機能「読書センター・学習センター・情報センター」を発揮することで、児童生徒の思考力・表現力・判断力等の育成を高め、情報活用能力を育てていきます。

また、国際社会を生きる資質・能力を培う教育として、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養う等、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実します。また、総合的な学習の時間や外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。

安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育として、各学校において、危機管理マニュアルを作成し、教職員の役割分担を明確化するとともに、地域と連携した実効性のある訓練の実施、学校・市の街路整備課・習志野警察署と連携した通学路の点検及び定期的な学校施設の安全点検を行い、児童生徒の安全・安心の確保に努めます。

また、家庭や学校から子どもに関する多様な相談に応じ、子どもの課題を改善できるよう支援を行います。この他、教職員は、児童生徒に対する虐待を最も発見しやすい立場にあることから、児童生徒の変化に注意し、虐待の兆候の早期発見に努め、児童生徒の生命と人権を守るために、市長事務部局、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関連機関と速やかに連携し、組織的な解決を図ります。

主な事業	英語指導助手招請事業 中学校パソコン整備事業 教育相談事業	小学校パソコン整備事業 校務用パソコン整備事業 適応指導教室推進事業
------	-------------------------------------	--



第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」  
第2節 「未来をひらく教育の推進」  
第2項 学校教育の向上

#### 第4号 魅力ある市立高校づくり

習志野高校

##### 《現状と課題》

生徒・保護者のニーズに対応した多様な学校教育が実践できるよう、文武両道の実現を目指しています。

学習面では、学力向上に取り組み、授業を充実し、個に応じた指導や選択授業を取り入れました。さらに、教員の指導力向上のために、研修体制の充実を図り、主体的で対話的な深い学びの実践に取り組みました。部活動では、目標達成のため努力することの大切さや仲間を思いやる豊かな心を身に付け、人間形成にプラスになるよう取り組みました。また、将来の目標設定ができるよう、多様な価値観に対応できるような進路指導に取り組みました。

今後も、このような取り組みを充実・発展させるとともに、「市民の高校」としての役割を果たしていくために、学校評議員や多くの地域・保護者の方の評価や意見を取り入れた学校運営を行い、社会に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

##### 《取組内容》

生徒が充実した学校生活を送れるよう、文武両道を実現するために、学習面と部活動の支援体制を充実させます。そして、進路実現のために、一人ひとりの多様なニーズに対応できる指導体制を築き、新しい大学入試制度に対応できるよう、ガイダンス等の内容を充実させていきます。さらに、国際交流や高大連携など、豊かな学びを実現する教育活動を行うとともに、生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーなどの協力を得ながら、教育相談体制をさらに充実させていきます。

また、学校評議員やミニ集会での意見や評価を取り入れ、地域や社会に開かれた学校づくりのために取り組んでいきます。そのため、地域の行事やボランティア活動にも積極的に参加し、地域との交流を図ります。

主な事業	高等学校教育振興費 部活動出場奨励費	スクールカウンセラー配置事業
------	-----------------------	----------------

**第5号 教育施設等の整備・再生**

**教育総務課・学校教育課・総合教育センター・習志野高校**

**《現状と課題》**

本市の学校施設は、児童・生徒の急増期であった昭和40年後半から昭和50年前半（1970年代）にかけて建築された校舎・体育館等が多く、老朽化が顕著となっています。このことから、計画的な整備・再生を早期に進めていく必要があります。

また、総合教育センターは、施設の老朽化が著しいため、計画を前倒して、建替え等について検討していく必要があります。

この他の教育施設についても、施設の老朽化が顕著となっているため、施設の改修等を計画的に進めていく必要があります。

**《取組内容》**

学校施設は、建築後50年が経過する建物が増加していることから、学校施設再生計画（第2期計画）に基づき、改築や長寿命化、大規模改修など、老朽化した学校施設の整備・再生に着手します。

また、今後の児童生徒数の推移や適正規模の検討を行っていきます。

総合教育センターは、研修機関としての施設（機能）を維持していく必要があります。今後、施設の建替えについて、他の施設との複合化を視野に検討してまいります。

その他の施設についても、公共施設再生計画に基づき、施設の改修等を進めていきます。

主な事業	小学校大規模改造事業	中学校大規模改造事業
	小学校施設改善整備事業	中学校施設改善整備事業
	小学校長寿命化改修事業	中学校長寿命化事業
	大久保小学校校舎改築事業	高等学校施設整備事業
	第二中学校校舎全面改築事業	

## 第3節 「生涯にわたる学びの推進」

### 第1項 社会教育の推進

「一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア」のスローガンのもと、市民一人ひとりが生涯にわたり、それぞれの目的や志向、ライフステージに応じて自ら学び、活動することができるよう、また、市民一人ひとりが生きがいを持ち、互いに優しさといたわりを感じあえるよう、生涯学習複合施設を中心に、「生涯学習によるまちづくり」を展開します。



学習、活動する場となる社会教育施設の再生や機能の維持、大学や民間企業等のノウハウを活用した事業の実施や市民が学習した成果を地域活動に活かすことができる環境づくりに取り組みます。

また、多くの市民の芸術・文化活動の活性化を図るとともに、本市を理解し、愛する心を育むため、文化財の保存や活用に努めます。

併せて、本市の未来を担う子どもたちが健やかに、心豊かに成長できるよう、青少年を取り巻く社会環境や青少年の意識・行動を的確に把握する中で、青少年育成団体の活動の支援や青少年健全育成事業、放課後等の子どもの居場所づくりなどを推進します。

### 6年後の目指す姿

市民一人ひとりが、それぞれの目的や志向、ライフステージ等に応じて、学習・芸術・文化等の活動を行う、「生涯学習推進のまち習志野」が実現されている。

また、地域が繋がりがや絆を深め、地域全体で子どもの健やかな成長と安全で安心な環境を確保する体制が構築されている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7 年度)
公民館事業年間参加者数	50,439 人 (H30 年度)	53,000 人
公民館年間利用者数	402,261 人 (H30 年度)	422,300 人
図書館の利用登録率	28.0% (H30 年度)	32.0%
図書館の図書貸出冊数	1,016,360 冊 (H30 年度)	1,037,000 冊

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	令和2(2020)年度～令和7(2025)年度
子どもの読書活動推進計画	令和元(2019)年度～令和7(2025)年度
生涯学習施設改修整備計画	平成25(2013)年度～
文化振興計画	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

## 施 策 の 展 開

### 第1号 生涯学習推進のまち習志野の推進

社会教育課・公民館・図書館

#### 〈現状と課題〉

「生涯学習推進のまち習志野」の実現に向け、市民カレッジでは受講生が学習した成果を地域活動に還元できるよう、カリキュラムを改編するなど、内容の充実を図っています。

また、公民館では乳幼児から高齢者の幅広い年代とそれぞれのライフステージに応じた学級講座を開催し、図書館では視覚障がい者向けの情報ネットワークを活用した録音図書の提供やインターネットによる蔵書検索システムの機能向上など、図書館サービスを拡充しています。

さらに、本市の未来を担う子どもたちの読書活動をより推進していくことを目的として、平成30年度に「子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

そのような中、近年、市民のニーズやライフスタイル、価値観は多様化しており、さらなる学習機会や内容の充実が求められています。

併せて、情報を入手する手段も多様化、複雑化している現在の情報化社会においては、引き続き、市民の課題解決に役立つ多様なサービスや資料の充実に取り組むことが必要となっています。

#### 〈取組内容〉

多様化する学習ニーズへの対応とサービスの向上を図るため、市民カレッジや公民館講座、図書館資料を充実するとともに、大学や民間企業等と連携し、乳幼児から高齢者までそれぞれの目的や志向、ライフステージに応じた学習機会の提供や学習した成果を地域活動に還元できる環境づくりを推進します。

また、本市の生涯学習の拠点である生涯学習複合施設において、エリア内の様々な施設が連携した事業を展開するなど、新たな手法による生涯学習の推進と地域の活性化を図ります。

併せて、中央公民館、中央図書館に他の館を統括する役割を持たせ、全市的な視点で本市の社会教育を積極的に推進します。

子どもの読書活動の推進については、引き続き、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や学校、地域において、全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくりに取り組みます。

主な事業	生涯学習推進事業（習志野市民カレッジ） 公民館管理運営費 図書館資料整備事業	公民館講座費、 図書館管理運営事業 生涯学習複合施設管理運営費
------	--	---------------------------------------

## 第2号 芸術・文化活動の振興

社会教育課、公民館

### 《現状と課題》

多くの市民が芸術・文化に親しみ、参加・活動する機会を充実するため、芸術文化団体の活動を支援するとともに、市内各施設において文化祭等を開催し、市民の芸術・文化活動の発表の場を提供しています。

また、公民館では地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等の開催による芸術・文化に触れる機会を、習志野文化ホールでは自主事業を通して、質の高い芸術鑑賞の機会を提供しています。

しかしながら、市民のニーズやライフスタイル、価値観は多様化しており、より一層、質の高い芸術・文化に触れる機会の提供と活動を支援する必要があります。

さらに、少子超高齢社会を迎え、サークルや団体内の世代交代が進まず、構成員の高齢化に伴い、その活動や団体は縮小、減少傾向にあります。

### 《取組内容》

市民の創造力と感性を育み、心豊かなまちを形成するため、文化芸術基本法に基づき、本市の芸術・文化の振興に関する計画を策定し、市民の芸術・文化活動を推進します。

また、引き続き、公民館において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場、芸術・文化を身近に親しめる機会を提供します。

併せて、質の高い芸術・文化に触れる機会を充実するため、公益財団法人習志野文化ホールが取り組む自主事業を支援するとともに、同法人が本市の芸術・文化の振興及び推進役として、習志野市芸術文化協会の事務局機能を担う中で、芸術文化団体の運営強化や活性化を図ります。

“文教住宅都市”習志野のシンボルである習志野文化ホールについては、市民生活を豊かにするための施設として、小中学校・習志野高校における全国水準の音楽活動を育んできたことをはじめ、市民の芸術・文化活動の醸成・発表の場として、また、成人式等市民の節目を飾る行事の場として、現在に至るまで、本市の芸術・文化活動の重要拠点として存在しています。さらに、交通結節点直近に立地することに拠り、本市への来訪者による交流人口の創出はもとより、超高齢社会においては、市内外を問わず、芸術・文化活動への参加や堪能にいそしむ高齢者の貴重な活動拠点としての効用も見込まれます。今後は、JR津田沼駅周辺地域の拠点機能のさらなる向上に向けて、民間開発の適切な誘導を図る中で、その在り方について検討します。

主な事業	文化振興事務費 公民館講座費	習志野文化ホール運営費 公民館管理運営費
------	-------------------	-------------------------

### 第3号 文化財の保存・活用

### 社会教育課

#### 《現状と課題》

文化財の保存を推進するため、東日本大震災で被災した旧鴫田家住宅の復旧工事や開発に伴う埋蔵文化財調査、市内文化財や歴史資料等の調査、谷津貝塚出土資料の文化財指定などを実施するとともに、既存施設を活用した文化財収蔵場所の確保に取り組んでいます。

文化財の活用については、市民が市の歴史や文化財に触れる機会を増やすことを目指し、展示や講座等の充実、旧大沢家住宅や旧鴫田家住宅の環境整備と新規イベントの実施などに取り組んでいます。

しかしながら、開発の進行、生活スタイルの変化、災害、経年劣化などにより、文化財は常に消滅・散逸の危機にさらされており、引き続き、その保存の取り組みを進める必要があります。

また、市の歴史や文化財に対する理解を深めるため、文化財保護を啓発する上でも、文化財の展示や公開、調査成果の普及活動が強く求められています。

#### 《取組内容》

文化財は、市民が本市の歴史や文化を深く理解し、本市を愛する心を育てるために必要不可欠なものであることから、次世代に継承するため、引き続き、その保存を推進します。

文化財や歴史資料の調査・収集・保存の充実に努め、文化財指定を目指した調査・検討を進めます。開発事業に伴う埋蔵文化財調査については、事業者及び関係機関との調整と協議を綿密に行い、埋蔵文化財保護のさらなる充実に努めます。

また、市民が本市の歴史や文化財に親しめるように、旧大沢家住宅や旧鴫田家住宅をはじめとする文化財の活用と文化財や市史調査の成果を広く紹介するため、展示機会の拡充や刊行物の発刊、ホームページの充実等に取り組めます。

主な事業	旧大沢家住宅等維持管理費 埋蔵文化財調査事業費	旧鴫田家住宅維持管理費
------	----------------------------	-------------

#### 第4号 社会教育施設の再編・整備

資産管理課、社会教育課

##### 《現状と課題》

社会教育施設の老朽化が進む中、将来の人口減少や少子超高齢化、生産年齢人口の減少、また、これに伴う財政状況を踏まえ、持続可能な文教住宅都市の実現と社会教育施設の運営を図るため、平成25（2013）年に「生涯学習施設改修整備計画」を策定しました。

その後、生涯学習施設改修整備計画を反映した「公共施設再生計画」に基づき、各社会教育施設の再生に取り組んでいます。

平成27（2015）年度からは、京成大久保駅を中心とした地区に所在する社会教育施設と中央公園を一体的に再生することを目的とした「大久保地区公共施設再生事業」に取り組んできました。

今後、持続可能な文教住宅都市の実現と社会教育施設の運営を図るため、引き続き、公共施設再生計画に基づいた施設の再生に取り組んでいく必要があります。

##### 《取組内容》

公民館・図書館等の老朽化が進む社会教育施設について、市民が快適に社会教育活動に取り組むことができるよう、改修、整備を実施し、機能の維持を図ります。

また、人口減少社会、少子超高齢社会を迎える中、持続可能な文教住宅都市の実現と社会教育施設の運営を図るため、引き続き、「公共施設再生計画」に基づき、社会教育施設の再生に取り組めます。

主な事業	公民館施設整備事業 図書館施設整備事業 生涯学習複合施設管理運営費
------	--------------------------------------



**第5号 青少年健全育成の推進 社会教育課、富士吉田青年の家、青少年センター**

**《現状と課題》**

未来を担う子どもたちが健やかに、心豊かに成長するため、青少年育成団体の活動支援や青少年施設を使用した活動の充実を図っています。

また、子どもたちが安全で安心して生活できるよう、児童生徒の緊急回避場所としての役割や不審者出没の抑止力向上を図ることを目的とした「子ども110番の家」の拡大を図るほか、青少年補導委員等による街頭補導活動や、青少年健全育成連絡協議会を中心とした補導巡回パトロールを実施し、青少年の非行防止や地域の環境浄化を推進しています。

併せて、子どもたちの放課後の居場所づくりとして、各公民館において実施している「子どもの部屋」については、引き続き、放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進していく必要があります。

青少年育成団体の活動の課題として、各団体の自主事業が主となるため、各団体による単発的な活動となることが挙げられます。今後は、各団体間の情報共有と連携を強化し、各団体の持つ特性や強みを広く本市の青少年健全育成の推進に繋げていく必要があります。

併せて、ネット社会の急激な進歩に対応し、ネット被害を減少させることが求められています。

**《取組内容》**

青少年の健全育成を推進していくため、引き続き、青少年育成団体の活動支援や青少年施設を使用した活動の充実を図るとともに、団体間の情報共有や交流の場を設け、連携を強化します。

また、地域そのものを大家族と捉え、幅広い視点から、時代に即した青少年問題について、行政と関係機関等との相互理解・共通認識を深める協議会等を開催することで、地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。

さらに、「子ども110番の家」の加入の一層の促進と機能の充実を図るとともに、青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政が一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力を行うことにより、子どもたちの安全を守るシステムづくりを促進し、青少年の健全育成に取り組みます。

併せて、放課後等における子どもたちの安全で安心な居場所づくりとして、引き続き、公民館で「子どもの部屋」を実施するとともに、「教育振興基本計画」「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、小学生を対象とした「放課後子供教室」を計画的に整備します。

<b>主な事業</b>	<b>青少年センター運営費（子ども110番の家の拡充）</b>		
	青少年相談指導事業 放課後子供教室事業	青少年健全育成事業	青年の家管理運営費

## 第2項 生涯スポーツの推進

生涯にわたってスポーツに親しむには、市民一人ひとりのライフステージに応じたスポーツ活動の充実を図る必要があります。

このことから、スポーツを通じた健康増進の観点からも、子どもから高齢者、障がい者等まで、継続してスポーツに親しむことができる環境を整えることで、「する」スポーツを推進します。

また、トップチームやアスリート等の活躍は、市民に夢や希望を与え、生活を豊かにするとともに、スポーツへの興味や親しむきっかけになることが期待できることから、トップチームの大会開催や、アスリート等との交流の機会を創出し、「みる」スポーツの充実を図ります。

そして、スポーツの指導者や審判員の他に、大会や団体の運営、サポートといったスポーツボランティアの育成や支援を図ることで、「支える」スポーツを推進します。



### 6年後の目指す姿

スポーツを通じて、子どもから高齢者、障がい者等まで市民一人ひとりが、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフを実現し、明るく健康で心豊かなくらしが育まれている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7 年度)
週1回以上、スポーツや運動を実践する市民の割合	51.9% (H30 年度)	60.0%
スポーツ教室の参加人数	3,028 人 (H26~H30 の平均)	3,330 人

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
(仮称) スポーツ推進計画	令和2 (2020) 年度～令和7 (2025) 年度
生涯学習施設改修整備計画	平成25 (2013) 年度～

## 施 策 の 展 開

### 第1号 「する・みる・支える」スポーツの推進

### 生涯スポーツ課

#### ＜現状と課題＞

スポーツは競技向上や順位を競い合うことだけでなく、心身の健康維持や仲間との交流など、生活の質の向上を高める手段として捉える人が増えており、誰でも気軽にスポーツに関わることができる機会や環境が求められるようになりました。

このような背景から、市民が気軽に参加できるイベントとしてスポーツ奨励大会やスポーツ教室の実施、学校体育施設開放や総合型地域スポーツクラブの設立等、スポーツ活動の充実を図っています。

また、千葉ロッテマリーンズのイースタンリーグやオービックシーガルズの公式戦開催など、トップチームとの協定締結により、スポーツによる地域振興等の連携が図られ、また、世界女子ソフトボール選手権大会を市内で開催することで、世界レベルの技術を体感するとともに、多くのボランティアを動員してきました。

一方、スポーツをする人とならない人の二極化の問題、特に若い世代や働き盛り世代等のスポーツ実施率の低下などが課題として挙げられます。

#### ＜取組内容＞

スポーツ推進計画に掲げている「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」を目指すため、多様化、複雑化する市民のスポーツニーズに対応した、子どもから高齢者、障がい者等まで、様々な分野・世代におけるスポーツ活動の充実を図ります。

市民参加のイベントやスポーツ大会・教室を開催することにより、スポーツ活動の充実を図り、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組みます。

また、市民が身近に地元トップチームの試合を観戦できるようにするとともに、スポーツ教室や交流イベント等の開催を支援します。

将来にわたってスポーツを継続的に実施していくためには、市内スポーツ推進団体や、スポーツ大会等の開催を支えるボランティアが必要であることから、これらの育成や支援に取り組みます。

主な事業	市民スポーツ指導員活動事業 学校体育施設開放事業	スポーツ奨励大会開催事業
------	-----------------------------	--------------

## 第2号 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

生涯スポーツ課

### 《現状と課題》

市民一人ひとりが安心してスポーツ活動に取り組めるよう、施設の整備と充実に努めています。

スポーツ施設においては、利便性の向上や安全に施設を使用するため、秋津野球場スコアボードの電光掲示板化や東部体育館の大規模改修工事等の老朽化対策の工事を実施しました。

しかしながら、新たなスポーツ施設の整備は難しく、また、既存スポーツ施設の老朽化が進む中、引き続き、安全な施設の修繕・改修等を優先する必要があります。

### 《取組内容》

老朽化が進むスポーツ施設について、市民が快適に使用できるよう、「公共施設再生計画」に基づき、改修等に取り組めます。

また、今後も継続して、快適に安全に施設を使用していくため、施設の老朽化対策について、計画的かつ緊急度に応じた修繕等を進めていくとともに、市内小学校の学校体育施設開放を継続することで、市民の健康・体力を育むための場の確保に努めます。

主な事業	学校体育施設開放事業	体育施設管理運営費	体育施設整備事業
------	------------	-----------	----------

## 第4節 「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」

### 第1項 誰もがその人らしく活躍できる社会の実現

一人ひとりが互いの個性を尊重し、生き生きとした豊かな人生を送ることができる「男女共同参画社会の実現」のための意識啓発に努めます。また、市民及び事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認識を深めるための取り組みを推進するとともに、夫婦間・パートナー間の暴力（DV）の防止と対応や、LGBT※<sup>94</sup>等の性の多様性に関する理解促進等に取り組み、人権侵害のない環境づくりを進めます。



### 6年後の目指す姿

一人ひとりが多様な働き方や生き方を認め合いながら、誰もがその人らしく活躍できる社会づくりが前進している。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値（R7年度）
「女性の生き方相談」事業を知っている女性。（男女共同参画週間事業の来場者アンケート結果）	70%（知っている人の割合） （R1年度）	上昇
男女の地位が平等になっているか（社会全体）（男女共同参画週間事業の来場者アンケート結果）	12.5% （平等になっていると思っている人の割合）（R1年度）	上昇
市の審議会等委員における男女比率	市の審議会等委員における女性の比率 29.8%（R1年度）	どちらかの性が40%以上 60%以下
「LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）」という言葉を知っている人（男女共同参画週間事業の来場者アンケート結果）	96.4% （知っている人の割合） （R1年度）	上昇

### 関連する個別計画

計画名	計画期間
第3次男女共同参画基本計画	令和2（2020）年度～令和7（2025）年度

<sup>94</sup> 「L」はLesbian（女性同性愛者）、「G」はGay（男性同性愛者）、「B」はBisexual（両性愛者）、「T」はTransgender（生まれた時の性と自分が認識している性が一致しない人、トランスジェンダー）の頭文字をとってできた言葉。

## 施 策 の 展 開

### 第1号 男女共同参画の意識づくり

### 男女共同参画センター

#### ＜現状と課題＞

すべての個人が責任を分かち合い、その能力と個性を十分発揮できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例を制定しました。また、その条例のもと、男女共同参画基本計画を策定し、社会情勢並びに市民及び事業所意識調査の結果を踏まえた改訂を重ねながら、積極的な事業の推進を図ってきました。

しかし、男女共同参画をめぐる課題は多様化、複雑化しており、解決すべき課題が多く残されています。

また、近年は、LGBTを含む性の多様性をめぐる状況は大きく変化し、関心が高まりつつありますが、正しい理解が進んでいるとは言い難い状況です。

男女共同参画の視点に基づき、人権を尊重するという意識が定着するよう、より一層の男女共同参画の意識づくりが求められています。

#### ＜取組内容＞

男女共同参画の意識づくりのため、市ホームページの活用をはじめ、講演会・講座の開催、情報紙の発行等による啓発活動に取り組み、毎年、国・地方公共団体において実施している、男女共同参画週間にちなんだ事業等を活用し、市民に対し男女共同参画に対する理解を求めていきます。

また、性の多様性に関する理解促進を図るため、職員及び教職員、市民等への意識啓発に取り組みます。併せて、男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画に基づき、施策の着実な実行に取り組みます。

基本計画の進捗状況については、引き続き、男女共同参画審議会において事業評価を行い、その結果を毎年市民に公表します。

主な事業	男女共同参画推進事業	男女共同参画啓発事業
------	------------	------------

## 第2号 配偶者・パートナー間の暴力（DV）の防止と対応

男女共同参画センター

### 《現状と課題》

配偶者・パートナー間の暴力（DV）に関する正しい理解のための啓発、女性の生き方相談等の相談窓口の周知及び関係機関と連携したDV被害者の保護と自立に向けた支援に取り組んできました。

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的等あらゆる暴力が含まれます。また、その行為は子どもにも深刻な影響を与えます。

DVはどのような間柄であっても決して許されないという認識のもと、被害者の状況に応じた適切な支援体制づくりや、市民一人ひとりが正しい理解を深めるための周知・啓発が求められます。

### 《取組内容》

男女共同参画基本計画に基づき、被害女性に最も身近な相談窓口として「女性の生き方相談」を周知するなど、被害女性が安心して相談できる体制づくりに努めるとともに、被害男性のための相談体制について検討を行います。さらに、関係機関と連携を図り被害者の保護・自立に向けた支援に取り組めます。また、DV防止のための啓発に取り組めます。

主な事業	女性の生き方相談事業
------	------------

### 第3号 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 男女共同参画センター

#### 《現状と課題》

あらゆる人が自分の生き方、働き方を主体的に考え、ともに仕事と家庭生活や地域生活を両立し、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた施策の推進を図ってきました。

しかし、長時間労働が男性の家庭参画を阻み、女性の家事・育児・介護等における負担はいまだ大きい状況にあります。

仕事と子育て・介護の両立に関する制度が充実し、安心して働くことができる社会のために、職場・家庭・地域社会等、あらゆる領域で多様な働き方や生き方を認め合いながら、一人でも多くの人々が活躍できる環境づくりが重要です。

#### 《取組内容》

市民や事業所への啓発に努めるとともに、産学官民の多様な協働の担い手とともに、施策の推進を図ります。施策の推進には市民や関係者が活動の成果目標を共有し、それを達成するまでの道筋を見える化した「ロジック・モデル」を活用し、効果的なアイデアを出し合う対話を通じて、取り組みの質を継続的に高めていきます。

主な事業	男女共同参画推進事業	男女共同参画啓発事業
------	------------	------------



## 第2項 交流の推進

昭和61(1986)年に米国アラバマ州タスカルーサ市と姉妹都市提携を行い、両市の繁栄と変わらぬ友情を誓い、文化・教育・スポーツ等の様々な相互交流を通じて相互理解を深め、両市の友好と親善を図ってきました。その中で、姉妹都市提携の目的でもある国際平和へ貢献し、市民の国際感覚を養い、本市の国際化を推進してきました。



国内においては、外国人居住者がここ10年間で約40万人増加しており、外国人比率が高い自治体を中心に、在住外国人への支援施策が図られてきました。

本市の外国人居住者数も、10年前と比較して約1,400人増加しています。在住外国人の数は増加傾向にあり、国際化社会及び多文化共生社会への対応が求められています。

本市では、習志野市国際交流協会と連携し、姉妹都市タスカルーサ市との交流を中心に、市民が参加できる事業の展開を通じて、市民同士の交流を促進します。また、多文化共生社会※<sup>95</sup>の実現に向けた事業の展開に努めます。

## 6年後の目指す姿

習志野市国際交流協会と連携し、国際感覚豊かな人材が育成され、日本人と外国人が共に地域の構成員として安心して暮らせるまちとなっている。

## 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7年度)
在住外国人が習志野市は「暮らしやすい」と思う割合	42.5% (H30年度)	44.6%

<sup>95</sup> 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会。

## 施策の展開

### 第1号 姉妹都市交流の推進

協働政策課

#### 〈現状と課題〉

姉妹都市であるタスカルーサ市と本市は、文化、教育、スポーツの分野において市民相互の理解と友情を深め、次代を担う青少年がそれぞれの文化、歴史、生活等に触れ、自国のアイデンティティを再確認するとともに、将来の国際人としての資質を高めることを目的に、主に青少年を中心に交流を行ってきました。平成28(2016)年度には、姉妹都市提携30周年を迎え、両市の絆を確認し、より一層の交流の推進を誓ったところです。

周年事業交流、青少年交流を中心とした中においては、行政間の交流だけでなく、市民レベルでの国際交流、国際理解の推進として、市民が主体となる交流事業を実施しています。

今後は、貴重な交流の場をより広く周知啓発する中で、様々な世代や立場の人に参加を促し、交流による効果を出していく必要があります。

#### 〈取組内容〉

両市をつなぐ架け橋となる、市民レベルでの様々な交流を実施するとともに、姉妹都市交流の体験を共有できる記録や情報の積極的な公開を図ります。市民への情報発信を強化し、姉妹都市交流の周知を図り、より多くの市民が様々な分野で交流できるように取り組みます。

主な事業	国際交流推進事業
------	----------

## 第2号 多文化共生への対応

## 協働政策課

### 《現状と課題》

在住外国人の住みやすさの向上を目指して、国際交流協会との協働による多文化共生社会の実現に向けた事業展開に努め、行政資料の多言語化の対応、各種交流行事や日本語学習教室の開催に取り組んできました。

このような中、在住外国人人口は、増加傾向にあり、外国人が抱える問題も多様化しており、これまで以上に、在住外国人への生活サービス環境の改善や地域社会への参画促進など、多文化共生社会の実現に向けたさらなる環境整備が必要となっています。

### 《取組内容》

国際交流協会や県の国際コンベンションビューロー等と連携し、平時より情報の多言語化に関する情報収集に取り組めます。

さらに、多言語に対応した行政情報の提供を行うとともに、窓口における通訳ボランティアによる対応等、国際交流協会と連携した体制の整備を行います。

また、日頃から災害への備えができるよう、災害情報の交換や防災訓練の実施情報について、多言語での情報提供の充実を図ります。

なお、さらなる事業の拡充や支援体制の充実を図るべく、今後も増加傾向にある在住外国人に対し、生活や意識に関する調査を実施し、ニーズの把握に努めます。

主な事業	国際交流推進事業
------	----------

### 第3項 平和啓発の促進

核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、様々な平和事業を展開し、市民の平和意識の高揚、特に若い世代への平和啓発を推進してきました。

戦後70年以上が経過し、人々の戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さへの意識が薄れかけ、さらに、悲惨な過去の過ちを知る方々が年々減少するという現状の中で、原爆被爆者の会及び学校等との連携を図りながら、次世代への平和継承者の育成に取り組み、平和啓発の促進に努めます。



### 6年後の目指す姿

平和事業を通じ、戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さについて、多くの若い世代へ継承されている。

### 施策の成果を表す指標

指標名	基準値	目標値 (R7年度)
平和の大切さがより理解できた人の比率 (被爆体験講話受講者に対するアンケート結果)	99.6% (H30年度)	99%

## 施 策 の 展 開

### 第1号 平和啓発の促進

協働政策課

#### 〈現状と課題〉

核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、世界の恒久平和を願い、市民の平和意識の啓発・高揚、さらには次世代への平和継承者の育成を図ってきました。

8月6、9日の平和祈念式典の開催や小中学校での被爆体験講話、公民館等における核兵器廃絶平和都市宣言記念展の開催のほか、被爆地へ中学生・高校生を中心とした平和市民代表団の派遣等、様々な事業を行ってきました。

しかしながら、時間の経過とともに、全国的に被爆体験を語る方が減少しています。

本市においては、習志野市原爆被爆者の会の方から被爆体験を語っていただいていたのですが、現在、直接被爆した被爆体験を語る方がいないため、どのように若い世代へ平和意識の啓発・高揚を図っていくかが課題となっています。

#### 〈取組内容〉

若い世代に対する平和継承を目指した事業を展開します。被爆体験を語る方の減少への対応として、平成30(2018)年度に養成した被爆体験朗読者を活用して、被爆体験講話を実施していきます。また、習志野市原爆被爆者の会や千葉県原爆被爆者友愛会と連携し、直接被爆した方、原爆投下後に広島・長崎に入り被爆した方や胎内被爆をした方、被爆二世の方による被爆体験講話の実施等、様々な講話方法の可能性を探ります。

また、教育委員会や学校と連携を図り、被爆体験講話の利用を促進するほか、本市が作成した被爆体験講話DVD及び広島市・長崎市のホームページ等で視聴できる被爆体験講話等、活用できる平和学習資料の情報を収集し、提供します。

主な事業	平和活動推進事業
------	----------

## Ⅲ－４ 自立的都市経営の推進

### 【第二次経営改革大綱策定とその目的～後期基本計画実行の下支え～】

市民が安心して健康で文化的な生活を送るためには、持続可能な財政運営の下で、魅力的かつ最適な行政サービスを提供し続けることが前提となります。

そのため、本市では、「自立的都市経営の推進」を目的として、第一次経営改革大綱に基づく経営改革を推進してきました。この考えを引き継ぎつつ、後期基本計画実行の下支えを担う第二次経営改革大綱においては、バックキャストिंग（将来のあるべき姿から逆算する形でその実現のために現在取り組むべき事柄を検討する手法）の観点から、財政シミュレーションにより、今後の資金不足見込み総額を算出した上で、将来の危機とそれを克服する姿を想定し、現時点における課題を整理し、取り組みを掲げます。

### 【背景と課題：人口減少、少子高齢化、公共施設やインフラの老朽化・規模ニーズのギャップ等】

人口が減少する社会を迎え、急速な少子高齢化が進み、人口構造が変化していく中では、これまでの人口増加を前提としてきた制度や考え方は、立ち行かなくなるものと考えられます。

今後は、平均給与が高い40歳、50歳代を含む生産年齢人口の減少が想定されます。第二次経営改革大綱の計画期間が終期を迎える令和7（2025）年は、団塊の世代が75歳に到達し、さらに、令和24（2042）年には、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となります。

また、建物、インフラ・プラント※<sup>96</sup>などの固定資産は、市民等の受益者には、行政サービスとしての便益を与える一方で、その保有には、維持管理費を要し、保有量によっては、その負担が重くのしかかってきます。さらに、確実に進む老朽化への対応に伴う更新投資も大きな負担となる中で、絶対的な費用不足が見込まれ、加えて、人口減少に伴う利用者の減少が想定される中で、何を残し、何を活かすのかという課題も生じてきます。

このような事象が想定される中で、行政サービスを提供していくためには、税収の減少や社会保障費の増大を見据え、持続可能な行財政運営を確立することが重要です。

加えて、国の「自治体戦略2040構想研究会」の報告にも記されたように、団塊ジュニア世代が高齢者となり、人口減少社会が加速する令和22（2040）年頃を見据えると、労働力人口の減少により、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けることが必要不可欠となるため、ICTやAIの活用等により、既存の業務処理のあり方そのものを刷新することも急務となっています。

さらに、公共サービスの提供主体となりうる新たな発想と意欲・能力を備えた多様な主体（住民団体、NPO、企業等）が登場しており、こうした主体による「新しい公共空間」をいかに豊かなものにしていくかも重要です。

<sup>96</sup> ここでは、公共施設のうち、ごみ焼却場・汚水処理施設等、工場施設のこと。

## 【経営改革の基本理念 ～本市が目指す経営改革の基本的な考え方～】

- 1 経営資源の有効活用による最適な行政サービスの提供
- 2 持続可能な財政構造の構築
- 3 協働型社会の構築による自治体経営の推進

## 【計画期間】令和2（2020）～令和7（2025）年度（6年間）

：後期基本計画期間と同一期間とし、大綱及び実行計画を策定します。

## 【本市が目指す経営改革の基本的な考え方】

少子超高齢社会の進展とともに、各種負担を益々増大させ、かつ、現在の意思決定に参加できない方も含まれる将来世代へその負担を先送りし、当該世代の1人当たりの負荷をさらに重くすることは、許されません。こうしたことから、持続可能な財政構造の構築は不可欠となります。

一方で、厳しい見通しの中にありながらも、物的・人的投資の更新は、人口増加を前提とした旧来の思考から脱却し、新たな行財政運営の在り方を構築する好機と考えます。

特に、既存事業・制度の見直しや、進歩するICT等の導入などにより、業務の効率化を図ることは、コスト縮減のみならず、職員一人ひとりが仕事と生活のバランスをとり、いきいきと働く環境を形成すると考えます。さらに、このような環境下においては、新たな取り組みにチャレンジするための必要な知識の習得に努め、最少の職員数で最大の効果を上げる生産性の向上とともに、限りある経営資源を有効に活用し、その効果は行政サービスとして、市民に還元していくことを目指します。

その上で、公共施設等の再生という長期にわたる本市の大きな課題の解決に、中長期的な将来を見据えた構想と実行力を持って、引き続き、取り組みます。

併せて、習志野市に愛着を持ち、世代を超えて意欲的に活動する様々な主体が、新たな発想と行動力をもって公共を担い合う、魅力のあるくらしづくりを進めていきます。

## 1. 経営資源の有効活用による最適な行政サービスの提供

### ★ICT等の活用

専門定型業務をはじめ、様々な業務分野において、事務手続きの流れを可視化し、類似団体との比較を行いつつ、現在の業務プロセスのあり方が最適なのかを徹底検証した上で、RPA※<sup>97</sup>（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入等、ICTやAIを活用することなどにより、標準的かつ効率的な業務プロセスを構築していきます。

また、この取り組みを通じて、現行の民間委託も含めた業務の役割分担の在り方を見直し、“既存業務の担い手の最適化”を推進します。

### ★制度やルールの見直し

社会経済情勢の変化に対応した事業執行の見直しや、内部管理業務を中心とした不効率な制度やルールの見直しは、効果的・効率的な業務の推進、真に必要な行政サービスの構築・実施にとって必要不可欠であり、これらの改善・改革に係る取り組みを実行します。

また、サービス圏域や今後の労働力人口減少に応じた職員体制を見据え、既存サービスの効率化、包括化、広域化を含めた解決策を検討します。

### ★意識改革

経営改革を進めるためには、職員間における危機感の共有が重要です。さらに、市民と認識・情報を共有するためには、職員自身が共通の感覚・知識を持って危機感を共有しなければ、現状は変わらず、改革は進みません。

こうした中で、特に、同一、若しくは類似する事務事業については、他市の業務の流れ・体制・工夫、どのくらいの時間・経費を費やしているか等を情報収集し、本市の状況と比較すること、すなわち、“ベンチマーク”の視点により見直しを図ります。

さらに、公共サービスの需要増大と多様化に対処する上では、費用対効果を踏まえた上で、既存業務のスクラップ化を図り、“最優先でビルドしたい”と考える事務事業を見出して、実行可能としていくことを目指します。

<sup>97</sup> AI（人工知能）の知能向上により、データ入力などのパソコンの定型作業を自動化するもの。今後の人口減少と少子高齢化による労働力の減少を見据え、その導入は、今後の業務改善における大きな柱となると見込まれている。



## 2. 持続可能な財政構造の構築

### ★習志野市が保有する建築物に関する老朽化対策のロードマップ

#### ～第2次公共施設再生計画～等の推進

公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画に基づき、引き続き、公共施設等の再生の取り組みを推進します。その際には、個別施設等の老朽化・危険度の状況を総合的に鑑みの中で、債務や単年度の財政負担が過大とならないよう、財政シミュレーションに基づき、平準化を図るなど、実行可能な計画を策定します。

### ★庁内・市民との情報共有

施設の維持・更新することに伴う上記の負担について、改めて認識し、危機感を共有するため、職員はもちろんのこと、市民へ向けた情報発信・提供を積極的に行います。

## 3. 協働型社会の構築による自治体経営の推進

### ★公共私 の 補完

地方自治体でなければ担うことのできない「行政サービスの範囲」を明確化することはもちろんのこと、公共サービスの担い手は、自治体だけではなく、住民、民間企業、地域コミュニティ、ボランティア、NPO等、地域社会を構成する多様な市民であることを相互に認識し、補完し合うことが必要です。認識の共有化を図りつつ、最適な担い手について検討を進めます。

### ★価値の共創

住民と一緒に公共サービスを提供すること、一緒にどのような公共サービスを提供するかから考えること、住民はパートナーであるという考えを拡充していき、新しい公共サービスの在り方、新しいサービス主体の検討、試行に取り組みます。

### 【経営改革の目標と基本的方向、重点取組期間の設定】

以上を踏まえ、第二次経営改革大綱の目的を達成するための目標及び、それを実現するための基本的方向を次のとおり掲げ、引き続き、経営改革に取り組みます。

また、基本構想の将来都市像の実現を下支えする「自立的都市経営の推進」においては、引き続き、経営改革の目標のうち、「公共施設の再生」「財政健全化」「協働型社会の構築」を「3つの重点プロジェクト」として位置づけます。

なお、後期第1次実施計画の計画期間は、重点取組期間とし、一層の財政健全化を目指した予算編成を図り、着実な歳出改革を進め、持続可能な行財政運営の基盤固めを行うこととします。



◆経営改革の目標と基本的方向

【 目 標 】

【 基本的方向 】

1. 効果的・効率的な  
行財政運営の推進

- ・持続的な行財政運営に係るマネジメントシステムの構築
- ・中長期の財政予測に基づく、計画的・効率的な財政運営の推進
- ・業務改善による事務執行の効率化

2. 機能的で生産性の高い  
スマート自治体への転換

- ・機能的な組織機構の構築と運営
- ・事務処理手法の改善・内部管理業務の効率化
- ・定員管理の推進
- ・AI・ロボティクスの利活用

3. 職員能力の向上と  
多様で柔軟な  
働き方の実現

- ・人事評価制度による人材育成の推進
- ・研修制度の充実
- ・適材適所に配慮した人事配置
- ・キャリアデザインの支援推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 公共施設の再生

- ・個別施設計画の策定と推進
- ・公共施設再生計画に基づく施設整備の推進
- ・インフラ・プラント系施設の老朽化対策の推進
- ・公有資産の有効活用による財源の確保

5. 財政健全化

- ・内部管理的経費の抑制
- ・最適な行政サービス水準を見据えた事務事業の見直し
- ・新たな分野及び手法を踏まえた民間活力・ICTツールの導入
- ・税負担の公平性確保
- ・資産の有効活用等歳入確保策の強化

6. 協働型社会の構築

- ・多様な主体が公共サービスを担うための公民連携手法の推進
- ・地域コミュニティと社会的ネットワークの再構築
- ・開かれた行政運営の推進

## 重点プロジェクト1 公共施設の再生

資産管理課

### 基本方針

本市が保有する公共建築物及びインフラ・プラント系施設（以下、「公共施設等」という。）の再生は、持続可能な行財政運営の下で、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供することにより、誰もが住みたくなくなるような魅力あるまちづくりを推進することが目的です。この目的の達成に向けて、次の事項を基本理念として取り組みます。

- 文教住宅都市憲章の理念に則り、市民の生命、身体及び財産の安全を第一義としつつ、教育及び文化の向上を図り、健康で文化的な生活を実現するよう実施すること
- 限られた資源の有効的な活用及び効率的かつ効果的な事業手法を導入し、次世代に過度な負担を課さず、世代間の公平性が確保されるよう取り組むこと
- 公共施設等の再生の実施に当たっては、人口減少社会の到来、経済の成熟化等、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、市、市民、関係団体及び事業者が連携及び協働して取り組むこと

本市が取り組む公共施設等の再生は、単に公共施設等の老朽化への対症療法的な取り組みではありません。私たち今に生きる習志野市民は、先人が築いてきた資産を利用することで、公共サービスの提供を受け、豊かな市民生活を享受し、今後は、私たち今に生きる市民が、将来の本市の目指すべき都市（まち）の姿を念頭に置きつつ、時代の変化に対応した、より良い資産を将来の世代に引き継いでいくための取り組みを着実に実行していくことが重要です。

この取り組みは、行政のみで計画し、実行できるものではありません。市民、議会、行政が専門的な知識を保有する大学や、様々な情報と資金を活用する事業者等とそれぞれの得意分野において協力・連携することで、新しい形の公共事業として実施し、ひいては、習志野市全体に活力を生み出すことを目指します。

### **基本方針1 保有総量の圧縮**

公共施設等のあり方及び必要性について、市民ニーズや将来のまちづくりを踏まえた政策適合性や費用対効果などを総合的に評価しつつ、社会環境の変化を想定しながら、適正な施設の保有量の実現を目指します。

公共建築物については、将来の人口減少、厳しさを増す財政状況を踏まえ、公共施設再生計画に基づく事業を推進します。

インフラ・プラント系施設については、市民生活と密接に関わっていることから、各施設の特徴を考慮し、現在の取り組みを進めつつ、今後、中長期的な経営的視点に基づく総量の適正化を目指します。

### **基本方針2 長寿命化の推進**

現在保有している公共施設等は、適切な点検・診断を実施するとともに、計画的な維持保全を実施し、長寿命化を推進します。また、今後、個別施設計画に基づき再生整備を実施する施設についても、ファシリティマネジメント※<sup>98</sup>の導入により、長期にわたる安全・安心なサービス提供に努め、財政負担の軽減と負担の平準化を目指します。

### **基本方針3 財源の確保**

現在保有している公有資産について、その目的や必要性について、取得した当時の利活用目的の変化や社会経済情勢の変化などから精査を行い、保有し続ける必要性の低下した資産については、売却や貸付を行うなど、今後の公共施設等の老朽化対策の財源として有効活用を行います。また、このことにより民間活用が進み、市税収入増加や地域及び経済の活性化につながります。

また、公共施設等を維持保全・管理運営するため、さらには、将来の大規模改修、建替え等には多額の財政負担が必要です。この経費の大部分は税金で賄われており、公共施設等を利用する市民と、利用しない市民の税負担の公平性の観点からは、これらの事業に必要な経費を施設利用者に負担していただくことが必要です。この観点から、受益者負担の適正化を進める必要があります。

<sup>98</sup> 施設・設備をはじめとする財産を経営資源と捉え、経営的視点に基づき、総合的・長期的視点からコストと効果の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に管理・活用していくこと。

## 施策の方向

公共施設等の再生にあたっては、公共施設等総合管理計画に基づき、対象となる公共施設等について、その現状や課題などを踏まえ、適正な管理を推進することにより、将来のまちづくりを持続可能なものとするために、適切な資産改革、資産管理のもとで取り組んでいきます。

### (1) 公共建築物に関する施策の方向

#### ①保有総量の圧縮

現在保有するすべての公共施設等を建替える場合、その事業費は、過去の事業実績と比較すると大幅に増大することになります。したがって、将来の人口動態や市民ニーズの変化等を考え、現有するすべての施設を建替えることが適正な判断であるのか十分に検討し、複合化、多機能化等を図りつつ、施設の集約、再編再配置の実施により、床面積の削減、事業費の圧縮を実現します。また、原則として新たな施設の建設は行わないこととします。

集約、再編・再配置の実施により、新たに発生した未利用地については、原則として売却・貸付等により有効活用し、財源確保を図ります。

#### ②「機能」と「施設」の分離

「施設ありき」の考え方ではなく、施設の「機能」を重視し、「機能」は可能な限り維持しつつ、施設数は削減します。そのため、単一用途の施設整備だけではなく、その効果を検証しつつ、多機能化・複合化を推進します。また、公民連携の推進により民間施設、サービスの利活用を進めます。

#### ③施設の質の向上

計画的な維持保全により施設の質を維持しつつ、建物の長寿命化を図ります。そのために施設や設備が壊れてから修繕する「事後保全」の考え方から「予防保全」の考え方に転換し、施設や設備を大切に長く使用していきます。

### (2) インフラ・プラント系施設に関する施策の方向

インフラ・プラント系施設は、市民生活に密着し、廃止や統廃合を行うためには、都市構造自体を見直さなくてはならないことから、当面は、長寿命化対策を基本とします。

また、公共施設等を取り巻く各課題に対応し、安全で快適な市民生活を支えていくために、中・長期的視点に立ち、適切な維持管理を行うとともに、施設の有効活用を行いながら、市民サービスの維持向上を図ります。そのために、各施設の状況に応じたメンテナンスサイクルを構築するとともに、適切なファシリティマネジメントを推進します。

具体的には、以下の項目に取り組みます。

- ①施設情報システムの導入などにより、各施設の状況を的確に把握します。
- ②定期的な点検に基づく維持管理・補修を行うことで、施設の長寿命化を目指します。
- ③予防保全の考え方に立ち、計画的な改修に取り組み、維持管理費の縮減・平準化を進め、ライフサイクルコストを低減します。
- ④個別施設計画を策定する際には、将来の人口動向や都市構造を見据え、必要な機能・規模を精査し、適切な施設再配置計画を策定することで、持続可能な都市経営を目指します。
- ⑤施設の維持管理や運営等に当たっては、民間事業者の技術、能力を積極的に活用した官民連携を進めます。

## 本プロジェクトの指針となる個別計画

- ◆ 計画名
  - A 『公共施設等総合管理計画』
  - B 『習志野市が保有する建築物に関する老朽化対策のロードマップ  
～第2次公共施設再生計画～』
- ◆ 計画期間
  - A 平成28（2016）年度から令和7（2025）年度
  - B 令和2（2020）年度から令和19（2027）年度
- ◆ 計画目標：公共施設等の更新・改修に必要な費用と確保可能な投資的経費のギャップを解消し、計画的な公共施設等の再生を実施することで、施設利用者の安全・安心の確保と提供するサービスの質を向上すること。

## 具体的な取り組み

### 前期基本計画における取り組みとその課題

公共施設再生計画の第1期においては、市庁舎、小学校、中学校、学校給食センター、生涯学習施設、スポーツ施設、総合福祉センター、消防施設、市営住宅の32施設について建替え、改修などを取り組むこととしていました。このうち、市庁舎の建替え、谷津小学校の建替え、袖ヶ浦西小学校の改修、学校給食センターの建替え、東部体育館の改修、谷津出張所の建替え、泉団地の建替えについておおむね実施しました。また、大久保公民館、市民会館、屋敷公民館、大久保図書館、藤崎図書館、生涯学習地区センターゆうゆう館、あづまこども会館、勤労会館の機能を生涯学習複合施設に集約する事業にも取り組んでいます。

主な課題としては、実際の事業費が公共施設再生計画における想定事業費を超過していることへの対応、財源が確保できないことにより事業を延伸した場合、老朽化による危険度が増してしまうことへの対応があります。

## 後期基本計画の具体的な取り組み

### ■公共施設等再生に向けた推進体制の整備

《主な取り組み》

- ・習志野市公共施設等再生基本条例の目的に基づくまちづくりの推進
- ・習志野市公共施設等再生整備基金への積み立てによる財源の確保
- ・施設情報の統一及び一元化と継続的な整理
- ・施設情報と公会計におけるコスト情報の共有
- ・公共施設等再生推進審議会の運営

### ■モデル事業の取り組み

《主な取り組み》

- ・大久保地区公共施設再生事業の推進
- ・災害時対策拠点である新消防庁舎の建設

### ■各施設所管課との調整及び連携

《主な取り組み》

- ・複合化・多機能化の推進
- ・先進事例の収集
- ・課題の解決に向けた新たな手法の研究
- ・「学校施設再生計画」との連携
- ・「袖ヶ浦スポーツゾーン構想」との連携
- ・「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」との連携
- ・「生涯学習施設改修整備計画」との連携

### ■市民への説明と外部への働きかけ

《主な取り組み》

- ・まちづくりの視点での分析
- ・取り組み内容の情報発信
- ・民間活力の積極的な導入と市民参画の機会の拡大



**重点プロジェクト２ 財政健全化 財政課**

**基本方針**

本市では、平成８（１９９６）年に行政改革実施本部を設置して以来、これまで継続して事務事業や補助金、使用料・手数料の見直し、民間活力の導入などを継続的に実行してきました。

特に、内部管理経費の抑制、中でも人件費の削減に重点的に取り組み、定員の適正化や各種手当等の見直しにより、人件費の縮減を図ってきました。

一方で、今後の人口の動向を踏まえると、少子超高齢社会、人口減少社会の到来により市税収入の増加が見込めないことや、歳出面においては、いわゆる“２０２５年問題”も重なり、社会保障費はますます増加するものと推測されます。

さらに、高度経済成長期に集中して建設した公共施設等の老朽化に係る更新問題も顕在化し、その対応は待ったなしの状況といえます。公共施設等の再生に取り組むことは、必然的にその財源の確保として、新たな債務とその償還負担を生じさせることとなり、これら義務的経費の支出が増加することで、財政運営の自由度が低下することが懸念され、財源確保と適切な債務管理を行っていくことが、重要となります。

このことから、今後もさらに厳しい財政運営が続いていくと予測する中で、市民サービスを維持していくためには、事務事業の見直しの徹底、さらなる歳入確保策の強化などのこれまで取り組んできた行財政改革をさらにステップアップさせ、本市の財政規模に応じた行財政運営に務め、市民に納得いただけるよう、情報の公開による共通認識のもと、説明を尽くし、ともに検討・議論しながら健全化を進めます。

また、さらなる内部管理経費の削減が求められることから、業務を円滑に遂行するために必要な人員を確保、維持しながらも、引き続き、業務内容に応じた職種別の構成、人材育成を踏まえた世代間のバランス、業務の繁閑に対応できる柔軟さが必要となります。これらに対応するためには、健康寿命の延伸や ICT 等技術革新などの新たな潮流を汲み、定年延長や AI、RPA ツールの可能性を有効に活かしていくことで、今後、加速化する人口減少社会にも屈しない新しい時代の職員体制の構築を目指します。

**施策の方向**

これからの自治体経営においては、右肩上がりであった時代に構築された既存システムから脱却し、加速化する人口減少社会に対応した行財政運営をしていかなければなりません。

そのためには、個々の職員が今後予測される厳しい財政状況を正しく認識し、時代のニーズに適合しない事業、不要不急である事業の廃止、公共サービスの民営化への移行等、絶えず既存事業の見直しに取り組むほか、多様化する勤務形態に応じた職員の働き方改革や日々進化し続ける ICT の利活用など、社会情勢を踏まえた経営改革を推進していく不断の努力が必要です。

このような厳しい現実を直視する中で、身の丈に合った財政規模を見据え、予算総枠の圧縮と重点的な予算配分のもと、市民にとって、或いは将来の市民にとって、最適なサービスが提供できるよう、事務処理手順の可視化、事務事業の見直しに適時取り組みます。

## 本プロジェクトの指針となる個別計画

- ◆ 計画名：『第二次経営改革大綱』
- ◆ 計画期間：令和2（2020）年度から令和7（2025）年度
- ◆ 計画目標：基本構想、後期基本計画の目標達成を下支えし、市民にとって魅力的で最適な行政サービスを持続的・安定的に提供することのできる自治体経営を推進していくこと。

## 具体的な取り組み

### 前期基本計画における取り組みとその課題

第一次経営改革大綱においては、人件費の見直し、事務事業の見直し、民間活力の導入、税負担の公平性確保、資産の有効活用など121項目を、令和元（2019）年度までに実施する取り組み項目として位置付けています。平成30（2018）年度までに、実施すべき89項目の内、85項目は実施に着手しており、その内53項目について取組事項を達成しました。

主な課題としては、長時間労働の是正等への喫緊の対応としても扱われる「定員適正化計画の推進」、「時間外勤務時間数の縮減」などにおける計画値と実績値の乖離の解消があります。

### 後期基本計画の具体的な取り組み

第一次経営改革大綱にて達成できなかった項目は、第二次経営改革大綱においても、引き続き計画化し、特に厳密かつ適正な進行管理に努めてまいります。

#### ■内部管理的経費の抑制

主な取り組み

- ・人件費の見直し
- ・定員管理の推進
- ・経費の削減

#### ■最適な行政サービス水準を見据えた事務事業の見直し

主な取り組み

- ・単独事業の見直し
- ・補助金の見直し

#### ■新たな分野及び手法を踏まえた民間活力・ICTツールの活用

主な取り組み

- ・施設の民間化・民間委託等の導入
- ・業務の外部化・民間委託等の導入

- ・業務の可視化・RPA ツールの導入

### ■税負担の公平性の確保

主な取り組み

- ・収納率向上対策
- ・受益者負担の見直し

### ■資産の有効活用等歳入確保策の強化

主な取り組み

- ・資産の有効活用

## 重点プロジェクト3 協働型社会の構築

協働政策課

### 基本方針

複雑・多様化する地域の社会的課題に的確に対応し、公共サービスをより効率的・効果的に提供していくためには、市だけではなく、NPO、ボランティア活動団体、企業、学校、町会・自治会など多様な主体が公共サービスの担い手となり、地域の課題解決に向けて行政と協力・協調する「協働」による、質の高いきめ細やかなサービスを提供していくことが必要です。

市は、公共サービスの担い手である市民等を積極的に支援するとともに、様々な主体が連携・協力してまちづくりに取り組める基盤の整備に努めます。

そして、市民一人ひとりが地域社会の一員として地域の課題に関心を持ち、多様な主体による市民活動が活性化され、市民と市がそれぞれの責任と役割を分担する協働型社会の構築を目指します。



### 施策の方向

少子高齢化、子育て、環境、教育、防犯・防災など、地域の社会的課題は複雑化・多様化しており、行政のみで十分な対応をすることが困難なケースが生じている中で、それらの問題を解決につなげていくため、市民活動の促進や担い手の育成などが重要となります。

こうした市民活動の促進を通じて地域が抱える社会的課題を解決するためには、担い手となる市民や市民活動団体、企業・学校等及び市が、互いの特性を理解し、対等な立場で共通の目標を達成するために協力・協調することが重要となります。

市は、市民協働によるまちづくりを推進するため、①推進体制の整備 ②活動拠点の充実 ③市民活動の支援 ④意識改革・人材育成 ⑤市民活動団体等の連携・交流という5つの分野で協働を推進します。

### 本プロジェクトの指針となる個別計画

- ◆ 計画名：市民協働基本方針
- ◆ 計画期間：平成21（2009）年度から
- ◆ 計画目標：まちづくりの担い手である市民、市民活動団体、企業・学校等と市が市民協働のまちづくりを推進すること

### 具体的な取り組み

#### 前期基本計画における取り組みとその課題

本市では、市民協働によるまちづくりを推進するため、①推進体制の整備 ②活動拠点の充実 ③市民活動の支援 ④意識改革・人材育成 ⑤市民活動団体等の連携・交流という5つの分野で協働を推進してきました。

各分野での取り組みを実施する上では、市民活動団体、企業・学校等、それぞれの特性を活かせる機会をどのように考えていくのが重要となります。

**後期基本計画の具体的な取り組み**

引き続き、次の事項に取り組むとともに、市施策への参画推進や、各主体間での情報共有・連携が図れるよう、研修等の機会を設け、連携の促進、まちづくりの担い手となる人材の育成に努めます。

**■推進体制の整備**

## 【主な取り組み】

- 市民協働推進委員会の運営・改善
- ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）との連携

**■活動拠点の充実**

## 【主な取り組み】

- 市民協働インフォメーションルームの運営
- 相談体制の拡充
- 市民活動に関する情報提供の充実
- 自治振興施設の運営

**■市民活動の支援**

## 【主な取り組み】

- 市民活動団体（学生含む）に対する財政的支援
- 市民活動のきっかけの場の提供
- ボランティア補償制度の充実
- 市民活動情報のPR

**■意識改革・人材育成**

## 【主な取り組み】

- 市民活動の意識啓発・人材育成
- 市職員への意識啓発
- 協働の推進に向けた研修等の実施

**■市民活動団体等の連携・交流**

## 【主な取り組み】

- 市民活動団体同士の交流機会の場の提供
- 学校（市内各高等学校、各大学）、企業等との連携体制の構築

○市と市民活動団体等との連携促進

## IV

# まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）

## IV-1 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（第1期）について

平成26（2014）年11月公布の「まち・ひと・しごと創生法」第10条において、市町村は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、区域の実情に応じた地方版総合戦略を定めるよう努めなければならないと定められています。本市は、基本構想・前期基本計画の取り組みを加速化する取り組みとして、「習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」（以下「人口ビジョン」「総合戦略」という。）を平成27（2015）年10月に策定しました。

「総合戦略」は、国の総合戦略の基本的な考え方や政策5原則を勘案した上で、「人口ビジョン」で掲げた「将来の人口像」とその実現に向けた「基本方針」を目指すべく、前期基本計画の中から、特に重点的に取り組むべき施策を抽出するとともに、新たな施策を加味し、再編成したものです。

なお、令和元年6月に閣議決定の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において、国の従来の総合戦略が「第1期総合戦略」と位置付けたことを踏まえ、従来の本市「総合戦略」は、「総合戦略（第1期）」として扱うこととします。

「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」【平成27（2015）～令和23（2041）年】

【目指すべき将来の人口像】2041年（令和23年）に人口16万4千人以上を目指します。

### ◆実現に向けた基本方針◆

若者と子育て世代の定着・定住と、産み育てやすい環境づくりにより、現在まで増加を続けている人口をできるだけ維持し、将来の人口減少を最小限にとどめ、人を呼び込む、魅力あるくらしのできるまちを実現します。



### ■まち・ひと・しごと創生総合戦略（第1期）【平成27（2015）～令和元年度（2019）年】

#### 基本目標

1. 「安心して産み育てること、未来をひらく教育を受けることができるまちづくり」
2. 「魅力あるくらしのできる習志野へ“新しいひとの流れ”をつくるまちづくり」
3. 「しごとをつくり、“働きたい”をかなえるまちづくり」
4. 「未来に対応する地域をつくり、支え合い・つながりで安心なくらしを守るまちづくり」

<参考> 国の「第1期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」（における

基本的な考え方、政策5原則、基本目標 抜粋

1. 基本的な考え方

(1) 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・ 地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。
- ・ 人口減少克服・地方創生のためには、3つの基本的視点から取り組むことが重要。
  - ① 「東京一極集中」の是正
  - ② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
  - ③ 地域の特性に即した地域課題の解決

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

- ① 地域経済の活性化、産業の高付加価値化、女性の活躍の推進等による「しごとの創生」
- ② 若者の地方就労の促進、子育て支援など移住定住促進等による「ひとの創生」
- ③ 安心できる暮らしの確保や都市のコンパクト化、広域的な機能連携等による「まちの創生」

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

- (1) 自立性：構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる。
- (2) 将来性：地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。
- (3) 地域性：各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援する。
- (4) 直接性：最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。
- (5) 結果重視：PDCAメカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

3. 政策の基本目標（4つの基本目標）

- <基本目標1> 地方における安定した雇用を創出する
- <基本目標2> 地方への新しいひとの流れをつくる
- <基本目標3> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- <基本目標4> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する



## IV-2 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（第2期）について

### <人口ビジョンについて>

平成25（2013）年度に実施した人口推計において、前期基本計画終了年の令和元（2019）年に本市は人口のピークを迎え、その後減少傾向が続き、令和23（2041）年には、約16万人になることを予測しました。この推計を踏まえた上で、平成27（2015）年度策定の「人口ビジョン」では、目指すべき将来の人口像として、「2041年（令和23年）に人口16万4千人以上を目指す」を掲げ、これまで総合戦略の取り組みを推進してきました。

その後、令和元（2019）年度に実施した人口推計では、本市の人口は、令和7（2025）年にピークを迎え、人口ビジョンの対象期間の最終年度である令和23（2041）年の推計人口は、目標値より1万1千人増となる、約17万1千人となることを推計しており、目指すべき将来の人口像は、達成される見込みとなっています。

また、年齢3区分別（年少人口、生産年齢人口、高齢人口）の令和23（2041）年の人口構成割合については、平成25（2013）年度の推計では、年少人口割合は11.2%、生産年齢人口割合は59.2%、高齢人口割合は29.6%、令和元（2019）年度の推計では、年少人口割合は10.3%、生産年齢人口割合は59.5%、高齢人口割合は30.2%となっており、若干の年少人口割合の減少、生産年齢人口割合の増加がみられますが、おおむね同様の人口構成比が見込まれています。

一方、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（第1期）」（以下、「総合戦略（第1期）」という。）における数値目標を検証すると、「年少人口の減少幅の低減」「東京都からの転入者数の増」については、目標値を達成しているものの、「20歳代転出者数の縮減」「子育て世代転入者数の増」については、目標値を達成していません。

国の「地方人口ビジョンの策定のための手引き（令和元年6月版）」では、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で、時点修正など、必要に応じて、人口ビジョンの見直しの検討をすることが示されています。

令和元（2019）年度に実施した最新の人口推計結果は、人口ビジョンの「目指すべき将来の人口像」は達成しているものの、年齢別人口別の構成比に大きな変化はみられないこと、また、総合戦略（第1期）の数値目標である、「20歳代転出者数の低減」「子育て世代転入者数の増」については未達成であることから、現人口ビジョンは継続することとします。

### <総合戦略（第2期）について>

国は、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（以下「基本方針2019」という。）において、第2期総合戦略は、第1期総合戦略の検証を踏まえ、現行の4つの基本目標は基本的に維持しつつ、6つの新たな視点を踏まえ、必要な見直しを行うとしています。また、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年6月版）」では、地方自治体が総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において、人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、次期地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であるとの見解を示しています。

このような国の方針を踏まえ、本市では、後期基本計画を「基本方針2019」で示す国の総合

戦略の基本的な考え方や政策5原則及び6つの新たな視点を勘案した計画とすることで、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」（以下、「総合戦略（第2期）」という。）と一体的な計画として作成し、総合戦略（第2期）については、基本目標及び数値目標を併記することとしました。

なお、総合戦略（第1期）の4つの基本目標及び数値目標は、基本的には継続し、総合戦略（第2期）の具体的施策は、後期基本計画の施策とし、整合を図ります。また、重要業績評価指数（KPI）は、後期基本計画の各施策の成果指標を用いることとします。

## ■まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）【令和2（2020）～7（2025）年度】

### 基本目標

1. 「安心して産み育てること、未来をひらく教育を受けることができるまちづくり」
2. 「魅力あるくらしのできる習志野へ“新しいひとの流れ”をつくるまちづくり」
3. 「しごとをつくり、“働きたい”をかなえるまちづくり」
4. 「未来に対応する地域をつくり、支え合い・つながりで安心なくらしを守るまちづくり」

### <参考> 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期「総合戦略」）

国の第2期「総合戦略」は、第1期「総合戦略」の4つの基本目標に向けた取り組みを実施するにあたり、6つの新たな視点に重点をおいて、施策を取り組むこととしています。

### <第2期「総合戦略」における新たな視点>

- ◆「地方への人・資金の流れを強化する」
  - ・将来的な地方移住にもつなげる「関係人口」の創出・拡大
  - ・企業や個人による地方への寄付・投資などによる地方への資金の流れの強化
- ◆「新しい時代の流れを力にする」
  - ・Society5.0の実現に向けた技術の活用
  - ・SDGsを原動力とした地方創生
- ◆「人材を育て活かす」
  - ・地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援
- ◆「民間と協働する」
  - ・地方公共団体に加え、NPO等の地域づくりを担う組織や企業と連携
- ◆「誰もが活躍できる地域社会をつくる」
  - ・女性、高齢者、障害者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現
- ◆「地域経営の視点で取り組む」
  - ・地域の経済社会構造全体を俯瞰（ふかん）して地域をマネジメント

**基本目標1. 「安心して産み育てること、未来をひらく教育を受けることができるまちづくり」**

市民の希望の実現に向けて、若い世代が家庭を持ちやすい環境づくりのため、安心して働き、妊娠・出産・子育て・教育がしやすい環境整備に切れ目なく取り組み、子どもの健やかな成長を家庭・地域で支えていくまちづくりを進めます。

また、子育て支援に取り組むとともに、働き方の考え方や、働き方そのものの変革による長時間労働の是正を促すことで、男性の育児参画を促進します。

以上の取り組みを通じ、子どもを産み育てたい人の希望の実現を阻む社会・経済的な要因に対し、習志野市として、全力を挙げて、それらを取り除くことに努めます。

数値目標	基準値	目標値（R7年）
(1) 年少人口の減少抑制	21,220人 (R7推計)	21,951人 (減少数を半減)
(2) 子育て支援施策の満足度 (20～40歳代の平均)	25.9%	33.3%
(3) 学校教育の施策の満足度 (20～40歳代の平均)	23.4%	35.0%

<該当施策>

後期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指数（KPI）は、各施策の指標とします。

施策番号（章・節・項）	施策名（項）
1-1-1	健康づくりの推進
1-1-2	地域福祉の推進
1-1-4	障がい者（児）支援の推進
1-1-5	社会保障の充実
1-2-3	働きやすい環境づくり
3-1-1	子育て・子育ての支援
3-2-1	幼児教育の向上
3-2-2	学校教育の向上
3-3-1	社会教育の推進
3-4-1	誰もがその人らしく活躍できる社会の実現

**基本目標2. 「魅力あるくらしのできる習志野へ“新しいひとの流れ”をつくるまちづくり」**

人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる中、若者や子育て世代の増加、定着・定住を促進するためには、単に「住む」ということだけではなく、豊かな「くらし」に繋がる付加価値を高めることが重要です。これまで本市が取り組んできたまちづくりのさらなる向上とともに、本市の地域資源を活かした“習志野ブランド”の確立や、「交流人口」及び「関係人口」を意識したシティセールスに積極的に取り組み、魅力あるまち、住みたい、住み続けたいまちとして選ばれるまちづくりを進めます。

また、地域を支える人材を育成するため、高校生や大学生が本市のまちづくりへの関心や愛着を持つ機会を提供するとともに、大学との協働により地域の成長力を高め、若者の定着・定住に繋げることを目指します。

数値目標	基準値（H30年度末）	目標値（R7）
(1) 20歳代転出者数の縮減：3%減	3,314人	3,215人
(2) 子育て世代転入者数の増 （30～49歳）：3%増	3,110人	3,203人
(3) 東京都からの転入者数の増：2.5%増	1,407人	1,442人

## &lt;該当施策&gt;

後期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指数（KPI）は、各施策の指標とする。

施策番号（章・節・項）	施策名（項）
1-2-1	産業の振興
1-2-2	新しい産業の創造
1-2-4	まちの魅力の創出
2-2-1	市街地整備の推進
2-2-2	住宅施策の推進
2-3-3	公園・緑地整備の推進
3-1-1	子育て・子育ての支援
3-2-1	幼児教育の向上
3-2-2	学校教育の向上
3-3-1	社会教育の推進
重点プロジェクト	公共施設の再生、協働型社会の構築

**基本目標3. 「しごとをつくり、“働きたい”をかなえるまちづくり」**

新たな産業及び雇用の創出は、地域経済の活力と本市の持続可能性の土台となるものです。本市の持つ地域資源を最大限に活かし、新技術や新製品の開発、新たな事業分野への取り組みなど、付加価値の高いビジネスの創造により、地域活性化への貢献に繋がる仕組みづくりを支援します。

また、地域に根差した産業を支援し、身近な場所での雇用創出に努めるとともに、若者や障がい者、高齢者、女性など、誰もがいきいきと働きやすい場の創出を図ります。

社会変化や消費者のニーズに対応した新しい事業展開を促進し、賑わいと活力を創出する、地域経済・産業の振興により、人や企業から選ばれる活気あふれるまちづくりに取り組みます。

数値目標	基準値	目標値（R7）
(1) 市内事業所数	4,270 事業者 (平成26年)	現状維持
(2) 市内設立法人数	239 人 (H28～30年度平均)	299 件 (R5～R7年度平均)
(3) 完全失業者に対する「ふるさとハローワークならしの」を通じた就職件数の割合	11.9% (H27年国勢調査ベース)	14.5% (R2国勢調査ベース)

<該当施策>

後期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指数（KPI）は、各施策の指標とする。

施策番号（章・節・項）	施策名（項）
1-1-3	高齢者支援の推進
1-1-4	障がい者（児）支援の推進
1-2-1	産業の振興
1-2-2	新しい産業の創造
1-2-3	働きやすい環境づくり
3-4-1	誰もがその人らしく活躍できる社会の実現
3-4-2	交流の推進
重点プロジェクト	協働型社会の推進

**基本目標4. 「未来に対応する地域をつくり、支え合い・つながりで安心な暮らしを守るまちづくり」**

将来における人口減少を視野に入れ、負担を先送りせず、より良い資産を次世代に引き継ぐため、公共施設再生計画の確実な実行を通じて、時代に合った地域をつくるべく、既存ストックのマネジメント強化を図るとともに、多世代交流・多機能型拠点の形成など、必要な人口減少適応策に取り組みます。

また、互いに支え合い、“やさしさでつながるまち習志野”の実現のため、外国人が住みやすい多文化共生社会を推進するとともに、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供する「地域包括システム」の構築や「歩く」ことやスポーツを通じた健康づくりを推進します。

さらに、プロスポーツチームや市民団体等、本市に愛着を持つ地域内外の様々な主体が地域を支える仕組みを推進します。

数値目標	基準値	目標値（R7）
(1) 市民満足度 （『住みよい』と感じる人の割合）	83.1%（H30）	90.0%
(2) 健康寿命 （平均自立期間：日常生活に支障を要しない期間）：延伸（平均寿命延伸分を上回る）	65歳男性 18.88年 65歳女性 22.09年 （H30年度末）	H30年度末より延伸
(3) 自主防災組織の組織率 （自主防災組織加入世帯／全世帯）	60.6% （平成31年3月末）	65.0%

## &lt;該当施策&gt;

後期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指数（KPI）は、各施策の指標とする。

施策番号（章・節・項）	施策名（項）
1-1-1	健康づくりの充実
1-1-2	地域福祉の推進
1-1-3	高齢者支援の推進
1-1-4	障がい者（児）支援の推進
2-1-1	防災・危機管理の推進
2-1-2	消防・救急体制の向上
3-3-2	生涯スポーツの推進
2-4-2	交流の推進
重点プロジェクト	公共施設の再生、協働型社会の推進

## IV-3 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択されたもので、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットを設定しているものです。

SDGsの取り組みは、国際的な目標であり、目標の達成には、すべての自治体の取り組みが不可欠であり、あらゆる施策が間接的・副次的に目標の達成につながります。後期基本計画におけるすべての施策が、SDGs推進に関連する取り組みであることを認識した上で、それぞれの施策をSDGsの目標ごとに、次のとおり区分します。

### <関連施策>

SDGs目標	施策番号 (章・節・項)	施策名(項)
<b>1 貧困をなくそう</b> (あらゆる場所であらゆる形態の貧困に終止符を打つ)	1-1-5	社会保障の充実
<b>2 飢餓をゼロに</b> (飢餓に終止符を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する)	1-2-1	産業の振興
<b>3 すべての人に保健と福祉を</b> (あらゆる年齢のすべての人に健康的な生活を確保し、福祉を推進する)	1-1-1	健康づくりの充実
	1-1-2	地域福祉の推進
	1-1-3	高齢者支援の推進
	1-1-4	障がい者(児)支援の推進
<b>4 質の高い教育をみんなに</b> (すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する)	3-1-1	子育て・子育ての支援
	3-2-1	幼児教育の向上
	3-2-2	学校教育の向上
	3-3-1	社会教育の向上
	3-3-2	生涯スポーツの推進
<b>5 ジェンダー※<sup>99</sup>平等を実現しよう</b> (ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント※ <sup>100</sup> を図る)	3-4-1	誰もがその人らしく活躍できる社会の実現
<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> (すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する)	2-2-4	ガス・水道・下水道事業の充実
<b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> (すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する)	2-3-1	地球温暖化対策の推進

<sup>99</sup> 社会的性別。人間は生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別をいう。

<sup>100</sup> 自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的、経済的、政治的な状況等を変えていく能力を持つこと。

SDGs目標	施策番号 (章・節・項)	施策名(項)
<b>8 働きがいも経済成長</b> (すべての人のための持続的かつ包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する)	1-2-1	産業の振興
	1-2-3	働きやすい環境づくり
<b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> (強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る)	1-2-1	産業の振興
	1-2-2	新しい産業の創造
<b>10 人や国の不平等をなくそう</b> (国内および国家間の格差を是正する)	1-1-4	障がい者(児)支援の推進
	3-1-1	子育て・子育ての支援
	3-4-1	誰もがその人らしく活躍できる社会の実現 交流の推進
	3-4-2	
<b>11 住み続けられるまちづくりを</b> (都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする)	2-1-1	防災・危機管理の推進
	2-1-2	消防・救急体制の向上
	2-2-1	市街地整備の推進
	2-2-2	住宅施策の充実
	2-2-3	道路交通施策の推進
<b>12 つくる責任使う責任</b> (持続可能な消費と生産のパターンを確保する)	2-1-4	消費生活の向上
	2-3-1	地球温暖化対策の推進
	2-3-5	環境保全の推進
<b>13 気候変動に具体的な対策を</b> (気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る)	2-3-1	地球温暖化対策の推進
<b>14 海の豊かさを守ろう</b> (海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する)	2-3-4	廃棄物処理等適正処理の推進
	2-3-5	環境保全の推進
<b>15 陸の豊かさも守ろう</b> (陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の素子及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る)	2-3-2	自然環境の保全・活用
	2-3-3	公園・緑地整備の推進
<b>16 平和と公正をすべての人に</b> (持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築する)	2-1-3	防犯・交通安全の推進
	3-4-3	平和啓発の促進
<b>17 パートナーシップで目標を実現しよう</b> (持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する)	3-4-2 重点プロジェクト	交流の推進 協働型社会の構築



# 参考資料

I	策定に係る資料	
I-1	計画策定経過.....	218
I-2	会議・審議等に係る資料.....	220
II	基本構想・条例及び宣言等	
II-1	基本構想・条例.....	228
II-2	宣言.....	242
II-3	習志野市組織図.....	243

# I 策定に係る資料

## I - 1 計画策定経過

	日付	会議・作業等	内容・備考
平成30年	8月7日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画の策定における基本的な方針(案)について</li> <li>後期基本計画策定スケジュールについて</li> </ul>
	8月23日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画の策定における基本的な方針(案)について</li> </ul>
	8月28日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定体制及びスケジュールについて</li> <li>人口推計について</li> <li>社会指標分析について</li> <li>市民意識調査について</li> <li>施策体系(案)の作成について</li> </ul>
	9月10日		<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画の策定における基本的な方針の決定</li> </ul>
	9月25日	平成30年度第1回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画策定状況について</li> <li>前期第2次実施計画・第2次アクションプランの進捗について</li> </ul>
	10月29日～11月12日	市民意識調査	5,000票送付 2,489票回収
	10月29日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画の施策体系(案)について</li> </ul>
	11月～12月	大学生意識調査	1,500票配布 959票回収
	12月14日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策体系(案)について</li> <li>各種調査(市民意識調査、大学生意識調査、人口推計)実施状況について</li> <li>試案の作成について</li> <li>研究プロジェクトの実施について</li> </ul>
平成31年	2月4日	平成30年度第2回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画策定状況について</li> </ul>
	2月7日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識調査の実施状況について(報告)</li> <li>後期基本計画(試案)について(報告)</li> <li>後期基本計画策定研究プロジェクトについて(報告)</li> </ul>
	2月14日	第1回研究プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>試案の検証(グループによる意見交換等)</li> </ul>
	3月14日	第2回研究プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の検討(グループ討議、発表)</li> </ul>
令和元年	5月17日	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画策定スケジュールについて</li> <li>各種調査結果(人口推計、市民意識調査・大学生意識調査、社会指標調査)について</li> <li>後期基本計画案の作成について</li> <li>後期基本計画策定に伴う市民意見交換会の実施について</li> </ul>
	6月1日・9日	市民意見交換会	1日 実籾コミュニティホール 9日 市庁舎 計2回 23名参加

日付	会議・作業等	内容・備考	
7月12日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画（素案）について</li> <li>後期基本計画策定スケジュールについて</li> <li>社会指標分析結果報告書について</li> </ul>	
7月30日	第4回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画（素案）に対する意見について</li> <li>後期基本計画後期第1次実施計画について</li> </ul>	
8月5日	令和元年度第1回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画（案）の諮問</li> <li>前期第2次実施計画、総合戦略第2次アクションプランの進捗状況について</li> </ul>	
10月2日	第5回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画（案）について</li> <li>後期第1次実施計画について</li> <li>人口動向分析について(報告)</li> </ul>	
10月15日	第6回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画（案）の審議</li> <li>人口動向分析について(報告)</li> </ul>	
11月5日	令和元年度第2回長期計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画（案）の審議</li> <li>人口動向分析について(報告)</li> </ul>	
11月11日	庁議	後期基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施について	
11月	パブリックコメント	後期基本計画（案）のパブリックコメント期間（令和元年11月15日～12月20日）	
令和2年	1月9日	第7回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントによる意見と対応について</li> <li>財政計画について</li> <li>後期第1次実施計画について</li> </ul>
	1月21日	令和元年度第3回長期計画審議会	後期基本計画（案）に対する答申案について
	2月10日	庁議	後期基本計画の決定
	2月	基本計画決定	
	3月	実施計画決定	

- I 策定に係る資料
- I-2 会議・審議等に係る資料

## I-2 会議・審議等に係る資料

### (1) 長期計画審議会

#### ① 習志野市長長期計画審議会 条例

習志野市長長期計画審議会条例

昭和44年5月23日

条例第35号

改正 昭和59年3月31日条例第2号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、習志野市長長期計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は市長の諮問に応じて、本市の長期計画の策定について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員定数は10人以上15人以内とし、議会議員および知識経験者をもって組織する。

2 委員は市長が委嘱する。ただし、議会議員については議長および各常任委員会の委員長を委嘱するものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、議会議員については前項の職を離れたときは委員の職を失う。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第6条 審議会の事務は、長期計画担当課において処理する。

(昭59条例2・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

② 習志野市長期計画審議会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	任期	役職等	備考
議会議員	田中真太郎	R1.5.15～在職中	市議会議長	
	真船 和子	R1.5.15～在職中	総務常任委員長	副会長
	央 重 則	R1.5.15～在職中	都市環境常任委員長	
	鮎川 由美	R1.5.15～在職中	協働経済常任委員長	
	布施 孝一	R1.5.15～在職中	文教福祉常任委員長	
知識経験者	渡 邊 勇	R1.8.1～R3.7.31	JA 千葉みらい習志野支店支部長 会長	
	田村 裕子	R1.8.1～R3.7.31	習志野商工会議所女性会 会長	
	廣田 直行	R1.8.1～R3.7.31	日本大学生産工学部建築工学科 教授	会長(3期)
	酒井 康弘	R1.8.1～R3.7.31	東邦大学理学部物理学科 教授	
	滝 聖子	R1.8.1～R3.7.31	千葉工業大学社会システム科学部 経営情報科学科 教授	
	田所喜美子	R1.8.1～R3.7.31	習志野市社会福祉協議会 副会長	
	村 昭 寛	R1.8.1～R3.7.31	千葉銀行津田沼支店 支店長	
	池永 良恵	R1.8.1～R3.7.31	公募市民	
	下田 桂子	R1.8.1～R3.7.31	公募市民	
	宮 入 謙	R1.8.1～R3.7.31	公募市民	

- I 策定に係る資料
- I-2 会議・審議等に係る資料

### ③ 習志野市後期基本計画（案）の諮問・答申

総政第50号

令和元年8月5日

習志野市長期計画審議会

会長 広田直行様

習志野市長 宮本泰介

習志野市後期基本計画（案）について（諮問）

習志野市長期計画審議会条例（昭和44年5月23日条例第35号）  
第2条の規定により、習志野市後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

答申書を挿入

- I 策定に係る資料
- I-2 会議・審議等に係る資料



## (2) 後期基本計画策定委員会

### ① 習志野市後期基本計画策定委員会 要綱

(設置)

第1条 本市の後期基本計画を策定するため、習志野市後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(策定委員会の任務)

第2条 策定委員会は、後期基本計画の策定に関し、調査及び研究を行うとともに、庁内の意見調整を図り、もって後期基本計画の素案を作成する。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は副市長、副委員長は政策経営部長、事務局長は政策経営部次長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

(資料の提出等)

第5条 委員長は、関係部、課等に資料提出及び会議への出席を求めることができる。

2 委員長は、前項の資料提出及び会議への出席その他調査研究に伴う事務のうち、軽微なものについては事務局長に委任する。

(作業部会)

第6条 策定委員会は、円滑に議事を運営するために習志野市後期基本計画策定作業部会（以下「作業部会」）を置く。

2 作業部会は、後期基本計画の策定に関する調査及び研究を行い、後期基本計画の試案を作成し、策定委員会へ提出する。

3 作業部会の部会員は、別表2に掲げる課に所属する係長相当職にある者（以下「部会員対象者という。」）をもって充てる。ただし、委員長は、必要に応じて、部会員対象者以外の者であっても指名することができる。

4 作業部会に会長及び副会長を置く。

5 会長は、総合政策課長を充てるものとし、副会長は、会長が指名する者とする。

6 会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 作業部会員に人事異動があった場合は、委員長は、新たな作業部会員を指名するものとする。

(作業部会の会議)

第7条 作業部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、過半数の部会員が出席しなければ開くことができない。

3 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が作業部会に諮って定め

- I 策定に係る資料
- I-2 会議・審議等に係る資料

る。

(研究プロジェクト)

第8条 作業部会の補助組織として、習志野市後期基本計画策定研究プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を置く。

- 2 プロジェクトは、各部から推薦のあった副主査以下の職員及び公募による副主査以下の職員をもって組織し、後期基本計画の策定に参画する。
- 3 前2項に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、作業部会の会長が別に定める。

(庶務)

第9条 策定委員会、作業部会及びプロジェクトの事務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- (この要領の失効)
- 2 この要領は、後期基本計画の策定が終了した日に、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和元年5月10日から施行する。

#### 別表1（第3条関係）

##### 習志野市後期基本計画策定委員会

(委員長)	1	副市長
(副委員長)	2	政策経営部長
(事務局長)	3	政策経営部次長
	4	まちづくり広報監
	5	総務部長
	6	危機管理監
	7	協働経済部長
	8	健康福祉部長
	9	都市環境部長
	10	こども部長
	11	会計管理者
	12	学校教育部長
	13	生涯学習部長
	14	消防長
	15	企業局業務部長

16	企業局工務部長
17	議会事務局長
18	選挙管理委員会事務局長
19	監査事務局長
20	農業委員会事務局長

別表2 (第6条関係)

習志野市後期基本計画策定作業部会

(会長)	1	総合政策課長
	2	財政課
	3	資産管理課
	4	総務課
	5	協働政策課
	6	健康福祉政策課
	7	都市政策課
	8	こども政策課
	9	教育総務課
	10	社会教育課
	11	消防本部総務課
	12	企業局業務部営業企画室
	13	企業局工務部下水道課

## 基本構想・条例及び宣言等

### Ⅱ－１ 基本構想・条例

#### (１) 習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

- 習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

平成25年7月2日  
条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（次条において「習志野市基本構想」という。）を議会の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、習志野市基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 習志野市基本構想

### ○習志野市基本構想

平成25年9月30日議決

#### 目次

- I 将来都市像
- II 人口指標と都市空間づくりの考え方
  - 1 人口指標に対する考え方
  - 2 都市空間づくりの考え方
- III 将来都市像を実現するための3つの目標と自立的都市経営の推進
  - 1 将来都市像を実現するための3つの目標
    - 第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」
    - 第2章 安全・安心「快適なまち」
    - 第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」
  - 2 自立的都市経営の推進
    - 重点プロジェクト1 公共施設の再生
    - 重点プロジェクト2 財政健全化
    - 重点プロジェクト3 協働型社会の構築

#### I 将来都市像

未来のために ～みんながやさしきでつながるまち～ 習志野

習志野市は、市制施行以来一貫して住民福祉の向上を目指してきました。

昭和45(1970)年には、次代を担う子どもたちのために、静かな自然を守り育てることが教育及び文化の向上を支えるまちづくりの基盤であり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件であるとする「文教住宅都市憲章」を制定しました。

そして将来にわたるまちづくりは、住民自治・市民協働により進めるとし、その理念は市政の根幹として、今日まで受け継がれています。

しかしその一方では、グローバル化や高度情報化社会の進展、地球環境問題の深刻化、少子高齢化等、本市をとりまく社会経済情勢は大きな変化の局面を迎えています。今日においては、安定・成長の時代は過去のものとなりつつあり、あらゆる分野において、多種多様な課題が顕在化してきました。

このような状況下では、変革という時代の波をしっかりと受け止め、重点的に取り組むべき課題を適切に掲げることが必要です。そして、魅力的かつ最適な行政サービスを持続的・安定的に提供していかなければなりません。

また、市民・市民活動団体・企業・学校等と市が更にその絆を深め、相互理解の上で責任を担い連携し合う、協働による自主自立のまちづくりを一層推進していくことが大切です。

そのためには、周囲への関心が希薄になり、社会性の喪失が懸念される今、市民一人ひとりが人を思いやる心、社会を思いやる心を持ち、個人の満足感や充足感を求めるだけにとどまらず、人に対するやさしさ、物に対するやさしさ、生活環境に対するやさしさ等、個人の持っているやさしさを広げ、そしてそのやさしきでつながることを基本とするまちづくりを進めていかなければなりません。

## Ⅱ 基本構想・条例及び宣言等

### Ⅱ－１ 基本構想・条例

そこで、本市が今日まで築き上げてきた、豊かで安全・安心な生活環境を継承し、新たに住んでみたいまち、将来にわたり住み続けたいまちにするために、

今、習志野市が目指すべき姿を、

未来のために ～みんながやさしきでつながるまち～ 習志野  
と決めました。

未来のために

現在の本市の生活環境は、過去から先人の知恵と努力により築かれたもので、将来にわたって市民が豊かな生活をしていくための基盤として、大切に守り育て、継承していかなければなりません。

しかし、生活環境を守り、向上させることは多くの財源や人材等を必要とします。現在、本市は多様な行政上の課題に取り組むため、適切な財源を選択し、その確保を図りつつ様々な施策を展開していますが、それらは、将来の市民にとって過度な負担となりかねません。

現在の生活を豊かなものにし、更に未来の生活を充実させる上で必要なことは、持続可能な行財政運営をすること、世代間で分かち合いながら生活環境を整備すること、そして将来にわたり必要な行政サービスを提供する仕組みを構築することです。

そこで、現在の生活をより充実させつつ、責任をもって未来へ豊かさを引き継ぎ、発展させる施策を展開していきます。

みんながやさしきでつながる

現代においては、生活基盤の整備が進み生活が便利になる一方、人の価値観や家族・地域・社会が互いに求める役割等も多様化し、個人・家庭等が様々な考えを持ち社会を形成しています。

多様な主体で形成された社会のなかで、豊かな生活を送るために必要なことは、市民一人ひとりが各々の考え方を尊重しつつ、共通の理解と共通の認識のもと、以前にも増して人と人あるいは地域等、他者に対するやさしきと思いやりの心で社会との調和と平和への願いを育んでいくことです。

また、あらゆる人・世代・団体がつながった信頼の輪を、私たちが紡ぎだした真の豊かさとして、将来世代に引き継いでいく必要があります。

そこで、一人ひとりの市民、地域や市が、互いの信頼関係に基づいて連携・協働し、未来の習志野市がやさしきと思いやりの心でつながるまちになることを目指します。

基本構想の計画期間

この将来都市像を実現するための本基本構想の計画期間は、平成26(2014)年度から平成37(2025)年度までとします。

## Ⅱ 人口指標と都市空間づくりの考え方

### 1 人口指標に対する考え方

本基本構想最終年(平成37(2025)年)の推計人口は172,217人であり、平成25(2013)年の人口より6,818人の増加となります。このなかでは、老年人口、特に75歳以上である後期高齢者が8,259人の増加となる一方、年少人口は2,207人の減少となります。

今後、高齢者が増えていくなかでは、健康の維持と介護予防に努めることにより社会福祉関係経費の増加を抑制する必要があります。また、人口構成比による生産年齢人口や年少人口割合の減少は、労働力不足やまちの活気の低下を招くおそれがあることから、まちの魅力を向上させ、人を呼び込み、住み続けたいまちとする必要があります。

そのため、この基本構想の期間中、後期高齢者の激増をはじめとする人口構成の変化に対応するため

の施策を展開します。

図表1 平成25年と基本構想最終年(平成37年)の比較(単位:人)

区分		平成25年4月 1日	平成37年4月 1日	増減	
人 口	実数と推計常住人口	165,399 人	172,217 人	+6,818人	
	老年人口(65歳以上)	後期高齢者 (75歳以上)	15,152人	23,411人	+8,259人
		(全体に占める割合)	9.2%	13.6%	+4.4%
		前期高齢者 (65~74歳)	19,447人	16,852人	-2,595人
		(全体に占める割合)	11.7%	9.8%	-1.9%
		高齢者総数	34,599人	40,263人	+5,664人
		(全体に占める割合)	20.9%	23.4%	+2.5%
	生産年齢人口(15~64歳)	107,956 人	111,317 人	+3,361人	
	(全体に占める割合)	65.3%	64.6%	-0.7%	
	年少人口(0~14歳)	22,844人	20,637人	-2,207人	
(全体に占める割合)	13.8%	12.0%	-1.8%		

資料:習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成25年5月改訂)

## 2 都市空間づくりの考え方

### (1) 土地利用と地域的特性

本市は、明治期から昭和期にかけての様々な市街地形成の経緯や、海岸や干潟、台地等の地形的特性を持ち、その大部分が住宅地で占められているものの、自然環境を残した豊かな都市空間を形成し、良質な居住環境を提供しています。

また、市内各所には駅周辺や市街地から一定の距離を保ち存在する市街化調整区域がありますが、既に宅地化が進みつつある区域と農地とが混在しています。

この市街化調整区域については、周辺環境等地域の特性を踏まえつつ、地権者の意向を尊重しながらも、時代の変化に柔軟に対応する必要があります。

規制の緩和により市街化に適する区域については良好な市街地形成を推進し、保全すべき農地については、都市型農業の推進と機能の確保を図ります。

このように、各地域が持つ地理的・地形的特性を活かしつつ、居住環境を支える良好な市街地を形成するなかで、市民の様々なニーズに対応できる、魅力のあるバランスのとれた都市空間の形成を目指します。

### (2) 特徴ある拠点の充実

本市には、主要交通、商業施設が集中する津田沼地区や大学等学術機関のある大久保地区のほか、工業・流通施設が集積する茜浜・芝園地区、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟を有する谷津地区等、個性豊かな地域が存在しています。

これらの特性を持つ地域を拠点地域として位置付けることで、魅力とにぎわいのある都市空間の形成

II 基本構想・条例及び宣言等  
II-1 基本構想・条例

を目指します。

特に、JR 津田沼駅周辺地区は利便性の高い交通拠点であり、市内外からたくさんの人が訪れますが、現在の姿となって30数年が経過するなかで、時代に即した発展が求められています。

本市の表玄関として、ふさわしい駅前空間の機能を更に充実させるとともに、高度な土地利用を図り、文化的で活気あふれる都市空間づくりに努めます。

(3) 自然との共生空間

本市には、昔からの自然とともに都市公園が各所に整備されて、市民の憩いの場となっており、人と自然の共生空間としてその保全が重要な意味を持っています。

谷津地区には、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟、習志野の原風景である里山の残る実籾地区には、良好な自然環境を維持するために指定された自然保護地区があり、国道14号以南においては香澄公園や秋津公園等の大規模な公園を計画的に整備しています。

また、本市の北東部から中央部を縦貫し、海浜部まで続く幹線緑道であるハミングロードは、緑と水の南北軸と位置付け、市民交流の場としても貴重な財産となっています。

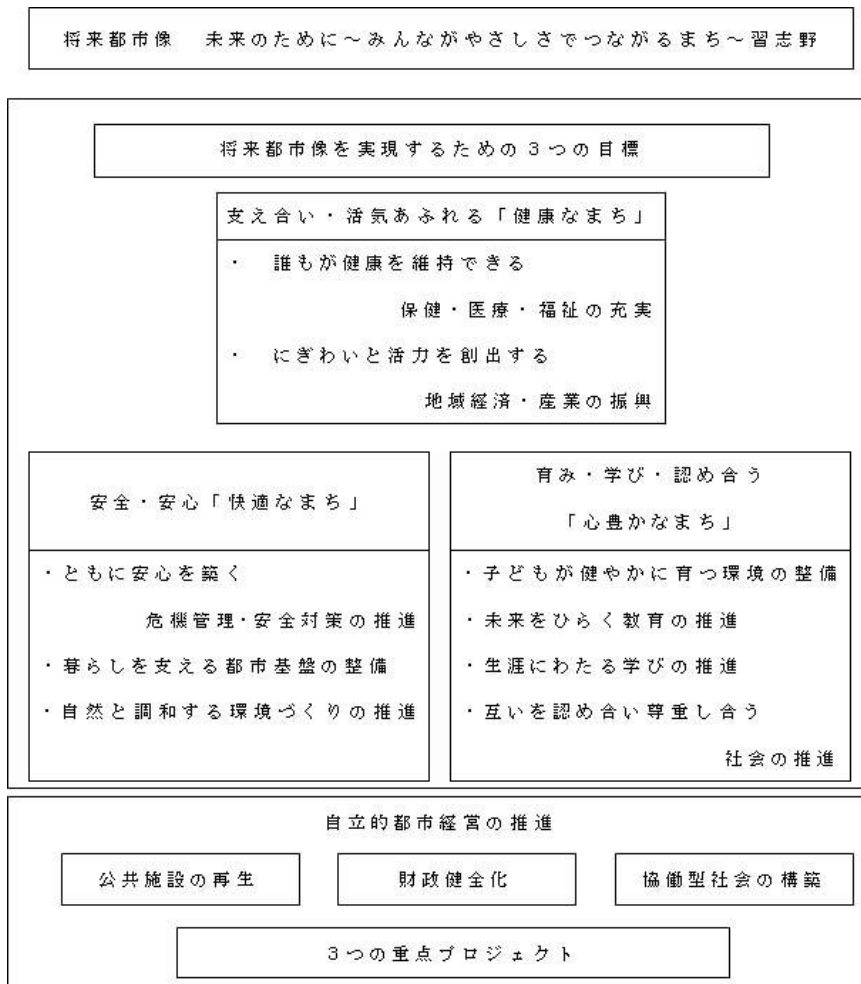
これら緑の拠点を、都市空間を構成する上での重要な自然環境として位置付け、災害時における防災上の役割にも配慮しながらその規模と連続性を確保し、緑のネットワークの形成を図ります。

このように、市内各所の自然を整備・保全し、まちの快適性やうらおいのある景観に寄与する、人と自然の共生空間の形成を目指します。

III 将来都市像を実現するための3つの目標と自立的都市経営の推進

将来都市像に基づいたまちづくりを実施するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。

そこで、将来都市像を実現するための3つの目標を「健康なまち」「快適なまち」「心豊かなまち」とし、目標を支える自立的な都市経営の推進として3つの重点プロジェクトを「公共施設の再生」「財政健





全化」 「協働型社会の構築」 と設定しました。それらを体系図に表すと以下のとおりとなります。

## 1 将来都市像を実現するための3つの目標

### 第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

はつらつとした若さを失わないまちであるためには、市民一人ひとりが健康であることに加え、まちが健康であることも不可欠です。

市民一人ひとりの健康とは、一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択し、主体的に取り組むことです。また、それらに加え、様々な分野で相互に連携・協働し、健康を地域社会全体で支え、守るための社会環境づくりに取り組むことが必要です。

まちの健康とは、人々が活気に満ち溢れ、いきいきとした地域社会であることです。そのためには、身近な商店街の活性化や企業の定着等に取り組むことが必要となります。

そこで、人の健康づくりとして「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」の観点と、まちの健康づくりとして「にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興」の観点から、支え合い・活気あふれる「健康なまち」を目指します。

#### まちづくりの方向性

##### 第1節 「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」

市民生活には、健康を気遣える環境の整備が重要です。市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択して実践し、主体的に楽しく健康づくりができるよう「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において健康づくりを意識した取り組みを推進します。

全ての市民が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに、笑顔に満ちた生活を送るためには、年齢・性別・障がいの有る無しにかかわらず、皆地域の一員として居場所を得ながら、自信と誇り、生きがいを持って社会参加を続けることができる共生社会を醸成していかなければなりません。そのために、必要な福祉サービスの内容と、提供体制を示した地域福祉計画に基づき、社会的に弱い立場にある人たちの人権を守り、地域の一員として包み、支え合い、あらゆる人の存在価値を認める取り組みを地域住民とともに進めます。

高齢化が急速に進展するなか、高齢者が健康を保ち、できるだけ介護を必要とする状態にならないよう、健康づくりと介護予防の取り組みを進めます。また、たとえ要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体化して提供する地域包括ケアの推進を図ります。

経済的に困窮する方への就労支援を強化し、経済的自立を促すための事業の推進を図り、健康で文化的な生活を送れるよう、国の各種施策と併せて支援を進めていきます。また、市民の安心・健康を支える国民皆保険制度を維持するために、国や県との連携を図りながら適切な運営に努めます。

##### 第2節 「にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興」

「習志野市産業振興基本条例」の基本理念に基づき、商業・工業・農業・観光の振興、中小企業支援、就労環境の充実、勤労者の支援、新しい産業の育成に取り組めます。

消費者の利便性向上を図るため、身近で便利な商店街づくり、商店同士や市民参加の地域と連携した取り組みを推進し、地域商店と大型店の共存共栄による商業活性化のための各種支援策に取り組めます。

経営基盤の強化と経営革新や経営安定のための各種支援策に取り組み、中小企業の経営支援を図ります。

## Ⅱ 基本構想・条例及び宣言等

### Ⅱ－１ 基本構想・条例

す。

利便性の高い交通網を持つ本市の恵まれた立地を活かして、工業集積の場として魅力の創出に努めます。併せて良好な操業環境の保持や関係団体等との連携による施策を推進し、企業誘致と定着に取り組みます。

安全な農産物の供給、効率的かつ持続性のある農業経営の確立に努めます。また、市産市消の取り組みの拡大や限られた農地の効率的な活用、身近な消費者である地域住民との協働等により幅広く都市型農業を推進します。

市民自らが新しい着想をもって創りあげたイベントやプログラム等により、本市の魅力を向上させ、より多くの市民が愛着と誇りを持つまちにします。このことによって、周辺地域や遠方の人々が興味を持って訪れてくる、「住んでよし」から“訪れてよし”のまちづくり観光”を目指した施策を官民一体で推進します。また、近隣市と連携した観光振興を推進するとともに、友好都市との交流を継続します。

産学民官連携による産業基盤の強化や発展、技術開発力の向上、新技術・新製品の開発を支援します。また、商業・工業・農業・観光等の地域産業資源の連携を促進し、相乗効果による新たな製品や商品、サービス等の創出に取り組み、市内における創業・起業を支援するための各種施策の強化を図ります。

仕事と生活の調和を推進するとともに、生きがいを持っていきいきと働けるような勤労者福祉の向上を図ります。また、国・県の各種支援策を活用し、充実した雇用・就労の環境づくりを推進します。

#### 第２章 安全・安心「快適なまち」

暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくるために、市民の安全・安心を守ることは市の責務です。一方、自らの安全や財産を守り、また地域で互いに助け合い支え合うことは市民の責務です。

市民と市が協力し合うことにより、危機に対応することができる、「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」を図ります。

また、市街地の整備や道路・交通・下水道・ガス・水道等の「暮らしを支える都市基盤の整備」を推進し、地球規模で考える温暖化防止対策や自然の保護、公園の整備等の「自然と調和する環境づくりの推進」を図ることによって、青い空とつややかな緑のある安全・安心「快適なまち」を目指します。

#### まちづくりの方向性

##### 第１節 「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」

東日本大震災の教訓を踏まえた大規模災害や多様化する危機への対応及び発生した危機に対する被害の軽減を目指します。そのため、市民が安心して生活を送ることができるよう危機管理体制の更なる向上を図り、併せて市民の危機に対する意識の醸成に努めます。

災害による被害を最小限とするため、市や関係機関が行う「公助」の体制強化はもとより、市民の「自助」「共助」の力を高めます。

消防施設・装備の充実は大規模災害の要です。いかなる災害にも対応できる施設・装備を充実させ、併せて消防団等の組織との連携強化を図ることにより、安全で安心な暮らしができるまちづくりを推進します。

救急業務体制の充実を図るとともに救命効果の向上に向けた様々な取り組みを積極的に行います。

市民・事業者・警察・市等が連携を図りながら情報を共有化し、町会・自治会・関係機関・団体等との連携を強化します。これにより、地域ぐるみの防犯体制を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。

交通安全に関する啓発活動を強化し、交通ルールの周知・交通マナーの向上を図るとともに、交通安

全教育の充実に取り組みます。

市民生活を安全で豊かなものとする環境づくりに取り組み、消費生活の向上を図ります。また、自立した消費者になるための様々な消費者教育、啓発、情報提供に努めます。

### 第2節 「暮らしを支える都市基盤の整備」

住みやすさや事業展開のしやすさ等の向上を目指して、都市基盤整備方針の見直しに取り組みます。また、地域にあった土地利用が図られるよう地区計画制度を推進します。

交通拠点である駅周辺のバリアフリー化を進め、安全で安心して利用できる環境を整備します。

市民生活に密着した生活道路・公園等の整備を進めるとともに、良好な住環境の創出と市街地形成を図るための景観施策に取り組みます。

市民の住生活をより豊かなものとするため、市民生活に深く関わる施策と密接な連携を進めることにより、総合的な住宅施策を展開します。

旧耐震建物の早急な耐震化の推進が求められているなか、耐震診断・耐震補強・バリアフリー化の推進に努め、維持管理や建替えに対する支援に努めます。

安全で活力あるまちづくりを推進し、災害時における輸送力を確保するため、都市計画道路の効率的・効果的な整備の推進と道路・橋梁の老朽化への対応を図ります。併せて生活道路のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者等が円滑に通行できるよう改修・改良を行い、全ての市民にやさしいまちづくりを推進します。

公共交通空白・不便地区等への対策として、地域の特性に適した移動手段の確保に努めるとともに、公共交通事業者と連携し、移動の利便性向上を図ります。

公共下水道の未普及地区について整備を進めます。また、老朽化した幹線管渠等について調査・設計を行い、公共下水道の改築・耐震化を進め、併せて健全な運営に努め、安定した下水道事業を進めます。更に、浸水時の避難勧告の実施等、総合的な浸水対策を推進し、浸水被害を軽減します。

将来にわたって低廉な料金水準を維持し、安全で安定したガス・水道を供給するため、ガス・水道施設の耐震化及び更新計画を策定し、災害に強いガス管・水道管への入替を推進します。

### 第3節 「自然と調和する環境づくりの推進」

持続可能な社会を築くために、市民・事業者・市が主体となって、地域レベルでの総合的・計画的な地球温暖化防止施策を推進します。また、再生可能エネルギーの導入・普及の推進及び省エネルギー機器等の普及を促進します。

循環型社会を実現するため、市民・事業者・市が一体となって、環境負荷の少ないごみ処理体系の形成を目指します。また、再生利用率の向上のための施策やごみの排出ルール徹底のための施策に取り組みます。併せて効果的・効率的なごみ処理体制やし尿処理体制の構築を進めます。

市民のかけがえのない共有財産であるハミングロードや里山等、市内に残る自然環境の保護・保全に努めます。また、谷津干潟を重要な環境資源として保全・再生に努めるとともに、賢明な利用を図り、市民の学習・交流・情報交換の場として活用します。

都市公園や緑地・緑道の適正な配置・整備と併せて、公共施設や事業所等の緑化を推進します。街並みのなかの緑の空間を保全することで、市民の暮らしにやすらぎを与える、快適な生活環境を創造します。

大気汚染物質や水質・土壌・地下水汚染等を監視し、有害化学物質等への対応に努めることで、健康で安心して暮らせる生活環境を保全します。

## Ⅱ 基本構想・条例及び宣言等

### Ⅱ－１ 基本構想・条例

学校教育・環境施設・環境保全活動を通じて環境学習の充実を図り、地域の環境保全への意識を醸成します。また、公共空間の環境美化を図り、まちの美観を守るきれいなまちづくりを推進します。

#### 第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくるためには、教育行政の充実は大切です。本市が市制施行以来守り続けた「百年の計は人を育てるにある」という教育方針は、今後も変わることなく市政に反映していきます。

また、市民が心豊かな生活を過ごすためには、生涯を通して常に「興味」や「好奇心」といった「学び」の向上心を保ち続けられる環境を整えることが重要です。

本市では、安心して子育てのできる「子どもが健やかに育つ環境の整備」や、幼児教育・義務教育において「未来をひらく教育の推進」に取り組み、自立した社会人の養成と輩出を目指します。

また「生涯にわたる学びの推進」では、「一市民、一文化・スポーツ・ボランティア」のスローガンのもと、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自立して活動しようとする意識と仕組みを醸成します。

こうしたなかで「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」により、あらゆる問題に対して、互いに尊重し合い、協調しながら取り組むことのできる人を育成し、様々な主体の参画による育み・学び・認め合う「心豊かなまち」を目指します。

#### まちづくりの方向性

##### 第1節 「子どもが健やかに育つ環境の整備」

地域の子育ち・子育て支援の拠点として、幼保一元施設の整備を進めます。併せて質の高い幼児期の教育・保育の一体的提供や保育の量的拡大、家庭における養育支援を充実させる等、地域の子育ち・子育て支援サービスの充実を図ります。

近年、核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴い、将来においても引き続き子育てと仕事の両立支援が求められています。待機児童を解消し、保護者が安心して働き続けることができるよう、様々な主体による保育所機能の拡充のほか、多様な保育サービスの充実を図ります。

子育ての不安や負担感が高まるなかで、地域との連携を図りながら親子がふれあうことの大切さを伝えます。それとともに子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるよう、場の提供を引き続き行います。

様々な家庭の育児不安に対応するため、一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し、個々のケースに対応した相談・支援を行います。加えて、虐待の未然防止・早期発見・対応の体制を強化し、特に支援が必要な家庭も含めた全ての子育て家庭が自立し安心して暮らせるよう、支援の充実を図ります。

家庭や地域の子育て力の低下や地域のつながりの希薄化が懸念されています。そのなかで、地域やボランティアの支援を得ながら、地域による子育て支援を推進し、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。

##### 第2節 「未来をひらく教育の推進」

幼児教育のニーズが多様化するなかで、生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性と元気な身体と豊かな心を育む保育・教育課程の編成に努めます。

子どもの健全な育成のため、基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発し、就園前からの家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりに直結するものです。小さなまちの大きな教育を更に充実・発展させて、豊かな人間性と優れた創造性を育む、習志野の人づくりを実践します。

生涯にわたって学ぶ力を培うために、わかる授業を展開し、基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上を図ります。併せて道徳教育や体育・食育等の指導の充実により、子どもが未来をひらくために必要な、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育みます。また、体験活動・学校行事の充実を図るなかで、互いに認め合い、他者と協調する力を伸ばし、いじめ・不登校の未然防止・解消を図ります。

学校との連携のもと、本市の教育を支えてきた教師の技術・意欲の確実な伝承を図り、教職員の教育力の向上に努めます。更に、開かれた学校づくりにより教育への信頼を高め、地域・保護者と連携を更に深めて、地域全体の教育力を向上させます。

今後も情報通信技術は急速に進展し、コミュニケーションの在り方や授業のスタイルにも影響を及ぼすものと考えられます。これに対応するため、新たな指導方法の研究や教職員への研修を適切に行い、教育の質の向上を図ります。

子どもの生命を第一に考え、児童生徒の安全な学習環境を整備するとともに、児童生徒への安全教育や防災・減災の担い手を育む教育の充実を図ります。

### 第3節 「生涯にわたる学びの推進」

公民館や図書館における生涯学習支援機能を充実させ、誰もが目的や志向に応じた学習ができる機会の提供に努めます。併せて市民が自立して学習を行うことができるよう支援します。

市民が日常的に学び、その学習成果を活かすことができるよう、地域における活動等の情報提供に努めます。

多くの市民が芸術・文化等の活動に親しむことができるよう、鑑賞し教養を高めたり、参加し創造したりする機会の充実を図ります。また、芸術文化団体間の交流を推進し、団体の育成と併せ、芸術文化活動の活性化も図ります。

本市の歴史を多くの方が身近に感じ、郷土愛が育まれるよう、埋蔵文化財発掘調査による出土品等の資料・古文書・文献・写真・民俗資料等の文化財や歴史資料の調査・収集・保護・保存・展示に努めます。

「するスポーツ」や「見るスポーツ」のみならず、指導者を育成したり身近なチームを支えたりする等のスポーツ環境を整える「支えるスポーツ」を推進します。また、生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、競技やレクリエーション、子どもから高齢者、障がい者等まで、様々な分野・世代でスポーツ活動の充実を図ります。

生涯学習・スポーツ活動の場を提供するため、市内大学等との連携を図り、民間スポーツ施設等の活用も推進します。

### 第4節 「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」

少子高齢化の進展や国内経済の活性化等、社会経済情勢に対応する上で、男女が対等な社会の構成員として、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が必要です。そのため、市民・事業所等多様な主体との連携・協働による実践的活動に取り組み、充実した心豊かな生活の実現を目指します。

在住外国人が安全で安心な生活が送れるよう、関係団体と連携を図りながら支援し、国籍を超えた人々との共生意識を育むことで、多文化共生社会の実現を目指します。

海外姉妹都市との交流を中心とした青少年同士の交流を促進します。また、異文化体験を通じて多様

## Ⅱ 基本構想・条例及び宣言等

### Ⅱ－１ 基本構想・条例

性を受け入れ、郷土愛を育み、文化の違いを超えて協力し合えるような市民の国際感覚の養成に努めます。

「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、我が国が世界唯一の核被爆国として被爆の恐ろしさと、被爆者の苦しみを広く訴え続けます。また、恒久平和を願い、市民の平和を希求する意識を醸成し、次世代へも継承されるよう平和を構築する活動に努めます。

#### ２ 自立的都市経営の推進

##### 自立的都市経営の推進

今後、日本は、グローバル化・高度情報化社会の進展・環境問題の顕在化・経済の変動等、世界規模での大きな変化のなかで、少子超高齢社会の到来という、かつてない人口構造の変化の局面を迎えます。

現在、これらの変化により、生産年齢人口の減少や家族形態の変化、地域社会意識の希薄化、高齢化に伴う社会保障費用の急速な増大、雇用規模の縮小といった多くの課題に直面しており、将来もその厳しさが増していくものと考えられます。

また、本市を取り巻く環境も、人口構造の変化や社会保障費の増加、あるいは公共施設の老朽化等、国のおかれた状況と同様であります。

しかしながら、こうした厳しい状況下においても、将来都市像を実現するために掲げた３つの目標の達成に向け、取り組みを着実に実行していくことが重要です。

そして、この施策の着実な実行を下支えするためには、長期的な視点に立ち、持続可能な行財政運営を計画的に実行する、自立的な都市経営の推進が必要です。

そのためには、自らの責任と創意工夫のもと、限りある経営資源で最良の行政サービスを提供しつつ、引き続き自ら改革を推進し、積極的な行政情報の提供や行政機能の効率化、職員の人材育成等、常にコスト意識を持った効率的・効果的な取り組みを実行していきます。

また、将来にわたって持続可能な都市経営を続けていくために「新しい公共領域」の形成が必要です。

地域住民・NPO・ボランティア・事業者等は、自主性と創造性を活力とした地域社会を構築する上での主体です。多様な主体と市が、互いに連携・協力し、適切な役割分担と責任に基づき、公共サービスを担い合う協働によるまちづくり、公民連携の取り組みを推進していきます。

更には、情報化社会が進展するなか、情報セキュリティを向上させるとともに、情報通信技術の活用による行政コストの削減や、情報伝達に双方向性を持たせることにより市民ニーズを的確に把握し、市民サービスの向上を推進していきます。

以上を踏まえ、自立的都市経営を推進するために「経営改革大綱」を策定し、この中でも特に本基本構想期間（平成２６～３７（２０１４～２０２５）年）全体における重点プロジェクトとして、次の３項目を掲げます。

##### 将来都市像を実現するための

##### ～自立的都市経営における重点プロジェクト～

- １ 公共施設の再生
- ２ 財政健全化
- ３ 協働型社会の構築

##### 重点プロジェクト１

##### 公共施設の再生

本市では、これまで「文教住宅都市憲章」の理念のもと、社会経済情勢に応じた施策を展開し、時代

の変化に対応した市民サービスを提供できるまちづくりを推進してきました。

特に、バブル経済崩壊以降の国・地方の厳しい財政状況のなかでも、市民生活の充実と持続可能な行財政運営を実現するために、継続的な行財政改革を推進し、一定の成果を挙げてきました。

その一方で、公共施設は、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されていますが、土地・建物・インフラ等、保有する資産に関する改革の取り組みが十分とは言えませんでした。

そこで、将来のまちづくりを持続可能なものとするため、本市が保有する資産のうち、特に公共施設についての現状と課題を把握・分析し、施設が地域で果たす役割や機能を見直します。

また、限られた財源のなかで、時代に適合した住民サービスを提供できる公共施設の再生と再配置を、効率的・効果的に実行します。

#### 公共施設再生計画基本方針

本市が保有する公共施設は、先代から受け継がれてきた貴重な資産です。限られた財源のなかで、これらの資産を有効活用し、効率的な施設の維持管理・更新に努めていくことは、将来のまちづくりに繋がる重要な取り組みとなります。

公共施設の再生にあたっては、施設の現状と課題を把握・分析し、その上で適切な資産管理のもと、これを実行し、将来のまちづくりを持続可能なものとしていきます。

また、対象となる施設は、小学校及び中学校等の教育施設、幼稚園・保育所等の子育て支援施設、生涯学習の拠点となる公民館やコミュニティセンター、そのほか福祉施設やスポーツ施設、市営住宅や消防施設、庁舎等、市民サービスの拠点となる施設とします。

この公共施設の再生には次の3つの方向性があります。

- ① 施設重視から機能優先へ考え方を転換する「施設と機能の分離」
- ② 更新が可能な量まで、施設の更新事業費を圧縮する「保有総量の圧縮」
- ③ 計画的な維持保全を行い、バリアフリーや環境対応、避難所としての機能向上等に努める「施設の質的向上」

これらの考え方を柔軟に取り入れ、時代の変化に対応した市民サービスを提供するための場としての公共施設の整備を行い、持続可能な都市経営の基盤を整備します。

#### 重点プロジェクト2

##### 財政健全化

本市では、地方分権・地域主権改革が進むなかで、自主自立のまちづくりを推進していくために継続的に行財政改革を進めてきました。

それは、少子高齢化やグローバル化の進展、国や地方財政の悪化、環境問題への関心の高まり等、社会経済情勢の大きな変化、あるいは市民意識の多様化・高度化等の構造的な変化への的確、迅速な対応です。

しかし、近年、世界規模で経済状況が急激に変化し、予測のための前提条件が大きく異なってきたこと等から、財政運営の先行きの不透明感は今まで以上の高まりを見せています。

本市においても、歳入の根幹である市税収入については、人口減少・少子超高齢社会の到来に加え、個人所得が減少するなかで、個人市民税の減収が懸念されます。

また、固定資産税・都市計画税は、開発により一時的な伸びは期待できるものの、継続した増収を見込みにくい状況となっています。

## Ⅱ 基本構想・条例及び宣言等

### Ⅱ－１ 基本構想・条例

このように、これまで全国的にも恵まれ、安定的な財源であった本市の市税を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

一方、歳出においても、東日本大震災による復興関連経費のほか、生活保護費や児童福祉費等の扶助費の増大が予想され、更に今後の公共施設の耐震化、再生・再配置に伴う財政負担は、本基本構想の実現にも大きな影響を与えることになります。

以上のことを踏まえて、引き続き行財政改革に積極的に取り組み、将来を見据えた財政の健全化を実現し、自主財源の確保を常に視野に入れながら、自立した都市・財政基盤を構築するための財政健全化を推進します。

#### 財政健全化

地方自治体における財政問題は、自治体経営の根幹をなす問題であり、持続可能な財政運営なくしては、本市の将来展望が開けません。

近年、景気の低迷や社会の閉塞感は、社会経済構造の転換を促し、地方自治体にも大きな構造転換を迫っています。

そうしたなかで、様々な社会経済情勢の変化へ対応するためには、それぞれの地域で地方分権・地域主権改革を推進していく必要があります。

本市においては、自主自立したまちづくりを推進するための財政構造の体質強化を図るべく、財政健全化に向けた様々な取り組みや行政改革を実施してきました。しかし、依然として、厳しい財政状況が続いています。

こうした財政の現状を克服し、将来にわたって自主自立したまちづくりを進めていくため、身の丈に合った行財政運営を目指し、行政運営経費の削減、債務の適正な管理、歳入の確保、計画的な基金の積み立て等に引き続き努めます。

#### 重点プロジェクト3

##### 協働型社会の構築

地方自治体と国との行政システムの枠組みが大きく変わるなか、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現していくことが求められています。

しかし、近年の少子高齢化や子育て・環境・教育・防犯・防災等地域の抱える社会的課題は複雑・多様化しており、市のみで十分な対応をすることが困難なケースも生じています。

このようななかでは、人と人との心と行動が響き合い信頼し合える、コミュニケーション豊かな支え合いと活気ある社会づくりが求められています。

地域で困ったことがあったら地域の方に相談できるまち、地域で起こった問題は地域で解決できるまち、地域の皆さんと趣味や文化・スポーツの楽しみを分かち合えるまち。そのようなまちであれば、安全・安心で快適に暮らせ、充実した生活を送ることができます。

本市では、市制施行以来、市民とともに築くまちづくりを進めてきました。

今後も更に、NPO・ボランティア活動団体・企業・学校・町会・自治会等多様な主体が公共サービスの担い手となり、地域の様々な課題解決に向けて連携・協力する「協働」を推進します。

このように、市民自らが公共サービスの担い手となることで、地域の課題解決に向けた「市民の力」「地域の力」が向上し、各地域で質の高いきめ細やかな公共サービスの展開が可能となります。

また、「市民と市」「市民と市民」等、協働に関わる全ての人々の連携を強化するなかでは、情報の共有が大切となります。情報発信力・情報収集力の向上を図り、更なる情報化社会への対応を進め、地域



活動がしやすい環境の整備に努め、民間の力を生かし、潤いと活力ある成熟した「協働型社会の構築」を目指します。

#### 市民協働基本方針

「市民協働」が求められる背景には、高齢化・子育て・環境・教育・防犯・防災等様々な課題が地域にあり、市民のニーズも多様化・複雑化しているなかで、市が行う画一的なサービスには限界のあること、更には地方分権の流れ、まちづくりへの意識の高まり、市民自らが課題を解決する力の向上といった大きな時代の変化があります。

この「市民協働」とは、まちづくりの担い手である市民・市民活動団体・企業・学校等の市民協働のパートナーと市が、互いの特性を理解し、対等な立場で共通の目標を達成するために協力・協調することです。

市民協働には、①「自主性・自立性」②「相互理解」③「目的の共有」④「対等な関係」⑤「情報の公開・共有」という5つの基本原則があり、この原則を守りながらそれぞれの責任と役割を理解し、対等な立場で活動していきます。

本市では、協働しやすい環境づくりに向け、①推進体制の整備②活動拠点の充実③市民活動の支援④意識改革・人材育成⑤市民活動団体等の連携・交流という、5つの分野で、関連施策を推進します。

## Ⅱ－２ 宣言

### （１）核兵器廃絶平和都市宣言

○ 核兵器廃絶平和都市宣言

昭和５７年８月５日

宣言

わたくしたち習志野市民は、文教住宅都市憲章を定め、生存と安全をまちづくりの基本とした。

わたくしたち習志野市民は、我が国が世界唯一の核被爆国として被爆の恐ろしさと、被爆者の苦しみを全世界の人々に訴え続けるとともに、再び地球上に広島、長崎の、あの惨禍が繰り返されることのないよう、恒久平和を強く願うものである。

わたくしたち習志野市民は、非核三原則の完全実施を願い、平和を愛する世界の人々と共に、恒久平和を実現することを決意し、核兵器廃絶平和都市をここに宣言する。

### （２）健康なまち習志野宣言

○ 健康なまち習志野宣言

平成２６年１１月１日

宣言

わたくしたち習志野市民は、生涯にわたる健康で幸せな生活を希求し、実現し、未来につなげていくことを誓い、ここに「健康なまち習志野」を宣言します。

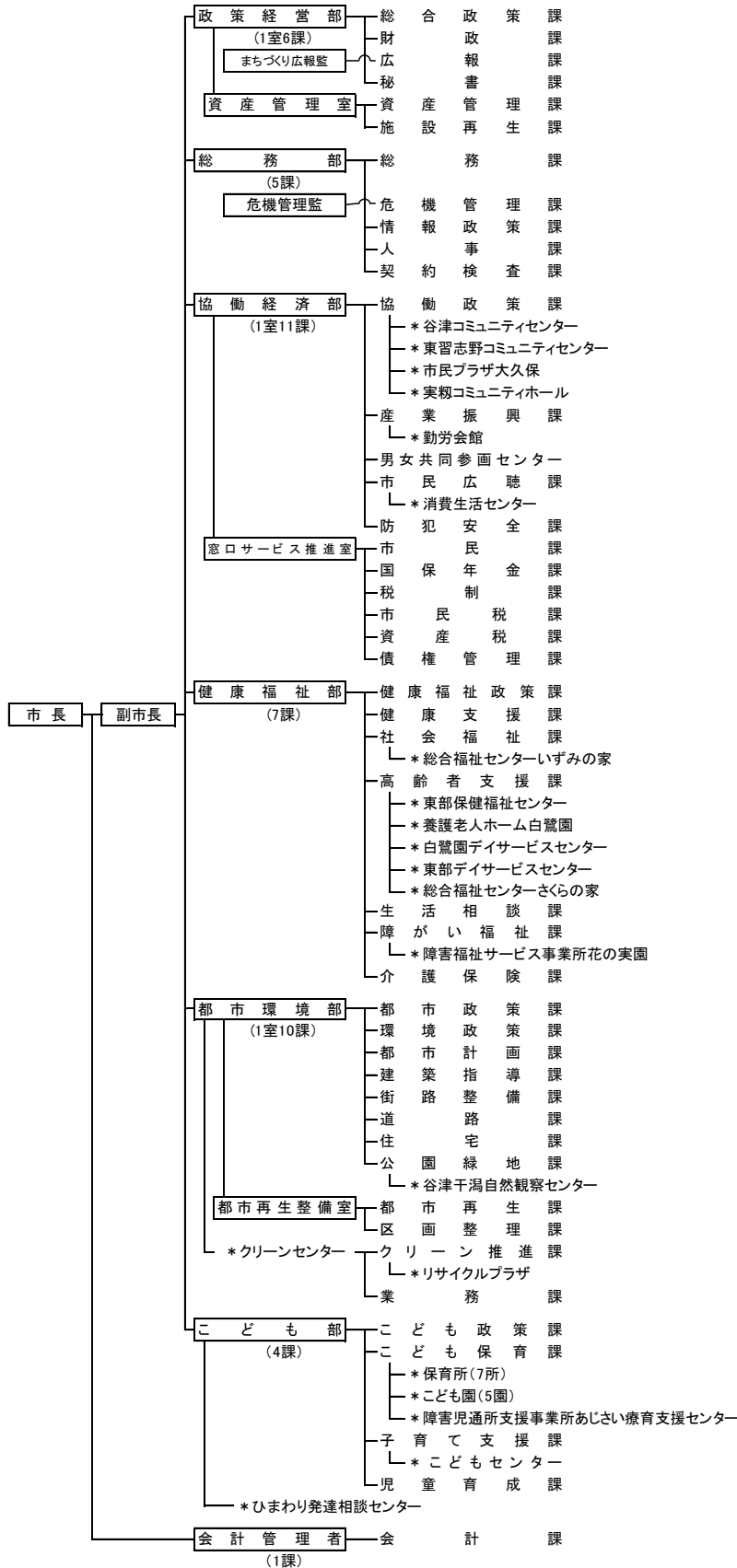
- １ わたくしたち習志野市民は、一人ひとりが自ら健康への意識を高め、主体的に行動します。
- １ わたくしたち習志野市民は、連携・協力しながら、笑顔で健康に暮らします。
- １ わたくしたち習志野市民は、あらゆる分野において、健康を支え守る社会環境をととのえます。

## II-3 習志野市組織図

平成31年度機構図

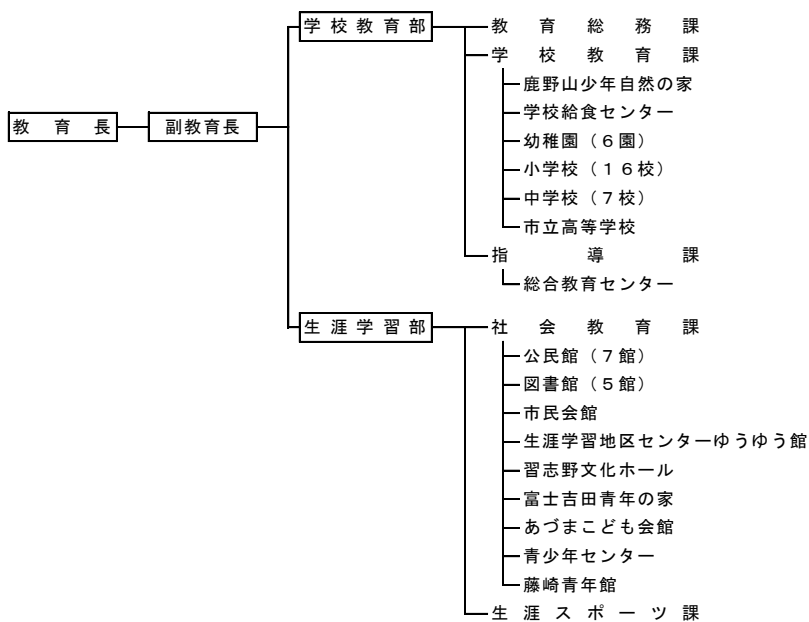
平成31年4月1日

◎ 市長事務部局(6部3室44課 \*出先機関除く。)



II 基本構想・条例及び宣言等  
II-3 習志野市組織図

◎ 教育委員会事務局

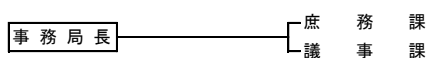


◎ 農業委員会事務局

◎ 選挙管理委員会事務局

◎ 監査事務局

◎ 議会事務局



◎ 消防本部



◎ 企業局

